

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き)

(令和9年度開設用)

< 本体 >

暫定版

文部科学省初等中等教育局
教 育 職 員 政 策 課

目 次

Ⅰ. はじめに.....	1
1. 課程認定審査スケジュールについて.....	1
2. 課程認定制度の概要.....	1
3. 課程認定の手続等.....	2
(1) 課程認定申請の要否.....	2
(2) 変更届の提出の要否.....	3
(3) 審査等スケジュール.....	4
(4) 広報活動について.....	5
4. 課程認定の審査.....	7
(1) 審査基準等.....	7
(2) 主な審査事項.....	7
(3) 審査等プロセス.....	7
(4) 教員審査.....	7
5. 課程認定に係る情報の公開.....	8
Ⅱ. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領.....	11
1. 申請要領.....	11
(1) 必要提出書類.....	11
(2) 記載内容の基準時点.....	15
(3) 課程認定に関する問合せについて.....	15
(4) 事前相談について.....	16
(5) 申請書の作成・提出方法.....	18
2. 様式の作成例及び記入要領.....	22
(1) 様式第1号.....	22
(2) 様式第2号（概要）.....	23
(3) 様式第2号（教育課程及び教育研究実施組織）.....	26
(4) 教職課程コアカリキュラム対応表.....	51
(5) 外国語（英語）コアカリキュラム対応表.....	59
(6) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表.....	60
(7) シラバス.....	62
(8) 様式第3号.....	66
(9) 様式第4号.....	72
(10) 様式第5号.....	83
(11) 様式第6号.....	85
(12) 様式第7号.....	87
(13) 様式第8号.....	91
(14) 様式第9号.....	93
(15) 様式第10号.....	99

(16) 様式第 11 号	104
3. その他の書類	106
(1) 学則・履修規程等	106
(2) 履修カルテ	107
(3) 数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムに おける科目であることを証明する書類	107
(4) 単位互換協定書	107
(5) 組織改組・再編対照表	108
4. チェックリスト	109
Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式	114
1. 変更届等の提出要領・作成例	114
(1) 教育課程の変更届	115
(2) 教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）	140
(3) 大学、設置者、学科等の名称変更届	141
(4) 学科等の入学定員変更届	142
(5) 学科等の課程認定取下届	143
(6) 旧法に基づく変更届	145
(7) 変更届等の作成・提出方法	146
Ⅳ. 審査基準等	148
1. 教職課程認定基準	148
2. 教職課程認定基準に定める「共通開設科目」の開設可能範囲（参考）	167
3. 教職課程認定審査の確認事項	169
4. 教職課程認定審査運営内規	174
5. 教職課程認定大学実地視察規程	176
6. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準	178
7. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）	179
8. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点	182
9. 教育又は研究上の業績及び実績の考え方	183
10. 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方	184
11. 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方	186
12. 外国語（英語）の審査の考え方	187
13. 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方	190
14. 教職実践演習について	192
15. 履修カルテについて	196
16. 教職課程の新たな基準に基づく認定課程の実施に当たって	201
17. 教職課程コアカリキュラム	203
18. 外国語（英語）コアカリキュラム	225
19. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム	236
20. 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン	261

V. 参考（教職課程の申請・運営にあたって）	272
1. 各科目の名称例について	272
2. Q & A（よくある質問と回答）	276
3. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について（最終改定：令和3年11月2日）	303
4. 教職課程認定等に係る質問等に関する留意事項及び令和7年度中の変更届等の提出等について（令和7年9月22日事務連絡）（抄）	312

＜年度（和暦）の記載について＞

本手引き、及び、本手引きに基づく申請書類の作成及び提出に当たっては、2019年4月末までは「平成」、2019年5月以降は「令和」の元号で表記し、2019年度は「令和元年度」と表記すること。（再課程認定については、**認定を受けた（受けようとする）年度（以下「認定年度」という。）**は「令和元年度」、**審査を行った（行う）年度（以下「審査年度」という。）**は「平成30年度」である。）

I. はじめに

1. 課程認定審査スケジュールについて

令和9年度開設予定の申請に係る審査のスケジュールについては、申請を令和8年3月16日までとし、令和8年12月中旬頃に認定を行う予定とする（状況により、変動する可能性がある）。

2. 課程認定制度の概要

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭並びに栄養教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の規定により、所定の基礎資格を備え、かつ、所定の単位を修得する必要がある。

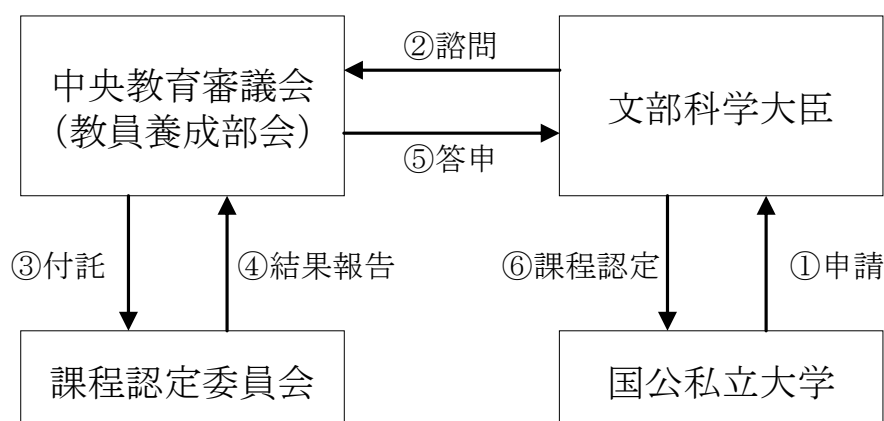
○ 別表第1（小学校教諭関係部分抜粋）

免許状 の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする 最低単位数
		教科及び教職に関する科目
専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3
一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9
二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7

この場合、大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならないこととされている（別表第1備考第5号イ）。

この、文部科学大臣の認定を「課程認定」と呼んでおり、文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるに当たっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされている（別表第1備考第5号イ、教育職員免許法施行令）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会で行っている。

○ 教職課程認定の流れ



3. 課程認定の手続等

(1) 課程認定申請の要否

教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受ける場合は、文部科学大臣に課程認定の申請を行わなければならない。課程認定の申請手続及び提出すべき書類等については、本手引きの課程認定申請要領に掲載している。

なお、再課程認定に伴い自動取下げとなった、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更を行う場合においては、「教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）」により変更届を提出すること。（本手引き145ページ参照。）

また、申請書の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードすること。

（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm）

教職課程の認定申請が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事 例	申請の要否
①	新規に学部・学科等を設置し、教職課程の認定を受けようとする場合	○
②	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を設置認可申請により設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合	○
③	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を <u>届出により設置する場合</u> で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合	△ ※1
④	認定を受けている課程を含む大学・学部・学科等を基に、大学・学部・学科等の統合をするための <u>設置認可申請を行う場合（学校法人・大学設置分科会の事前相談において、教員審査の省略が可能となった場合に限る）</u> で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合	△ ※2
⑤	認定を受けている課程を含む学部・学科等の <u>分離を行う場合</u>	△ ※3
⑥	これまで認定を受けていない学部・学科等に新たに認定を受けようとする場合	○
⑦	これまで認定を受けている課程を含む学部・学科等に、新たな種類の免許状の認定を受けようとする場合	○
⑧	学部、学科等の名称のみを変更する場合	×
⑨	教育課程、教育研究実施組織のみを変更する場合	×
⑩	公立大学が法人化する場合	×

※1 教職課程認定審査の確認事項1（1）③に基づく変更届（本手引き4ページ、114ページ以降参照、以下「変更届⑦」という。）による手続きが可能。変更届⑦の審査結果が「可」とされた場合は申請不要。変更届⑦の審査結果が「不可」とされた場合は申請が必要。

※2 教職課程認定審査の確認事項1（1）④に基づく変更届（本手引き4ページ、114ページ以降参照、以下「変更届⑧」という。）による手続きが可能。変更届⑧の審査結果が「可」とされた

場合は申請不要。変更届⑧の審査結果が「不可」とされた場合は申請が必要。

※3 大学設置認可上の取扱いにより、表の②、③、⑧のいずれかに該当する。

(2) 変更届の提出の要否

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。変更届の手續及び提出すべき書類等については、本手引きの変更届等の提出要領に掲載している。

また、変更届の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードすること。

(URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_2.htm)

教職課程における主な変更のうち、届出が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

●届出が**必要**な場合

- ・授業科目を新設又は廃止する場合
- ・授業科目の名称を変更する場合
- ・授業科目の単位数を変更する場合
- ・授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法（共通開設範囲等）を変更する場合
- ・教職専任教員を追加又は削除する場合
- ・兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合
- ・教職専任教員の担当授業科目を追加又は削除する場合
- ・教職専任教員の職位を変更する場合

●届出（報告）が**必要**な場合

- ・認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合
- ・大学名、設置者名を変更する場合
- ・学部・学科等の名称のみを変更する場合
- ・入学定員を変更する場合
- ・教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止等）

●届出が**不要**な場合

- ・授業科目のシラバスを変更する場合
- ・兼任教員を兼任教員にする場合・兼任教員を兼任教員にする場合
- ・兼任教員・兼任教員を追加又は削除する場合

※詳細については、「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」（114 ページ～）を参照すること。

(3) 審査等スケジュール

認定を受けようとする年度（以下「認定年度」という。）の前年度（以下「審査年度」という。）において審査を行う。なお、現時点での予定を示したものであり、変更となる可能性がある。審査スケジュールの変更が見込まれる場合には、課程認定申請を行った大学など対象となる大学にメール等で連絡する予定である。

課程認定の申請の可否については2ページのとおりであるが、申請の可否が△となっている③、④、⑤に該当する場合は、教職課程認定審査の確認事項1（1）③又は1（1）④に基づく変更届⑦又は⑧による手続を行うことができる。

提出があった場合は、上記事項のとおり課程認定委員会で当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるか審査が行われる。審査結果については、文部科学省教育職員政策課より所定の期限までにメールで連絡する。不可となった場合は、通常の課程認定申請を行うこと。

なお、当該変更届の手続について、2回目の期限は、審査結果の連絡時期が通常の課程認定申請の提出期限と近くなるため留意すること。その他、詳細な手続内容や必要書類については、114ページ以降を確認すること。

なお、課程認定申請においても、教職課程認定審査の確認事項1（1）③又は1（1）④に基づく変更届⑦又は⑧による手続においても、期限前における審査結果に関する個別の問合せについては一切回答できないため留意すること。

○令和9年度開設予定のスケジュール

事 項	時 期
教職課程認定審査の確認事項1（1）③又は1（1）④に基づく変更届⑦又は⑧による手続 提出期限【1】【2】	【1】令和7年9月30日（火）必着 ※1 【2】令和7年11月28日（金）必着 ※1
教職課程認定等に関する事務担当者説明会	令和7年12月23日（火）
教職課程認定審査の確認事項1（1）③又は1（1）④に該当するか否かの連絡 ※該当大学のみ対象＜令和7年9月30日締切分＞	令和7年12月26日（金）まで ※1
申請に当たっての事前相談	令和8年1月19日（月）～令和8年3月6日（金）
教職課程認定審査の確認事項1（1）③又は1（1）④に該当するか否かの連絡 ※該当大学のみ対象＜令和7年11月30日締切分＞	令和8年2月中旬まで ※1
申請（申請書提出）	令和8年3月9日（月）～16日（月）※1
諮問	令和8年7月上旬頃
課程認定委員会①	令和8年7月下旬～令和8年9月上旬
審査意見伝達	令和8年9月上旬頃までに順次

補正申請（申請書提出）	令和8年9月下旬頃までに順次
課程認定委員会②	令和8年9月下旬～令和8年10月下旬
審査意見伝達	令和8年10月下旬までに順次
答申	令和8年11月下旬頃
認定・認定書送付	令和8年12月中旬頃

○令和10年度開設予定のスケジュール

事 項	時 期
教職課程認定審査の確認事項 1（1）③又は1（1）④に 基づく変更届⑦又は⑧による 手続 提出期限【1】【2】	【1】 令和8年9月30日（水）必着 ※1 【2】 令和8年11月27日（金）必着 ※1
教職課程認定等に関する 事務担当者説明会	令和8年12月頃（予定）
教職課程認定審査の確認事項 1（1）③又は1（1）④に該 当するか否かの連絡 ※該当大学のみ対象＜令和8年 9月30日締切分＞	令和8年12月25日（金）まで ※1
申請に当たっての事前相談	令和9年1月中旬～令和9年3月上旬（予定）
教職課程認定審査の確認事項 1（1）③又は1（1）④に該 当するか否かの連絡 ※該当大学のみ対象＜令和8年 11月27日締切分＞	令和9年2月中旬まで ※1
申請（申請書提出）	令和9年3月下旬（予定）
諮問	令和9年7月上旬頃（予定）
課程認定委員会①	令和9年7月下旬～令和9年9月上旬（予定）
審査意見伝達	令和9年9月上旬頃までに順次（予定）
補正申請（申請書提出）	令和9年9月下旬頃までに順次（予定）
課程認定委員会②	令和9年9月下旬～令和9年10月下旬（予定）
答申	令和9年11月下旬頃（予定）
認定・認定書送付	令和9年12月中旬頃（予定）

※1 変更届の提出後、記載事項等の不備があることが判明した場合には、速やかに修正すること。

（４）広報活動について

認定を受ける前に教職課程に係る広報を行う場合、申請書を提出する前は、「申請予定」、申請書を提出し審査を行っているときは「申請中」として、広報を行うことは差し支えないものとする。

ただし、中央教育審議会（教員養成部会）における審査の結果、不認定又は申請内容の修正の可能性があることに鑑み、「ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時

期等が変更となる可能性があります。」と必ず付記すること。

なお、教職課程認定審査の確認事項 1（１）③又は 1（１）④に基づく変更届⑦又は⑧を提出した場合は、提出後から課程認定委員会が当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であると認めたと連絡を受けるまでの間は当該届出内容による教職課程に係る広報は行うことができないものとする。

4. 課程認定の審査

(1) 審査基準等

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び施行規則並びに教職課程認定基準（以下、「認定基準」という。）のほか、以下に基づき行う。

- ・「教職課程認定審査の確認事項」
- ・「教職課程認定審査運営内規」
- ・「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」
- ・「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点」 等

(2) 主な審査事項

審査事項・観点	審査基準
①学科等と免許状との関係 当該学科等の目的、性格及び教育課程と認定を受けようとする免許状との相当関係が適当であるか。	認定基準 2 (5)
②教育課程 教育職員免許法施行規則に定める科目の全てについて開設されているか。	教育職員免許法、 同法施行規則、 認定基準 3、4、5
③教育研究実施組織 基準上必要な教職専任教員数が確保されているか。 教職専任・兼任・兼任教員について担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有し、当該科目を担当するために十分な能力を有しているか。	認定基準 3、4、5
④施設、設備 科目に必要な施設、設備、図書等が十分に備えられているか。	認定基準 1 3
⑤教育実習 入学定員に応じ必要な規模の教育実習校が確保されているか。 教育実習実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されているか。	認定基準 1 4

(3) 審査等プロセス

審査回数については原則 2 回とする。また、審査において、多数の修正意見が付された場合や、申請の根幹にかかわるような意見が付された場合には、取り下げ勧告を行う場合があるので、十分に準備をした上で申請すること。

(4) 教員審査

履歴書、教育研究業績書及び教員就任承諾書の提出対象となる、教職課程の科目を担当する教員については、教職専任・兼任・兼任等の職の種類及び単独・複数・オムニバス等の担当形態の別を問わず、全ての教員について審査を行う。

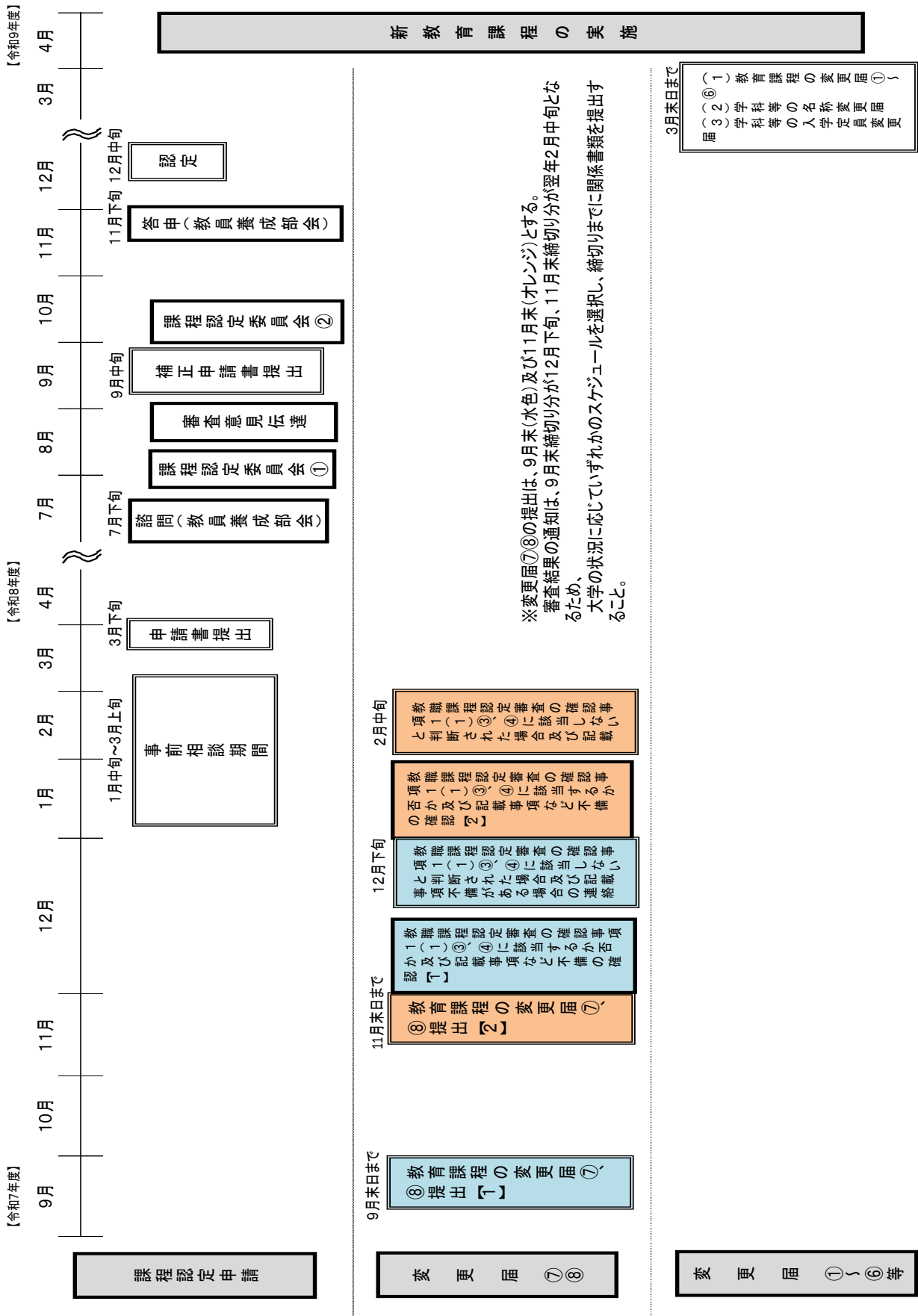
ただし、以下に該当する場合には、直近 10 年以内の教員審査（審査年度：平成 28 年度～令和 7 年度）における審査結果を尊重し、審査を行う。なお、教育職員免許法の改正に伴う **再課程認定における教員審査（審査年度：平成 30 年度）については、以下③の場合に限る。**

- ① 一種免許状及び二種免許状の教育課程の「教科及び教職に関する科目（「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項（小学校課程の英語、及び中学校・高等学校課程の外国語（英語）を除く）」及び「大学が独自に設定する科目」を除く）」、「養護及び教職に関する科目（「養護に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」を除く）」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目（「栄養に係る教育に関する科目」を除く）」及び「特別支援教育に関する科目」の担当教員が、直近10年以内の教員審査（審査年度：平成28年度～令和7年度）において単独で担当することを可（クラス分けにより担当する科目で、各クラスを単独で担当する場合も含む。以下同じ。）とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と科目区分（教育の基礎的理解に関する科目等においては事項）が同一である場合
- ② 認定基準に規定する「複合科目」及び「複合領域」の担当教員が、直近10年以内の教員審査（審査年度：平成28年度～令和7年度）において、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「教科に関する科目」、「各教科の指導法」又は「保育内容の指導法」の教員審査において単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目の教科及び領域が同一である場合
- ③ 一種免許状及び二種免許状の課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、「総合的な学習（探究）の時間の指導法」、「総合的な学習（探究）の時間に関する内容」、「教科に関する専門的事項（小学校課程の英語、及び中学校・高等学校課程の外国語（英語）のうち英語文学に限る）」、「各教科の指導法（小学校課程の英語に限る）」、「複合科目」及び「複合領域」の担当教員が、教育職員免許法の改正に伴う再課程認定の教員審査（審査年度：平成30年度）において単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と事項、教科及び領域が同一である場合

5. 課程認定に係る情報の公開

課程認定に係る書類（教職課程認定の申請書、審査の経過等）については、認定手続きが全て終了した後、教員個人に関する議事及び資料を除き順次公開する。（教職課程認定審査運営内規6参照）
（公開 URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/mext_02180.html）

○令和8年度（令和9年度開設）の課程認定審査等のスケジュール



【令和8年度】

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

4月

【令和9年度】

7月

8月

9月

10月

11月

12月

3月

4月

【令和10年度】

課程認定申請

1月中旬～3月上旬

事前相談期間

3月下旬

申請書提出

7月下旬

諮問（教員養成部会）

9月中旬

審査意見伝達

修正申請書提出

11月下旬

答申（教員養成部会）

11月下旬

認定

11月末日まで

⑧ 教育課程の変更届⑦、
⑧ 提出【1】

変 更 届 ⑦⑧

※変更届⑦⑧の提出は、9月末(水色)及び11月末(オレンジ)とする。
審査結果の通知は、9月末締切り分が12月下旬、11月末締切り分が翌年2月中旬となるため、大学の状況に応じていずれかのスケジュールを選択し、締切りまでに関係書類を提出すること。

11月末日まで

⑧ 教育課程の変更届⑦、
⑧ 提出【2】

12月下旬

教職課程認定審査の確認事項と
 項1(1)③④、④に該当しない事項
 不備がある場合の連絡記載

2月中旬

教職課程認定審査の確認事項
 項1(1)③④に該当する不備の
 確認及び記載事項

変 更 届 ①③⑥等

① 教育課程の変更届①③

② 学科等の名称変更届

③ 学科等の入学定員変更届

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領

1．申請要領

(1) 必要提出書類

教職課程認定申請のための提出書類は、以下のとおりである。各書類の作成方法については、「2. 様式の作成例及び記入要領」(22 ページ～)を参照すること。なお、科目の設置・移行状況により提出が必要となる書類が異なるため、次ページの一覧表で確認すること。

番号	書類名
①	申請課程一覧 (Excel ファイルのまま提出)
②	チェックリスト
③	様式第 1 号 申請書
④	様式第 2 号 認定を受けようとする大学の課程の概要
⑤	様式第 2 号 認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教育研究実施組織 領域及び保育内容の指導法に関する科目／教科及び教科の指導法に関する科目／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目 大学が独自に設定する科目 教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目 教育の基礎的理解に関する科目等 (教育の基礎的理解に関する科目／道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目／教育実践に関する科目) 特別支援教育に関する科目
⑥	教職課程コアカリキュラム対応表 ① 教職課程コアカリキュラム対応表 (一覧) ② 教職課程コアカリキュラム対応表 ③ 教職課程コアカリキュラム対応表 (教育実習)
⑦	外国語 (英語) コアカリキュラム対応表 ① 外国語 (英語) コアカリキュラム対応表 (一覧) ② 外国語 (英語) コアカリキュラム対応表
⑧	特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表 ① 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表 (一覧) ② 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表
⑨	シラバス
⑩	様式第 3 号 学部・学科等別 (研究科・専攻等別) 教育研究実施組織に関する書類
⑪	様式第 4 号 教員個人に関する書類 ① 履歴書 ② 教育研究業績書 ③ 教員就任承諾書
⑫	様式第 5 号 教育実習実施計画に関する書類 実習校からの受入承諾書
⑬	様式第 6 号 認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類
⑭	様式第 7 号ア 認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類
⑮	様式第 7 号イ 教育課程の運営に関する組織及び取組
⑯	様式第 7 号ウ 具体的な履修カリキュラム
⑰	様式第 8 号 誓約書
⑱	様式第 9 号 連携教職課程を設置する大学の要件
⑲	様式第 10 号ア 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する資料
⑳	様式第 10 号イ 各段階における到達目標・具体的な履修カリキュラム

②①	申請学科等の強みや専門性を身に付ける活動等に関する概要 1 枚 (A4 横・形式自由)
②②	様式第 1 1 号ア 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に関する資料
②③	様式第 1 1 号イ 各段階における到達目標・具体的な履修カリキュラム
②④	学則・履修規程等 (開設年度から適用するものを添付すること)
②⑤	履修カルテ
②⑥	数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類
②⑦	単位互換協定書
②⑧	組織改組・再編対照表

必要提出書類一覧

○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

申請する課程 書類		大学学部学科等 における 課程	大学学部学科等 における 通信の課程	短期大学学科等 における課程	短期大学学科等 における 通信の課程	大学院 研究科専攻等 における課程	大学院 研究科専攻等 における 通信の課程	大学専攻科 における 課程	短期大学専攻科 における課程	大学における 教職特別課程	大学における 特別支援教育 特別課程
①	申請課程一覧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	様式第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④	様式第2号 (概要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	様式第2号 (教育課程及び教育研究実施組織)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ ※1	教職コアカリ	○	○	○	○	×	×	△	○	○	×
⑦ ※2	英語コアカリ	△	△	△	△	×	×	△	△	△	×
⑧ ※3	特別支援コアカリ	△	△	△	△	×	×	△	△	×	○
⑨	シラバス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩	様式第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪	様式第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑫	様式第5号	○	○	○	○	×	×	×	△※4	○	○
⑬	様式第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭	様式第7号ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑮	様式第7号イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑯	様式第7号ウ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
⑰ ※5	様式第8号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑱ ※6	様式第9号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑲ ※7	様式第10号ア	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×
⑳ ※7	様式第10号イ	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×
㉑ ※7	申請学科等の強みや専門性を身に付ける活動等に関する概要	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×

② ※7	様 式 第 1 1 号 ア	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×
③ ※7	様 式 第 1 1 号 イ	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×
④	学 則 ・ 履 修 規 程 等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	履 修 カ ル テ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
⑥ ※8	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類	△	△	△	△	×	×	△	△	×	×
⑦ ※6	単 位 互 換 協 定 書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑧ ※6	組 織 改 組 ・ 再 編 対 照 表	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

- ※1 一種及び二種免許状（特別支援学校教諭の課程を除く）の認定申請を行う場合は提出すること。
- ※2 小学校、中学校（英語）、高等学校（英語）教諭一種及び二種免許状の認定申請を行う場合は提出すること。
- ※3 特別支援学校教諭一種及び二種免許状の認定申請を行う場合は提出すること。
- ※4 短期大学専攻科において教育実習、養護実習を開設する場合は提出すること。
- ※5 既に認定を受けている学科等が、新たに追加で他の免許状の課程認定を受けようとする場合に提出すること。（詳細は 91 ページを参照）
- ※6 「様式第 9 号」「単位互換協定書」「組織改組・再編対照表」は、それぞれ連携教職課程の申請、単位互換、改組を行う大学のみ提出すること。
- ※7 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例又は専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に基づく認定申請を行う場合は、該当する様式を提出すること。
- ※8 数理・データサイエンス・AIプログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類は、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 の「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」として当該プログラムの授業科目を開設する場合に提出すること。

(2) 記載内容の基準時点

各様式の記載内容の基準時点は以下のとおりである。

様式	記載時点
チェックリスト	申請書提出日
様式第1号	申請書提出日
様式第2号	令和9年4月1日（※概要については23ページを参照のこと。）
様式第3号	令和9年4月1日（※概要については66ページを参照のこと。）
シラバス コアカリキュラム対応表	令和9年度に適用されるもの
様式第4号	令和7年4月1日から申請書提出日まで
様式第5号	令和9年4月1日
実習生受入承諾書	令和7年4月1日から申請書提出日まで
様式第6号	令和9年4月1日
様式第7号	令和9年4月1日
様式第8号	申請書提出日
様式第9号	令和9年4月1日
様式第10号	令和9年4月1日
様式第11号	令和9年4月1日

(3) 課程認定に関する問合せについて

課程認定申請を行おうとしている大学による、手続（申請書の記入方法や審査スケジュールの確認等）に関する問合せがある場合は、以下により手続を行うこと。なお、問合せの際は必ず参考資料Ⅴ.

4に収録している「教職課程認定等に係る質問等に関する留意事項及び令和7年度中の変更届等の提出等について（令和7年9月22日事務連絡）」を確認し、指定のフォーマットに沿って質問すること。

① 電子メールによる問合せ（kyo-men@mext.go.jp）

電子メールの受信順に順次回答を行っており、回答までに一定の期間を要することがあるため、時間に余裕を持って問い合わせること。

② 電話による問合せ（03-5253-4111（代表））（平日 9:30～12:00、13:00～18:15）

上記時間内であっても、審査会等のため担当職員が対応できない場合があるため、なるべくメールで問い合わせること。また、問合せ内容によっては、メールにて改めて問合せをするよう指示をする場合があるため留意すること。

また、問合せに当たっては、以下の点に留意すること。

- 1 問合せは、担当職員個人宛ではなく「教員免許・研修企画室教職課程認定係」宛とすること。
- 2 問合せの前に、関係基準等及び本手引き等を確認した上で、大学にて質問事項を取りまとめた上で問い合わせること。（教職員個人による個別の問合せは受け付けない。）
- 3 担当職員にて回答できる内容は、教職課程認定制度やそれに関する手続方法についてのみであるた

め、それ以外の質問については各所管課へ問い合わせること。また、教職課程認定に関する内容であっても課程認定委員会での専門的審議が必要なものに係る問合せには回答できないため、留意すること。

(4) 事前相談について

課程認定申請に当たっては、必ず事前相談の申し込みを行うこと。

ただし、大学院研究科専攻等における専修免許状に関する課程認定申請は任意とする。

事前相談期間：令和8年1月19日（月）～3月6日（金）（土日祝日又は休日を除く）

予約開始日時：令和8年1月5日（月）午前10時～

- ① 事前相談は、オンライン形式により行う。
- ② 事前相談は、以下の実施時間帯で平日1日6回行うものとする。以下「令和9年度開設 課程認定事前相談 締切一覧」を参照の上、希望日に係る予約締切日までに予約フォームにて予約すること。

（先着順）・10：10～10：55 ・11：10～11：55
 ・13：15～14：00 ・14：15～15：00
 ・15：15～16：00 ・16：15～17：00

令和9年度開設 課程認定事前相談 締切一覧

相談日	予約締切	資料締切
1/19(月)	1/6(火)	1/9(金)
1/20(火)	1/7(水)	1/13(火)
1/21(水)	1/8(木)	1/14(水)
1/22(木)	1/9(金)	1/15(木)
1/23(金)	—	—
1/26(月)	1/14(水)	1/19(月)
1/27(火)	1/15(木)	1/20(火)
1/28(水)	1/16(金)	1/21(水)
1/29(木)	1/19(月)	1/22(木)
1/30(金)	1/20(火)	1/23(金)
2/2(月)	1/21(水)	1/26(月)
2/3(火)	1/22(木)	1/27(火)
2/4(水)	1/23(金)	1/28(水)

相談日	予約締切	資料締切
2/5(木)	—	—
2/6(金)	1/27(火)	1/30(金)
2/9(月)	1/28(水)	2/2(月)
2/10(火)	1/29(木)	2/3(火)
2/11(水)	—	—
2/12(木)	1/30(金)	2/4(水)
2/13(金)	2/2(月)	2/5(木)
2/16(月)	2/3(火)	2/6(金)
2/17(火)	2/4(水)	2/9(月)
2/18(水)	2/5(木)	2/10(火)
2/19(木)	2/6(金)	2/12(木)
2/20(金)	2/9(月)	2/13(金)
2/23(月)	—	—

相談日	予約締切	資料締切
2/24(火)	2/10(火)	2/16(月)
2/25(水)	2/12(木)	2/17(火)
2/26(木)	2/13(金)	2/18(水)
2/27(金)	2/16(月)	2/19(木)
3/2(月)	2/17(火)	2/24(火)
3/3(火)	—	—
3/4(水)	2/19(木)	2/26(木)
3/5(木)	2/25(火)	2/27(金)
3/6(金)	2/26(水)	3/2(月)

- ③ 公平性の観点から、予約フォーム以外の方法（電話、メール、直接来省しての申込み等）による受付は行わないので、留意すること。
- ④ 予約フォーム URL は下記の通り。案内に従い、事務担当者連絡先及び第一希望から第五希望日時、主な相談内容等を回答すること。
 （令和9年度開設課程認定申請事前相談予約フォーム：<https://forms.office.com/r/jKZTJQa7K7>）
- ⑤ 予約が確定次第、文部科学省から相談日時についてメールにて連絡する。相談日時の確定後、大学は課程認定事前相談表及び相談資料を同一のメールにて kyo-men@mext.go.jp 宛に資料等締切日までに送付すること。メールの件名は、**【事前相談資料・ミーティング情報送付】〇月〇日〇時〇〇**

大学」とする。なお、課程認定事前相談表は文部科学省ホームページからダウンロードすること。
(URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm)

《相談資料について》

以下の3つの資料をⅡ－1（1）の一覧を参照の上、作成すること。作成したそれぞれのデータは一つのファイル（PDF形式）に統合して、中央下に通しページ番号を付すこと。なお、PDFファイルの作成に当たっては、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接PDF形式に変換して作成すること。

また、以下の資料以外の内容についての相談事項がある場合はその資料も併せて送付すること。事前に以下の1～3の資料を提出されない場合は、質問事項に対し具体的に回答ができないため、予約状況によっては事前相談を取り消す場合もあり得るので、留意すること。

1. 様式第2号（概要、教育課程及び教育研究実施組織）
2. 様式第7号ア及びウ
3. 学則（履修規程等、認定を受けようとする学科等の開設科目と履修方法がわかるもの）
4. シラバス（教育の基礎的理解に関する科目等、各教科・領域の指導法、特別支援教育に関する科目）
5. 様式第10号ア又は様式第11号ア（教職課程認定基準10又は11による申請を行う場合のみ）
6. 上記1～3以外で準備ができていない課程認定申請書類（記載方法に誤りがないかを可能な範囲内で確認する。）

《オンラインミーティングに係る情報について》

大学をホストとした **Webex** 又は **Zoom** にて行うこととする。事前相談で使用するミーティングのURL、パスワード等の必要事項を課程認定事前相談表に記載すること。なお、ミーティングの立ち上げは相談日時の10分前までに行うこと。

- ⑥ 事前相談の内容は、関係基準等及び本手引き等を確認した上で可能な限り具体的な内容とすること。なお、事前相談は、申請書等の作成内容や方法に関して、各法令等の趣旨や過去の課程認定委員会での指摘等を元に、事務的な確認を行うので、以下のような質問には対応できないため、留意すること。

○課程認定委員会での専門的審議が必要なもの

1. 授業科目〇〇を担当する△△教員の業績はこれで足りているか
2. 学科の目的等と免許教科の相当性はこの内容で満たされているか
3. コアカリキュラムで求められている内容はこのシラバスで足りているか
4. 様式第10号等の内容はこれで問題ないか

○質問対象箇所が明らかでなく書類全体の添削を求めるようなもの

1. 授業科目〇〇のシラバス案を作成してみたが、問題ないか
2. 様式第2号の案を作成してみたが、記載に不備はないか

3. 学則案を作成してみたが、全体的に不備はないか

○課程認定申請と直接関係のないもの（免許状の取得・申請に係る質問については、免許係（menkyo@mext.go.jp）宛に行うこと。）

1. 改正後の施行規則第○条第△項の解釈について、○○で問題ないか
2. 平成・令和△年度入学生の学力に関する証明書の作成について、○○で問題ないか
3. 科目等履修生の免許状取得の適用年度については、○○で問題ないか

- ⑦ 予約確定後に事前相談を取り消すことは可能だが、相談日の変更は行わないため、留意すること。
（相談日を変更する場合は、kyo-men@mext.go.jp 宛に取り消しを希望する旨を連絡し、再度フォームから予約を行うこと。）

（５）申請書の作成・提出方法

- ① 申請書は一部を除いてPDFファイルにしたものを zip 形式にまとめ、申請書提出期間中に下記 Box へのアップロードにより提出すること。なお、提出した旨を下記フォームへの入力により報告すること。

申請書提出期間：令和 8 年 3 月 9 日（月）～ 1 6 日（月）

申請書提出用 Box：<https://mext.ent.box.com/f/018628be97494b0997cc1a028f61cf16>

提出報告フォーム：<https://forms.office.com/r/yw66dN4FM2>

- ② 全ての様式について、押印は不要とする。
- ③ 「申請課程一覧」を文部科学省ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、申請書と併せて提出すること（エクセルファイルのまま提出すること）。
（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm）
- ④ 申請書は、大学・短期大学・大学院等ごと、通学課程・通信課程ごとに分けて作成すること。
- ⑤ 各書類の本文におけるフォントサイズは統一し、極端に大きく又は小さくならず読みやすい構成となるよう留意すること（10.5～12pt 程度目安）。
- ⑥ 各様式は、次頁の表の「番号」欄ごとに含まれる書類を 1 つの PDF ファイルにまとめ、「しおり」欄の指定のとおり、しおりを付すこと。また、ファイル名は、「ファイル名」欄の指定のとおりとし、末尾に大学名を入れること。
- ※作成しない様式がある場合も、ファイル名の頭の番号を変更しないこと（番号が飛ぶことになってもかまわない）。

番号	書類名	しおり	ファイル名
0	申請課程 (Excel 様式のまま提出)	—	00_申請課程 (〇〇大学)
1	チェックリスト	—	01_チェックリスト (〇〇大学)
2	様式第1号	—	02_様式第1号 (〇〇大学)
3	様式第2号 (概要) 様式第2号 (教育課程及び教育研究実施組織) ※1 領域及び保育内容の指導法に関する科目／教科及び教科の指導法に関する科目／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目 大学が独自に設定する科目 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 教育の基礎的理解に関する科目等 特別支援教育に関する科目	左記の科目ごと、学科等ごとにしおりを付すこと	03_様式第2号 (〇〇大学)
4-1	教職課程コアカリキュラム対応表 ※2 ①教職課程コアカリキュラム対応表 (一覧) ②教職課程コアカリキュラム対応表 ③教職課程コアカリキュラム対応表 (教育実習)	左記の区分ごとにしおりを付すこと	04_1_職コアカリ (〇〇大学)
4-2	外国語 (英語) コアカリキュラム対応表 ※3 ①外国語 (英語) コアカリキュラム対応表 (一覧) ②外国語 (英語) コアカリキュラム対応表	左記の区分ごとにしおりを付すこと	04_2_英コアカリ (〇〇大学)
4-3	特別支学校援教諭免許状コアカリキュラム対応表 ※3 ①特別支学校援教諭免許状コアカリキュラム対応表 (一覧) ②特別支学校援教諭免許状コアカリキュラム対応表	左記の区分ごとにしおりを付すこと	04_3_特支コアカリ (〇〇大学)
5	シラバス	授業科目ごとにしおりを付すこと	05_シラバス (〇〇大学)
6	様式第3号 ※1	—	06_様式第3号 (〇〇大学)
7	様式第4号 ※4 ①履歴書 ②教育研究業績書 ③教員就任承諾書	教員ごとに「通し番号+氏名」のしおりを「①履歴書」ページに付すこと	07_様式第4号 (〇〇大学)
8	様式第5号	—	08_様式第5号 (〇〇大学)
9	様式第6号	—	09_様式第6号 (〇〇大学)
10	様式第7号ア 様式第7号イ 様式第7号ウ ※1	—	10_様式第7号 (〇〇大学)
11	様式第8号	—	11_様式第8号 (〇〇大学)
12	様式第9号	—	12_様式第9号 (〇〇大学)
13	様式第10号ア 様式第10号イ 申請学科等の強みや専門性を身に付ける活動等に関する概要	—	13_様式第10号 (〇〇大学)
14	様式第11号ア	—	14_様式第11号

	様式第 11 号イ		(〇〇大学)
15	学則	—	15_学則等 (〇〇大学)
	履修規程等		
16	履修カルテ	—	16_履修カルテ (〇〇大学)
17	数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類	—	17_数理科目 (〇〇大学)
18	単位互換協定書	—	18_単位互換協定書 (〇〇大学)
19	組織改組・再編対照表	—	19_組織改組・再編対照表 (〇〇大学)

※1 複数の免許種を申請する場合は、施行規則に定める科目及び事項ごとにまとめ、同一科目及び事項内では様式第 2 号（概要）に記載した学科等の順に並べること。

領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項→保育内容の指導法）

教科及び教科の指導法に関する科目（小学校、教科に関する専門的事項→各教科の指導法）

教科及び教科の指導法に関する科目（中学校－高等学校、同一学科内の各免許教科については施行規則の記載順）

養護に関する科目

栄養に係る教育に関する科目

大学が独自に設定する科目（幼→小→中・高→養教）

教育職員免許法施行規則第 6 条の 6 に定める科目

教育の基礎的理解に関する科目等（幼→小→中・高→養教→栄教）

特別支援教育に関する科目

※ 専修免許状課程の「大学が独自に設定する科目」については、一種・二種免許状課程の、領域及び保育内容の指導法に関する科目、教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、特別支援教育に関する科目の並び順に準じる。

（例）A 学科で中一種（保健体育）・高一種免（保健体育）・養教一種免、B 学科で幼一種免・小一種免・中一種免（数学）（理科）・高一種免（数学）（理科）（情報）、C 学科で幼一種免・栄教一種免を申請する場合は、以下の並び順となる。

- ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（B 学科（幼）→C 学科（幼））
- ② 教科及び教科の指導法に関する科目（B 学科（小））
- ③ 教科及び教科の指導法に関する科目（A 学科（中・保体→高・保体）→B 学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報））
- ④ 養護に関する科目（A 学科）
- ⑤ 栄養に係る教育に関する科目（C 学科）
- ⑥ 大学が独自に設定する科目（B 学科（幼）→C 学科（幼）→B 学科（小）→A 学科（中・保体→高・保体）→B 学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報）→A 学科（養））
- ⑦ 教育職員免許法施行規則第 6 条の 6 に定める科目※（B 学科（幼）→C 学科（幼）→B 学科（小）→A 学科（中・保体→高・保体）→B 学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報）→A 学科（養）→C 学科（栄））

※ 共通開設を行う場合は、まとめて作成する。

- ⑧ 教育の基礎的理解に関する科目等（B 学科（幼）→C 学科（幼）→B 学科（小）→A 学科（中・高）→B 学科（中・高※）→A 学科（養）→C 学科（栄））

※ A 学科と共通開設を行う場合は、A 学科分とまとめて作成する。

※2 ※1 と同様の順に①②を並べ、対応表全体の最後に③を並べること。

（例）A 学科で中一種（保健体育）・高一種免（保健体育）・養教一種免、B 学科で幼一種免・小一種免・中一種免（数学）（理科）・高一種免（数学）（理科）（情報）、C 学科で幼一種免・栄教一種免を申請する場合は、以下の並び順となる。

B 学科（幼）の①②→C 学科（幼）の①②→B 学科（小）の①②→A 学科（中・高）の①②→B 学科

(中・高)の①②※→A学科(養)の①②※→C学科(栄)の①②※→③
 ※ 共通開設を行う場合は、まとめて作成する。

※3 ※1と同様の順に①②を並べること。

※4 様式第4号は、様式第3号の「備考」欄に記載している教員別の通し番号順に、教員ごとに「履歴書」「教育研究業績書」「教員就任承諾書」の順で並べること。

⑦ ファイルごとに右肩にページ番号を振ること。

⑧ 仕切りページや白紙ページの挿入は不要。

⑨ 全ての書類は、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体をPDFファイルに変換して作成すること。

⑩ PDFファイルの表示設定を、以下※1～※3のとおり設定すること。

※1 ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること

※2 ページレイアウトは「連続」

※3 表示比率は「幅に合わせる」

⑪ ⑥のとおり作成した申請書は、一式を1つのzipフォルダにまとめ、今回申請する課程の種類に応じ、それぞれ以下のとおりフォルダ名を設定すること。

申請する課程の種類	フォルダ名
大学学部学科等における課程	〇〇大学課程認定申請書【学部学科等の課程】
大学学部学科等における通信の課程	〇〇大学(通信)課程認定申請書【学部学科等の課程(通信)】
短期大学学部学科等における課程	〇〇短期大学課程認定申請書【学科等の課程】
短期大学学部学科等における通信の課程	〇〇短期大学(通信)課程認定申請書【学科等の課程(通信)】
大学院研究科専攻等における課程	〇〇大学大学院課程認定申請書【研究科専攻等の課程】
大学院研究科専攻等における通信の課程	〇〇大学大学院(通信)課程認定申請書【研究科専攻等の課程(通信)】
大学専攻科における課程	〇〇大学専攻科課程認定申請書【専攻科の課程】
短期大学専攻科における課程	〇〇短期大学専攻科課程認定申請書【専攻科の課程】
大学における教職特別課程	〇〇大学課程認定申請書【教職特別課程】
大学における特別支援教育特別課程	〇〇大学課程認定申請書【特別支援教育特別課程】

2. 様式の作成例及び記入要領

(1) 様式第1号

<作成例>

様式第1号	〇〇大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書
	令和〇〇年〇月〇〇日
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	申請者（設置者）名 申請者（設置者）の長の職名及び氏名
この度、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、認定の上は、確実に申請に係る計画を履行します。	

- ①「**〇〇大学**」の部分には、認定年度における大学名を記載し、今回申請する課程の種類に応じて以下のとおり記載すること。

大学学部学科等の課程	〇〇大学
大学学部学科等の通信の課程	〇〇大学（通信）
短期大学学科等の課程	〇〇短期大学
短期大学学科等の通信の課程	〇〇短期大学（通信）
大学院研究科専攻等の課程	〇〇大学大学院
大学院研究科専攻等の通信の課程	〇〇大学大学院（通信）
大学専攻科の課程	〇〇大学専攻科
短期大学専攻科の課程	〇〇短期大学専攻科
大学の教職特別課程	〇〇大学教職特別課程
大学の特別支援教育特別課程	〇〇大学特別支援教育特別課程

- ②「**申請者（設置者）名**」及び「**申請者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。また、押印は不要であること。なお、記載後、様式中の「**申請者（設置者）名**」及び「**申請者（設置者）の長の職名及び氏名**」の文言は削除すること。

申請者（設置者）名

- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

申請者（設置者）の長の職名及び氏名

- 国立大学→国立大学法人の長
- 公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ③本文には変更を加えないこと。

(2) 様式第2号(概要)

様式は、「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科の課程」「教職特別課程」により異なるため、認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用すること。

＜作成例＞

様式第2号(概要)(学部学科等の課程)

認定を受けようとする大学の課程の概要

大学名	① ○○大学(学部学科等の課程)							
設置者名	② ○○○○							
大学の位置	③ ○○県○○市○○町○○番地○							
学部名 ④	学科等名	⑤ 入学 定員	⑥ 設置年度	⑦ 認定を受けようとする 免許状の種類 (免許教科・領域)	⑧ 現在認定を受けている免許状の種類(免許教科・領域) (認定年度) ⑨			
					⑩ 幼・小	中・高	特支	養教・栄教
○○学部	○○学科	○○	令和○年度	幼一種免 小一種免				
△△学部	△△学科	—	平成○○年度			中一種免(国語) 〈令和元年度〉 高一一種免(国語) 〈令和元年度〉	特支一種免 〈知・肢・病〉 〈平成18年度〉	
	▼▼学科	○○	令和○年度	中一種免(国語) 高一一種免(国語) 特支一種免 (知・肢・病)				
◇◇学部	◇◇学科	○○	令和○年度	中一種免(理科) (連携教職課程) 高一一種免(理科) (連携教職課程)				
	◆◆学科	○○	平成○○年度	栄教一種免				養教一種免 (令和元年度)
入学定員合計		○○						
備考 ⑪	・○○学部○○学科は、令和○○年度設置のため、現在、設置認可申請中である。 ・△△学部▼▼学科は、△△学部△△学科を改組し、令和○○年度設置のため、現在、設置届出予定である。△△学科については、取下げ届提出予定。 ・◇◇学部◇◇学科(中一種免(理科)、高一一種免(理科))は、◆◆大学◆◆学部◆◆学科(入学定員○○人)との連携教職課程の認定申請である。 ・◇◇学部◆◆学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として平成○○年○○月に指定済である。							

①「**大学名**」欄は、認定を受けようとする課程の種類に応じて記載すること。

申請する課程の種類	記載	使用する様式
大学学部学科等における課程	○○大学(学部学科等の課程)	学部学科等の課程
大学学部学科等における通信の課程	○○大学(学部学科等の通信課程)	
短期大学学科等における課程	○○短期大学(学科等の課程)	

短期大学学科等における通信の課程	〇〇短期大学（学科等の通信課程）	
大学院研究科専攻等における課程	〇〇大学大学院（研究科専攻等の課程）	研究科専攻等の課程
大学院研究科専攻等における通信の課程	〇〇大学大学院（研究科専攻等の通信課程）	
大学専攻科における課程	〇〇大学（専攻科の課程）	
短期大学専攻科における課程	〇〇短期大学（専攻科の課程）	短期大学専攻科の課程
大学における教職特別課程	〇〇大学（教職特別課程）	教職特別課程
大学における特別支援教育特別課程	〇〇大学（特別支援教育特別課程）	

- ③ 「**設置者名**」欄は、認定年度（令和９年度）の４月１日時点の大学の設置者を記載すること。（学長名及び理事長名は記載しないこと。）

国立大学→国立大学法人名

公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名

私立大学→私立大学を設置する学校法人名

- ③「**大学の位置**」欄は、既に認定を受けている課程及び認定を受けようとする課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

- ④ 「**学部名**」「**学科等名**」欄は、申請時（令和８年３月）における**大学全体**の課程認定の状況を記載し、それに加えて今回新たに認定を受けようとする学科等の状況を記載すること。ただし、全体として認定年度（令和９年度）の学則定員が設定された組織名称の記載となるよう留意すること（「**入学定員**」欄も同様）。

- ※ 改組の場合、改組前の学科等が申請書を提出する年度（令和７年度）において課程認定を受けているのであれば、改組前・改組後の学科等名の両方を記載し、備考欄に改組する（認定後は取り下げる）旨を記載すること。
- ※ 申請に係る学科等以外で、認定年度（令和９年度）までに学科名称・定員変更を予定している場合には、新学科名称・定員を記載し、備考欄に、申請時（令和８年３月）の学科名称・定員を記載した上で、変更予定と記載すること。
- ※ 認定年度（令和９年度）までに課程の取下げを予定している場合には、備考欄にその旨を記載すること。
- ※ 第２部（夜間の課程）、第３部（昼間２交代制又は昼夜間２交代制等特殊な形態で授業を行う課程）がある場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- ※ 学則に定員が定められていない専攻やコースは記載しないこと。
- ※ 教職課程認定を受けていない学部学科等及び教職課程認定を受ける予定のない学部学科等は記載しないこと。

- ⑤ 「**入学定員**」欄は、認定年度（令和９年度）の学則に定める入学定員数を記載すること。また、学部等連係課程実施基本組織の入学定員は実際に学則で定める当該連係課程の入学定員、連係協力学部等の入学定員は学部等連係課程の入学定員を差し引いた定員を記載すること。なお、編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は記載しないこと。

認定年度（令和 9 年度）時点で改組、募集停止等となる学科等及び認定取下げにより当該学科等に教職課程が存在しなくなる学科等においては、「－」（ハイフン）を記載すること。

⑥「**設置年度**」欄は、当該学科の設置年度を記載すること。改組を伴わない学科名称の変更を行っている場合は、名称変更前の設置年度を記載の上、備考欄に学科名称の変更の状況を記載すること。（設置申請年度や課程認定の年度ではないため注意すること。）

⑦「**認定を受けようとする免許状の種類**」欄は、令和 9 年度に新たに認定を受けようとする免許状の免許教科及び種類を記載すること。また、連携教職課程により認定を受ける場合は、当該免許種の後に「（連携教職課程）」と明記すること。

⑧「**現在認定を受けている免許状の種類**」欄は、申請時点で認定を受けている（教職課程認定審査 1（1）③若しくは 1（1）④に基づく届出により認められた課程を含む）免許状の免許教科及び種類を記載すること。

⑨免許状の免許教科及び種類の記載に当たっては、以下を参考に略記すること（免許教科は略記しないこと）。

幼稚園教諭一種免許状	幼一種免
幼稚園教諭専修免許状	幼専免
小学校教諭二種免許状	小二種免
小学校教諭専修免許状	小専免
中学校教諭一種免許状（国語）	中一種免（国語）
中学校教諭専修免許状（社会）	中専免（社会）
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	高一種免（地理歴史）
高等学校教諭専修免許状（数学）	高専免（数学）
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・病弱者）	特支一種免（知・病）
特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者）	特支専免（視）
養護教諭一種免許状	養教一種免
養護教諭専修免許状	養教専免
栄養教諭一種免許状	栄教一種免
栄養教諭専修免許状	栄教専免

⑩「**（認定年度）**」欄は、改組を伴わない学科名称変更を行っている場合は、名称変更前の認定年度を記載すること。（※審査年度ではないため注意すること。）

※平成 30 年度の再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

⑪「**備考**」欄は、設置者や大学名の変更予定、既に認定を受けている課程の名称・定員変更等の予定や、認定を受けようとする課程の設置申請・改組の状況、管理栄養士養成施設等の指定の状況等を記載すること。また、連携教職課程により認定を受ける場合は、連携先の大学の学部学科名及びの入学定員を記載すること。

(例) 大学の設置者、大学名変更等の予定

- ・〇〇年度より、設置者が〇〇から〇〇へ変更予定。
- ・〇〇年度より、大学名を〇〇大学から〇〇大学へ変更予定。

既に認定を受けている課程の名称・定員変更等の予定

- ・〇〇年度より、〇〇学科が〇〇学科へ名称変更予定。
- ・〇〇年度より、〇〇学科の定員を〇〇から〇〇へ変更予定。

認定を受けようとする学部学科等が設置予定の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中（予定）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、現在、設置届出予定である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、既に、設置届出済である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇学部△△学科を改組し、現在、設置認可申請中である。△△学科については、取下届提出予定。

届出設置予定であり、教職課程認定審査の確認事項１（１）③に係る変更届について承認を受けた課程がある場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、●●学部●●学科を改組し、〇〇年度設置のため、現在、設置届出済である。同学科の□□免（□□）については教職課程認定審査の確認事項１（１）③による変更届について承認を受けた。●●学部●●学科については、〇年度をもって教職課程認定を取り下げる予定である。

認定を受けようとする免許状の種類が、栄養教諭一種免許状又は栄養教諭二種免許状の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第５条の３第４号の規定により、管理栄養士養成施設として〇〇年〇〇月に指定済（指定申請中）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第２条第１項の規定により、栄養士養成施設として〇〇年〇〇月に指定済（指定申請中）である。

連携教職課程により認定を受ける場合

- ・本申請は〇〇大学〇〇学部〇〇学科（入学定員〇〇人）との連携教職課程の認定申請である。

学部等連係課程実施基本組織等により認定を受ける場合

- ・××課程は学部等連係課程実施基本組織である（連携協力学部等は△△学部と□□学部）。そのため、××課程の入学定員は△△学部の内数〇名、□□学部の内数●●名の和である。なお、連携協力学部等の入学定員は学部等連係課程実施基本組織に充てている入学定員を差し引いて記載している。

（３）様式第２号（教育課程及び教育研究実施組織）

様式第２号（認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織）には、各課程において教員免許状取得のために開設する授業科目及び教職専任教員の状況を記載すること。

＜共通事項＞

- 「学部・学科等」「入学定員」欄は、様式第２号（概要）及び学則等の記載内容と一致させること。
- 「免許状取得に必要な最低修得単位数」欄は、施行規則に規定する単位数を記載すること。
- 「学位」「学位又は学科の分野」欄は、大学設置認可や学則等に係る記載内容と一致させること。
- 授業科目の「名称」「単位数」「備考」欄は、シラバス及び学則等の記載内容と一致させること。
- 単位数の「必修」「選択」欄は教員免許状取得のための必修科目・選択科目の別を記載すること。（※卒業要件の必修・選択ではない。）なお、複数科目から選択必修とする場合、単位数は「選択」欄に記載し、選択必修の旨を当該科目の「備考」欄に記載すること。
- 「共通開設」欄は、共通開設可能な組合せを課程認定基準等で確認の上、各様式の留意点を参照して記載すること。
- 「教職専任教員」欄は、以下のとおり記載すること。（課程認定上の「教職専任教員」のみ記載する。「兼任教員」及び「兼任教員」は当該様式には記載しないこと。）
 - ・当該授業科目を担当する教職専任教員の氏名を記載すること。なお、旧姓等の通称を使用してい

る場合は、括弧書きで本名を併記すること。(例:通称 文科花子、本名 科学花子の場合、「文科(科学)花子」と記載。様式第3号、第4号等、他の様式においても同様に記載すること)

・複数の授業科目を担当する教職専任教員は、一つの授業科目を除いて、その他は教職専任教員の氏名を括弧書きにすること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の教職専任教員は、3領域以上にわたり、それぞれにおいて1人以上を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

・認定基準4-1(3)(※4)に示すただし書教員を配置する場合は、氏名の左側に●を付すこと。(必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に参入可能。)

・認定年度(令和9年度)までに教職専任教員の昇任が確定している場合、令和9年4月1日時点の役職で記載すること。

- 様式中の「**教職専任教員**」欄の網掛けは、認定基準に規定する各区分への教職専任教員の配置状況を確認するために設定しているため、変更及び削除を行わないこと。
- 課程認定上の教職専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「〔保育内容の指導法〕又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目のいずれかについてのみ教職専任教員として記載することができる。重複して教職専任教員としないよう留意すること。また、上記のそれぞれの教職専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。
- 「●**単位数**」欄は、必修科目の単位数について、選択必修で最低限選択しなければならない単位数を含めて記載すること。選択科目の単位数について、選択必修で最低限選択しなければならない単位数を除いて記載すること。
選択必修の組合せ次第で最低限選択しなければならない単位数が異なる場合、必修科目欄には最も少なくなる組合せの単位数を、選択科目欄には最も多くなる組合せの単位数を記載すること。
- 「●**教職専任教員数(合計)**」欄は、教職専任教員数の実数を記載すること。(※括弧を付さずに記載している教職専任教員の氏名の数と一致する。)
- 「●**必要教職専任教員数**」欄は、認定基準で定める教職専任教員数を記載すること。
- 「**施行規則に定める科目区分等**」欄に記載されている各科目区分のうち、対応する授業科目を開設しない場合であっても、当該科目区分の欄は行を削除しないこと。(専修免許状の課程を除く。)
- 授業科目を連携開設科目として開設する場合は、当該科目の「**備考**」欄に「連携開設科目(〇〇大学)」と記載すること。「〇〇大学」には、当該授業科目を開設する大学名を記載すること。

<一種・二種の免許状の課程>

i) 幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目①領域に関する専門的事項

<作成例>

様式第2号（幼・領域及び保育内容の指導法）①											
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 50	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 領域及び保育内容の指導法に関する科目 16単位				2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				教職専任教員				備考
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		教授	准教授	講師	助教		
				必修	選択						
幼一種免	領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康	健康活動	2		●●〇〇					
		人間関係	人間関係	2							
		環境	環境 1	1			△△△△				
			環境 2	1			(△△△△)				
		言葉	言葉	2							
		表現	造形表現 音楽表現	1 1					×××× (××××)		
領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目											
●単位数	A. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			10単位		●「領域に関する専門的事項」における教職専任教員数（複合領域における教職専任教員を含む）				3人	
	B. 教員の免許状取得のための選択科目			0単位		●「教育の基礎的理解に関する科目」における教職専任教員数				2人	
	「領域に関する専門的事項」及び「各保育内容の指導法」の必修単位数の合計（A+C）			22単位		●「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び、生徒指導、教育相談等に関する科目における教職専任教員数				1人	
	「領域及び保育内容の指導法に関する科目における開設授業科目の合計単位数」（A+B+C+D）－「免許状取得に必要な最低修得単位数」			8単位		●教育実践に関する科目における教職専任教員数				0人	
	※保育内容の指導法の開設単位数も含めて記載すること					●教職専任教員数（合計）				6人	
						●必要教職専任教員数				6人	

①幼稚園教諭一種免許状の課程の場合は5領域、二種免許状の場合は4領域以上の科目を開設すること。(認定基準上の「複合領域」に該当する科目をもって充ててはできない。)

②全領域のうち3領域以上にわたり、各1人以上の教職専任教員の配置が必要となる。そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。なお、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のいずれか又は合わせて2人の増員が必要となる。その他教員の配置については認定基準4-1(3)を確認の上、適切に配置すること。③認定基準上の「複合領域」に該当する科目を開設する場合は、「領域及び

保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」欄に記載すること。なお、「複合領域」を担当する教職専任教員は「領域に関する専門的事項」の教職専任教員に含めることができる。また、同一学科等において、幼稚園の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

④単位数について

- 「**A. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」には、必修科目のみではなく、選択科目のうち選択必修科目として修得する科目の単位数を含めること。例えば、5科目10単位から2科目4単位の選択必修としている場合、4単位分は**A**に、6単位分は**B**に算入すること。
- 「**B. 教員の免許状取得のための選択科目**」には、選択科目のうち、選択必修科目として修得する科目以外の科目の単位数を記載すること。
- 「『領域に関する専門的事項』及び『各保育内容の指導法』の必修単位数の合計（**A+C**）」には、「**A. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」と様式第2号（幼・領域及び保育内容の指導法）②の「**C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」の合計数を記載すること。
- 「『領域及び保育内容の指導法に関する科目における開設授業科目の合計単位数』（**A+B+C+D**）－『免許状取得に必要な最低修得単位数』」には、「**A. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」、「**B. 教員の免許状取得のための選択科目**」、様式第2号（幼・領域及び保育内容の指導法）②の「**C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」及び「**D. 教員の免許状取得のための選択科目**」の合計数から免許状取得に必要な最低修得単位数を差し引いた単位数を記載すること。

ii) 幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目②保育内容の指導法

〈作成例〉

様式第2号（幼・領域及び保育内容の指導法）②											
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 50	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 領域及び保育内容の指導法に関する科目 16単位			2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		教職専任教員				備考		
			授業科目	単位数		教授	准教授	講師			助教
				必修	選択						
幼一種免	領域及び保育内容の指導法に関する科目	（情報機器及び教材の活用を含む。） 保育内容の指導法	保育内容総論	2	2						
			保育内容研究								
			健康領域指導法	2							
			人間関係領域指導法	2							
			環境領域指導法	2							
			言葉領域指導法	2							
			表現領域指導法Ⅰ	1							
			表現領域指導法Ⅱ	1							
●単位数		C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			12単位						
		D. 教員の免許状取得のための選択科目			2単位						

- ① 「保育内容の指導法」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。

〈作成例〉

①「教科に関する専門的事項」のうち「外国語（英語）」の外国語コアカリキュラムに記載された事項を修得するための科目においては、外国語コアカリキュラム対応表の提出対象となる。

- ②一以上の教科の科目を開設すること。(認定基準上の「複合科目」に該当する科目をもって充てることはできない。)
- ③認定基準4－8（1）i）により同一学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。
- ④認定基準4－8（1）ii）により複数の学科等で共通開設を行う科目は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」を、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「学校種等」欄の記載は不要。）。
- ⑤1人以上の教職専任教員の配置が必要となる。そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。なお、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のいずれか又は合わせて2人の増員が必要となる。その他教員の配置については認定基準4－2（4）を確認の上、適切に配置すること。
- ⑥認定基準上の「複合科目」に該当する科目を開設する場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」欄に記載すること。なお、「複合科目」を担当する教職専任教員は「教科に関する専門的事項」の教職専任教員に含めることができる。また、同一学科等において、幼稚園の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。
- ⑦単位数について
- 「**A. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」には、必修科目のみではなく、選択科目のうち選択必修科目として修得する科目の単位数を含めること。例えば、5科目10単位から2科目4単位の選択必修としている場合、4単位分は**A**に、6単位分は**B**に算入すること。
 - 「**B. 教員の免許状取得のための選択科目**」には、選択科目のうち、選択必修科目として修得する科目以外の科目の単位数を記載すること。
 - 「『教科に関する専門的事項』及び『各教科の指導法』の必修単位数の合計（**A+C**）」には、「**A. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」と様式第2号（小・教科及び教科の指導法）②の「**C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」の合計数を記載すること。
 - 「『教科及び教科の指導法に関する科目における開設授業科目の合計単位数』（**A+B+C+D**）－『免許状取得に必要な最低修得単位数』」には、「**A. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」、「**B. 教員の免許状取得のための選択科目**」、様式第2号（小・教科及び教科の指導法）②の「**C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」及び「**D. 教員の免許状取得のための選択科目**」の合計数から免許状取得に必要な最低修得単位数を差し引いた単位数を記載すること。

iv) 小・教科及び教科の指導法に関する科目②各教科の指導法

<作成例>

様式第2号（小・教科及び教科の指導法に関する科目）②													
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（小・教科及び教科の指導法に関する科目）													
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 50	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目 30単位				2. 学 位 学 士 （〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇			
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				教職専任教員				備考		
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師		助教	
				必修	選択	学校種等	学科等						
小一種免 教科及び教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 科目	各教科の指導法に関する科目	国 語 （書写を含む。）	国語科指導法	2				〇〇〇〇					
		社 会	社会科指導法	2									
		算 数	算数科指導法	2									
		理 科	理科指導法	2									
		生 活	生活科指導法	2					××××				
		音 楽	音楽科指導法	2									
		図画工作	図画工作科指導法	2									
		家 庭	家庭科指導法	2									
		体 育	体育科指導法	2									
		外国語	外国語（英語）指導法	2		中 同	（〇〇〇〇）						
●単位数 C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 20単位 D. 教員の免許状取得のための選択科目 0単位													

- ①「各教科の指導法」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。
- ②全10教科の指導法科目を開設すること。そのうち1人以上は教職専任教員の配置が必要となる。
- ③認定基準4－8（2）viii）により指導法科目の共通開設を行う場合、同一学科等で共通開設を行う科目においては「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。また、複数の学科等で共通開設を行う科目においては「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」を、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「学校種等」欄の記載は不要。）。

v) 中高・教科及び教科の指導法に関する科目

〈作成例〉

様式第2号（中・教科及び教科の指導法に関する科目）														
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中・教科及び教科の指導法に関する科目）														
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目 28単位					2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇			
認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目					教職専任教員					備考	
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師	助教			
				必修	選択	学校種等	学科等							
中一種免 （社会） 教科及び教科の指導法の専門的事項に関する科目	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	日本史・外国史	日本史概論	2		高 （地理歴史）	同	〇〇〇〇					※「教科に関する専門的 事項」及び「教科及び教科 の指導法に関する科目」 における複数の事項を合 わせた内容に係る科目」 の選択科目から2単位選 択必修	
			日本史Ⅰ	2		高 （地理歴史）	同							
			日本史Ⅱ	2		高 （地理歴史）	同							
			外国史概論	2		高 （地理歴史）	同							
			世界史Ⅰ	2		高 （地理歴史）	同	●□□□□						
			世界史Ⅱ	2		高 （地理歴史）	同	●□□□□						
		地理学（地誌を含む。）	地理学概論	2									地誌を含む ××学部××学科開設科 目	
			人文地理学	2			他		※××××					
			自然地理学	2										
			地誌概論	2										
		「法学、政治学」	法学概論	2									）いずれか1科目選択必修	
			政治学概論	2										
			行政法	2										
		「社会学、経済学」	社会学概論	2			高 （公民）	同					いずれか1科目選択必修 △△学部△△学科開設 科目 △△学部△△学科開設 科目 △△学部△△学科開設 科目	
			経済学概論	2			高 （公民）	同						
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2				他						
			倫理学概論	2				他						
			宗教学概論	2				他						
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	歴史総合	2				他					〇〇学部共通科目	
			教科内容構成（地歴）	2				他				◇◇◇◇◇	〇〇学部共通科目	
			中等社会科教育Ⅰ	2				他		△△△△			全学共通科目	
			中等社会科教育Ⅱ	2				他		（△△△△）			全学共通科目	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	公民科教育	2				他					全学共通科目	
			地理歴史科教育	2				他					全学共通科目	
●単位数 A. 「教科に関する専門的事項」の開設総単位数							●教職専任教員数（教科に関する専門的事項） 4人							
B. 「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数 （他学科等が開設した授業の単位数を記載。）							●必要教職専任教員数（教科に関する専門的事項） 4人							
C. 教員の免許状取得のための必修科目 （選択必修科目の単位数を含む）							28単位							
D. 教員の免許状取得のための選択科目							20単位							
E. 「開設授業科目の合計単位数」（C+D）－「免許状取得に必要な最低修得単位数」							20単位							

- ①同一の教科であっても中学校・高等学校でそれぞれ作成すること。
- ②「各教科の指導法」の必修科目及び選択必修科目及び英語の「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目はコアカリキュラム対応表の提出対象となる。
- ③教科に関する専門的事項について、
- 20単位（中学校二種免許状の課程の場合は10単位）以上の科目を開設すること。
 - 施行規則に規定する事項ごとに一般的包括的内容を含む科目を開設し、その授業科目名称と単位数に下線を引くこと。
 - 認定基準4-8(1)i)により同一学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。
 - 認定基準4-8(1)ii)により、複数学科等で共通開設を行う場合及び認定基準4-3(2)又は4-4(2)により、他学科等の科目をあてる場合は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」と記載し、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要）。なお、他学科等の科目を充てる場合は、施行規則に規定する事項の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲とすること。
 - 各教科の必要数に応じた教職専任教員を配置すること。そのうち1人以上が教授であることを確認すること。
 - 認定基準4-3(5)(※2)又は4-4(5)(※2)により他学科等の教員を当該学科の教職専任教員とみなす場合は、氏名の左側に「※」を付して記載し、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること。
 なお、他学科等の教員を教職専任教員とみなす場合及びただし書教員を配置する場合は、必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、当該学科等の教職専任教員とすること。
 - 認定を受けようとする免許教科が英語以外の外国語である場合、「**各科目に含めることが必要な事項**」欄の記載は、施行規則に定める英語の場合の例に従い、「**〇〇語学**」「**〇〇語文学**」「**〇〇語コミュニケーション**」「**異文化理解**」とすること。
- ④各教科の指導法について、
- 中学校教諭一種免許状の課程の場合は8単位以上、高等学校一種免許状の課程の場合は4単位以上の指導法科目を開設すること。
 - 認定基準4-8(2)vii)により同一学科等で共通開設を行う科目は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」を、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。複数の学科等で共通開設を行う科目は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」を、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要。）。
- ⑤認定基準上の「複合科目」に該当する科目を開設する場合は、「**教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目**」欄に記載すること。なお、「複合科目」を担当する教職専任教員は「教科に関する専門的事項」の教職専任教員に含めることができる。また、複合科目を他学科等と共通開設する場合は、「**共通開設**」欄及び「**備考**」欄に④と同様に記載すること。

⑥単位数について

- 「A.「教科に関する専門的事項」の開設総単位数」には、表中の教科に関する専門的事項として開設されている科目の単位数の合計を記載すること。
- 「B.「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数（他学科等が開設した授業の単位数を記載。）」には、「A.「教科に関する専門的事項」の開設総単位数」のうち、他学科等と共通開設する単位数及び他学科等の科目を充てる単位数の合計を記載すること。なお、当項目に示す単位数は、必修・選択別に記載せず、まとめて記載すること。また、「各教科の指導法」のうち、他学科等と共通開設する単位数及び他学科等の科目を充てる単位数は算入しないよう留意すること。
- 「C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」には、必修科目のみではなく、選択科目のうち選択必修科目として修得する科目の単位数を含めること。
- 「D. 教員の免許状取得のための選択科目」には、選択科目のうち、選択必修科目として修得する科目以外の科目の単位数を記載すること。
- 「E. 開設授業科目の合計単位数(C+D)－免許状取得に必要な最低修得単位数」には、C と D の合計した単位数から免許状取得に必要な最低修得単位数を差し引いた単位数を記載すること。

vi) 養護に関する科目

＜作成例＞

様式第2号（養護に関する科目）																	
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（養護に関する科目）																	
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部		〇〇学科		入学定員 〇〇		1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 養護に関する科目 28単位		2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇					
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目					教職専任教員				備考					
			授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師	助教						
				必修	選択	学校種等	学科等										
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	衛生学	2		中・高（保健）	同	〇〇〇〇 （〇〇〇〇）				予防医学を含む					
			公衆衛生学	2		中・高（保健）	同										
	学校保健	2	学校保健	2		中・高（保健）	同						□□□□				××学部××学科開設科目 ××学部××学科開設科目 △△学部△△学科開設科目 これら3科目より1科目選択必修
	養護概説	2	養護概説	2													
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談活動	2													
	栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		中・高（保健）	同										
		食品学	2														
	解剖学・生理学	2	解剖学	2			他										
		生理学	2				他										
	「微生物学、免疫学、薬理概説」	2	微生物学	2			他										
		免疫学 薬理概説	2 2														
	精神保健	2	精神保健	2		中・高（保健）	同										
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学概説	4							△△△△	臨床実習 臨床実習 臨床実習、救急処置						
	看護実習Ⅰ	2						△△△△									
	看護実習Ⅱ	2						△△△△									
	看護実習Ⅲ	2						△△△△									
●単位数	教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）						32単位		●教職専任教員数（合計）		3人						
	教員の免許状取得のための選択科目						4単位		●必要教職専任教員数		3人						
	「開設授業科目の合計単位数」－「免許状取得に必要な最低修得単位数」						8単位										
※教職専任教員欄の網掛けは消去しないこと。																	

①必要教職専任教員（3人）を配置すること。そのうち1人以上が教授であることを確認すること。

また、「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」の区分に1人以上の教職専任教員が配置されているか確認すること。

②認定基準4－8（1）i）②により同一学科等で共通開設を行う科目は、「共通開設」「学科等」

欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。

- ③認定基準4－8（1）ii）②により、複数の学科等で共通開設を行う場合は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」と記載し、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要。）。

vii) 栄養に係る教育に関する科目

<作成例>

様式第2号（栄養に係る教育に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（栄養に係る教育に関する科目）									
認定を受けようとする 学部・学科等		〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・栄養に係る教育に関する科目 4単位		2. 学 位 学 士 (〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める 科目区分		左記に対応する開設授業科目		教職専任教員				備考
			授業科目	単位数 必修 選択	教授	准教授	講師	助教	
栄教一種免	栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養教育法	2	〇〇〇〇				
		・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項							
		・食生活に関する歴史的及び文化的事項							
		・食に関する指導の方法に関する事項	食育指導法	2	(〇〇〇〇)				
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			4単位				
		・教員の免許状取得のための選択科目			0単位				

- ①施行規則に定める科目区分欄の各事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれている授業科目ごとに罫線を引くこと。なお、全事項が含まれた授業科目の場合は、罫線は不要である。

Ⅷ) 大学が独自に設定する科目

〈作成例〉

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 大学が独自に設定する科目 4単位	2. 学 位 学士（〇〇〇〇）	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	備考			
		授業科目				
中一種免 (〇〇)	大学が独自に設定する科目	介護等体験 学校現場体験 ボランティア実習	2 2 2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得		
●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 2単位 ・教員の免許状取得のための選択科目 4単位 ・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計 〇〇単位						

①各学科、免許種、免許教科ごとに作成すること。「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合であっても、当該様式の提出は必要である。

②他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計欄は、各科目区分における以下の値の合計値を記載すること。

「教科及び教科の指導法（養護）に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の開設単位数のうち、法定の最低修得単位数を超えている単位数の合計



$$\left(\begin{array}{l} \text{教科及び教科の指導法（養護）に関する科目} \\ \text{開設授業科目} \\ \text{の合計単位数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{免許状取得に} \\ \text{必要な法定最} \\ \text{低修得単位数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{教育の基礎的理解に関する科目等} \\ \text{開設授業科目} \\ \text{の合計単位数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{免許状取得に} \\ \text{必要な法定最} \\ \text{低修得単位数} \end{array} \right)$$

③「備考」欄は以下のとおり記載すること。

※下記②の数式により計算すること。

(例) 中学校一種(国語)の課程の場合(大学が独自に設定する科目として法定4単位分が必要)

- 「大学が独自に設定する科目」として上記作成例のように2単位分の必修科目及び選択科目を開設する場合
- ・「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」

る科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得

○「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合

・最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得

「大学が独自に設定する科目」として必修・選択必修の科目を開設する場合、必ず修得する単位数分を「備考」欄の「併せて○単位」の法定単位数から差し引いて記載すること。また、「大学が独自に設定する科目」の必修又は選択必修科目によって必ず修得する単位数が法定最低修得単位数を上回る場合（上記例で更に「ボランティア実習」を必修科目にする場合など）は、「備考」欄は空欄とすること。

ix) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

＜作成例＞

様式第2号（第66条の6に定める科目）

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目											
認定を受けようとする 学部・学科等		〇〇学部		〇〇学科		入学定員 〇〇		学 位 学 士（〇〇〇〇）		学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
免許法施行規則に定める 科目区分		単位数		左記に対応する開設授業科目				備考			
				授業科目		単位数					
						必修	選択				
日本国憲法		2		日本国憲法		2				これら2科目より1科目選択必修	
体育		2		体育理論 体育実技		2		2			
外国語コミュニケーション		2		英会話Ⅰ 英会話Ⅱ		2 2					
数理、データ活用及び人工 知能に関する 科目又は情報 機器の操作	数理、データ活用及び人工 知能に関する科目		2		・・・・・・1		2		プログラム認定科目		
					・・・・・・2		2		プログラム認定科目		
	情報機器の操作				情報処理演習		2		「情報処理演習」（2単位）または「・・・・・・1」及び「・・・・・・2」（計4単位）のいずれかを選択必修		

①数理、データ活用及び人工知能に関する科目を設置する場合は、当該科目の「備考」欄に「プログラム認定科目」と明記し、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類を添付すること。

②数理、データ活用及び人工知能に関する科目を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により、複数の科目で構成されたプログラムとして認定を受けている際には、必ずしも認定プログラムの全ての科目を設定する必要はないが、モデルカリキュラムを包含する科目を設定すること。

- ③数理、データ活用及び人工知能に関する科目と情報機器の操作の両方の科目を設置する場合、いずれかの区分で2単位の取得が必要である。両区分から1単位ずつ修得した合計2単位では当該科目区分を履修したことにならないので留意すること。

Ⅹ) 幼小・教育の基礎的理解に関する科目等

＜作成例（小学校）＞

様式第2号（小・教育の基礎的理解に関する科目等）													
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（小・教育の基礎的理解に関する科目等）													
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部		〇〇学科		入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数		2. 学 位		3. 学位又は学科の分野			
					50	教育の基礎的理解に関する科目等 27単位		学 士（〇〇〇〇）		〇〇〇〇			
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					教職専任教員				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		共通開設 学校種等	教授	准教授	講師	助教		
					必修	選択							
小一種免	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		幼	〇〇〇〇					
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		幼		□□□□				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2		幼						
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		幼						
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		幼						
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		幼	(〇〇〇〇)					
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		道徳理論と指導法	2							
	総合的な学習の時間の指導法			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2						××××	特別活動の指導法を含む	
	特別活動の指導法												
	教育の方法及び技術			教育方法論	1								
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		10	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1								
	生徒指導の理論及び方法			生徒指導	2				(△△△△)				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談	2		幼		△△△△				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			進路指導論	1								
	教育実践に関する科目		教育実習	5	教育実習事前事後指導	1		幼					
				教育実習（幼小）	4		幼						
		学校体験活動		学校体験活動		2	幼						
		教職実践演習	2	教職実践演習（幼小）	2		幼						

●単位数

- ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 29単位
- ・教員の免許状取得のための選択科目 2単位
- ・開設授業科目の合計単位数－免許状取得に必要な最低修得単位数 4単位

※教職専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

- ①幼稚園、小学校でそれぞれ作成すること。
- ②「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実習」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。
- ③「**各科目に含めることが必要な事項**」欄の順序を入れ替えないこと。複数の事項を含む科目（例の場合、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」）にあっては、より上の事項にのみ科目を記載し、備考欄に他に含む事項を記載すること。（ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の該当科目の行に記載すること。）
- ④認定基準４－８（２）により共通開設を行う科目は、「**共通開設**」欄に共通開設先の学校種を記載すること。
- ⑤認定基準４－１（３）（小学校の教職課程は４－２（４））を参照の上、必要教職専任教員数を記載すること。また、そのうち１人以上が教授となっているか確認すること。
また、「保育内容の指導法（各教科の指導法）」の教職専任教員数の合計を転記すること。

xi) 中高養栄・教育の基礎的理解に関する科目等

＜作成例（中学校・高等学校）＞

様式第2号（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）												
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）												
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部 ××学部		〇〇学科 ××学科		入学定員合計 400		1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教育の基礎的理解に関する科目等 中一種免27単位、高一種免23単位		2. 認定を受けようとする免許状の種類 中高一種免（国語） 中高一種免（理科）		
開設体制	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			教職専任教員				備考	
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		共通開設 学校種等	教授	准教授	講師		助教
					必	選						
大学において 共通開設（ただし、一部科目は〇〇学科、××学科にて開設） 共通開設する学科等の入学定員の合計（今回申請する学科等以外も含む。） 1,000人	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2			〇〇〇〇				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2							
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2							
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1				××××			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2							
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳理論と指導法	2							中免のみ
		総合的な学習（探究）の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		養栄				特別活動の指導法を含む	
		特別活動の指導法										
		教育の方法及び技術		教育方法	1							
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1							
		生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		養栄					
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		養栄				△△△△	
	教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	中5 高3	進路指導論	1						（△△△△）	
		教育実習事前事後指導		教育実習事前事後指導	1			（〇〇〇〇）				
		教育実習		教育実習 1	2			（〇〇〇〇）				
		教育実習		教育実習 2		2		（〇〇〇〇）				
		学校体験活動		学校体験活動		2						
		教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2							
	●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		中29単位／高25単位		●教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）		中3人／高3人			
		・教員の免許状取得のための選択科目		中2単位／高4単位		●教職専任教員数（各教科の指導法）		中（国語）0人、（理科）1人				
		・開設授業科目の合計単位数－免許状取得に必要な最低修得単位数		中4単位／高6単位				／高（国語）0人、（理科）1人				
						●必要教職専任教員数		中3人／高3人				
※教職専任教員欄の網掛けは消去しないこと。												

- ①中学校・高等学校、養護教諭、栄養教諭でそれぞれ作成すること。なお、中学校と高等学校の科目を共通開設している場合は中高でまとめて作成すること。
- ②「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実習」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる（養護実習及び栄養教育実習については提出不要。）。
- ③「**認定を受けようとする学部・学科等**」欄には、認定を受けようとする全ての学部学科を記載し、入学定員の合計人数を記載すること。
- ④「**認定を受けようとする免許状の種類**」欄には、本申請における、共通開設を行う全ての免許状及び免許教科を記載すること（既に認定を受けている免許状及び免許教科を記載する必要はない。）。
- ⑤「**各科目に含めることが必要な事項**」欄の順序を入れ替えないこと。複数の事項を含む科目（例の場合、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」）にあっては、セルを結合するのではなく、より上の事項にのみ科目を記載し、備考欄に他に含む事項を記載すること（ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の該当科目の行に記載すること。）。
- ⑥認定基準4－8（2）により他の教職課程の科目と共通開設を行う場合は、「**共通開設**」欄に共通開設先の学校種を記載すること（中学校と高等学校の共通開設については記載不要。）。
- ⑦「**開設体制**」欄は、複数の学科等で共通開設する場合に、認定を受けようとする学科等以外に、既に認定を受けている学科等も含めて共通開設する学科等の入学定員の合計を記載すること。
- ⑧認定基準4－3（5）ii）などを参照の上、必要教職専任教員数を記載すること。また、そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。また、「各教科の指導法」の教職専任教員数を教科別に転記すること。

Ⅻ) 特別支援教育に関する科目

〈作成例〉

様式第2号（特別支援教育に関する科目）											
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（特別支援教育に関する科目）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目 26単位	2. 学 位 学士（〇〇〇〇）	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇					
認定を受けようとする免許状の種類 (特別支援教育領域)	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				教職専任教員				備考
			授業科目	単位数 必修 選択	中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師	助教	
特支一種免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	障害者教育総論	2			〇〇〇〇				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理	2	知的障害者			□□□□ (□□□□)			
			知的障害者の生理・病理	2	知的障害者						
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢体不自由者	知的障害者 病弱者					
			病弱者の心理・生理・病理	2	病弱者	知的障害者 肢体不自由者					
			知的障害教育Ⅰ	1	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		□□□□ (□□□□)			
			知的障害教育Ⅱ	1	知的障害者			□□□□ (□□□□)			
			肢体不自由教育Ⅰ	1	肢体不自由者					△△△△	
			肢体不自由教育Ⅱ	1	肢体不自由者						
			病弱教育Ⅰ	1	病弱者						
			病弱教育Ⅱ	1	病弱者	知的障害者 肢体不自由者					
			知的障害教育総論	2	知的障害者						
			肢体不自由教育総論	2	肢体不自由者						
	病弱教育総論	2	病弱者								
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	発達障害児の心理、生理、病理	1	発達					言語・自閉・情緒・LD・ADHD	
			発達障害者教育論	1	発達					言語・自閉・情緒・LD・ADHD	
			視覚障害者教育総論	1	視覚障害者						
			聴覚障害者教育総論	1	聴覚障害者						
			重複障害者教育論		重複						
			LD等教育総論		2	発達	重複				重複・言語・自閉・情緒・LD・ADHD
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	教育実習	3			(〇〇〇〇)			事前事後指導1単位含む	
	●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 31単位							●教職専任教員数（合計） ① 1人 ② 視 人／聴 人／知肢病 1人 ③ 視 人／聴 人／知肢病 1人			
・教員の免許状取得のための選択科目 2単位							●必要教職専任教員数 3人				
※教職専任教員欄の網掛けは消去しないこと。											
★「中心となる領域」についての単位数記載											
○視覚障害者に関する教育の領域： 1単位/8単位（心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：1単位）											
○聴覚障害者に関する教育の領域： 1単位/8単位（心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：1単位）											
○知的障害者に関する教育の領域： 8単位/4単位（心理等：4単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：2単位）											
○肢体不自由者に関する教育の領域： 6単位/4単位（心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：2単位）											
○病弱者に関する教育の領域： 6単位/4単位（心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：2単位）											
①：特別支援教育の基礎理論に関する科目											
②：特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目											
③：特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目											

- ①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科目には下線を引くこと。なお、コアカリキュラムに対応する科目は、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表の提出対象となる。
- ②認定を受けようとする課程の特別支援教育領域に応じて、以下のとおり記載すること。
- ・視覚障害者に関する教育の領域→視覚障害者
 - ・聴覚障害者に関する教育の領域→聴覚障害者
 - ・知的障害者に関する教育の領域→知的障害者
 - ・肢体不自由者に関する教育の領域→肢体不自由者
 - ・病弱者に関する教育の領域→病弱者
- ③「**特別支援教育領域に関する科目**」欄は「**中心となる領域**」欄に、認定を受けようとする領域のうちいずれか一つの領域を記載して開設すること。（免許状に定められることとなる領域以外の領域を記載することはできない。）また、「**含む領域**」欄は、当該科目の内容として含まれる領域（「中心となる領域」以外で、「重複・発達領域」を除く）の全てを記載すること。中心となる領域以外に含まれる領域がない場合は、斜線を引くこと。
- ④認定基準4－5（4）を参照の上、それぞれの区分に教職専任教員を配置し、「**●教職専任教員数（合計）**」欄に区分ごと、領域ごとに教職専任教員数を記載すること。そのうち1人以上が教授であることを確認すること。
- ⑤「**免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目**」欄は、免許状に定められる領域以外の全ての領域及び重複・発達領域に関して取り扱う授業科目を開設することが必要である。また、当該科目は「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」両方の内容を取り扱う必要がある。
- ⑥「複数の障害を併せ有する者に関する教育（重複障害）」又は「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」を取扱う科目については、「**中心となる領域**」又は「**含む領域**」欄に「重複」又は「発達」と記載すること。
あわせて、「**備考**」欄に当該科目に含まれる領域を以下のとおり略記すること。
- ・重複障害→重複 ・言語障害→言語 ・自閉症→自閉 ・情緒障害→情緒
 - ・学習障害（LD）→LD ・注意欠陥多動性障害（ADHD）→ADHD

- ⑦「★「中心となる領域」についての単位数記載」欄は、以下の要領により「中心となる領域」についての状況を記載すること。

○視覚障害者に関する教育の領域：

△単位／8単位（心理等：●単位／1単位、教育課程等：●単位／2単位、心理・教育課程等：●単位）

A B C D E F G

- A) 二重下線の領域について各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の最低修得単位数を記載すること。
- B) 二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定められた最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合8単位）
- C) 二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。
- D) 二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定められた「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合1単位）
- E) 二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。
- F) 二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定められた「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合2単位）
- G) 二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」と「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含む科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。

＜専修免許状の課程＞

i) 大学が独自に設定する科目

＜作成例＞

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教育研究実施組織													
認定を受けようとする研究科・専攻等		〇〇研究科		〇〇専攻		入学定員 〇〇		1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・大学が独自に設定する科目 24単位		2. 学 位 修士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目					教職専任教員				備考	
	科目区分		授業科目	単位数		共通開設							
				必修	選択	学校種等	学科等	教授	准教授	講師	助教		
小専免	大学が独自に設定する科目	・教科に関する専門的事項 ・教科及び教科の指導法に関する科目	国語特論	2					〇〇〇〇				選択科目から24単位選択必修
			社会特論	2									
			生活特論	2									
			数学特論	2									
			英語特別研究1	2			□□□□						
			英語特別研究2	2			(□□□□)						
		・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語指導法特講	2			(□□□□)						
			国語指導法特講	2				(〇〇〇〇)					
		教育の基礎的理解に関する科目	教育社会学特別研究	2					△△△△				
			教育哲学特別研究	2									
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳特論	2									
			教育相談研究	2									
教育実践に関する科目	生徒指導特論	2											
	教職実践実地研究1	4							××××				
	教職実践実地研究2	4											
●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 24単位 ・教員の免許状取得のための選択科目 10単位								●教職専任教員数（合計） 4人 ●必要教職専任教員数 4人					

①各学科、免許種、学校種、免許教科ごとに作成すること。

②「**科目区分**」欄は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のいずれかを記載すること。開設しない科目区分は記載しないこと。
また、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」については、科目の名称に加え、「領域に関する専門的事項」「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のいずれかを記載すること。

③同一学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種・免許教科を記載すること。複数の学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要）。

④認定基準5を参照の上、必要教職専任教員数を記載すること。また、そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。

ii) 特別支援教育に関する科目

<作成例>

様式第2号（特別支援教育に関する科目）

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教育研究実施組織（特別支援教育に関する科目）											
認定を受けようとする研究科・専攻等	〇〇研究科	〇〇専攻	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目 24単位			2. 学 位 修士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類 （特別支援教育領域）	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				教職専任教員				備考	
		授業科目	単位数 必修 選択	中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師	助教		
特支専免 （視覚障害者） （聴覚障害者） （知的障害者） （肢体不自由者） （病弱者）	特別支援教育に関する科目	障害者教育特論	2			☆ 〇〇〇〇			☆ △△△△		これらより 22単位選択必修
		視覚障害者教育課程特論	2	視覚障害者			□□□□				
		視覚障害教育研究	2	視覚障害者			(□□□□)				
		聴覚障害者教育課程特論	2	聴覚障害者			◇◇◇◇				
		聴覚障害教育研究	2	聴覚障害者			(◇◇◇◇)				
		知的障害者教育課程特論	2	知的障害者	肢体不自由者		●●●●				
				病弱者							
		知的障害者心理学研究	2	知的障害者	肢体不自由者		(●●●●)				
				病弱者							
		知的障害者生理学・病理学研究	2	知的障害者	肢体不自由者		(●●●●)				
				病弱者							
		知的障害者教育課程特論	2	知的障害者	肢体不自由者		(●●●●)				
				病弱者							
		肢体不自由者教育課程特論	2	肢体不自由者	知的障害者		(●●●●)				
				病弱者							
		病弱者教育課程特論	2	病弱者	知的障害者						
				肢体不自由者							
		知的障害教育研究	2	知的障害者							
		肢体不自由教育研究	2	肢体不自由者	知的障害者					▲▲▲▲	
				病弱者							
		病弱教育研究	2	病弱者	知的障害者						
				肢体不自由者							
		重複障害教育研究	2	重複							
		発達障害教育研究	2	発達							
		障害児教育課程研究	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	(☆ 〇〇〇〇)					
		障害児教育指導研究	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者				(☆ △△△△)		
		特別支援教育コーディネーター概論	2	発達	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者 重複				(▲▲▲▲)		
		特別支援教育コーディネーター実践論	2	発達	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者 重複				(▲▲▲▲)		

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	24単位	●教職専任教員数（合計）	視 3人／聴 3人／知肢病 4人
	・教員の免許状取得のための選択科目	16単位	●必要教職専任教員数	視 3人／聴 3人／知肢病 3人

①当該授業科目が該当する領域を「中心となる領域」又は「含む領域」のいずれかの欄に記載し、該当がない欄に斜線を引くこと。また、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の区分に該当する科目を開設する場合においては、当該授業科目の「中心となる領域」と「含む領域」欄は黒塗りにすること。

②認定基準５－５を参照の上、必要教職専任教員数を記載し、「●教職専任教員数（合計）」欄に領域ごとに教職専任教員数を記載すること。また、そのうち１人以上が教授となっているか確認すること。

③認定基準５－５により、同一の学科等において複数の特別支援教育領域の認定を受ける場合で、複数の教育領域に共通する科目を担当し得る教職専任教員をそれぞれの教職専任教員として取り扱う場合は、該当する教職専任教員の氏名の左に「☆」を付すこと。

（４）教職課程コアカリキュラム対応表

教職課程コアカリキュラム対応表は、『教職課程コアカリキュラム』に記載されている事項を修得するための必修・選択必修科目全てについて作成すること。

i) 幼稚園の教職課程

＜作成例＞ ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

教職課程コアカリキュラム対応表（一覧） 【幼稚園】

＜各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
2	保育内容の指導法 健康	保育内容「健康」の指導法 保育内容総論		
3	保育内容の指導法 人間関係	保育内容「人間関係」の指導法 保育内容総論		
4	保育内容の指導法 環境	保育内容「環境」の指導法 保育内容総論		
5	保育内容の指導法 言葉	保育内容「言葉」の指導法 保育内容総論		
6-7	保育内容の指導法 表現	保育内容「音楽表現」の指導法 保育内容「造形表現」の指導法 保育内容総論		

大学名	文科大学
学部・学科等名	教育学部教育学科

＜教育の基礎的理解に関する科目等＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
9	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
15	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
16	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論		
17	幼児理解の理論及び方法	幼児理解と教育相談		
18	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼児理解と教育相談		
66	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習（幼）		

- ①ページは、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。
(1 ページ目が一覧となるため、対応表は2 ページから始まる。)
- ②「**各科目に含めることが必要な事項**」欄には変更を加えないこと。
- ③「**対応授業科目**」欄は、当該事項を満たすために必要な科目の全てを記載すること。複数の科目を記載する場合は、行を追加し作成すること。
選択必修科目などにより組合せが複数存在する場合は、「**対応授業科目(2)**」欄以降に記載し、それぞれの対応表を提出すること。(記載例の「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」の場合、「学校安全」が必修で「教育社会学」「学校経営」「教育行政学」のいずれかを選択必修する課程であるため、どの選択必修科目を修得してもコアカリキュラムの内容を満たすよう、コアカリキュラム対応表を3種類作成する必要がある。)
組合せの記載欄が足りない場合は、「**対応授業科目(3)**」欄の右側に列を追加し、作成すること。
- ④複数の事項を含む科目(記載例の「幼児理解と教育相談」)であっても、各事項の欄にそれぞれ科目名を記載し、対応表も事項ごとに別々に作成すること。
- ⑤対応授業科目に記載する科目の名称は、様式第2号及び学則等の名称と一致させること。
- ⑥複数の領域に渡る指導法の科目を対応授業科目として記載する場合(記載例の「保育内容総論」)は、当該科目が含む領域それぞれの「**対応授業科目**」欄に記載し、各領域の対応表にも記載すること。

＜作成例＞ ②教職課程コアカリキュラム対応表

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
全体目標:	現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的な知識も身に付ける。
*(1-1),(1-2),(1-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。	
(1-1)教育に関する社会的事項	
一般目標:	社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。
到達目標:	1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。 2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。 3) 近年の教育政策の動向を理解している。 4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。
(1-2)教育に関する制度的事項	
一般目標:	現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的な知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。
到達目標:	1) 公教育の原理及び理念を理解している。 2) 公教育制度を構成している教育関係法を理解している。 3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。 4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。
(1-3)教育に関する経営的事項	
一般目標:	学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。
到達目標:	1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。 2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。 3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。 4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。
(2)学校と地域との連携	
一般目標:	学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。
到達目標:	1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。 2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。
(3)学校安全への対応	
一般目標:	学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。
到達目標:	1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		項目	(1-1)				(2)		(3)	
到達目標／授業回			1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)	教育社会学	1								
		2	○							
		3		○						
		4								
		5								
		6								
		7		○						
		8			○					
		9			○					
		10			○					
		11				○				
		12					○	○		
		13							○	○
		14								
		(p.11)								
	学校安全	1							○	
		2							○	
		3							○	
		4								○
		5								○
		6								○
		7								
		8								
		9								
		10								
		11								
		12								
		13								
		14								
		(p.13)								

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

⑦一覧表に記載した全ての組合せについて対応表を作成すること。「教育実習」「学校体験活動」は③教職課程コアカリキュラム対応表(教育実習)を作成する。

⑧対応表左側の「教職課程コアカリキュラム」本文及び対応表の事項名称には変更を加えないこと。

⑨対応表右側の表に、当該事項を扱う授業科目名及び授業回数を記載し、各到達目標について扱う授業回欄に「○」を付すこと。(例の(3)1)2)のように、一つの到達目標を複数の授業科目で満たす場合、複数の授業科目全体で判別する。)

⑩全ての到達目標において、一つ以上の「○」が記載されていることを確認すること。なお、「○」が記載されていない授業回(「教職課程コアカリキュラム」の内容に関係しない授業回)があっても差し支えない。

⑪授業科目名の下側に、シラバス掲載ページを記載すること。

- ⑫授業回数及び授業科目の記載欄が足りない場合は、適宜行を追加して作成すること。また、実習科目や通信教育課程の印刷教材による学修を行う科目など、授業回が明確に分類できない科目については、シラバスに記載する学修のまとまりに基づいて作成すること。
- ⑬「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」のように、複数の一般目標から一つを選択する場合は、選択しない一般目標の列は削除すること。
- ⑭提出の際は、コアカリキュラム対応表左側（コアカリキュラム本体）を含めた全体が1ページに収まるようにすること。（白黒で構わない。）
- ⑮3科目以上の科目によりコアカリキュラムを構成する場合で、対応表が複数ページに渡る場合は、2ページ目以降に渡っても構わない。その場合の2ページ目以降のコアカリキュラム対応表左側（コアカリキュラム本体）は記載不要である。

＜作成例＞ ③教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）

③教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）		確認欄
教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を含む。）		
全体目標：	教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。 一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実践を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。	
*教育実習の一部として学校インターンシップ（学校体験活動）を含む場合には、インターンシップ（学校体験活動）において、（2）、（3-1）もしくは（3-2）のうち、3）4）の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。		
（1）事前指導・事後指導に関する事項		
一般目標：	事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。	
到達目標：	1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。	☐
	2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。	☐
（2）観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項		
一般目標：	幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校（園）の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。	
到達目標：	1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。	☐
	2) 指導教員等の授業を視点を持って観察し、事実即して記録することができる。	☐
	3) 教育実習校（園）の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。	☐
	4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。	☐
（3-1）学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭		
一般目標：	大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。	
到達目標：	1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。	☐
	2) 学習指導に必要な基礎的技術（話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など）を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。	☐
	3) 学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。	☐
	4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わるすることができる。	☐
（3-2）保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭		
一般目標：	大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。	
到達目標：	1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。	☐
	2) 保育に必要な基礎的技術（話法・保育形態・保育展開・環境構成など）を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。	☐
	3) 学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。	☐
	4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わるすることができる。	☐

⑩教育実習については、様式第5号に記載した全ての学科等における教育実習についてまとめて1枚に記載すること。（学科ごとに作成する必要はない。）なお、「養護実習」、「栄養教育実習」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」は教職課程コアカリキュラムとは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。

⑪幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習（教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。）について各到達目標を満たしていることを確認の上、「確認欄」に「○」印を記載すること。

ii) 小学校の教職課程

＜作成例＞ ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

大学名

文科大学

学部・学科等名

教育学部教育学科

教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

【小学校】

＜各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
19	各教科の指導法 国語（書写を含む。）	小学校国語		
20	各教科の指導法 社会	小学校社会		
21	各教科の指導法 算数	小学校算数		
22	各教科の指導法 理科	小学校理科		
23	各教科の指導法 生活	小学校生活		
24	各教科の指導法 音楽	小学校音楽		
25	各教科の指導法 図画工作	小学校図画工作		
26	各教科の指導法 家庭	小学校家庭		
27	各教科の指導法 体育	小学校体育		

※「各教科の指導法 外国語（英語）」に係る事項は「外国語（英語）コアカリキュラム対応表」に記載すること。（本表には記載不要。）

＜教育の基礎的理解に関する科目等＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
前掲8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
前掲9	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
前掲10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
前掲13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
前掲14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
前掲15	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
28	道徳の理論及び指導法	道徳理論・指導法		
29	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
30	特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
31	教育の方法及び技術	教育方法・技術論		
32	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
33	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
34	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導		
35	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用		
66	教育実習	教育実習（小）		

①「ページ」欄は、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、幼稚園の教職課程と共通開設を行っている科目については「前掲○」と記載すること。この場合、対応表は幼稚園の課程にのみ添付し、小学校の課程で重複して添付しないこと。

②「各教科の指導法 外国語（英語）」については、外国語（英語）コアカリキュラム対応表に記載すること。（本表には記載不要。）

英語以外の言語を取り扱う場合は、本表に記載し、該当の言語を括弧内に記載すること。

③上記以外の項目については、i) を参照すること。

iii) 中学校・高等学校の教職課程

<作成例> ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

大学名

文科大学

学部・学科等名

文学部人文学科
文学部英文学科
文学部史学科
経済学部経済学科
商学部商学科
社会学部社会学科

教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

【中学校・高等学校】

<各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 中学校>

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
36-37	各教科の指導法 国語	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅱ 中等国語科教育Ⅲ 中等国語科教育Ⅳ		
38-41	各教科の指導法 社会	中等社会科教育Ⅰ 中等社会科教育Ⅱ 中等社会科教育Ⅲ 中等社会科教育Ⅳ	中等社会科教育Ⅰ 中等社会科教育Ⅱ 地理歴史科教育 公民科教育	

<各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 高等学校>

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
42-43	各教科の指導法 国語	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅱ	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅲ	
44	各教科の指導法 地理歴史	地理歴史科教育 地理歴史科指導法		
45	各教科の指導法 公民	公民科教育 公民科指導法		
46	各教科の指導法 商業	商業科教育Ⅰ 商業科教育Ⅱ		

※ 中学校・高等学校「外国語(英語)」に係る事項は「外国語(英語)コアカリキュラム対応表」に記載すること。(本表には記載不要。)

<教育の基礎的理解に関する科目等>

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
前掲8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
前掲9	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論		
前掲10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
前掲13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
前掲14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
前掲15	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論		
前掲28	道徳の理論及び指導法	道徳理論・指導法		
前掲29	総合的な学習(探究)の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
前掲30	特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
前掲31	教育の方法及び技術	教育方法・技術論		
前掲32	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
前掲33	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	生徒指導・教育相談		
前掲34	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育		
前掲35	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用		
66	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅰ(中高)	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅱ(中高) インターンシップ(中)	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅱ(中高) インターンシップ(高)

①「学部・学科等名」欄は、本申請における、共通開設を行う全ての学科等を記載すること（既に認定を受けている学科等を記載する必要はない。）。

②ページは、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、中学校と高等学校の「各教科の指導法」において対応授業科目の組合せが完全に同一の場合（記載例において「中等国語科教育Ⅰ～Ⅳ」を高校でも全て必修とする場合など）については1回のみ掲載し、2度目以降は「前掲○」と記載すること。

③中学校及び高等学校の「各教科の指導法 英語」については、外国語（英語）コアカリキュラム対応表に記載すること。（本表には記載不要。）

④上記以外の項目については、i) ii) を参照すること。

iv) 養護教諭・栄養教諭の教職課程

<作成例> ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

【養護教諭・栄養教諭】

<教育の基礎的理解に関する科目等>

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
前掲8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
前掲9	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論		
前掲10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
前掲13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
前掲14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
前掲15	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論		
47-49	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳理論 特別活動 総合的な学習		
前掲16	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論		
前掲32	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
前掲18	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	生徒指導・教育相談		

※「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」については、それぞれ「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」のコアカリキュラム対応表を使用すること。

①「ページ」欄は、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、中学校・高等学校の教職課程と共通開設を行っている科目については「前掲○」と記載すること。

②上記以外の項目については、i) ～ iii) を参照すること。

(5) 外国語（英語）コアカリキュラム対応表

外国語（英語）コアカリキュラム対応表は、『外国語（英語）コアカリキュラム』に記載されている事項を修得するための必修・選択必修科目全て（小学校課程の教科に関する専門的事項は選択科目のみの場合でも記載。中・高課程の教科に関する専門的事項は一般的包括的内容を含む科目のみ。）について作成すること。なお、英語以外の言語については対応表の提出は不要である。

＜作成例＞ ①外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）

①外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）

外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）

		大学名	文科大学
		学部・学科等名	教育学部教育学科

<小学校>

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（１）	対応授業科目（２）	対応授業科目（３）
2	教科に関する専門的事項	小学校英語		
3	各教科の指導法	小学校英語指導法		

<中学校> ※「教科に関する専門的事項」は、「一般的包括的科目」のみ記載すること。

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（１）	対応授業科目（２）	対応授業科目（３）	対応授業科目（４）
4-5	教科に関する専門的事項	英語学	英語学Ⅰ 英語学Ⅱ 英語学Ⅲ 英語学Ⅳ		
6		英語文学	英語文学論Ⅰ 英語文学論Ⅱ		
7-14		英語コミュニケーション	Reading 1 Writing 1 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 1 Listening 2 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 2 English Speaking
15		異文化理解	英語圏文化の理解		
16-19	各教科の指導法	英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ	英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ 英語教材論Ⅰ 英語教材論Ⅱ		

<高等学校>

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（１）	対応授業科目（２）	対応授業科目（３）	対応授業科目（４）
前掲 4-5	教科に関する専門的事項	英語学	英語学Ⅰ 英語学Ⅱ 英語学Ⅲ 英語学Ⅳ		
前掲 6		英語文学	英語文学論Ⅰ 英語文学論Ⅱ		
前掲 7-14		英語コミュニケーション	Reading 1 Writing 1 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 1 Listening 2 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 1 English Speaking
前掲 15		異文化理解	英語圏文化の理解		
20	各教科の指導法	英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ			

①様式第２号に記載した、大学（専攻科・短期大学部・教職特別課程・通信教育課程を含む。）の小学校教諭及び中学校・高等学校（英語）教諭一種又は二種免許状の課程全てについて、その開設学科等ごとに作成すること。

②中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」については、一般的包括的な内容を満たす組合せ（様式第２号で下線を引いている科目）全てを記載すること。（それ以外の科目については記載不要。）

③上記以外の項目については、「（４）教職課程コアカリキュラム対応表」 i）～iii）を参照すること。

(6) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表は、『特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム』に記載されている事項を修得するための授業科目全てについて作成すること。

＜作成例＞ ①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表（一覧）

①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表（一覧）

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表（一覧）

大学名	〇〇大学
学部・学科等名	●●学部△△学科
特別支援教育領域	知的障害者・肢体不自由者・病弱者

【第1欄】＜特別支援教育の基礎理論に関する科目＞

ページ	科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
2	特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	特別支援教育総論	障害者教育論

【第2欄】＜特別支援教育領域に関する科目＞

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
視覚障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
聴覚障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
3 知的障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	知的障害者教育論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	知的障害者教育論	
4 肢体不自由	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	肢体不自由者教育論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	肢体不自由者教育論	
5 病弱	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	病弱者教育論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	病弱者教育論	

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【第3欄】＜免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目＞

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
6	発達障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	発達障害者教育論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	発達障害者教育論	
7	重複障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	重複障害児教育論	重複障害児教育課程論
8	視覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者教育総論	視覚障害者の心理・生理・病理
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		視覚障害者教育論
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		視覚障害者教育論
9	聴覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者教育総論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	聴覚障害者教育総論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	聴覚障害者教育総論	
	知的障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	肢体不自由 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	病弱 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

- ① 様式第2号に記載した、特別支援学校教諭の課程について、その開設課程ごとに作成すること。
- ② 様式第2号に記載している授業科目のうち、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応科目として下線を付した授業科目について、もれなく記載すること。
- ③ 特別支援領域に関する科目については、免許状に定められることとなる特別支援領域に関する授業科目は第2欄、申請する領域以外の授業科目は第3欄へ記載すること。なお、授業を開講していない領域は斜線を付すこと。
- ④ 上記以外の項目については、「(4) 教職課程コアカリキュラム対応表」i)を参照すること。なお、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表」については、一般目標単位で対応授業回に○を付すこととしており、教職課程コアカリキュラムとは単位が異なるため留意すること。

(7) シラバス

<共通事項>

様式第2号（教育課程及び教育研究実施組織）の「**授業科目**」欄に記載されている全ての科目について、シラバスを作成し提出すること。

※施行規則に定める科目区分の「教育実習」、「養護実習」、「栄養教育実習」、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」又は「学校体験活動」に該当する授業科目のシラバスは、様式第5号「教育実習実施計画」があるため、作成する必要はない。

- ①シラバスは様式第2号の順に並べること。
- ②本様式に含まれる事項が全て含まれている場合は、別様式を使用して構わない（その場合も文字のフォントは、10.5～12pt 程度で統一すること）。ただし、教職実践演習については所定の様式を使用すること。
- ③日本語以外の言語にて授業を行う科目については、当該言語で記載されたシラバスを記載して差し支えないが、必ず和訳も併せて付すこと。
- ④共通開設科目については、1枚の作成（提出）で構わない。
- ⑤「**授業科目名**」、「**担当教員名**」、「**単位数**」欄等は、様式第2号、様式第4号、学則等に記載の名称と一致しているか確認すること。
- ⑥「**教員の免許状取得のための**」欄は、様式第2号の記載と一致すること。選択必修科目は「選択」と記載すること。中学校と高等学校で必修・選択の別が異なる場合、2段書きにして書き分けること。
- ⑦「**担当形態**」欄は以下の別を記載すること。

担当形態	・ 1人の教員が全回担当する場合	→「単独」
	・ 1回の授業を2人以上の教員と一緒に担当する場合	→「複数」
	・ 各回の担当教員が異なる場合	→「オムニバス」
	・ 上記のうち、クラス分けで担当する授業科目である場合	→「クラス分け・○○」

※クラス分けの場合、各クラスの担当形態を含めて記載すること。（例：クラス分けされた科目において、各クラスをオムニバスで教員が担当する場合 → クラス分け・オムニバスなど。）

※各授業回を複数の教員が交代で担当する場合（複数・オムニバス）など、複数の担当形態が混在している場合においては、授業の実態に即した記載とすること。

- ⑧「**施行規則に定める科目区分又は事項等**」欄は、（記載例）の表を参考の上、施行規則に定められた科目区分及び事項の名称を「 」や（ ）、句読点も含めて正確に記載すること。また、中・高と養など同一の科目で事項名称が異なる場合、事項ごとに書き分けること。
- ⑨「**授業のテーマ及び到達目標**」欄は、学修する学生の到達目標を記載すること。
- ⑩「**授業計画**」欄は、免許法施行規則第1条の2に規定する単位当たりの時間数の授業を行っていることが明確になるよう記載すること。

＜特に留意すべき事項＞

- 複数の教職課程において、共通開設ではなくそれぞれ単独に開設している授業科目であるが、科目名称と担当教員が同一の場合、「**教員の免許状取得のための**」欄に、カッコ書きで免許種又は開設元の学科名を記載すること。（例１：必修科目（幼） 選択科目（小）／例２：必修科目（経営学科） 必修科目（経済学科） 等）
- 通信教育の課程において「印刷教材による授業」を行う科目については、授業回に代わるものとして、印刷教材について、章立てなどのある程度の学修のまとまりごとに記載しても構わない。
- 「**授業計画**」欄について、複数回に渡って数字のみで区別している授業回や、試験のみの授業回は認められない。また、各授業回において担当教員が異なる場合は、各回の担当教員を明記すること。
- 教科に関する専門的事項のうち一般的包括的な内容を含む授業科目について、「**授業計画**」欄からそのことが読み取れるように記載すること。
- 「**テキスト**」又は「**参考書・参考資料等**」欄のいずれか一方は必ず記載すること。（両方とも「なし」は不可。）

「保育内容の指導法」「各教科の指導法」「教育課程の意義及び編成の方法」「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習（探究）の時間の指導法」「特別活動の指導法」「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」「教育の方法及び技術」の事項を扱う科目については、教育職員免許法施行規則第二条備考二で、「学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体性・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。」（小学校、中学校及び高等学校については同施行規則第三条備考二、第四条備考五、第五条備考二を参照）とあることから、「**テキスト**」又は「**参考書・参考資料等**」欄のいずれかにおいて、認定を受けようとする学校種に対応した最新の**学習指導要領、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等**が含まれることが想定される。

＜作成例＞

授業科目名： 住居学		教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 2単位	担当教員名： 〇〇〇〇、△△△△ 担当形態：オムニバス
科 目		教科及び教科の指導法に関する科目（中学校及び高等学校 家庭）		
施行規則に定める 科目区分又は事項等		教科に関する専門的事項 ・ 住居学 ・ 住居学（製図を含む。）		
授業のテーマ及び到達目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
授業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
授業計画 第1回：〇〇について（1）〇〇について（担当：〇〇〇〇） 第2回：〇〇について（2）△△について（担当：〇〇〇〇） ・・・ 第15回：〇〇〇〇（担当：△△△△） 定期試験				
テキスト 〇〇〇〇（△△著、〇〇出版）				
参考書・参考資料等 授業中に適宜資料を配付する。				
学生に対する評価 定期試験（80％）、毎回の授業の最後に提出する小レポート（20％）				

授業科目名： 理科指導法 3	教員の免許状取得のための 必修科目（中学校） 選択科目（高等学校）	単位数： 2 単位	担当教員名： 〇〇〇〇、△△△△ 担当形態：クラス分け・単独
科 目	教科及び教科の指導法に関する科目（中学校及び高等学校 理科）		
施行規則に定める 科目区分又は事項等	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
授業のテーマ及び到達目標			
授業の概要			
授業計画 第1回：〇〇について（1）〇〇について 第2回：〇〇について（2）△△について 第3回：△△について ・・・ 第15回：〇〇〇〇 定期試験は実施しない。			
テキスト 中学校学習指導要領（平成〇年〇月告示 文部科学省）、高等学校学習指導要領（平成〇年〇月告示 文部科学省） 中学校学習指導要領解説 理科編（平成〇年〇月 文部科学省）、高等学校学習指導要領解説 理科編（平成〇年〇月 文部科学省）			
参考書・参考資料等 授業中に適宜資料を配付する。			
学生に対する評価 レポート試験（80％）、模擬授業の発表内容（20％）			

（記載例）

科目	施行規則に定める科目区分又は事項等	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	・健康 ・人間関係 など、施行規則第2条第1項表備考第1号の名称を正確に記載すること。
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	
教科及び教科の指導法に関する科目（学校種及び（中・高のみ）免許教科を括弧書きで記載すること。）	教科に関する専門的事項	・国語学 ・国文学 など、施行規則第3条、第4条及び第5条第1項表備考第1号の名称を正確に記載すること。
	【小学校の場合】 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ・国語（書写を含む。）	
	【中学校・高等学校の場合】 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） など、施行規則第2条第1項表の第3欄等の名称を正確に記載すること。	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 など、施行規則第2条第1項表の第4欄等の名称を正確に記載すること。	
教育実践に関する科目	教職実践演習 （教育実習及び学校体験活動のシラバス提出は不要。）	
大学が独自に設定する科目	（記載不要）	
養護に関する科目	・衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） など、施行規則第9条表備考第1号の名称を正確に記載すること。	

栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 など、施行規則第10条表備考第1号の名称を正確に記載すること。	
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	(記載不要)
	特別支援教育領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 (中心領域:視、含む領域:知) など、施行規則第7条表の第2欄等の名称を正確に記載するとともに、中心となる領域、含む領域を括弧書きで略記(46ページ参照)すること。
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	同上
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	・日本国憲法 など、施行規則第66条の6の名称を正確に記載すること。	

- ※ 専修免許状の課程については、施行規則第2条から第5条第1項表及び第9条、第10条表第2欄から第5欄までに定める科目の名称を「**科目**」欄に記載すること。また、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」については、科目の名称に加え、「領域に関する専門的事項」「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」のいずれかを記載すること。(その他の科目については、「右項の各科目に含めることが必要な事項」の内容は記載不要。)

<作成例(教職実践演習)>

教職実践演習（小）		単位数：2 単位		担当教員名 教科担当：××××× 教職担当：△△△△	
科 目	教育実践に関する科目				
履修時期	4 年次後期	履修履歴の把握	○	学校現場の意見聴取	○
受講者数 20人（5クラスで実施）					
教員の連携・協力体制 ・・・・・・・・					
授業のテーマ及び到達目標 ・・・・・・・・					
授業の概要 ・・・・・・・・					
授業計画 第1 回：オリエンテーション（担当：全教員） 第2 回：履修カルテ及び教育実習の振り返り（1）○○について（担当：×××××） 第3 回：履修カルテ及び教育実習の振り返り（2）△△について（担当：△△△△△） ・・・・ 第1 4 回：・・・・・・・・ 第1 5 回：・・・・・・・・ 定期試験は実施しない。					
テキスト ・・・・・・・・					
参考書・参考資料等 ・・・・・・・・					
学生に対する評価 発表会の発表内容（○％）、フィールドワーク報告書（○％）、・・・（○％）					

- ①「教職実践演習の実施に当たっての留意事項(平成20年10月24日課程認定委員会決定)」(192ページ)に示す内容を参照の上、シラバスを作成すること。
- ②「教科に関する専門的事項」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の担当教員が分担して担当する場合は、「**担当教員名**」欄において「教科担当教員」「教職担当教員」と区別して記載す

ること。

- ③履修カルテを作成し、これを踏まえた指導を行う体制が備えられていることを確認の上、「**履修履歴の把握**」欄に「○」と記載すること。
- ④授業計画の立案に当たって、教育委員会や学校現場の意見聴取を行った場合には、「**学校現場の意見聴取**」欄に「○」と記載し、そうでない場合は「×」と記載すること。
- ⑤「**受講者数**」欄は、授業を実施する際の受講（予定）者の1クラス当たりの人数を記載すること。複数の教員が担当し、受講者をグループ分けして授業を実施する場合は、その旨を記載し1グループ当たりの人数も記載すること。
- ⑥授業の実施における、学内の教員や学外の教育委員会との連携・協力体制について「**教員の連携・協力体制**」欄及び「**授業計画**」欄に記載すること。（特に、教科専門担当教員の連携・参画の方法について「**授業の概要**」や「**授業計画**」欄に具体的に記載すること。）
- ⑦上記以外の記載方法については、その他のシラバスの記載方法にならうこと。

（8）様式第3号

＜共通事項＞

- ①様式第2号（教育課程及び教育研究実施組織）の「**授業科目**」欄に記載される各授業科目の担当教員について記載し、提出すること。
- ②複数の学科について申請を行う場合は、認定を受けようとする学科等ごと、免許状の校種（幼・小・中・高・養護・栄養・特支）及び教科ごとに別葉で作成すること。ただし、中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程の認定を合わせて申請する場合、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」についてのみ、中等教育の教職課程（中・高）の教員としてまとめること。
- ③認定基準に必要な教職専任教員が定められている区分（「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目）及び栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目ごとに別葉で作成すること。（施行規則第66条の6に定める科目については作成する必要はない。）
- ④課程認定上の教職専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目のいずれかについてのみ教職専任教員として記載することができる。重複して教職専任教員としないよう留意すること。（※ただし、同一学科等の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」のみ重複して教職専任教員を充てることができる。）
- ⑤書類の並び順は、様式第2号（教育課程及び教育研究実施組織）と同一とすること。（ただし、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」については、教育の基礎的理解に関する科目等に併せ

て記載。なお、③のとおり「施行規則第66条の6に定める科目」については作成する必要はない。）

⑥様式に記載する順序については、「教職専任教員」→「兼任教員」→「兼任教員」の順に記載すること。また、教職専任教員・兼任教員・兼任教員ごとに、「教授」→「准教授」→「講師」→「助教」の順に記載すること。

⑦「ただし書教員」である場合は、氏名の左に「●」を付記すること。（様式第2号と一致する。）

⑧年次計画により、認定年度の翌年度以降に採用する教員については、氏名の左に「△」を付し、「備考」欄に採用年度を記載すること。

⑨様式第2号記載の「授業科目名称」「担当教員名（教職専任教員のみ）」、シラバス及び様式第4号に記載の「教員名」「担当授業科目」と一致しているかどうかを確認すること。

⑩教職特別課程の申請の場合は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科（保育内容）の指導法」に係るものののみ記載すること。

<一種・二種の免許状の課程>

i) 教科（領域）に関する専門的事項、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目

<作成例>

様式第3号（領域に関する専門的事項／教科に関する専門的事項／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目）

学部・学科等別 教育研究実施組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	科目等の別	教職専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目	備考
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	領域に関する専門的事項	教職専任	教授	〇〇〇〇	×××× ××××	1
			教職専任	准教授	〇〇〇〇	×××× ××××	2
			教職専任	講師	〇〇〇〇	×××× ×××× ××××	3
			教職専任	講師	●〇〇〇〇	××××	4
			兼任	教授	〇〇〇〇	××××	5
			兼任	講師	〇〇〇〇	××××	6
			兼任	助教	〇〇〇〇	××××	7
			兼任	講師	△〇〇〇〇	××××	8 令和〇年度採用予定

①様式名の後の括弧書き及び「科目等の別」欄は、該当する区分を記載すること。

②「認定を受けようとする学部・学科等」及び「認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）」欄は、様式第2号と一致するように記載すること。

③担当教員は「教職専任＞兼担＞兼任」、「教授＞准教授＞講師＞助教」の順番で記載し、「備考」欄に通し番号を付番すること。（※この番号は様式第4号（教員個人に関する書類）のインデックスの番号と一致する。）なお、同一の教員の番号は一つとし、同一の教員を複数の学科等において複数回記載する際は、2度目以降は「前掲○」と記載すること。

④「担当授業科目」欄は、教員ごとに様式第2号の記載順と一致するように記載すること。

⑤「みなし専任教員」である場合は、氏名の左に「※」を付記すること。（様式第2号と一致する。）

ii) 大学が独自に設定する科目

＜作成例＞

様式第3号（大学が独自に設定する科目）

学部・学科等別 教育研究実施組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	科目等の別	氏名	担当授業科目	備考
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	大学が独自に設定する科目	〇〇〇〇	×××× ××××	11
			〇〇〇〇	××××	12
			〇〇〇〇	×××× ×××× ××××	13
			〇〇〇〇	×××× ×××× ××××	前掲3

①様式名の後の括弧書き及び「科目等の別」欄は修正を加えないこと。

②「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合は提出不要。

③上記以外の項目については、i)を参照すること。

iii) 各教科の指導法・保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等

〈作成例〉

様式第3号（各教科の指導法／保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等）

学部・学科等別 教育研究実施組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	科目等の別	教職専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目		備考
						名称	担当形態	
〇〇学部 〇〇学科 □□学部 □□学科	中一種免（英語） 高一種免（英語） 中一種免（理科） 高一種免（理科）	各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等	教職専任	教授	〇〇〇〇	×××× ××××	単独 単独	21
			教職専任	准教授	〇〇〇〇	×××× ××××	オムニバス クラス分け・単独	22
			教職専任	講師	〇〇〇〇	×××× ×××× ××××	複数 ・・・ ・・・	23
			兼担	教授	〇〇〇〇	×××× ××××	・・・ ・・・	24
			兼担	講師	〇〇〇〇	×××× ××××	・・・ ・・・	前掲4
			兼担	助教	〇〇〇〇	×××× ××××	・・・ ・・・	25
			兼任	講師	〇〇〇〇	××××	・・・	26

- ①様式名の後の括弧書き及び「**科目等の別**」欄は、「教育の基礎的理解に関する科目等」に加えて、免許状の種類に応じて、「各教科の指導法」又は「保育内容の指導法」のいずれか（養護教諭、栄養教諭の課程の場合は記載不要。）を記載すること。
- ②認定を受けようとする免許状の種類ごとにページを改めること。ただし、中学校及び高等学校の教職課程で授業科目を共通開設する場合は、記載例のように一つの様式にまとめて記載すること。
- ③「**担当授業科目**」の「**担当形態**」欄には、当該授業科目の担当形態を記載すること。（シラバス及び様式第4号教育研究業績書の担当形態と一致する。）
- ④上記以外の項目については、i) を参照すること。

iv) 特別支援教育に関する科目

＜作成例＞

様式第3号（特別支援教育に関する科目）

学部・学科等別 教育研究実施組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（領域）	科目等の別	教職専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目		備考
						名称	担当形態	
〇〇学部 〇〇学科	特支一種免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育に関する科目	教職専任	教授	〇〇〇〇	×××× ××××	単独 単独	16
			教職専任	准教授	〇〇〇〇	×××× ××××	オムニバス クラス分け・単独	17
			教職専任	講師	〇〇〇〇	×××× ×××× ××××	複数 ・・・	18
			兼担	教授	〇〇〇〇	××××	・・・	19
			兼担	講師	〇〇〇〇	××××	・・・	20
			兼担	助教	〇〇〇〇	××××	・・・	21
			兼任	講師	〇〇〇〇	××××	・・・	22

①「担当授業科目」の「担当形態」欄には、当該授業科目の担当形態を記載すること。（シラバス及び様式第4号教育研究業績書の担当形態と一致する。）

②上記以外の項目については、i) iii) を参照すること。

v) 専修免許状の課程

＜作成例＞

様式第3号（各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等）

研究科・専攻等別 教育研究実施組織に関する書類

認定を受けようとする研究科・専攻等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）	科目等の別	教職専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目	備考
〇〇研究科 〇〇専攻	小専免	各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等	教職専任	教授	〇〇〇〇	×××× ×××× ××××	1
			教職専任	准教授	〇〇〇〇	××××	2
			教職専任	講師	〇〇〇〇	×××× ×××× ××××	3
			兼担	教授	〇〇〇〇	××××	4
			兼担	助教	〇〇〇〇	××××	5
			兼任	講師	〇〇〇〇	××××	6
			兼任	講師	〇〇〇〇	××××	7

様式第3号（様式第3号（教科に関する専門的事項））

研究科・専攻等別 教育研究実施組織に関する書類

認定を受けようとする研究科・専攻等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）	科目等の別	教職専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目	備考
〇〇研究科 〇〇専攻	中専免（国語）	教科に関する専門的事項	教職専任	教授	〇〇〇〇	×××× ××××	1
			教職専任	教授	〇〇〇〇	×××× ××××	2
			教職専任	教授	〇〇〇〇	××××	3
			教職専任	准教授	〇〇〇〇	××××	4
			教職専任	准教授	〇〇〇〇	×××× ××××	5
			教職専任	講師	〇〇〇〇	××××	6
			教職専任	講師	〇〇〇〇	××××	7
			兼担	教授	〇〇〇〇	××××	8
			兼担	准教授	〇〇〇〇	××××	9
			兼任	講師	〇〇〇〇	××××	10

①一種・二種免許状の課程と同様に、様式名の後の括弧書き及び「**科目等の別**」欄に、該当する区分を記載し、それぞれ別葉で作成すること。

②教科（領域）に関する専門的事項、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目（栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目を含む）、「各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目に分けて作成すること。

※「各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等」は合わせて作成する。

③上記以外の項目については、i) iii) iv) を参照すること。

(9) 様式第4号

様式第3号に記載する全ての教員について、①履歴書②教育研究業績書③教員就任承諾書を提出すること。(様式第3号を作成しない「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のみを担当する教員については提出不要。) なお、各書類において本人の自筆署名及び押印は不要とする。

i) ①履歴書

<作成例>

(14)【〇田】—1			
様式第4号(教員個人に関する書類)			
履歴書			
フリガナ		氏 名	生年月日 (年齢)
フリガナ		〇田 〇夫	昭和〇〇年〇月〇日 (満〇〇歳)
現住所		〒000-0000 東京都千代田区〇丁目〇番〇〇	
学 歴			
年 月	事 項		
昭和〇〇年3月 平成〇〇年3月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業(学士(教育学)) 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 修了(博士(教育学))		
職 歴			
年 月	事 項		
平成〇〇年4月 平成〇〇年4月 平成〇〇年4月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 講師(平成〇〇年3月まで) 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 准教授(平成〇〇年3月まで) △△大学□□学部□□学科 教授(現在に至る)		
【過去の課程認定委員会における教員審査(単独担当「可」)】 〇〇概論(平成〇〇年度、〇〇大学 准教授) 特別支援教育(平成30年度、△△大学 准教授) <再課程認定>			
学会及び社会における活動等			
現在所属している学会	日本〇〇学会、△△学会		
年 月	事 項		
平成〇〇年〇月 平成〇〇年〇月	日本〇〇学会 会員(現在に至る) 全国〇〇協議会 会員(平成〇〇年〇月まで)		
賞 罰			
年 月	事 項		
年 月	特記事項なし		
令和8年 3月 〇日 上記のとおり相違ありません。 氏名 〇 田 〇 夫			

①大学設置認可申請用の様式を使用しても構わない。その場合は、年収などの本様式にない項目については空欄とすること。

②ヘッダーにおいて、「(様式第3号で付した教員の通し番号)」、「【教員の姓】」を作成例に従って記入し、「— (ハイフン)」の後に、教員毎に様式第4号の通しページ番号を付番すること。なお、別途『1. 申請要領(5) 申請書の作成・提出方法』において振ることとしているページ番号を付番すること。

③本調書を記載した日付(令和7年4月1日～申請書提出日まで)及び調書記載時点の年齢を記載すること。

④「**学歴**」欄は、大学・高等専門学校（又はこれと同等以上の学校）卒業以上の学歴を、学位・称号を含めて記載すること。（該当するものがない場合は最終学歴を記載すること。）

⑤「**職歴**」欄は、以下のとおり記載すること。

- 全ての職歴（自営業、主婦、無職等含む）を記載するとともに、職名、職位等についても明記すること。
- 各職歴について在職期間を明確にし、現職については「現在に至る」と記載し、下線を引くこと。
- 申請書記載日以降に所属が変わる予定がある場合は、「就任予定」「昇任予定」等と記載すること。

研究者としての外国の大学等への留学歴も記載すること。

- 過去10年以内の課程認定委員会における教員審査※（審査年度：平成28年度～令和7年度）で、単独担当（クラス分けにより担当する科目で、各クラスを単独で担当する場合も含む。）で「可」とされた者は当該審査に係る審査年度・大学・職名及び担当授業科目名を記載すること。（7ページ（4）教員審査において「審査結果を尊重」する対象となる授業科目に限る。）

※ 再課程認定（審査年度：平成30年度）による教員審査については、以下の事項を含む、一種又は二種免許状の科目について単独担当で「可」とされた者のみ記載が可能。その場合においては、当該審査に係る審査年度・大学・職名及び担当授業科目名に加えて＜再課程認定＞と記載する。

- ・ 小学校の教職課程の「各教科の指導法 外国語（英語）」又は「教科に関する専門的事項 外国語（英語）」
- ・ 中学校及び高等学校（英語）の教職課程の「英語文学」
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭及び栄養教諭の教職課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」
- ・ 小学校、中学校及び高等学校の教職課程の「総合的な学習の時間の指導法」
- ・ 養護教諭及び栄養教諭の教職課程の「総合的な学習の時間に関する内容」

⑥「**学会及び社会における活動等**」欄は、申請時における所属学会及び専攻、研究分野等に関連する事項を記載すること。

⑦「**賞罰**」欄は、公的機関、学会、出版社等からの表彰又は職務上の懲戒処分、研究費の不正受給に係る処分等を記載すること。

⑧各事項について記載事項がない場合は、空欄とせず「特記事項なし」と記載すること。

本調書は、担当授業科目に関連する教育上の能力に関する事項、職務上の実績に関する事項、研究業績等に関する事項について作成し、6 ページ以内にまとめること。

(14)【田】—2

教育研究業績書

令和8年3月〇〇日
氏名　○　田　○　夫

認定を受けようとする課程における担当授業科目			
教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
・社会心理学Ⅰ（オムニバス） ・社会心理学Ⅱ（オムニバス）		・生徒指導・教育相談（単独）	

教育上の能力に関する事項		
事項	年　月	概要
(教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務の経験を有する者についての特記事項等)		
１．○○○○○	令和２年７月	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
２．△△△△	令和４年１０月	△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△。

職務上の実績に関する事項		
資格，免許	平成○年○月 平成○年○月	小学校教諭一種免許状（免許状番号：昭○小一普第 00 号） ○〇心理士（登録番号：0000）
２　学校現場等での実務経験	10 年	○〇小学校 教諭（平成○年 4 月～△年 3 月） △△小学校 教諭（教務主任）（平成□年 4 月～◇年 3 月）
３　実務の経験を有する者についての特記事項	平成○年○月	○〇市教育委員会主催の○〇研修会の研修講師を務めた。
４　その他		特記事項なし

担当授業科目に関する研究業績等						
担当授業科目	著書、学術論文等の名称	单著共著	発行年月	出版社又は発行雑誌等の名称	執筆ページ数 (総ページ数)	概 要 (共著の場合は全員の署名を記載) (共著及び執筆ページ数が抽出できない場合は執筆箇所を詳述)
社会心理学Ⅰ、Ⅱ（オムニバス）	(著書) 1. ○○○○	単	平成 28 年 3 月	○○○	240	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○。 【当該業績全体の概要】 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△。 【本人執筆部分の概要】 第◇章「◇◇」について執筆し、◇◇◇は◇◇◇であることを述べた。 著者：○田○夫、△山△成 □□□□□□□□□□□□□□。_____ □□□□□□□□□□□□□□。
	(学術論文等) 1. △△△△	共	平成 29 年 7 月	△△△	10 (16)	
	(教育実践記録等) 1. □□□□	單	平成 30 年 1 月	□□□	40 (50)	
生徒指導・教育相談（単独）	(著書) 1. ○○○○ (その他) 1. ◇◇◇◇	單 共	平成 27 年 3 月 令和 2 年 2 月	○○○ ◇◇◇	220 (抽出不可) (30)	(再掲のため、略) 【当該業績全体の概要】 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇。 【本人の果たした役割】 ◇◇◇◇ 著者：○田○夫、△川△介（計○名）

74

- ②複数の授業科目を担当する場合は、様式第2号の授業科目記載順に合わせ、科目名の後に括弧書きで「(単独)」「(複数)」「(オムニバス)」「(クラス分け・○○)」等の担当形態を記載すること。科目名称及び担当形態は様式第2号及びシラバスと一致させること。

「**教科及び教科の指導法に関する科目**」欄の名称は、必要に応じて「**領域及び保育内容の指導法に関する科目**」、「**養護に関する科目**」、「**栄養に係る教育に関する科目**」に変更すること。それら複数の区分で担当授業科目のある教員については、複数の区分を2段書きにするなどして一つの枠内に記載すること。

大学院の場合は、「**教科及び教科の指導法に関する科目**」「**教育の基礎的理解に関する科目等**」「**特別支援教育に関する科目**」欄のいずれかに担当授業科目名を記載し、「**大学が独自に設定する科目**」欄には斜線を引くこと。

- ③「**教育上の能力に関する事項**」欄は、項目に該当するものがある場合には記入すること。

1 教育方法の実践例

大学・短期大学・大学院などの高等教育機関において授業科目を担当している教員が、学生の理解を図るため、工夫を凝らした分かりやすい授業を実施している場合、その内容

- (例)・ICT等を活用した授業方法
・学生の授業外における学習効果促進のための取組
・授業内容のWEB上での公開

2 作成した教科書・教材

教員が、学生の理解を図るために作成し、大学での授業や教職指導などにおいて活用している教科書や教材等

また、本欄に記載した事項が「担当授業科目に関する研究業績等」にも該当する場合は、それぞれに記載すること。

3 教育上の能力に関する大学等の評価

教員が、学生の理解を図るために行っている教育上の取組（大学での授業や教職指導などを通じての取組）に対して、大学等から特に高い評価を受けたもの

- (例)・各大学における自己点検・自己評価での評価結果
・学生による授業評価（FDアンケート）の結果、教員相互による評価結果

4 実務の経験を有する者についての特記事項

教員の、学校現場等での教育に関する取組の中で学生の理解を図ることに資するもの

- (例)・幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校での教育実績（出前講座など）
・大学から受け入れた教育実習生等に対する指導

5 その他

教員が学生の理解を図るために行っている取組のうち、上記に該当しないもの

- (例)・大学教育改善に関する団体等での活動の概要

- ④「**職務上の実績に関する事項**」欄は、以下の点に留意の上、それぞれ記載すること。なお、各項目について特記事項のない場合は、「特記事項なし」と記載すること。（申請時点における担当授業科目がある教員のほか、過去に高等教育機関で担当授業科目があった教員についても記載。）

1 資格、免許

教員が、担当授業科目と関連のある教員免許等の資格、免許等を有している場合は記載すること。教員免許状等の資格を記載するに当たっては、その登録番号等も併記すること。

2 学校現場等での実務経験

教員が、学校現場等において担当授業科目と関連のある実務経験（職歴）を有している場合は、「年月」にその実務経験の年数を、「概要」に時期、勤務先と主な職務内容等を記載すること。

なお、申請書作成時点において現職の場合は、時期に「（現在に至る）」と記入し、認定後も現職を継続する場合は下線を引くこと。

3 実務の経験を有する者についての特記事項

教員の、学校現場等での教育に関する取組の中で担当授業科目と関連のあるものがあれば記載すること。

また、本欄に記載した事項と関連して教育実践記録等を作成している場合は、「担当授業科目に関する研究業績等」にも併せて記載すること。

- (例) ・研究指定校での教育課程の研究開発
- ・教員を対象とした研修等の講師の経験
- ・教育委員や学校評議会の委員等の経験

4 その他

担当授業科目と関連のある職務上の実績のうち、上記に該当しないものを記載すること。

- ⑤「**担当授業科目に関する研究業績等**」欄は、以下の点に十分に留意の上、教職課程における担当授業科目ごとに関連する当該教員の研究業績等をそれぞれ記載すること。

例年、記載方法の誤りや、平成28年3月以前の業績、活字業績でない業績が記載されている書類が散見されるため、申請書作成時には、以下の内容が正しく記載されているかを確認すること。74ページの作成例を参照すること。

<全般的事項>

- 1) 「**担当授業科目に関する研究業績等**」欄に記載可能なものは、公刊済の活字業績のみである。それ以外の業績については、「**教育上の能力に関する事項**」又は「**職務上の実績に関する事項**」欄に記載すること。
- 2) 教育研究業績書作成日以降に発行予定の業績については記載しないこと。（論文として発表済であっても、未刊行の場合は記載できない。）
- 3) 「**担当授業科目に関する研究業績等**」欄は、担当教員が当該授業科目を担当することができる業績を有しているか否かを審査するために使用するものである。そのため、当該授業科目と関連のある業績を記載すること。当該授業科目のキーワードとなる内容に触れているものの、業績自体は当該授業科目との関連が薄いものについては、「**担当授業科目に関する研究業績等**」には該当するとは言えない。

<「担当授業科目」欄>

- 1) 様式第2号の記載順に合わせて授業科目名及び担当形態を記載すること。
- 2) 担当授業科目ごとに区分線を引き、研究業績を記載すること。(研究業績ごとに担当授業科目名称を記載しないこと。)ただし、△△指導法Ⅰ～Ⅳなど番号違いのみの一連の科目については、一つの枠にまとめて記載することができる。

<「著書、学術論文等の名称」欄>

- 1) 各担当授業科目に関連する研究業績について、(著書)、(学術論文等)、(教育実践記録等)、(その他)の順で該当するものを記載すること。新たな区分を設けないこと。
 - (著書)は、出版社を通して流通し、書店などにおいて販売されている書籍の書名を記載すること。
 - (学術論文等)は、国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等に学術論文として発表したものの題名を記載すること。学位論文については、その旨を記載すること。
 - (教育実践記録等)は、大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの(いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等)を記載すること。なお、栄養に係る教育に関する科目の担当教員については学校給食関係雑誌、冊子等で実践経験に基づく研究成果を発表した業績等を記載すること。
 - (その他)は、担当授業科目に関連する報告書や教育関係雑誌など、活字として発表し、広く世間一般に向けて刊行されている研究業績を記載すること。

<「単著共著」欄>

- 1) 当該著書等に記載された著作者が1人である場合には「単」、著作者が複数で単独執筆ページがある場合は「共」と記載すること。
- 2) (著書)の場合は、単独執筆の箇所がある場合であっても、著作者が複数の場合は「共」と記載すること。
- 3) (学術論文等)(教育実践記録等)(その他)の場合は、当該論文等に係る単著・共著の別を記載すること。(掲載媒体の単著・共著ではない。)

<「発行年月」欄>

- 1) 当該業績が活字として発行された年月を記載すること。過去10年以内(平成28年4月～本調査作成日まで)の年月となっているか確認すること。

<「出版社又は発行雑誌等の名称」欄>

- 1) (著書)の場合は出版社を、(学術論文等)(教育実践記録等)(その他)の場合は掲載媒体の名称(巻・号を含む。)を正確に記載すること。

<「執筆ページ数(総ページ数)」欄>

- 1) 当該業績において本人が単独で執筆したページ数の合計を「執筆ページ数」欄に記載すること。(具体的なページ番号は不要。)
- 2) 共著業績の場合は、本人が執筆したページ数の合計に加えて、当該書籍又は学術論文総ページ数を括弧書きで記載すること。(研究紀要などの論文集については、論文集の総ページ数ではなく当該学術論文の総ページ数を記載する。)
- 3) 共同研究等により本人が執筆したページ数の合計が記載できない場合に限り、執筆ページ数の代わりに(抽出不可)と記載し、当該業績の総ページ数を括弧書きで記載すること。

<「概要」欄>

- 1) 「概要」欄には、著書等の内容を200字程度の日本語で記載し、担当授業科目と特に関係する記述の箇所に下線を引くこと。なお、共著の場合は、【当該業績全体の概要】及び【本人の執筆部分の概要】と欄を設けた上で、それぞれ明記すること。
- 2) 共著の業績は、「概要」欄に本人を含めた著者全員の氏名を漏れなく記載すること(著者が非常に多数にわたる場合は、本人を含めた主要な著者の氏名及び著者の合計人数を「計〇名」と記載する。)。その上で、本人の氏名に下線を引くこと。
- 3) 「執筆ページ数」欄に「抽出不可(総ページ数)」と記載した場合、当該著書等(学術論文の場合は当該論文)の執筆箇所において本人が果たした具体的な役割を「概要」欄の最後に記載すること。なお、役割が監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供など、本人が当該著書等を直接執筆していないものは本人の活字業績とみなすことができないため、この場合は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」欄に記載すること。
- 4) 複数の授業科目を担当する場合で、同一の研究業績等の同一の内容が複数の授業科目に係る場合、2科目目以降は「概要」欄に「再掲のため、略」と記載することができる。その場合でも、「概要」欄以外は略することができないので留意すること。(ただし、「担当授業科目に関する研究業績等」欄内で複数回記載する場合が対象。「作成した教科書・教材」等に記載したことを理由に「概要」欄を省略することはできない。)なお、同一の研究業績等であっても、授業科目ごとに関連する箇所が異なる場合には、「再掲のため、略」とせず、授業科目ごとに「概要」欄を書き分けること。

近年、申請書類に記載方法の誤りが多くみられます。
特に誤りが多い箇所について、お示ししておりますので、提出前に今一度御確認ください。

(15)【文科】—1

様式第4号（教員個人に関する書類）

履歴書

()内は様式第3号の備考欄で付した通し番号、【 】内は当該教員の姓を記載し、一(ハイフン)の後に、様式第4号の通し番号を付番すること。

履 歴 書			
フリガナ	モンカ タロウ	生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日
氏 名	文科 太郎	(年齢)	(満〇〇歳)
現住所	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2		
学 歴			
年 月	事 項		
昭和XX年X月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業(学士(教育学))		
平成XX年X月	〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 修了(修士(教育学))		
職 歴			
年 月	事 項		
昭和XX年X月	〇〇県立〇〇小学校 教諭(平成XX年X月まで)		
平成XX年X月	〇〇県立××小学校 教諭(平成XX年X月まで)		
平成XX年X月	△△大学△△学部△△学科 講師(令和XX年X月まで)		
令和XX年X月	△△大学△△学部△△学科 准教授(現在に至る)		
現在の職歴に下線を引くこと。			
【過去の課程認定委員会における教員審査(単独担当「可」)】			
教育方法・技術論(平成XX年度、××大学 講師)			
総合的な学習の時間の指導法(平成30年度、××大学 講師) <再課程認定>			
再課程認定による教員審査で記載できる授業科目は限られています。			
・各教科の指導法(小学校課程の英語に限る。) ・教科に関する専門的事項(小学校課程の英語、及び中学校・高等学校課程の外国語(英語)のうち、英文学に限る。) ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・総合的な学習の時間の指導法(養・栄においては「総合的な学習の時間に関する内容」) ・複合科目及び複合領域			
学会及び社会における活動等			
現在所属している学会	日本〇〇学会、△△学会		
年 月	事 項		
平成XX年X月	日本〇〇学会 会員(現在に至る)		
平成XX年X月	全国〇〇協議会 会員(平成XX年X月まで)		
賞 罰			
年 月	事 項		
特記事項なし			
上記のとおり相違ありません。			
令和●年 3月 1日	氏名 文 科 太 郎		

直近10年以内の課程認定審査で単独「可」と審査された科目を記載すること。
(変更届による担当やオムニバス・複数担当は記載不可。)

様式第4号（教員個人に関する書類）

教育研究業績書

令和●年3月1日			
氏名 文 科 太 郎			
認定を受けようとする課程における担当授業科目			
教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
・算数科指導法Ⅰ（オムニバス） ・算数科指導法Ⅱ（オムニバス）	担当形態を()で記載すること。	・教育方法・技術論（単独） ・総合的な学習の時間の指導法（単独）	授業科目を記載する区分が適切か確認すること。 【よくある誤記】 教育の基礎的理解に関する科目等の「特別の支援を必要とする…」科目を「特別支援教育に関する科目」欄に記載している。
教育上の能力に関する事項			
事項	年 月	概要	
（教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務の経験を有する者についての特記事項等）			
1. 教育方法の実践例	平成XX年X月～	授業において配付する資料を事前にWeb上に掲載し、学生が予習・復習に活用できるようにしている。 また、オフィスアワー及びメールにて、学生からの相談を随時受け付けている。	
2. 作成した教科書・教材	平成XX年X月～	平成XX年度●●県教育委員会「○○研修会」で活用する教材を作成した。	
3. 教育上の能力に関する大学等の評価	平成XX年X月	××大学より、平成XX年度優秀教員表彰を受賞した。	
4. 実務の経験を有する者についての特記事項	令和X年X月	××高等学校3年生を対象とした大学講義体験授業の講師を務めた。	
職務上の実績に関する事項			
事項	年 月	概要	
1 資格、免許	平成XX年X月	小学校教諭専修免許状（免許状番号：平○小専第XXX号）	
2 学校現場等での実務経験	8年	××小学校 教諭（昭和XX年X月～平成XX年X月） ××小学校 教諭（教務主任）（平成XX年X月～平成XX年X月）	
3 実務の経験を有する者についての特記事項	平成XX年X月 平成XX年X月	××大学附属○○小学校における授業の指導助言 ××大学教員免許状更新講習「○○○○○」講師	
4 その他		特記事項なし	

iii) ③教員就任承諾書

<作成例>

— 7 様式第 4 号（教員個人に関する書類）	(1 4) 【○田】
教員就任承諾書	
学校法人○○ 理事長 ○○ ○○ 殿	令和 8 年 3 月 ○○ 日
	氏名 ○田 ○夫
私は、○○大学○○学部○○学科の教職課程の認定の上は、当該学科等の教職専任教員として、令和 9 年 4 月 1 日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。	
・ 社会心理学 I ・ 社会心理学 II ・ 生徒指導・教育相談	

- ①宛名は、様式第 1 号で記載する申請大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。
- ②日付は、教員が本調書を実際に作成した月日を記載すること。（令和 7 年 4 月 1 日～申請書提出日まで）
- ③本文には、認定を受けようとする学部・学科等（専攻等に定員を置いている場合は専攻まで）の名称を記載すること。複数の学科等で複数の授業科目を担当する場合でも、一つの学科等を記載し、複数枚作成しないこと。（教職専任教員となる学科等がある場合には、その学科等を、その他の場合は、様式第 2 号（概要）に先に記載している学科等名を記載すること。）
- ④「教職専任教員」、「兼任教員」「兼任教員」のいずれかを記載すること。（教職専任＞兼担＞兼任の順で選択すること。）
- ⑤就任日は、認定年度（令和 9 年度）の 4 月 1 日で記載すること。ただし、令和 9 年度以降に採用予定の場合は、採用予定日とすること。
- ⑥認定を受けようとする学科等の教職課程において担当する授業科目を全て記載すること。（施行規則第 6 6 条の 6 の科目は除く。）科目名称は様式第 2 号と一致させること。（複数の授業科目を担当する場合は、様式第 2 号の授業科目記載順に合わせること。）

(10) 様式第5号

- 本計画書には、大学における教育実習実施計画（教育実習、養護実習及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習の一部として実施する「学校体験活動」に関する実施計画を含む。）を具体的に記載すること。

- 本計画書とともに、実習校からの受入承諾書の写しを提出すること。

※様式の指定はないが、「学校体験活動」を行う場合は、本文中に当該「学校体験活動」が学校の指示の下に行う活動であることを明記すること。

※写しは、紙媒体のスキャンではなく電子媒体をPDFファイルに変換して作成すること（押印不要）。なお、原本の押印の可否は問わない。

※大学が直接実習校から承諾を得る場合は、承諾を得た学校全ての提出が必要である。教育委員会を通じて承諾を得る場合は、当該教育委員会のものを提出すること。

※日付は令和7年4月1日～申請書提出までの間の日で記載すること。

<作成例>

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）	
教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 ＜教育実習＞3年次9月～10月 ＜学校体験活動＞4年次7月～9月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞中学校4週間（120時間）、高等学校2週間（60時間） ＜学校体験活動＞中学校又は高等学校週1回（合計40時間）
③	実習校の確保の方法 ＜教育実習＞大学が指定する学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。 ＜学校体験活動＞教育実習と同じ学校に実習生が内諾を得る。
④	実習内容 ＜教育実習＞・・・ ＜学校体験活動＞・・・
⑤	実習生に対する指導の方法 ＜教育実習＞○日ごとに、指導教員が実習校へ巡回指導を行う。 ＜学校体験活動＞週1回、実習生から指導教員へ提出された報告書をもとに指導を行う。 あわせて、○月に指導教員が実習校へ巡回指導を行う。
⑥	教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） ＜教育実習＞・・・ ＜学校体験活動＞・・・
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 ＜教育実習＞・・・ ＜学校体験活動＞・・・
②	内容（具体的な指導項目） ＜教育実習＞・・・ ＜学校体験活動＞・・・
③	教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

①「教育実習（養護実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習）」に「学校体験活動」を含める場合においては、各項目に学校体験活動の内容も記載すること。

②「①教育実習等の時期」欄は、教育実習等を実施する年次及び月を記載すること。

③教育実習（学校体験活動）の総時間数は、1単位30時間を標準としているため、以下の時間

数を標準とする。(教育実習の中に学校体験活動を含める場合は、以下の時間数から1単位あたり30時間程度の時間数が低減される)

- ・(4単位) 120時間程度 幼稚園／小学校／中学校／養護教諭
- ・(3単位) 90時間程度 養護教諭二種
- ・(2単位) 60時間程度 高等学校／特別支援学校／学校体験活動
- ・(1単位) 30時間程度 栄養教諭／学校体験活動

- ④「③実習校の確保の方法」及び「⑤実習生に対する指導の方法」欄について、大学が責任を持って実習校の確保や実習生に対する指導に当たることが明確になるよう記載すること。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。） ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等 ・ 委員会等の名称 教職委員会 ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）・・・ ・ 委員会等の運営方法 毎月1回、年12回開催する。〇〇について審議を行う・・・ 【委員会の組織図】 別途添付のとおり ② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。） ＜教育実習・学校体験活動共通＞ ・ 委員会等の名称 教育実習運営委員会 ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）・・・ ・ 委員会等の運営方法 〇、△、◇月に、年〇回開催する。・・・ ＜学校体験活動＞ ・ 〇、△月の教育実習運営委員会にて〇〇学校との連絡調整会議を実施している。 【委員会の組織図】 別途添付のとおり			
4 教育実習の受講資格 1. 3年次開始時点で以下に掲げる科目を修得済又は履修中であること。 道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、生徒指導論、教育相談論（進路指導を含む）、各教科の指導法の必修科目、教科に関する専門的事項（10単位以上） 2. 3年次開始時点の修得総単位数が〇単位以上であること。 3. 上記全てを満たしたうえで、登録申請を行った者に、教職委員会にて受講を許可する。			
5 実習校			
教育実習	学校体験活動	学級数の合計	幼稚園〇学級、小学校〇学級、中学校〇学級、高等学校〇学級、特別支援学校〇学級
○	○	学校名	〇〇市立〇〇小学校（△△県××市〇〇町1-23） 学級数：〇〇 児童数：〇〇人
		教員数	〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護助教諭〇人、栄養教諭〇人
○	○	学校名	〇〇市立〇〇中学校（△△県××市〇〇町1-23） 学級数：〇〇 生徒数：〇〇人
		教員数	〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護助教諭〇人、栄養教諭〇人
○	×	教育委員会名	〇〇市教育委員会 小学校：〇〇校 中学校：〇〇校

- ⑤「3 委員会等」欄は、教育実習と学校体験活動における組織体制が同一の場合はまとめて記載すること。

- ⑥「委員会の組織図」欄は、各大学に設置している運営体制の組織図を略記すること。本欄に収まらない場合は、別添資料を本様式の後ろに添付すること。

- ⑦学校体験活動を実施する場合においては、「②大学外の関係機関」欄に大学と学校体験活動の実習校との連携体制について記載すること。

- ⑧「4 教育実習の受講資格」欄は、教育実習の受講の条件として教員免許状取得に係る単位の取得条件を記載すること。

- ⑨「5 実習校」欄は、学校体験活動の実習校についても併せて記載し、教育実習又は学校体験活動の実習校に○を記載すること。(学校体験活動を開設していない、又は実習校ではない場合は×を記載する。)

⑩大学が直接実習校から受入承諾を得る場合には、当該校全ての学校名、学級数、児童数、教員数（令和7年5月1日現在）を記載すること。また、教育委員会を通じて実習の承諾を得る場合には、当該教育委員会名及び学校数（令和7年5月1日現在）を記載すること。

※該当がない方の欄は、空欄にせずに削除すること。

⑪「**学級数の合計**」欄は実習先の校種ごとに合計を記載し、該当する校種がない場合は記載しないこと。教育委員会を通じて実習先を確保している場合、学校体験活動の受入有無が学校により異なる場合は、行を分けて記載すること。

(11) 様式第6号

<作成例>

様式第6号（認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類）			
1 施設・設備の概要			
①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③①の学部・学科等において使用する施設・設備	④備考
教育学部 教育学科	小一種免	講義室 理科実験室 音楽室 図画工作実習室 調理室 体育館 プール	○室 ○室 ○室 ○室 ○室 ○棟 (○○附属学校のプール)
理学部 理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	講義室 実験室	○室 ○室
⑤施行規則第66条の6に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第3条第1項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」において使用する施設・設備			
・コンピュータ演習室（1室、学生が利用可能な端末を200台設置） ・講義室（3室、各講義室に電子黒板1台を設置） ・教職支援センターにて、デジタル教科書をインストールしたノートパソコン及びタブレットの貸出しを行っている。（ノートPC20台／タブレット5台）			
⑥施行規則第66条の6に定める「体育」において使用する施設・設備			
グラウンド、体育館、プール（○○附属学校のプール）			
2 図書等の状況			
①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③②の教職課程に関する図書の種類	④冊数
教育学部 教育学科	小一種免	教科及び教科の指導法に関する科目（××） ：	○○○○冊
		教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊
理学部 理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	教科及び教科の指導法に関する科目 教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊 ○○○○冊
合計（実数）			○○○○冊
3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など			
教職支援センター 教職課程を履修する学生への免許状取得、教育実習、教員採用試験等に関する資料の閲覧・貸出及び自習スペースの提供、客員教授（校長経験者）による面接指導を行っている。			

- ①「**1 施設・設備の概要**」の「**③①の学部・学科等において使用する施設・設備**」欄には、認定を受けようとする免許状の種類に応じて様式第2号に記載する授業科目を開設する場合において必要な施設・設備を記載すること。なお、施行規則第66条の6に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第3条第1項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」、施行規則第66条の6に定める「体育」において使用する施設・設備に関する内容については、⑤又は⑥に記載するため、本欄には記載不要である。また、学外における施設・設備を利用する場合は、備考欄に学校名、施設名等を記載すること。

※施設・設備に備え付けられた個別の機械・器具を記載する必要はない。

※専修免許状のみの申請の場合は⑤及び⑥を記載する必要はない。

- ②「**1 施設・設備の概要**」の「**⑤施行規則第66条の6に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第3条第1項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」**において使用する施設・設備」欄には、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の情報機器（情報通信技術）の活用に関する施設・設備及び機器の設置状況について記載すること。また、施設・設備には備え付けられておらず、随時教員や学生へ貸出を行っている情報機器等があれば併せて記載すること。

- ③「**2 図書等の状況**」の「**③②の教職課程に関する図書の種類**」欄に記載する図書の種類は、免許状の種類に応じて、以下の科目区分を記載し、「**④冊数**」欄にそれぞれの科目の図書の冊数を記載すること。小学校教諭の教職課程について、「教科及び教科の指導法に関する科目」の「××」部分には各教科名を記し、全10教科それぞれについて冊数を記載すること。

免許状の種類	科目区分
幼稚園教諭の教職課程	・領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目等
小学校教諭の教職課程	・教科及び教科の指導法に関する科目（××） ・教育の基礎的理解に関する科目等
中学校教諭の教職課程（免許教科××） 高等学校教諭の教職課程（免許教科××）	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目等
特別支援学校教諭の教職課程	・特別支援教育に関する科目
養護教諭の教職課程	・養護に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目等
栄養教諭の教職課程	・栄養に係る教育に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目等

※ 複数の免許状の認定を受けようとする大学で、「教育の基礎的理解に関する科目等」の冊数を免許状の種類ごとに区別することができない場合は、まとめて記載しても差し支えない。この場合の「**②①の学部・学科等における免許状の種類**」欄には、認定を受けようとする免許状の種類を一括して記載すること。

- ④「**3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など**」欄は、教職課程の授業科目を開設する場合以外で教職の授業や教員採用試験対策等で活用しているなど教職に関連する施設・設備（模擬授業実践室、教育実習相談室等）（学外の施設を含む。）及びこれらの教職課程運営上の役割などを記載すること。学外の施設については、学外の施設であることを明記すること。

※進路室・キャリアサポートセンターや教務課等で教職関連を指導しているのであれば、その旨を記載すること。なお、本欄に記載する事項がない場合には、「特になし」と記載すること。

(12) 様式第7号

i) 様式第7号ア

本書類の記載分量は、6ページ以内とすること。

<作成例>

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

(1) 大学・学科の設置理念

①大学

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

- ①「**(1) 大学・学科の設置理念**」欄は、申請大学及び認定を受けようとする学科等の設置理念を記載すること。なお、大学のディプロマ・ポリシーや大学設置認可申請時の申請書など、規定されている理念等がある場合はその内容を記載すること。

- ②「**(2) 教員養成の目標・計画**」欄は、(1)で記載した理念に基づき、大学及び認定を受けようとする学科等における、養成したい教員像などの教員養成の目標及びそれを達成するための計画を具体的に記載すること。

- ③「**(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨**」欄は、(1)(2)において記載した大学や学科等の設置理念及び教員養成の目標等に基づき、今回申請を行う課程を設置することの意義や必要性、理由について、認定を受けようとする学校種・免許教科ごとに具体的に記載すること。なお、同課程において同教科の中学校及び高等学校の免許状を同時に申請する場合は、校種・免許教科別に記載せず、まとめて記載してもよい。

ii) 様式第7号イ

本書類の記載分量は、6ページ以内とすること。

<作成例>

様式第7号イ
I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況
(1) 各組織の概要
組 織 名 称 :
目 的 :
責 任 者 :
構成員(役職・人数) :
運 営 方 法 :
(2) (1) で記載した個々の組織の関係図
II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組
(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等
(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等
取 組 名 称 :
連携先との調整方法 :
具体的な内容 :
III. 教職指導の状況

- ①「**I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況**」の「**(1) 各組織の概要**」欄は、体系的な授業科目の履修を達成するための全学的組織及び各学科等における組織の状況を、以下のように記載すること。
- ・ 「組織名称：」 ⇒ 組織の具体的な名称
 - ・ 「目的：」 ⇒ 組織の目的及び審議事項
 - ・ 「責任者：」 ⇒ 組織の責任者の役職名
 - ・ 「構成員(役職・人数)：」 ⇒ 組織を構成する具体的な役職及び人数
 - ・ 「運営方法：」 ⇒ 開催頻度、具体的な運営方法及び検討される議事など
- ※ 複数の組織を設置している大学については、「組織名称」・「目的」・「責任者」・「構成員(役職・人数)」・「運営方法」の各項目を含めて、①、②と番号を付して表を複製し、記載すること。
- ②「**I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況**」の「**(2) (1) で記載した個々の組織の関係図**」欄は、「**(1) 各組織の概要**」で記載した各組織の関係を表す図表(全学的組織と各学科等における組織の役割関係など)を略記すること。

③「Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組」の「(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等」欄は、都道府県及び市区町村教育委員会と連携して行っている（又は行う予定としている）取組についての具体的な名称や内容を、どのように教育委員会と連絡を取り合っているかなどを含めて、箇条書きにして記載すること。なお、該当する取組がない場合には、「特になし」と記載すること。（教職課程の科目として行っている学校体験活動を除く。）

④「Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組」の「(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等」欄は、都道府県及び市区町村教育委員会、学校並びに地域社会等と連携して行っている（又は行う予定としている）取組について、以下のように記載すること。

- ・ 「取組名称：」 ⇒ 取組の具体的な名称
 - ・ 「連携先との調整方法：」 ⇒ 取組に関する連携先との具体的な調整方法（どのように、連絡を取り合っているかなど）
 - ・ 「具体的な内容：」 ⇒ 具体的な取組内容
- ※ 複数の取組を実施している大学については、「取組名称」・「連携先との調整方法」・「具体的な内容」の各項目を含めて、①、②と番号を付して表を複製し、記載すること。なお、該当する取組がない場合には、「特になし」と記載すること。

⑤「Ⅲ. 教職指導の状況」欄は、学内の教職指導体制及び教職指導の内容（教職課程のガイダンス、履修指導及び各種相談への対応等）について、具体的に記載すること。

iii) 様式第7号ウ（各段階における到達目標）

＜作成例＞

様式第7号ウ

＜教育学部教育学科＞（認定課程：小一種免）

(1) 各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	
	後期	
2年次	前期	
	後期	
3年次	前期	
	後期	
4年次	前期	
	後期	

①学科等ごとに別葉で作成すること。なお、「認定課程」欄には、認定を受けようとする学校種、免許教科（中学校・高等学校の場合）を記載し、それぞれ別葉で作成すること。

※中学校と高等学校で同一教科の課程を申請する場合、校種ごとに求められる専門性の違いを踏まえ、内容を書き分けること。

②「**履修年次**」欄は、認定を受けようとする課程の修業年限に応じて、適宜行を削除すること。また、履修年次における時期は、大学の学則において定める履修期の区分のとおり記載すること。

※ セメスター制を導入している場合は、前期・後期に代えて各セメスターを記載する。

※ 前期・後期区分に加えて「通年」や「集中」の区分を定めており教職課程の科目を実施する場合は、行を追加し記載する。

③「**到達目標**」欄は、各学年及び学期ごとに学生が修得すべき事項を具体的に記載すること。（履修する科目の名称は様式第7号ウ（具体的な履修カリキュラム）に記載するため、本表には履修科目の名称を羅列するのではなく、到達目標として目指す学生の姿を具体的に記載すること。）なお、一般的に学生の履修する内容や各学期における到達目標は学科等ごとに異なると考えられるため、複数の課程を申請する際は、他学科等の記載内容を複製して作成することのないよう、留意すること。

iv) 様式第7号ウ（具体的な履修カリキュラム）

- ・認定を受けようとする学科等において免許状の取得要件を満たすために、実際に学生が科目を修得する際の履修モデルの一例を記載すること。（開設授業科目の全てを記載するものではない。）
- ・認定を受けようとする課程により、以下の様式を使用し作成すること。（記載要領は全ての課程において同様である。）

認定を受けようとする課程の種類	使用する様式
幼稚園・小学校・中学校・高等学校の課程	様式第7号ウ（教諭）
養護教諭の課程	様式第7号ウ（養護）
栄養教諭の課程	様式第7号ウ（栄養）
特別支援学校教諭の課程	様式第7号ウ（特支）

<作成例>

様式第7号ウ（教諭）

<教育学部教育学科>（認定課程：小一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
1年次	前期					
	後期					
2年次	前期					
	後期					
3年次	前期					
	後期					
4年次	前期					
	後期					

- ①「**その他教職課程に関連のある科目**」欄については、様式第2号に記載した教員免許状取得のための科目以外で、当該学科が開設し認定を受けようとする課程に関連のある授業科目を記載すること。（学位プログラム上で教科専門性を高めるための科目など）
- ②特別支援学校教諭免許状の課程の場合は、大学が想定する基礎免許状となる課程（いずれか1種類）の科目を同時に記載すること。
- ③上記以外の項目については、iii）を参照すること。

(13) 様式第8号

本様式は、既に認定を受けている学科等が、新たに追加で他の免許状の課程認定を受けようとする場合にのみ提出するものであるが、後掲の＜誓約書の提出が不要となる組合せ＞の場合、本様式の提出は不要である。本様式により、既に認定を受けている教職課程と、新たに認定を受けようとする教職課程との間に教育課程及び教育研究実施組織の重複がないことを大学が誓約し、この誓約に基づき、申請する学科において既に認定を受けている教職課程については、再度の審査・認定を不要とする。（※課程認定審査の確認事項1（3）参照。）また、押印については不要とする。

＜作成例＞

様式第8号（誓約書） 誓 約 書 令和〇〇年〇月〇〇日 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿 申請者（設置者）名 申請者（設置者）の長の氏名及び職名 この度、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるために認定を受けようとする課程が、課程認定審査の確認事項1（3）の規定により、既に認定を受けている課程との間に教育課程及び教育研究実施組織に重複がない（教職課程認定基準4－8等の特例を除く）旨、誓約いたします。	

- ① 記載方法は様式第1号の記載要領を参照すること。

＜誓約書の提出が不要となる組合せ＞

認定を受けようとする課程と既に認定を受けている課程との組合せが以下に該当する場合は、様式第8号の提出は不要である。なお、既に課程認定を受けている学科等に課程を追加しない場合（改組に伴い、学科全ての課程について再度課程認定を受ける場合）においても、誓約書を提出する必要はない。

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程（国語）	高等学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
中学校教諭免許課程（社会）	高等学校教諭免許課程（地理歴史） 高等学校教諭免許課程（公民） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
中学校教諭免許課程（数学）	高等学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（工業） 高等学校教諭免許課程（情報）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）
高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）
高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）

高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（情報）	中学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（数学） 中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）
高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

※ 英語以外の外国語を免許教科とした教職課程の場合は、英語の組合せの場合と同様とする。

(14) 様式第9号

本様式は、連携教職課程を設置する場合にのみ提出すること。また、認定を受けようとする課程ごとに作成すること。

<作成例>

様式第9号（連携教職課程を設置する大学の要件） ※認定を受けようとする課程（免許種・教科）ごとに作成すること	
（1）連携教職課程の認定を受けようとする免許種・教科	
[例] 中一種免（英語）	
（2）連携教職課程の認定を受けようとする学科等	
※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等を全て記載し、その内、幼稚園教諭または小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等の左欄に「○」を記載すること。学科等の数に合わせ、行を加除すること。	
教員養成を主たる目的とする学科等	連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等名
○	〇〇大学〇〇学部〇〇学科

(3) 授業科目の開設状況

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等における「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等」に関する授業科目について、自学科で開設している場合には該当する欄に「○」、自学科では開設していない場合には該当する欄に「×」を記載。

学科等名（大学名から記載）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等
〇〇大学〇〇学部〇〇学科	○	×

(4) 教学管理のための体制

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等の教職専任教員それぞれ1人以上からなる教学管理（教職課程認定基準9（2））のための体制について、

- ・参画する教職専任教員の氏名・職位
- ・教学管理のための体制の役割
- ・学内の意思決定組織との関係を記載すること。

※必要に応じて、図示してもかまわない。本欄に収まらない場合は、別添でも可。

学科等名（大学名から記載）	参画する教職専任教員氏名・職位
〇〇大学〇〇学部〇〇学科	〇〇 〇〇教授

教学管理のための体制の役割

例)

- ・カリキュラム編成・調整
- ・基準の設定・調整 等

学内の意思決定組織との関係

例)

カリキュラムについては、教学管理のための体制において、大学間の調整を行い、最終的には〇〇大学〇〇学部〇〇学科、△△大学△△学部△△学科において意思決定。教学管理のための体制において大学間の調整が整わない場合には、〇〇大学〇〇学部〇〇学科長と△△学部△△学科長とで調整。 等

※ 必要に応じて、図示

(5) 必修科目として開設が必要な単位数

※連携教職課程においては、

①学生が在籍する大学の学科等（以下「自大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設

②学生が在籍しない大学の学科等のいずれか（以下「他大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設することとしている（教職課程認定基準9（3））。このため、当該単位数を満たす必修・選択必修の授業科目について、該当する区分欄に、様式第2号に記載の科目名、単位数を記載し、合計欄に単位数の合計を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の開設単位として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【中学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3単位、一種免許状：8単位、二種免許状：5単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	●●●●● □□□□ △△××	・ ・ ・	【A大学】 ○●●●● ●●●●● 【B大学】 □□□□ ■●●●●	・ ・ ・ ・
各教科の指導法				
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		●		●

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3単位、一種免許状：8単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	●●●●● □□□□ △△××	・ ・ ・	【A大学】 ○●●●● ●●●●● 【B大学】 □□□□ ■●●●●	・ ・ ・ ・
各教科の指導法				
大学が独自に設定する科目				

教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		●		●

【特別支援学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3単位、一種免許状：3単位、二種免許状：2単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
特別支援教育に関する科目	●●●●● □□□□ △△××	・ ・ ・	【A大学】 ○●●●●○ ●●●●●● 【B大学】 □□□□□ ■●●●●■	・ ・ ・ ・
合計単位数		●		●

【養護教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3単位、一種免許状：8単位、二種免許状：6単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
養護に関する科目	●●●●● □□□□□ △△××	・ ・ ・	【A大学】 ○●●●●○ ●●●●●● 【B大学】 □□□□□ ■●●●●■	・ ・ ・ ・
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		●		●

【栄養教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：3単位、一種免許状：3単位、二種免許状：2単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
栄養に関する教育に関する科目	●●●●● □□□□ △△××	● ● ●	【A大学】 ○●●●●○ ●●●●●● 【B大学】 □□□□□ ■●●●●■	● ● ●
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		●		●

(6) 教職専任教員数

※連携教職課程の認定を受けようとする自大学及び他大学の各学科等が開設する科目の区分に応じて教職専任教員を配置しなければならない。自大学と他大学の各学科等が開設する科目が同一の科目区分となる場合には、当該科目区分に配置すべき必要教職専任教員数については各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとしている（教職課程認定基準9（4））。また、自大学及び他大学の各学科等を一つの学科等とみなして、これらの学科等の入学定員の合計に応じた教職専任教員数を配置しなければならないとしている。

このため、該当する科目区分に応じて、「自大学」及び「他大学」欄については様式2号に記載の教職専任教員の氏名・職名を記載、「計」欄については教職専任教員数の合計を記載、「必要教職専任教員数」欄については自大学及び他大学の各学科等の入学定員に応じた必要教職専任教員数を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の教職専任教員として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【中学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要教職専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教科に関する専門的事項						
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等						

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要教職専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		

教科に関する専門的事項						
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等						

【特別支援学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要教職専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
特別支援教育に関する科目						

【養護教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要教職専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
養護に関する科目						
教育の基礎的理解に関する科目等						

【栄養教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要教職専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教育の基礎的理解に関する科目等						

①「(2) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等」欄は、連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等を記載し、少なくとも一つは幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とした学科等であること。

②「(4) 教学管理のための体制」の「**教学管理のための体制の役割**」及び「**学内の意思決定組織との関係**」欄は、当該教員の役割を具体的に示すこと。

③「(5) 必修科目として開設が必要な単位数」に関し、「**自大学**」欄には学生が自ら所属する学科等において修得する必要がある単位数以上の授業科目の情報(科目名称及び単位数)を記載し、「**他大学**」欄には自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて修得することが必要な単位数以上の授業科目の情報(科目名称及び単位数)を記載すること。

④「(6) 教職専任教員数」は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、課程認定基準に定められる必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分すること。なお、各学科において按分した数が小数を含む場合は小数点以下を切り捨てて計上すること(1未満の場合には1人とする)。ただし、按分した数の合計が課程認定基準に定められる必要教職専任教員数を下回る場合は、課程全体として必要教職専任教員数を満たすように調整すること。

また、連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置すること。ただし、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合についてはこの限りではない。

(15) 様式第10号

i) 様式第10号ア

本様式は、特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に基づく教職課程を設置する場合にのみ提出すること。また、本書類の記載分量は、6ページ以内とすること。

＜作成例＞

様式第10号ア(特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する資料)

1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

○強みや専門性に係る活動の内容

(強みや専門性に関する具体的な内容について記載すること。)

○強みや専門性を身に付けるために想定される期間や単位数等

(身に付ける強みや専門性に係る活動等が、一般的に一種免許状の教職課程を履修することと両立困難であると想定されるものであることを期間や単位数等の具体的な数値を示して記載すること。必要に応じ、図表等を含めても構わない。)

○期待できる相乗効果

(身に付ける強みや専門性が、申請する二種免許状との関係でどのような相乗効果を期待できるかを具体的に記載すること。単に既存の教育課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しないので留意すること。)

2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニ

ズ等に応じたものであるか

○教育委員会等からの要望や地域や学校における課題

(教育委員会等からの要望や地域や学校における課題を具体的に記載すること。)

○要望や課題に対して解決できる教育課程の内容

(強みや専門性が教育委員会等からの要望等について対応したものになっていることを記載すること。)

3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を目的とした教育課程等であるか

○両立を目的とした教育課程について

(学年別に記載するのではなく、教育課程全体を通じて無理のない教育課程になっているか記載すること。)

○科目開設上の工夫や履修指導の体制

(無理のない教育課程とならないよう科目開設上の工夫や履修指導の体制等について具体的な予定を記載すること。)

4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

(強みや専門性に係る活動等と当該学科等の学位プログラムとの関係性について、記載すること。)

- ・「**強みや専門性に係る活動の内容**」欄は、特例による認定を受けようとする学科等の強みや専門性に関する具体的な内容について記載すること。
- ・「**強みや専門性を身に付けるために想定される期間や単位数等**」欄は、身に付ける強みや専門性に係る活動等が、一般的に一種免許状の教職課程を履修することと両立困難であると想定されるものであることを期間や単位数等の具体的な数値を示して記載すること。必要に応じ、図表等を含めても構わない。
- ・「**期待できる相乗効果**」欄は、身に付ける強みや専門性が、申請する二種免許状との関係でどのような相乗効果を期待できるかを具体的に記載すること。単に既存の教育課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しないので留意すること

- ・「教育委員会等からの要望や地域や学校における課題」欄は、教育委員会等からの要望や地域や学校における課題を具体的に記載すること。
- ・「要望や課題に対して解決できる教育課程の内容」欄は、強みや専門性が教育委員会等からの要望等について対応したものになっていることを記載すること
- ・「両立を目的とした教育課程について」欄は、学年別に記載するのではなく、教育課程全体を通じて無理のない教育課程になっているか記載すること。
- ・「科目開設上の工夫や履修指導の体制」欄は、無理のない教育課程とならないよう科目開設上の工夫や履修指導の体制等について具体的な予定を記載すること。
- ・「強みや専門性との関係」欄では、強みや専門性に係る活動等と当該学科等の学位プログラムとの関係性について、記載すること。

ii) 様式第10号イ（各段階における到達目標、具体的な履修カリキュラム）

- ・特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例により二種免許状の教職課程を申請する場合、その教職課程に限っては様式第7号ウの提出は不要である。

<作成例>

様式第10号イ

<〇〇学科>(認定課程:)

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	
	後期	
2年次	前期	
	後期	
3年次	前期	
	後期	
4年次	前期	
	後期	

- ・身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程それぞれの到達目標を記載し、他の内容は様式第7号ウの記載方法を参照すること。

<作成例>

様式第 10 号イ (教諭)							
<〇〇学科>(認定課程:)							
(2) 具体的な履修カリキュラム							
履修年次		具体的な科目名称					
		各領域の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目	強み・専門性を身に付けるための科目・活動
年次	時期						
1 年次	前期						
	後期						
2 年次	前期						
	後期						
3 年次	前期						
	後期						
4 年次	前期						
	後期						

- ・「強み・専門性を身に付けるための科目・活動」欄は、強みや専門性を身に付けるための授業科目等を記載し、他の内容は様式第 7 号ウの記載方法を参照すること。

iii) 申請学科等の強みや専門性を身に付ける活動等に関する概要

A4 横 1 枚・形式自由で作成すること。

(16) 様式第 11 号

i) 様式第 11 号ア

本様式は、専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に基づく教職課程を設置する場合にのみ提出すること。

<作成例>

様式第 11 号ア（専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に関する資料）

1. 地域における教員養成の状況・課題等

（教育委員会等からの要望や地域や学校における課題等を具体的に記載すること。）

2. 申請学科等における 1. の要望・課題等への対応

（上記要望・課題等に対し、申請学科等の教職課程がどのように対応できるのか具体的に記載すること。）

3. 小学校教員の教職課程を設置するための指導体制等

（教員養成を主たる目的とした学科等以外の学科等で、小学校二種免許状の課程を設置するにあたり、その質を担保するための指導体制の在り方、科目開設上の工夫等を具体的に記載すること。）

1. 「地域における教員養成の状況・課題等」欄は、教育委員会等からの要望や地域や学校における課題等を具体的に記載すること。

2. 「申請学科等における 1. の要望・課題等への対応」欄は、1 で記載した教育委員会等からの要望や課題等に対し、申請学科等の教職課程がどのように対応できるのか具体的に記載すること。

3. 「小学校教員の教職課程を設置するための指導体制等」欄は、教員養成を主たる目的とした学科等以外の学科等で、小学校二種免許状の課程を設置するにあたり、その質を担保するための指導体制の在り方、科目開設上の工夫等を具体的に記載すること。

ii) 様式第 11 号イ（各段階における到達目標、具体的な履修カリキュラム）

<作成例>（図は 102 ページ参照）

～様式第 11 号イの（1）到達目標の図～

・小二種免の教職課程の到達目標を記載し、他の内容は様式第 7 号ウの記載方法を参照すること。

<作成例>

様式第 1 1 号イ

<〇〇学科>(認定課程:)

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	
	後期	
2年次	前期	
	後期	
3年次	前期	
	後期	
4年次	前期	
	後期	

- ・数学、理科、保健体育又は英語と小学校二種免許状の教職課程それぞれの到達目標を記載し、他の内容は様式第 7 号ウの記載方法を参照すること。

<作成例>

様式第11号イ〈教諭〉						
＜〇〇学科＞〈認定課程： 〉						
(2) 具体的な履修カリキュラム						
履修年次		具体的な科目名称				
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的課程に関する科目等(小学校の課程のみ)	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第55条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期					
1年次	前期					
	後期					
2年次	前期					
	後期					
3年次	前期					
	後期					
4年次	前期					
	後期					

- ・「数学、理科、保健体育又は英語の科目」欄は、専科指導の教科に関する専門的事項の授業科目等を記載し、他の内容は様式第7号ウの記載方法を参照すること。

3. その他の書類

(1) 学則・履修規程等

学則に、認定を受けようとする課程の定員、授業科目・単位数及び履修方法、授与を行う学位の専攻分野の名称が規定されていれば、学則のみを提出することで差し支えない。一方、学則にこれらが規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（履修規程や学位規程など）を提出すること。いずれにおいても、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数（様式第2号に記載の科目）について、該当箇所に下線を引くなどして強調し、教職課程の科目を明確にすること。

なお、申請書の提出時点では、(案)の提出でも差し支えない。

(学則確定後の差替えは、認定後に別途指示する。差替え時にも、上記の強調処理は残すこと。)

- ※ 既に教職課程の認定を受けている学科等が、別の学校種又は教科の教職課程の認定を受けようとする場合、又は一つの学科に複数の学校種又は教科の教職課程の認定を同時に受けようとする場合

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成23年1月20日課程認定委員会決定 178 ページ）に基づき、学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査を行うことから、学校種又は免許教科の種類ごとに、教職課程の科目と、教職課程の科目ではないが認定を受けている（受けようとする）免許状に関連する科目等が明確になるように、以下の例に従って、学則・履修規程等を着色すること。なお、着色した場合は、欄外に凡例を示すこと。

(例) 既に中一種免（数学）、高一種免（数学）の認定を受けている学科等に新たに高一種免（情報）の認定を受けようとする場合

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（情報）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関連する科目：黄色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の課程で共通開設】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色

（２）履修カルテ

教職実践演習実施に向けて、履修履歴を把握するために大学として準備している履修カルテについて、認定を受けようとする課程に係る部分を抜粋して提出すること。

※ 以下の課程を申請する場合のみ提出すること。

- ・大学学部学科等における課程
- ・大学学部学科等における通信の課程
- ・短期大学学科等における課程
- ・短期大学学科等における通信の課程

（３）数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類

数理・データサイエンス・ＡＩプログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類は、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 の「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」として当該プログラムの授業科目を開設する場合のみ提出すること。

（４）単位互換協定書

教育職員免許法施行規則第 22 条第 4 項の規定により、新たに単位互換協定を締結し、他の大学の授業科目として開設される「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「教育実践に関する科目」及び「特別支援教育に関する科目」を含む課程を有する大学のみ、単位互換協定書（様式任意）の写し（本書類に限り紙媒体のスキャンも可）を提出すること。

(5) 組織改組・再編対照表

認定を受けようとする学部学科等（研究科専攻等の場合も同様）が、組織の改組・再編により改めて課程認定申請を行う場合は、組織改組・再編対照表（様式は大学の任意で差し支えない。）を提出すること。

4. チェックリスト

○記入上の注意

各事項について確認ができたなら右欄に○印を付し、該当しない場合は斜線を引くこと。

一の大学/短期大学において通学と通信両方の課程を申請する場合は、それぞれ作成すること。

共通

1	各様式の記載内容の基準時点は、定めのとおりであるか。	
2	授業科目名称及び単位数が、様式第2号（教育課程及び教育研究実施組織）、シラバス、様式第3号、様式第4号②教育研究業績書、様式第7号ウ及び学則（履修規程）において、全て一致しているか。	

様式第1号

3	申請書提出日現在の文部科学大臣名が記載されているか。	
4	申請年月日が記入されているか。 ※実際に申請書を提出する日を記載する。	
5	申請者の職名と氏名が記載されているか。	

様式第2号

認定を受けようとする大学の課程の概要

6	認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用しているか。 ※様式は「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科」「教職特別課程」により異なる。	
7	「設置者名」欄に、法人名（都道府県又は市町村が設置者の公立大学の場合は、当該都道府県名又は市町村名）が記載されているか。 ※理事長等の個人名ではない。	
8	課程認定申請 を行う全ての課程が「認定を受けようとする免許状の種類」に記載されているか。	
9	「認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載している免許状の種類、免許教科（特別支援学校教諭免許状の場合は特別支援教育領域）は定めのとおり略記しているか。	
10	「学部名」欄・「学科等名」欄について、下記のとおり記載されているか。 ○教職課程を有する学科等のみ記載すること ※教職課程を有しない学科等は記載しないこと。 ○取下げ等により、認定年度（令和8年度）時点で教職課程を有していない又は認定年度（令和8年度）までに廃止する学科等の入学定員に（－）（ハイフン）を記載しているか。 ○学則（履修規程）に定めていない専攻やコース名を記載しないこと ※教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連携課程実施基本組織、学科連携課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連携課程実施基本組織、その他学則で定める組織ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。	

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織

11	「1. 免許状取得に必要な最低修得単位数」欄には、施行規則に定められている法定単位数を記載しているか ※開設授業科目の合計単位数ではない。	
12	「左記に対応する開設授業科目」の「授業科目」欄・「単位数」欄には、学則に定められている授業科目の名称・単位数を記載しているか。	
13	「単位数」の「必修」欄・「選択」欄は、教員の免許状の取得のための必修科目・選択科目の別により、いずれかの欄に当該科目の単位数を記載しているか。 ※卒業するための選択科目であっても、教員免許状を取得する上で必修としていれば「必修」欄に単位数を記載すること。	
14	「教職専任教員」欄に兼任教員・兼任教員を記載していないか。※課程認定上の「教職専任」である。したがって、当該学科に籍を有する場合でも「兼任」となる場合もあるので注意すること。	
15	「教職専任教員」欄について、同一教職専任教員が複数の授業科目を担当する場合、担当するいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名は（ ）を付して記載しているか。	
16	「教職専任教員」欄について、いわゆる「ただし書教員」を置く場合は「●」を当該教員名の左側に付しているか。	
17	「教職専任教員」について、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」と認定基準に定める「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」両方の「教職専任教員」として位置づけられていないか。	

	※「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」の「教職専任」である場合は、当該学科の「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教職専任」とはなり得ない。	
18	選択必修科目は「選択」欄に単位数を記載し、「備考」欄に単位修得方法を記載しているか。 ※「必修」欄に単位数は記載しないこと。	
19	「●単位数」欄A～Dは、当該様式ごとに、正しく記載されているか。	
20	「●単位数」欄の「C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」の単位数が、枠上の「1. 免許状授与に必要な最低修得単位数」に記載する単位数を上回っているか。 ※施行規則に定める法定単位数より多くの必修科目が設定されているか。	
21	「●教職専任教員数（合計）」欄には、認定を受けようとする課程の「教科に関する専門的事項」等の区分ごとにおける実際に配置している教職専任教員数（実数）を記載しているか。 ※認定基準に示されている必要教職専任教員数ではない。	
22	「●必要教職専任教員数」欄には、認定基準に規定されている「教科に関する専門的事項」等の区分ごとにおける必要教職専任教員数を記載しているか。 ※実際に配置している教職専任教員数（実数）ではない。	

幼・領域に関する専門的事項

23	＜一種及び二種の課程＞ 幼稚園の教職課程について、「免許法施行規則に定める科目区分」欄に記載されている各科目区分のうち、対応する授業科目を開設しない場合は、当該科目区分は残したまま、「左記に対応する開設授業科目」欄・「教職専任教員」欄を空欄にしているか。 ※当該科目区分欄を削除してはならない。	

中・高の教科に関する専門的事項

24	（中学校教諭の教職課程・高等学校教諭の教職課程を同時に申請する場合） 免許教科が同じであるなしにかかわらず、別葉で作成しているか。	
25	＜一種及び二種の課程＞ 「施行規則に定める科目区分等」欄には、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条第1項表備考第1号に定める「教科に関する専門的事項」をそのまま記載しているか。 ※例：高・公民のうち、「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」については（）内や「」を省略せずそのまま記載することが必要である。	
26	＜一種及び二種の課程＞ 「授業科目」・「単位数」欄において、一般的包括的な内容を含む授業科目は事項ごとに、その科目名称及び単位数に下線を引いているか。 ※各事項において必ず1科目以上は下線を引いた科目があるか。	
27	＜一種及び二種の課程＞ 認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は「※」を当該教員名の左側に付しているか。	
28	認定基準の規定により、認定を受けようとする学部学科等以外の学部学科等において開設する授業科目を置く場合は、当該授業科目の「備考」欄において開設元の学科等を記載しているか。 ※例：××学科開設科目	

栄養に係る教育に関する科目

29	＜一種及び二種の課程＞ 「免許法施行規則に定める科目区分」欄の各事項（「・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」など）が含まれている授業科目ごとに、罫線を引いているか。 ※全事項が含まれた授業科目の場合は罫線不要である。	

大学が独自に設定する科目

30	（複数の教職課程を同時に申請する場合） 学校種及び免許教科が同じであるなしにかかわらず、別葉で作成しているか。	
31	＜一種及び二種の課程＞ 「備考」欄には「大学が独自に設定する科目」の単位修得方法を記載しているか。	

教育の基礎的理解に関する科目等

32	免許状の種類（幼稚園教諭の教職課程、小学校教諭の教職課程、中学校・高等学校教諭の教職課程、養護教諭の教職課程、栄養教諭の教職課程）ごとに、別葉で作成しているか。 ※一種の課程で、中・高で共通開設する場合には、併せて作成すること。	

33	＜一種及び二種の課程＞ 「教育実習」欄に開設する授業科目のうち、事前及び事後の指導1単位を含んでいる科目は、「事前事後指導1単位含む」と備考欄に記載しているか。 ※授業科目名称から明確な場合は記載しなくてもよい。	
34	＜一種及び二種の課程＞ 「教職実践演習」の「授業科目」欄について、（ ）を付して学校種を記載しているか。 ※例：教職実践演習（中・高）	

特別支援教育に関する科目

35	＜一種及び二種の課程＞ 「特別支援教育領域に関する科目」に開設する授業科目の「中心となる領域」欄には、「認定を受けようとする免許状の種類（特別支援教育領域）」欄に記載する領域のいずれかの領域を記載しているか。 ※例：知・肢・病の3領域で認定を受けようとする場合、第2欄の「中心となる領域」欄に視・聴の領域は設定できない。	
36	「中心となる領域」欄に二つ以上の領域を記載していないか。 ※「中心となる領域」欄には一つの領域しか記載できない。	
37	＜一種及び二種の課程＞ 「特別支援教育領域に関する科目」に開設する授業科目の「含む領域」欄には、当該科目の内容において、「中心となる領域」として定める領域以外に含まれる領域全てを記載しているか。	
38	＜一種及び二種の課程＞ 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に開設する授業科目のいずれかの科目において、「認定を受けようとする免許状の種類（特別支援教育領域）」欄に記載する領域以外の領域を含んでいるか。	
39	「中心となる領域」又は「含む領域」欄に「発達」を記載した授業科目について、言語障害・自閉症・情緒障害・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）のうち、当該授業科目に含まれる障害を備考欄に略記しているか。	
40	＜一種及び二種の課程＞ 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応科目の科目名に下線を引いているか。	
41	＜一種及び二種の課程＞ 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」欄に開設する授業科目について、事前及び事後の指導に該当する科目は、備考欄に「事前事後指導1単位含む」と記載しているか。	
42	＜一種及び二種の課程＞ 枠下の「★」について、「●単位／×単位」の右側の単位数（「×単位」）は、施行規則第7条に定める特別支援教育領域ごとに最低修得単位数を記載しているか。 ※開設授業科目の合計単位数ではない。	
43	＜一種及び二種の課程＞ 枠下の「★」について、「●単位／×単位」の左側の単位数（「●単位」）は、施行規則第7条に定める特別支援教育領域ごとに、各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の単位数を記載しているか。 ※選択科目の単位数を含めない。	

コアカリキュラム対応表（教職・外国語（英語）・特別支援共通）

44	手引き51～61ページを参照の上、提出対象学科全てについてコアカリキュラム対応表を作成し、正しい順番に並べているか。	
45	外国語（英語）コアカリキュラムについては、「教科に関する専門的事項」の各事項の「一般的包括的な内容」を含む科目の、教職課程コアカリキュラムについては、「必修・選択必修」科目の、特別支援学校教員免許状コアカリキュラムについては、様式第2号においてコアカリキュラム対応科目とした科目のコアカリキュラム対応表を作成しているか。 ※選択必修等により組合せが複数ある場合は全ての組合せに係る対応表を作成すること。	
46	コアカリキュラム対応表（一覧）で記載した「対応授業科目」全てのコアカリキュラム対応表を作成しているか。	
47	対応表において、各事項の「到達目標」（特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムは「一般目標」）を満たしている授業回に漏れなく「○」が記載されているか。	

シラバス

48	認定を受けようとする課程の授業科目全てのシラバスを提出しているか。	
49	「授業科目名」・「単位数」欄には、学則に定められている授業科目名・単位数を記載しているか。	

50	「教員の免許状取得のための必修・選択」欄は、様式第2号と一致しているか。	
51	「授業計画」欄について、キーワードを付すなどして、各回の計画内容がわかるか。	
52	「授業計画」欄について、一般的包括的内容又は含むべき事項を取り扱っていることがわかるか。	
53	「担当教員名」欄について、複数教員が担当する場合は、全ての担当教員の氏名を記載しているか。 ※オムニバスの場合は、授業計画においてそれぞれの教員の担当箇所がわかるように明記すること。	
54	＜一種及び二種の課程＞ 「施行規則に定める科目区分又は事項」欄について、免許法施行規則に定める事項名称が「」や（）内の事項や句読点も含めて正確に記載されているか。	
55	「テキスト」「参考書・参考資料等」欄に、著書名・著者名・出版社を記載しているか。 ※空欄や「未定」にはしないこと。使用しない場合は「なし」と記載すること。（両方とも「なし」は不可）	
56	シラバスの順番は様式第2号の記載順になっているか。	

様式第3号

57	「備考」欄の番号は、連番となっているか。 ※2回以上登場する教員については、「前掲○」としているか。	
58	「教職専任教員＞兼担＞兼任」の順に整理した上で、教職専任等の別ごとに「教授＞准教授＞講師＞助教」の順に記載しているか。	
59	様式第2号において教員の氏名の左側に「※」や「●」を付した教員について、様式第3号においても「※」又は「●」を付しているか。	
60	認定年度の翌年度以降に採用予定の教員については、氏名の左側に「△」を付すとともに、備考欄に採用予定年度を記載しているか。	
61	＜一種及び二種の課程＞ 各授業科目の「担当形態」欄の記載内容は、シラバス及び様式第4号教育研究業績書の記載内容と一致しているか。	

様式第4号

62	書類上該当する業績等がない場合には空欄にせず、「特記事項なし」等を記載しているか。	

① 履歴書

63	「職歴」欄について、各職歴の在職期間を明確にし、現職の場合は「現在に至る」と記載した上で下線を引き、次年度に所属や職位が変わる予定がある場合は、「就任予定」「昇任予定」等と記載しているか。	
64	「職歴」欄について、研究者としての外国の大学や研究機関等への留学歴についても記載しているか。	

② 教育研究業績書

65	6ページ以内で作成しているか。	
66	担当授業科目に関連する教育上の能力に関する事項、職務上の実績に関する事項、研究業績等に関する事項について作成しているか。 ※担当授業科目に関連しない研究業績等については、記載しないこと。	
67	「担当授業科目に関する研究業績等」については過去10年以内（例：認定年度が令和9年度（申請期間：令和8年3月9日～16日）であれば、平成28年4月1日から本調査記載日までの間）の事項のみを記載しているか。 ※それ以前や予定の事項は記載しないこと。	
68	「認定を受けようとする課程における担当授業科目」欄及び「担当授業科目に関する研究業績等」の「担当授業科目」欄について、担当授業科目の後ろに（）を付して、「単独」「複数」「オムニバス」「クラス分け・○○」の担当形態が記載されているか。	
69	本人が単独で執筆したページ数を「執筆ページ数」欄に記載しているか。	
70	「概要」欄は、事項ごとに、内容がわかるように200字程度（150字～250字）で記載し、担当授業科目と特に関係する記述の箇所に下線を引いているか。 ※記載が極端に少ない場合は、審査不能となるので注意すること。	
71	共著の場合は「執筆ページ数」欄に本人の執筆ページ数と当該業績の総ページ数をそれぞれ記載しているか。あわせて、「概要」欄に当該業績全体の概要と本人執筆部分の概要をそれぞれ記載しているか。	
72	共同研究により本人の担当執筆部分が不可分な場合は「執筆ページ数」欄に（抽出不可）と記載した上で、当該業績の総ページ数及び概要に加えて、執筆箇所において本人が果たした具体的な役割を「概要」欄の最後に記載しているか。 ※なお、役割が監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供など、本人が直接執筆していない場合は本人の活字業績とみなすことができないので注意すること。	

73	「概要」欄について、「共著」の場合には、本人を含めた著者全員の氏名をもれなく記載し、本人の氏名に下線を引いているか。 ※著者が非常に多い場合には、主要な著者のみ記載し著者の合計人数を記載する。	

様式第5号

74	<一種及び二種の課程> 「1 教育実習の内容及び成績評価等」の「②教育実習の実施期間・総時間数」欄は、実習期間と総時間数の両方を記載しているか。	
75	<学校体験活動を追加する場合> 「3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等」の「②大学外の関係機関」欄に、大学と実習校との連携体制について記載されているか。	
76	「実習校」欄に記載した学校又は教育委員会についての「実習生受入承諾書」を全て添付しているか。併せて、「学校体験活動」を実施する場合は「実習生受入承諾書」に当該体験活動が学校の指示の下に行う旨が記載されているか。	
77	「実習校」欄に記載した学校種ごとの学級数の合計を「学級数の合計」欄に記載しているか。その学級数は課程認定基準14(2)の基準を満たしているか。	

様式第6号

78	「2 図書等の状況」の「③②の教職課程に関する図書の種類」欄に記載する図書の種類は、免許状の種類・教科に応じて、各科目区分を記載し、それぞれの科目の図書の冊数を記載しているか。	

様式第7号ウ<一種及び二種の課程>

79	学校種ごとに作成されているか。 ※同教科であっても、中学校と高等学校で別葉にすること。	
80	(1) 各段階における到達目標について、具体的な到達目標を各段階において記載しているか。	
81	(2) 具体的な履修カリキュラムについて、科目区分及び必要事項が適切に記載されているか。	

様式第9号

82	(5) 必修科目として開設が必要な単位数について、必要単位数を満たしているか。	
83	(6) 教職専任教員数について、教員が正しく配置されているか。	

様式第10号ア

84	様式第7号、様式第10号イ、申請学科等の強みや専門性を身に付ける活動等に関する概要1枚と矛盾する内容となっていないか。	

様式第11号

85	様式第7号、様式第11号イと矛盾する内容となっていないか。	

その他

86	学則に、認定を受けようとする課程の定員、学位、授業科目・単位数及び履修方法等が規定されているか。 ※学則に規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（例：履修規程、学位規則など）を提出すること。	
87	既に教職課程の認定を受けている学科等が、別の学校種又は教科の教職課程の認定を受けようとする場合、又は一つの学科に複数の学校種又は教科の教職課程の認定を同時に受けようとする場合、免許の学校種・教科の種類ごとに、教職課程の科目と、教職課程の科目ではないが認定を受けている（受けようとする）免許状に関連する科目等が明確になるように、学則・履修規程等を着色しているか。また、欄外に凡例を示しているか。	
88	教職実践演習を含めた課程認定申請を行う場合、申請する課程に係る履修カルテを提出しているか。	
89	認定を受けようとする学科等が、組織の改組により改めて課程認定申請を行う場合、組織改組・再編対照表を提出しているか。	
90	施行規則第66条の6に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に、数理、データ活用及び人工知能に関する科目を設定する場合、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類を添付しているか。	

Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式

※ 変更届を作成する際は、その時点で最新の手引きに記載の要領にしたがって作成すること。
(変更する課程の認定申請時点の手引きに記載の要領を参照するのではないことに留意。)

1. 変更届等の提出要領・作成例

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない(大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、3ページ(2)変更届の提出の要否に記載のとおり)。

それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。

(1) 教育課程の変更届(届出)	①授業科目を新設又は廃止する場合 ②授業科目の名称等を変更する場合 ③授業科目の単位数を変更する場合 ④授業科目の履修方法(必修・選択必修・選択)又は開設方法(共通開設範囲等)を変更する場合 ⑤教職専任教員に係る変更を行う場合 ・教職専任教員を追加又は削除する場合 ・兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合 ・教職専任教員の担当授業科目を追加又は削除する場合 ⑥教職専任教員の職位を変更する場合 ⑦教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合 ⑧教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当し、変更する場合
(2) 教育課程の変更届(報告)	・認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合
(3) 大学、設置者、学科等の名称変更届(報告)	・大学名、設置者名を変更する場合 ※大学の長、設置者の長(法人の理事長)の変更は届出不要。 ・学部・学科等の名称のみを変更する場合
(4) 学科等の入学定員変更届	・入学定員を変更する場合
(5) 学科等の課程認定取下届	・教職課程の認定を取り下げる場合(学生の募集停止等)

なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

本手引きに記載された変更届の記入要領・様式は、令和元年度以降入学生用のものである。再課程認定に伴い自動取下げとなった、平成30年度以前入学生に適用する教育課程において、上記(1)(※117ページの表①～④の変更に限る。)及び(2)の変更を行う場合は、(6)旧法に基づく変更届に記載の要領により、旧法に基づく変更届を提出すること。

(1) 教育課程の変更届

(ア) 変更届提出期限

- 前ページ表(1)①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前
- 前ページ表(1)⑦、⑧の変更届提出期限（令和10年度実施）：
 - ①令和8年9月30日（水）までに必着
 - ②令和8年11月30日（月）までに必着

教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。

例えば、次の表①～⑥にかかる変更後の教育課程を令和9年4月から実施する場合は、令和8年度末までに提出することが必要である（後期から教職専任教員の変更等がある場合には、後期の授業を開始する前までに変更届を提出する必要がある）。

ただし、前ページの表(1)⑦、⑧に該当し届出による変更を希望する場合においては、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当するか否かの確認を行う必要があるため、変更後の教育課程を実施する年度の前々年度の9月末日又は11月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

令和10年度開設予定の学科等については、令和8年9月30日（水）又は令和8年11月27日（金）までに、その変更内容に応じて、変更届等を提出する必要がある。審査結果の通知時期は、令和8年9月30日（水）締切分が令和8年12月25日（金）まで、令和8年11月27日（金）締切分が令和9年2月中旬の予定である。

なお、令和9年度開設予定の学科等で次の表⑦、⑧に該当し、令和7年11月28日（金）までに次の表⑦、⑧に関する変更届を提出していない場合、又は、次の表⑦、⑧に関する変更届を提出した上で、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当しないと判断された場合は、課程認定申請の手続きを行うこと。

(イ) 必要提出書類

教育課程の変更届として、変更しようとする内容に応じて117ページの表に示す書類を提出すること。

「届出をしようとする大学の課程の概要」「履歴書」「教育研究業績書」「組織改組対照表」の作成に当たっては、Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領の各様式の記載要領（23ページ以降）を参照すること。その際、「履歴書」「教育研究業績書」の様式は文部科学省ホームページ「教職課程認定申請の手引き及び提出書類の様式等について」からダウンロードすること。

届出をしようとする大学の課程の概要※	23 ページ～
履歴書	72 ページ～
教育研究業績書	74 ページ～
組織改組・再編対照表	108 ページ

※「届出をしようとする大学の課程の概要」について、認定申請を同時に行っている等により、届出を行おうとする大学の課程と認定を受けようとする大学の課程が混在する場合は、「届出を行

おうとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載する認定申請中（予定）の免許状の種類の左側に「△」を付し、備考欄に認定申請中（予定）である旨を記載すること。

なお、117 ページの表において①～⑧の複数の場合に該当する大学は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」は、1 部提出すれば足りるため、複数枚に分けないこと。ただし、学部と大学院など、異なる課程（21 ページに記載の区分参照）について変更を行う場合は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」を含め一式を課程ごとに作成すること。

また、次ページの表⑦、⑧の場合に該当する学科等に係る変更届は、他の学科等に係る変更届とは別に作成すること。

（例 1）一つの免許課程で授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員の変更（⑤）がある場合

- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」… 1 部提出（①と⑤で共通）
- ・「履歴書」「教育研究業績書」… 変更した教職専任教員（⑤）に係るもの 1 部

（例 2）一つの免許課程で次ページの表⑦に該当（⑦）する学科等において、同時に授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員の変更（⑤）がある場合

- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」… 1 部提出（①と⑤と⑦で共通）
- ・「届出をしようとする大学の課程の概要」… 1 部提出（⑦）
- ・「履歴書」「教育研究業績書」… 変更した教職専任教員（⑤）に係るもの 1 部
- ・「設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況」… 1 部提出（⑦）
- ・「学則・履修規程等」（開設年度から適用するもの、及び従前適用していたもの）… 1 部提出（⑦）
- ・「組織改組対照表」… 1 部提出（⑦）
- ・「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の状況」… 1 部提出（⑦）
- ・「改組等の前後における教育課程及び教育研究実施組織の変更状況」… 1 部提出（⑦）

全ての課程において、シラバスの提出は不要である。（＊）

○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

変更内容	必要書類														
	かがみ	変更 内容 一覧 表	理由書 (様式任意)	届出をし ようとする大学の 課程の 概要	新 旧 対照表	シラ バス ※9	各教科(保育内容)の指導法・ 教育の基礎的理解に関する科目等・特別支援教育に関する 科目の教職専任教員		数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類	設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況	学則・履修規程等(開設年度から適用するもの)	学則・履修規程等(従前適用していたもの)	組織改組対照表(様式任意)	大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の状況(様式任意)	改組等の前後における教育課程及び教育研究実施組織の変更状況
							履歴書	教育研究業績書							
① 授業科目を新設又は廃止する場合	○	○	○	×	○	×	△ ※1	△ ※1	△ ※2	×	×	×	×	×	×
② 授業科目の名称等を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	△ ※2	×	×	×	×	×	×
③ 授業科目の単位数を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
④ 授業科目の履修方法(必修・選択必修・選択)又は開設方法を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑤ 教職専任教員に係る変更を行う場合	○	○	○	×	○	×	△ ※3	△ ※3	×	×	×	×	×	×	×
⑥ 教職専任教員の職位(教授・准教授・講師・助教)を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑦ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○ ※4	×	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	○ ※6	○ ※6	○	○ ※7	○ ※8
⑧ 教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○ ※4	×	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	○ ※6	○ ※6	○	○ ※7	○ ※8

＊ 全ての課程において、兼任教員又は兼任教員のみを変更する場合には、変更届の提出は不要である。また、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、専修免許課程以外の課程における「大学が独自に設定する科目」の教員に係る変更のみを行う場合も、変更届の提出は不要である。

＊ 認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合を除く教育実習実施計画の変更については、変更届の提出は不要である。

※1 授業科目新設の場合で、教職専任教員が担当する場合にのみ必要である。ただし、教職課程認定基準4－8（2）に定める共通開設による授業科目新設で、4－8（4）による教職専任教員の共通化の場合は、当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である（共通開設とともに教職専任教員に係る変更を行う場合は履歴書・教育研究業績書の提出は必要である）。

（例1）A学科（幼一種免・小一種免）開設の「教育の基礎的理解に関する科目」をB学科（中一種免（国語）・高一種免（国語））で共通開設する場合

→A学科（④）、B学科（①）の手続きが必要。B学科（①）における共通開設科目担当の教職専任教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要。

（例2）A学科（幼一種免・小一種免）開設の「教育の基礎的理解に関する科目」をB学科（中一種免（国語）・高一種免（国語））で共通開設するとともに、当該科目の教職専任教員をC教員からD教員へ変更する場合

→A学科（④と⑤）、B学科（①）の手続きが必要。共通開設科目担当のD教員の履歴書・教育研究業績書の提出は必要。

※2 新たに教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目において「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を開設する場合（①）及び「情報機器の操作」として開設している科目が数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目となり、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」に変更となる場合（②）に提出が必要である。

※3 教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「教職専任教員に係る変更の内容」が以下の組合せの場合である（免許状の種類にかかわらず共通）。

担当する科目区分 教職専任教員に係る変更の内容	各教科（保育内容）の指導法 教育の基礎的理解に関する科目等 特別支援教育に関する科目
（A）教職専任教員を追加する場合	○
（B）既に配置されている兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合	○
（C）既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合	○
（D）教職専任教員を削除する場合	×
（E）既に配置されている教職専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	×
（F）既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を削除する場合	×

* 上記表にない「領域に関する専門的事項（専修免許状の課程における「準ずる科目」、「指定大学が加える科目」を含む。）」「教科に関する専門的事項（専修免許状の課程における「準ずる科目」、「指定大学が加える科目」を含む。）」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目（専修免許状の課程における「準ずる科目」を含む。）」の教職専任教員を変更する場合は、（A）～（C）の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である（変更届の提出は必要である）。

※4 ⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届については、改組前後で変更のない科目区分においても、新旧対照表を漏れなく提出すること（特に、「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の新旧対照表の提出漏れが多くみられるため、注意すること）。

※5 ⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届について、表①～⑥に該当する変更がある場合、①～⑥の場合の必要提出書類を確認し、⑦、⑧の書類に併せて漏れなく提出すること。特に、「履歴

書」「教育研究業績書」について、※1、※3の留意事項を参照し、漏れのないようにすること。

※6 学則・履修規程については、106 ページの課程認定申請を行う場合に準じて提出するとともに、届出を行おうとする課程の授業科目・単位数（新旧対照表の新課程・旧課程に記載の科目）について、該当箇所に下線を引く、着色する等して、教職課程の科目を明確にすること（着色した場合は、欄外に凡例を示すこと）。

※7 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談申し込み状況等について記載すること（様式は大学の任意で差し支えない）。大学設置室から事前相談結果が伝達されている場合は、あわせて「設置にかかる事前相談の結果」を提出すること（変更届提出時点で結果が伝達されていない場合は、結果連絡が届き次第、速やかに提出すること）。なお、国立大学の場合は、高等教育局国立法人支援課との相談状況を詳述すること。※8 記載内容については、「新旧対照表」及び「設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況」をもとに作成すること（エクセルファイルのまま提出すること）。

※9 全ての課程においてシラバスの提出は不要であるが、各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等、外国語（英語）の教科に関する専門的事項の科目又は特別支援教育に関する科目を新設するなどの変更を行う場合は、授業計画が各コアカリキュラムを満たす内容となっているか確認すること。

i) かがみ

<作成例>

(様式第1号 届出 (かがみ))	
	文書番号 ① 令和〇〇年〇月〇〇日
②	
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	
届出者（設置者）名	
③	届出者（設置者）の長の職名及び氏名 ④
〇〇大学の認定課程における学科等の 教育課程の変更について（届出）	
この度、令和〇〇年〇〇月〇〇日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更 することを、別紙のとおり届け出ます。	

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載す

ること。

届出者（設置者）名

- ・ 国立大学→国立大学法人名
- ・ 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・ 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- ・ 国立大学→当該国立大学法人の長
- ・ 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・ 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

ii) 変更内容一覧表

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択 又は開設方 法を変更す る場合)	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	教育学部教育学科 児童教育専攻	幼一種免					○	○		
2		小一種免					○			
3		特支一種免(知・肢・病)						○		
4	工学部 機械工学科	高一種免(工業)	○				○	○		

(E)

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

(D)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択 又は開設方 法を変更す る場合)	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	情報科学部 情報科学学科	中一種免(数学)							○	
2		高一種免(数学)					○		○	
3		高一種免(情報)	○	○					○	

(E)

(Ⅰ 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	工学研究科 機械工学専攻	高専免(工業)		○			○	○		

(E)

(Ⅰ 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	A大学 国際学部外国語学科	中一種免(英語)				○	○			○
2		高一種免(英語)				○	○			○
3		中一種免(フランス語)				○				○
4		高一種免(フランス語)				○				○
5	A大学 文学部人文学科	中一種(社会)	○	○		○	○			○
6		高一種(地理歴史)	○	○		○				○
7		高一種(公民)	○	○		○	○			○
8	A大学 理学部物理学科	中一種(理科)								○
9		高一種(理科)								○
10	B大学 外国語学部英文学科	中一種(英語)				○				○
11		高一種(英語)				○				○
12	B大学 外国語学部仏文学科	中一種(フランス語)				○				○
13		高一種(フランス語)				○				○
14	B大学 経営学部経営学科	中一種(社会)	○	○		○				○
15		高一種(公民)	○	○		○				○
16	B大学 情報学部情報学科	高一種免(情報)					○			○

(E)

＜記載上の注意＞

- (A) 「学部・学科等名」欄は、認定を受けている学部名、学科等名を記載すること（特に、変更届⑦において、改組後の学部・学科等名が記載されている場合が多くみられるため、届出時点の学部・学科等名を記載すること）。専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。
- また、変更届⑧の場合で、複数の大学を統合する場合、大学名から記載すること。
- (B) 「免許状の種類」欄は、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）ごとに行を分けて記載すること。ただし、特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は1行にまとめて記載すること。
- (C) 「教育課程の変更届の変更内容」欄は、該当する変更内容に「○」印を記載すること。なお、複数の変更内容を同時に届け出る場合は、該当箇所全てに「○」印を記載し、該当する変更内容に係る必要書類を全て提出すること。
- (D) 教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し変更する場合において、共通開設科目にかかる変更を同時に届け出た場合であっても、1（1）③に該当し届け出る学科等以外の学科等にかかる変更届の提出は別途必要となるので、留意すること（例えば、令和8年度改組に当たって、大学において共通開設している「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員変更を含む、A学科にかかる変更届⑦の書類を令和6年度に提出し、届出による変更が認められた場合においても、令和7年度中に、A学科以外の学科等にかかる「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員変更の届出を行う必要がある）。
- (E) 学科等及び免許状の種類が複数ある場合は適宜行を追加すること。また、それに伴い1ページに収まらない場合はページ数が増えても構わない。

iii) 理由書（様式任意）

当該変更が生じた理由を記載すること。

- (例)・教職専任教員の退職に伴い新たに教職専任教員を雇用するとともに、授業内容の変更を伴う授業科目名称の変更を行うため。
- (例)・○○学部○○学科を改組して届出により設置予定の●●学部●●学科について、教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当するため、届出により変更を行うものである。
- (例)・○○大学及び●●大学を統合して令和●●年度から△△大学を設置予定であり、その際、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項により、教員審査の省略が認められている。△△大学▲▲学科については、教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の○○大学□□学科及び●●大学■●学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当するため、届出により変更を行うものである。

iv) 届出をしようとする大学の課程の概要

「届出をしようとする大学の課程の概要」について、課程認定申請における様式第2号（概要）を参考に、届出をしようとする年度の教職課程の状況がわかるように作成すること。その際、「認定を受けようとする」については、「届出をしようとする」に書き換えを行うこと。備考欄の記載などは、Ⅱ. 2. (2) 様式第2号（概要）の作成例及び記入要領（2 ページ～参照）を参照して、同様に記載すること。

v) 新旧対照表（①～⑦）

認定課程における変更に係る科目（「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」など）ごとに新旧対照表を作成すること。また、⑦の新旧対照表については、新は届出をしようとする開設年度の教育課程、旧は改組前の従前の教育課程とすること。

イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）

<作成例>

(Ⅰ 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

領域及び保育内容の指導法に関する科目の変更届新旧対照表												
①	大学名	〇〇大学（学部学科等の課程）					担当部局	④		担当者		
②	設置者名	〇〇〇〇					電話番号					
③	大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇					e-mail					
⑤	教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	⑩ 備考			
		新	〇〇学部	〇〇学科	⑥	⑦	⑧	⑨	令和〇〇年度	令和〇〇年度入学より適用する。		
		旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	幼一種免	—	—			
施行規則に定める科目区分等												
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	⑪ 授業科目	単位数 必 選	新 ⑫		旧		単位数 必 選	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	変更内容等	
				授業科目	氏名・職名	授業科目	氏名・職名					
領域及び保育内容の専門的指導法に関する科目	健康	幼児と健康	2	〇〇〇〇教授		健康Ⅰ 健康Ⅱ	2 2	〇〇〇〇教授			名称変更 廃止	
	人間関係	幼児と人間関係	2	△△△△講師		人間関係Ⅰ 人間関係Ⅱ	2 2	△△△△講師			名称変更 廃止	
	環境	幼児と環境	2	××××准教授		環境Ⅰ 環境Ⅱ	2 2	××××准教授			名称変更 廃止	
	言葉	幼児と言葉	2			言葉Ⅰ 言葉Ⅱ	2 2				名称変更 廃止	
	表現	音楽表現 造形表現	2 2			音楽表現 造形表現	2 2					
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	保育内容総論	2		⑬ (〇〇〇〇教授)		保育内容総論	2	(〇〇〇〇教授)			
●単位数 ⑭ ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） (新) 14単位／(旧) 14単位 ・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 0単位／(旧) 8単位 ・「領域に関する専門的事項」及び「保育内容の指導法」の必修単位数の合計 (新) 〇〇単位／(旧) 〇〇単位												
●教職専任教員数（領域に関する専門的事項） (新) 3人／(旧) 3人 教職専任教員数（保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等） ⑮ (新) 〇人／(旧) 〇人 ●必要教職専任教員数（合計） (新) 〇人／(旧) 〇人												

⑦ ※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載欄のとおり併せて記載すること。

□ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

＜作成例＞

（Ⅰ 教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表													
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局				担当者			
設置者名		〇〇〇〇				電話番号							
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail							
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）		新学則等の適用年度		備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免		—					
施行規則に定める科目区分等		16 新					旧					19 変更内容等	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員 氏名・職名	履修方法		
			必	選				学校種等	学科等				必
教科及び教科の指導法に関する科目	国語 (書写を含む。)	国語	2		他	〇〇〇〇教授	××学科 共通開設	国語	2		〇〇〇〇教授		共通開設に関する変更 名称変更 新設
		小学国語Ⅰ	2			(〇〇〇〇教授)		小学国語	2		(〇〇〇〇教授)		
		小学国語Ⅱ	2			(〇〇〇〇教授)							
	社会	歴史	2		他	×××××准教授	××学科 共通開設	歴史	2		×××××准教授		共通開設に関する変更 新設
		小学社会	2			(×××××准教授)							
	算数	算数	2			〇〇〇〇准教授	17 これらより2単位選択 必修	算数	2		〇〇〇〇准教授		履修方法変更 履修方法変更
		小学算数	2			(〇〇〇〇准教授)		小学算数	2		(〇〇〇〇准教授)		
			2			(〇〇〇〇准教授)			2		(〇〇〇〇准教授)		
	理科	理科	2			△△△△教授		理科	2		△△△△教授		
		小学理科	2			(△△△△教授)		小学理科	2		(△△△△教授)		
			2			(△△△△教授)			2		(△△△△教授)		
	生活	生活	2			18		生活	2				
		小学生生活	2					小学生生活	2				
	音楽	音楽	2			●●●●●講師		音楽	2		△△△△△講師		教職専任教員変更 教職専任教員変更 教職専任教員変更
児童音楽		2			(●●●●●講師)		児童音楽	2		(△△△△△講師)			
児童音楽		2			(●●●●●講師)		児童音楽	2		(△△△△△講師)			
図画工作	図画工作	4				△△学科 共通開設	図画工作	2				単位数変更 新設 廃止	
	絵画Ⅰ	2		他			児童図画工作	2					
家庭	家庭	2					家庭	2				履修方法変更	
	小学家庭	2					小学家庭	2					
		2						2					
体育	体育	2			×××××講師		体育	2		×××××助教		職位変更 職位変更	
	児童体育	2			(×××××講師)		児童体育	2		(×××××助教)			
外国語	英語	2					英語	2					
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目													
●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 36単位／(旧) 28単位						●教職専任教員数（教科に関する専門的事項） (新) 6人／(旧) 6人							
・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 14単位／(旧) 16単位						教職専任教員数（各教科の指導法） (新) 〇人／(旧) 〇人							
・「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の必修単位数の合計 (新) 〇〇単位／(旧) 〇〇単位						教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等） (新) 〇人／(旧) 〇人							
						●必要教職専任教員数（合計） (新) 〇人／(旧) 〇人							

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

＜記載上の注意＞

- ① 「**大学名**」欄は、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること（23 ページ①参照）。
（例）・大学学部学科等における課程 → ○○大学（学部学科等の課程）
- ② 「**設置者名**」欄は、変更年度（令和 8 年度に変更届を提出し、令和 9 年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は令和 8 年度である。）の 4 月 1 日時点における大学の設置者を記載すること（法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと）。
- ③ 「**大学の位置**」欄は、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。
- ④ 「**担当部局**」「**電話番号**」「**e-mail**」「**担当者**」欄は、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を一つ記載すること。
- ⑤ 「**学部**」「**学科等**」欄は、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「－」を記載すること。
- ⑥ 「**入学定員**」欄は、学則に定める入学定員を記載すること（記載に当たっては数字のみとし、単位（人）は記入しないこと）。

※ 編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。

- ⑦ 「**直近の認定年度**」欄は、「**学科等**」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。学部学科等の改組・再編を伴わない学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること（直近の変更届提出年度及び審査年度ではないため注意すること）。

直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。

（例）・令和○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。

※ 平成 30 年度に再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

- ⑧ 「**認定を受けている免許状の種類（免許教科）**」欄は、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。

記載に当たっては、免許状の種類に応じて略記すること（25 ページ参照）。

- ⑨ 「**新学則等の適用年度**」欄は、変更に係る内容が学則・履修規程等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、教職専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規程等に規定されている事項ではないため、同欄には「－」を記載すること。

- ⑩ 「**備考**」欄は、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、令和 9 年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和 9 年度入学生より適用する。」と記載すること。

なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨（例えば、令和 8 年度・令和 9 年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和 8 年度入学生及び令和 9 年度入学生に適用する。」）を記載すること。

また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。

- ⑪ 「**授業科目**」「**単位数**」欄及び本＜記載上の注意＞以外の項目は、Ⅱ．２．様式の作成例及び記入要領（22 ページ～参照）を参照して、同様に記載すること。
- ⑫ 「**教職専任教員**」欄は、各授業の担当教員のうち、教職専任教員の氏名を記載すること（兼任教員、兼任教員の氏名は記載しないこと）。一つの授業科目を複数の教職専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。
- ⑬ 同一教職専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の教職専任教員は、3 領域以上にわたり、それぞれにおいて 1 人を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。
- ⑭ 「**●単位数**」は、（新）（旧）それぞれに記載している授業科目の単位数を、「**必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」と「**選択科目**」に分けて記載すること。

各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。

- ・「**必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」欄
＝必修科目欄の単位数合計＋選択必修で最低限選択しなければならない単位数
- ・「**選択科目**」欄
＝選択科目欄の単位数合計－選択必修で最低限選択しなければならない単位数

- ⑮ 「**●教職専任教員数（領域に関する専門的事項）**」「**●教職専任教員数（保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等）**」は、（新）（旧）それぞれ教職専任教員数（実数）を記載すること（「教職専任教員」欄に（ ）を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること）。

「**●必要教職専任教員数（合計）**」は、教職課程認定基準に規定されている、（新）（旧）それぞれの必要教職専任教員数を正確に記載すること。

- ⑯ 認定基準 4－3（2）若しくは 4－4（2）、又は 4－8（1）～（3）により、他学科等の科目をあてる場合、又は科目を共通開設する場合、同一学科等で共通開設を行う場合は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」を、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載し、複数の学科等で共通開設を行う場合及び他学科等の科目をあてる場合は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」を、「**履修方法**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要）。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。
- ⑰ 複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「**選択**」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「**履修方法**」欄に記載すること。
- ⑱ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「ただし書教員」を教職専任教員に置く場合は、当該教員の氏名左側に「●」を付すこと。
- ⑲ 変更箇所については下線を引き、「**変更内容等**」欄に変更内容を記載すること。

変更する内容	新・旧欄の記載	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「新設」
授業科目を廃止する場合	「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「廃止」
授業科目の名称を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。	「名称変更」
授業科目の単位数を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。	「単位数変更」
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	「履修方法」欄など、履修方法等を変更した箇所に下線を引く。	「履修方法変更」
授業科目の開設方法を共通開設に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種等と学科等に下線を引く。	「共通開設に関する変更」
授業科目の開設方法を連携開設科目に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種等と学科等に下線を引く。	「連携開設科目（〇〇大学）」 ※「〇〇大学には当該授業科目を開設する大学名を記載」
教職専任教員を追加する場合 （兼担・兼任教員から教職専任教員への変更を含む）	「新」欄に記載された追加教職専任教員に下線を引く。	「教職専任教員追加」
教職専任教員を削除する場合 （教職専任教員から兼担・兼任教員への変更を含む）	「旧」欄に記載されている教職専任教員に下線を引く。	「教職専任教員削除」
教職専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合	「旧」欄のA教員及び「新」欄のB教員の氏名に下線を引く。	「教職専任教員変更」
教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。	「職位変更」

（例１）授業科目「教育原理」を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合

- ・授業科目「教育原理」 → 廃止
- ・授業科目「教育学概論」 → 新設
- ・授業科目「学校と教育の歴史」 → 新設

（例２）授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒指導・進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導論」 → 廃止
- ・授業科目「進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 新設

（例３）授業科目「生徒指導・進路指導論」を分離して、「生徒指導論」と「進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒指導論」 → 新設
- ・授業科目「進路指導論」 → 新設

②⑩ 「教職専任教員」の記載に当たって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、（新）の教育課程等について、必要配置教職専任教員数を満たしているかなど、教職課程認定基準を満たしているかを各大学において確認すること。

②⑪ 当該課程の科目数が多く、新旧対照表が１ページに収まらない場合は、ページ数が増えても構わない。

ハ 教科及び教科の指導法に関する科目（中・高用）

- ・中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程は、免許教科が同じであるか否かに関わらず、別葉で作成すること。

<作成例>

(1 教育課程の変更届) (新旧対照表)													
教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表													
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局							
設置者名		〇〇〇〇				電話番号				担当者			
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail							
新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)	新学則等の適用年度	備考						
新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—	令和〇〇年度	令和〇〇年度入学生より適用する。						
旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免（社会）	—							
施行規則に定める科目区分等													
科目区分		新					旧					変更内容等	
各科目に含めることが必要な事項		授業科目	単位数	共通 開設	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数	共通 開設	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法		
必 選	字 種 等						必 選	字 種 等					
教科 及び 関 連 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	① 日本史・外国史	日本史概論	2	高 (地歴)	〇〇〇〇教授	××学科 開設科目	日本史概論	2	高 (地歴)	〇〇〇〇教授	〇〇〇〇教授 (〇〇〇〇教授) (〇〇〇〇教授) (〇〇〇〇教授)	新設 廃止	
		外国史概論	2	高 (地歴)	(〇〇〇〇教授)		外国史概論	2	高 (地歴)	(〇〇〇〇教授)			
		日本史Ⅰ	2	高 (地歴)	(〇〇〇〇教授)		日本史Ⅰ	2	高 (地歴)	(〇〇〇〇教授)			
		歴史	2	高 (地歴)				2	高 (地歴)	(〇〇〇〇教授)			
		地理学概論	2	高 (地歴)			地理学概論	2	高 (地歴)				
	地理学（地誌を含む。）	地誌	2	高 (地歴)		地誌	2	高 (地歴)		②			
		自然地理学	2	高 (地歴)		自然地理学	2	高 (地歴)					
		人文地理学	2	高 (地歴)		人文地理学	2	高 (地歴)					
			2	高 (地歴)			2	高 (地歴)					
		法律学概論	2	高 (公民)	〇〇〇〇准教授	法律学	2	高 (公民)	〇〇〇〇准教授				
		2	高 (公民)	(〇〇〇〇准教授)		2	高 (公民)	(〇〇〇〇准教授)					
		2	高 (公民)	(〇〇〇〇准教授)		2	高 (公民)	(〇〇〇〇准教授)					
	「社会学、経済学」	社会学概論	2	高 (公民)	〇〇〇〇助教	社会学概論	2	高 (公民)	〇〇〇〇助教				
		経済学概論	2	高 (公民)	(〇〇〇〇助教)	経済学概論	2	高 (公民)	(〇〇〇〇助教)				
			2	高 (公民)	(〇〇〇〇助教)		2	高 (公民)	(〇〇〇〇助教)				
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	4	高 (公民)	××××講師	哲学	2	高 (公民)	××××助教	単位数変更 職位変更 職位変更 職位変更				
		2	高 (公民)	(××××講師)		2	高 (公民)	(××××助教)					
		2	高 (公民)	(××××講師)		2	高 (公民)	(××××助教)					
関 連 す る 科 目	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を含む内容に係る科目	社会	2	他		△△学科 共通開設						新設 名称変更 新設 名称変更 履修方法変更 名称変更 履修方法変更	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	社会科指導法Ⅰ	2	他		△△学科 共通開設	社会科指導法Ⅰ	2	他		△△学科 共通開設		
		社会科指導法Ⅱ	2	他		△△学科 共通開設	社会科指導法Ⅱ	2	他		△△学科 共通開設		
		社会科指導法Ⅲ	2	他		△△学科 共通開設	社会科指導法Ⅲ	2	他		△△学科 共通開設		
		社会科教育法（小中）	2	他		△△学科 共通開設							
		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	他		△△学科 共通開設	社会科指導法Ⅱ	2	他		△△学科 共通開設		
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	他		△△学科 共通開設	社会科指導法Ⅳ	2	他		△△学科 共通開設		
●単位数・「教科に関する専門的事項」の開設総単位数		(新) 38単位／(旧) 36単位				●教職専任教員数（教科に関する専門的事項）		(新) 4人／(旧) 4人					
③	・「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数 (他学科等の科目をあてての場合の単位数を含む。)		(新) 2単位／(旧) 0単位				●必要教職専任教員数（教科に関する専門的事項）		4人				
	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)		(新) 34単位／(旧) 30単位										
	・教員の免許状取得のための選択科目		(新) 18単位／(旧) 14単位										
※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。													
※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。													
※3 〇〇〇〇〇〇… 一般的包括的な内容を含む科目													
※4 教職専任教員数（合計）には「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の教職専任教員は含まないこと。													

<記載上の注意>

- ① 「各科目に含めることが必要な事項」欄は、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」の各事項名をそのまま正確に記載すること。
※ 同規則第4条又は第5条表備考第一号において「…（〇〇を含む。）」や「〔〇〇、〇〇〕」などのように、（ ）や「 」で記載されているものもそのまま記載すること。
- ② 「新」欄・「旧」欄ともに、「授業科目」欄・「単位数」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数の欄を灰色で塗ること。
※ 「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏

っていないものである（教職課程認定審査の確認事項2（1）参照）。

（例）中一種免（社会）の場合

その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の二つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。

- ③ 「●単位数」欄の「**教科に関する専門的事項**」の開設総単位数及び「**教科に関する専門的事項の共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）**」の記載にあたっては、34 ページ II. 2.（3）v）中高・教科及び教科の指導法に関する科目を参照すること。
- ④ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「みなし教職専任教員」を置く場合は、当該教員の氏名左側に「※」を付すこと。
- ⑤ 上記以外の注意事項については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ニ 特別支援教育に関する科目

＜作成例＞

(1 教育課程の変更品)
(新旧対照表)

特別支援教育に関する科目の変更届新旧対照表													
大学名				〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局		電話番号		担当者	
設置者名				〇〇〇〇				e-mail					
大学の位置				〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇									
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	① 認定を受けている免許状の種類 (特別支援教育領域)		新学則等の適用年度		備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	特支一種免（知・肢・病）		—					
免許法施行規則に定める科目区分		新		旧		変更内容等							
		授業科目	単位数 必	中心 含	教職専任教員 氏名・職名	備考	授業科目	単位数 必	中心 含	教職専任教員 氏名・職名	備考		
② 特別支援教育の基礎理論に関する科目		〇特別支援教育総論	2	知	〇〇〇〇教授		〇特別支援教育総論	2	知	〇〇〇〇教授			
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	〇知的障害者の心理・生理・病理	2	知	〇〇〇〇准教授		〇知的障害者の心理	2	知	〇〇〇〇准教授		③	廃止
		〇知的障害者の生理・病理	2	知			〇知的障害者の生理・病理	2	知	(〇〇〇〇准教授)			廃止
		〇肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢			〇肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢				新設
		〇病弱者の心理・生理・病理	2	病			〇病弱者の心理・生理・病理	2	病				
		〇病弱者の心理・生理・病理	2	病			〇病弱者の心理・生理・病理	2	病				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	〇知的障害者教育論	2	肢	(〇〇〇〇准教授)		〇知的障害者教育Ⅰ	2	肢	(〇〇〇〇准教授)		③	名称変更
		〇知的障害者教育Ⅱ	2	肢			知的障害教育Ⅱ	2	知	(〇〇〇〇准教授)			廃止
		〇肢体不自由者教育論	2	肢	〇〇〇〇講師		〇肢体不自由者教育論	2	肢	〇〇〇〇助教			職位変更
		〇病弱者教育論	2	病			〇病弱者教育論	2	病				
		〇病弱者教育論	2	病			〇病弱者教育論	2	病				
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害教育総論	2	知			知的障害教育総論	1	知			③	単位数変更
		肢体不自由教育総論	2	肢			肢体不自由教育総論	1	肢				単位数変更
		病弱者教育総論	2	病			病弱者教育総論	1	病				単位数変更
		〇視覚障害者の心理・生理・病理	1	視			〇視覚障害者の心理・生理・病理	1	視				廃止
		〇聴覚障害者の心理・生理・病理	1	聴			〇聴覚障害者の心理・生理・病理	1	聴				廃止
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	〇発達障害者の心理・生理・病理	1	発			言語・自閉・情緒・LD・ADHD	1	発			④	新設
		〇視覚障害者教育論	1	視			言語・自閉・情緒・LD・ADHD	1	視				廃止
		〇聴覚障害者教育論	1	聴			言語・自閉・情緒・LD・ADHD	1	聴				廃止
		〇重複障害者教育論	2	重	発		言語・自閉・情緒・LD・ADHD	2	重	発			新設
		〇発達障害者教育論	1	発			言語・自閉・情緒・LD・ADHD	1	発				新設
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実習	〇視覚障害者教育総論	1	視			重複・言語・自閉・情緒・LD・ADHD	1	視			④	新設	
	〇聴覚障害者教育総論	1	聴			重複・言語・自閉・情緒・LD・ADHD	1	聴				新設	
LD等教育総論		2	発	重	(〇〇〇〇教授)		LD等教育総論	2	発	重	(〇〇〇〇教授)		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		教育実習	3		(〇〇〇〇教授)		教育実習	3		(〇〇〇〇教授)			
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				(新) 29単位 / (旧) 31単位		●教職専任教員数 (合計)		① (新) 1人 / (旧) 1人 ② (新) 視 人・聴 人・加肢病 1人 / (旧) 視 人・聴 人・加肢病 1人 ③ (新) 視 人・聴 人・加肢病 1人 / (旧) 視 人・聴 人・加肢病 1人			
		・教員の免許状取得のための選択科目				(新) 2単位 / (旧) 2単位		●必要教職専任教員数		3人			
⑥	*	〇視覚障害者に関する教育の領域:		1	単位 / 8	単位	(心理等: 0 単位 / 1 単位、教育課程等: 0 単位 / 2 単位、心理・教育課程等: 1 単位)						
		〇聴覚障害者に関する教育の領域:		1	単位 / 8	単位	(心理等: 0 単位 / 1 単位、教育課程等: 0 単位 / 2 単位、心理・教育課程等: 1 単位)						
		〇知的障害者に関する教育の領域:		6	単位 / 4	単位	(心理等: 2 単位 / 1 単位、教育課程等: 2 単位 / 2 単位、心理・教育課程等: 2 単位)						
		〇肢体不自由者に関する教育の領域:		6	単位 / 4	単位	(心理等: 2 単位 / 1 単位、教育課程等: 2 単位 / 2 単位、心理・教育課程等: 2 単位)						
		〇病弱者に関する教育の領域:		6	単位 / 4	単位	(心理等: 2 単位 / 1 単位、教育課程等: 2 単位 / 2 単位、心理・教育課程等: 2 単位)						

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

※3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科目については、科目名称に○を付すこと。

①: 特別支援教育の基礎理論に関する科目

②: 特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

③: 特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

＜記載上の注意＞

- ① 「認定を受けている免許状の種類（特別支援教育領域）」欄は、認定を受けている課程の特別支援教育領域に応じて、下記例のように記載すること。

（例１）

- ・視覚障害者に関する教育の領域 → 特支一種免（視）
- ・聴覚障害者に関する教育の領域 → 特支一種免（聴）
- ・知的障害者に関する教育の領域 → 特支一種免（知）
- ・肢体不自由者に関する教育の領域 → 特支一種免（肢）
- ・病弱者に関する教育の領域 → 特支一種免（病）

（例２）知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域 → 特支一種免（知・肢・病）

- ② 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科目については、科目名称に○を付すこと。

- ③ 「新」「旧」欄中、「中心」欄及び「含む」欄には、それぞれ各授業科目の「中心となる領域」又は「含む領域」を（例）のように略記すること。中心となる領域以外に含まれる領域がない場合は、斜線を引くこと。

（例）

・視覚障害者→視 ・聴覚障害者→聴 ・知的障害者→知 ・肢体不自由者→肢 ・病弱者→病

- ④ 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」欄に開設する授業科目のうち、「複数の障害を併せ有する者に関する教育」（重複障害）又は「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」を取扱う科目について、「中心」欄又は「含む」欄には、「重」又は「発」と記載すること。

あわせて、当該授業科目の「備考」欄に、当該授業科目に含まれる障害を（例）のように略記すること。

（例）

・重複障害→重複 ・言語障害→言語 ・自閉症→自閉 ・情緒障害→情緒 ・学習障害→LD
・注意欠陥多動性障害（ADHD）→ADHD

- ⑤ 認定基準４－５（４）を参照の上、それぞれの区分に教職専任教員を配置し、「●教職専任教員（合計）」欄に区分ごと、領域ごとに教職専任教員数を記載すること。そのうち１人以上が教授であることを確認すること。

- ⑥ 枠下の「※」については、48 ページxii）特別支援教育に関する科目の⑦を参照すること。

- ⑧ 上記以外の記載については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ホ 教育の基礎的理解に関する科目等

<作成例>

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表（小）														
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局				担当者				
設置者名		〇〇〇〇				電話番号								
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail								
教育課程 を変更する 学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 （免許教科）		新学則等の適用年度		備考				
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。				
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免		—						
免許法施行規則に定める 科目区分等		新					旧					変更内容等		
		授業科目	単位数 必選	共通 開設 学校 種等	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数 必選	共通 開設 学校 種等	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法			
科目 区分	各科目に含める必要事項													
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	幼中 高	②	1科目選択 必修	教育原論	2	幼			履修方法変更 共通開設に関する 変更 新設		
	教育の本質論	教育本質論	2	幼中 高										
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	幼中 高			教職概論	2	幼			共通開設に関する 変更		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	幼中 高	〇〇〇〇講師 ①		教育制度論	2	幼	〇〇〇〇助教		職位変更 共通開設に関する 変更		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論	2	幼			学習・発達論	2	幼			共通開設に関する 変更		
	教育心理学	2	幼中 高			教育心理学	2	幼						
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	幼中 高			特別支援教育概論	1	幼			共通開設に関する 変更		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	幼			カリキュラム論	2	幼			名称変更			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2	中	（××××教授）	③	道徳教育の指導法	2		（××××教授）		共通開設に関する 変更		
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	中高	××××教授	特別活動の指導法を含む	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		××××教授	特別活動の指導法を含む	共通開設に関する 変更		
	特別活動の指導法													
	教育の方法及び技術	教育方法論	2	幼	（××××教授）		教育方法論	2	幼	（××××教授）				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育におけるICT活用（小）	1				教育におけるICT活用（小）	1						
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	2	中高	●▲▲▲教授	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	生徒指導・進路指導	2				共通開設に関する 変更 教職専任教員追加		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	幼中 高			教育相談の理論と方法	2	幼			共通開設に関する 変更		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法														
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導	1	幼			教育実習事前事後指導	1				共通開設に関する 変更		
		教育実習（幼小）	4	幼			教育実習	4				名称変更 共通開設に関する 変更		
	学校体験活動													
教職実践演習	教職実践演習（幼小）	2	幼			教職実践演習（小）	2				名称変更 共通開設に関する 変更			
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 （選択必修科目の単位数を含む）				（新）29単位／（旧）29単位				●教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）		（新）3人／（旧）2人		
		・教員の免許状取得のための選択科目				（新）4単位／（旧）2単位				教職専任教員数（各教科の指導法）		（新）〇人／（旧）〇人		
										教職専任教員数（教科に関する専門的事項）		（新）〇人／（旧）〇人		
										●必要教職専任教員数（合計）		（新）〇人／（旧）〇人		

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

vi) 新旧対照表 (⑧)

⑧の新旧対照表は、新は届出をしようとする開設年度の教育課程、旧の従前の教育課程とすること。

<作成例>

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表															
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)					担当部局					担当者			
設置者名		〇〇〇〇					電話番号								
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇					e-mail								
教育課程を変更する学科等	新旧	大学・学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考					
	新	〇〇大学 〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。					
	旧 1	△△大学 △△学部	△△学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免 (社会)		—		—					
	旧 2	□□大学 □□学部	□□学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免 (社会)		—		—					
施行規則に定める科目区分等			新					旧					開設元大学・学科等		変更内容等
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	単位数 必 選	共通開設 学校種等	学科等	教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必 選	教職専任教員 氏名・職名	履修方法			
教 科 及 び 関 連 する 科 目	教 科	日本史・外国史	日本史概論 A	2	高 (地歴)	同	〇〇〇〇教授	いずれか1科目選択必修	日本史概論	2	〇〇〇〇教授	旧 1	名称変更 履修方法変更		
			日本史概論 B	2	高 (地歴)	同	××××講師		日本の歴史	2	××××講師		旧 2	名称変更 履修方法変更	
			外国史概論 A	2	高 (地歴)	同			いずれか1科目選択必修	外国史概論	2			旧 1	名称変更 履修方法変更
			外国史概論 B	2	高 (地歴)	同	◆◆〇〇教授			外国の歴史	2		◆◆〇〇教授	旧 2	名称変更 履修方法変更
			日本史 I	2	高 (地歴)	同	(〇〇〇〇教授)	日本史 I	2	(〇〇〇〇教授)	旧 1				
			日本史 II	2	高 (地歴)	同	(〇〇〇〇教授)	日本史 II	2	(〇〇〇〇教授)	旧 1				
			日本古代・中世史	2	高 (地歴)	同	(××××講師)	日本古代・中世史	2	(××××講師)	旧 2				
			日本近世・近代・現代史	2	高 (地歴)	同	(××××講師)	日本近世・近代・現代史	2	(××××講師)	旧 2				
			世界史 I	2	高 (地歴)	同		世界史 I	2		旧 1				
			世界史 II	2	高 (地歴)	同		世界史 II	2		旧 1				
								東アジア史	2	(〇〇〇〇教授)	旧 1		廃止		
	教 科	地理学 (地誌を含む。)	地理学	2	高 (地歴)	同	□□□□准教授	地誌を含む	地理学	2	□□□□准教授	地誌を含む	旧 1	履修方法変更	
			地理学概論	2	高 (地歴)	同	▲▲〇〇講師	地理学(自然・人文) を含む科目を選択必修	地理学概論	2	▲▲〇〇講師	旧 2	履修方法変更		
			地誌	2	高 (地歴)	同	(▲▲〇〇講師)		地誌	2	(▲▲〇〇講師)	旧 2	履修方法変更		
			人文地理学 1	2	高 (地歴)	同			人文地理学	2		旧 1	名称変更		
			人文地理学 2	2	高 (地歴)	同	(▲▲〇〇講師)		人文地理学	2	(▲▲〇〇講師)	旧 2	名称変更 履修方法変更		
			地誌概論	2	高 (地歴)	同	(□□□□准教授)	地誌概論	2	(□□□□准教授)	旧 1				
			自然地理学 1	2	高 (地歴)	同		自然地理学	2		旧 1	名称変更			
			自然地理学 2	2	高 (地歴)	同	(▲▲〇〇講師)	自然地理学	2	(▲▲〇〇講師)	旧 2	名称変更 履修方法変更			

指 導 的 事 業 関 連 課 目	専 門 法 的	「法律学、政治学」	法学概論	2	高 (公民)	同	〇〇〇〇准教授 ◆◆◆◆講師	法律学	2	〇〇〇〇准教授	いずれか 1科目選 択必修	旧 1	名称変更 教職専任教員 追加
			政治学概論	2	高 (公民)	同	(〇〇〇〇准教授)	政治学	2	(〇〇〇〇准教授)		旧 1	名称変更
			行政法	2	高 (公民)	同	(〇〇〇〇准教授) (◆◆◆◆講師)	行政法	2	(〇〇〇〇准教授)		旧 1	教職専任教員 追加
							法律学	2	◆◆◆◆講師	旧 2		廃止	
									政治学	2		旧 2	廃止
	「社会学、経済学」	社会学概論	2	高 (公民)	同		社会学	2			旧 2	名称変更	
		経済学概論	2	高 (公民)	同		経済学	2			旧 2	名称変更	
						社会学	2	〇〇■准教授	旧 1	廃止 教職専任教員 削除			
						経済学	2	(〇〇■准教授)	旧 1	廃止 教職専任教員 削除			
	「哲学、倫理学、宗 教学」	哲学概論	4	高 (公民)	同	△△△△講師	哲学	2	△△△△助教	いずれか 1科目選 択必修	旧 2	名称変更 単位数変更 履修方法変更 職位変更	
倫理学概論		2	高 (公民)	同	(△△△△講師)	倫理学	2	(△△△△助教)	旧 2		名称変更 履修方法変更 職位変更		
宗教学概論		2	高 (公民)	同	(△△△△講師)	宗教学	2	(△△△△助教)	旧 2		名称変更 履修方法変更 職位変更		
					哲学概論	2		旧 1	廃止				
								倫理学概論	2		旧 1	廃止	
								宗教学概論	2		旧 1	廃止	
す	教科及び教科の指導法に關 する科目における複数の事 項を合わせた内容に係る科 目	歴史総合	2		他		〇〇学部 共通科目	歴史総合	2			旧 1	
	教科内容構成（地 歴）	2		他			〇〇学部 共通科目	教科内容構成（地 歴）	2			旧 1	
る 科 目	各教科の指導法（情報通 信技術の活用を含む。）	社会科教育法Ⅰ	2		他		全学共通 科目	社会科・地理歴史科 教育法Ⅰ	2			旧 1	名称変更
		社会科教育法Ⅱ	2		他	★★★★講師	全学共通 科目	社会科教育法Ⅱ	2	☆☆☆☆准教授	旧 1	教職専任教員 変更	
		社会科教育法Ⅲ	2		他		全学共通 科目					新設	
		社会科教育法Ⅳ	2		他		全学共通 科目					新設	
							社会科・公民科教育 法Ⅲ	2			旧 1	廃止	
							社会科教育法Ⅳ	2			旧 1	廃止	
							教科教育法（中等社 会Ⅰ）	4			旧 2	廃止	
							教科教育法（中等社 会Ⅱ）	4			旧 2	廃止	
●単位数・「教科に関する専門的事項」の開設総単位数（新のみ）54単位								●教職専任教員数（教科に関する専門的事項）（新） 8人 （旧 1） 4人 （旧 2） 5人					
・「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数 （他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）（新のみ）0単位								●必要教職専任教員数（教科に関する専門的事項） 4人					
・教員の免許状取得のための必修科目 （選択必修科目の単位数を含む）（新） 30単位 （旧 1） 28単位 （旧 2） 30単位													
・教員の免許状取得のための選択科目（新） 36単位 （旧 1） 22単位 （旧 2） 8単位													

＜記載上の注意＞

と（「旧」欄を基準とし、「旧 1」の科目→「旧 2」の科目、の順に記載するなど、従前の学科等における科目の並び順と一致させる必要はない）。

② 「新旧対照表」とあわせて、従前の学科等の「様式第 2 号（教育課程及び教育研究実施組織）」を提出すること。書類の順番は、「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」等の新旧対照表を作成する科目ごとに、それぞれ、「新旧対照表 → 様式第 2 号【従前の学科等 1】 → 様式第 2 号【従前の学科等 2】」の順に並べること。

- <例>それぞれ中学校一種免許状（国語）の教職課程を有する A 大学 a 学科（「旧 1」という。）と B 大学 b 学科（「旧 2」という。）が統合して設置する C 大学 c 学科に、引き続き中学校一種免許状（国語）の教職課程を継続する場合の変更届⑧における新旧対照表及び様式第 2 号の書類順
- ・教科及び教科の指導法に関する科目の「新旧対照表 → 様式第 2 号【旧 1】 → 様式第 2 号【旧 2】」
 - ・大学が独自に設定する科目の「新旧対照表 → 様式第 2 号【旧 1】 → 様式第 2 号【旧 2】」
 - ・教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目の「新旧対照表 → 様式第 2 号【旧 1】 → 様式第 2 号【旧 2】」
 - ・教育の基礎的理解に関する科目等の「新旧対照表 → 様式第 2 号【旧 1】 → 様式第 2 号【旧 2】」

③ 上記以外の記載については、「iv）新旧対照表（①～⑦）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

vii) 設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況

<作成例>

(I 教育課程の変更届)
(設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況)

設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況

届 出 時 に お け る 状 況 ⑥						開 設 時 に お け る 状 況 ⑥						
① 学部等の名称	③ 授与する学位等		④ 学位又は 学科の分野	⑤ 異 動 先	⑥ 教職専任教員		② 学部等の名称	授与する学位等		⑤ 異 動 元	⑥ 教職専任教員	
	学位又は 称号				助教 以上	うち 教授		学位又は 称号	学位又は 学科の分野		助教 以上	うち 教授
A学部B学科 (廃止)	学士(文学)	文学関係	A学部C学科		7	5	A学部C学科	学士(文学)	文学関係	A学部B学科	7	5
			(退職)		2	1				D学部E学科	1	0
										F学部G学科	1	1
										(新規採用)	1	0
			計		9	6				計	10	6
D学部E学科 (廃止)	学士(言語学)	文学関係	H学部I学科		4	3	H学部I学科	学士(英語学)	文学関係	D学部E学科	4	3
			H学部J学科		5	2				(教職専任教員追加)	2	0
			A学部C学科		1	0						
			(教職専任教員削除)		2	1						
			計		12	6				計	6	3
F学部G学科	学士(国際コミュニケーション学)	文学関係	F学部G学科		10	6	H学部J学科	学士(フランス語学)	文学関係	D学部E学科	5	2
			A学部C学科		1	1						
			計		11	7				計	5	2
							F学部G学科	学士(国際コミュニケーション学)	文学関係	F学部G学科	10	6
										(新規採用)	1	0
			計							計	11	6

(I 教育課程の変更届)

(設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況)

設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況

届出時における状況						開設時における状況					
学部等の名称	授与する学位等		異動先	教職専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	教職専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
A大学 B学部C学科 (廃止)	学士(文学)	文学関係	K大学L学部M学科	7	5	K大学 L学部M学科	学士(文学)	文学関係	A大学B学部C学科	7	5
			(退職)	2	1				F大学G学部H学科	7	3
									(新規採用)	2	0
			計	9	6				計	16	8
A大学 D学部E学科 (廃止)	学士(言語学)	文学関係	K大学N学部O学科	4	3	K大学 N学部O学科	学士(英語学)	文学関係	A大学D学部E学科	4	3
			K大学P学部Q学科	5	2				(教職専任教員追加)	2	0
			(教職専任教員削除)	2	1						
			計	11	6				計	6	3
F大学 G学部H学科 (廃止)	学士(文学)	文学関係	K大学L学部M学科	7	3	K大学 P学部Q学科	学士(フランス語学)	文学関係	A大学D学部E学科	5	2
			計	7	3				計	5	2
F大学 I学部J学科 (廃止)	学士(工学)	工学関係	K大学R学部S学科	10	7	K大学 R学部S学科	学士(工学)	工学関係	F大学I学部J学科	10	7
			計	10	7				計	10	7

<記載上の注意>

- ① 「届出時における状況」の「学部等の名称」欄は、従前の学部学科等（新旧対照表の「旧」欄に記載の学部学科等。以下同じ。）及び改組又は統合後の学部学科等（新旧対象表の「新」欄に記載の学部学科等。以下同じ。）に一部の教職専任教員が所属を移行する既設の学部学科等の名称を記載すること。なお、学生募集の停止を予定する学部学科等については、名称の後に「(廃止)」と記載すること。
- ② 「開設時における状況」の「学部等の名称」欄は、改組又は統合後の学部学科等及び「届出時における状況」に記載した学部学科等（学生募集を停止するものを除く）の名称を記載すること。
※ ①②について、変更届⑧の場合で、複数の大学を統合する場合、「学科等の名称」欄には大学名から記載すること。
- ③ 「授与する学位等」の「学位又は称号」欄は、当該学科等において授与する学位の種類及び専攻分野の名称を記載すること。
- ④ 「授与する学位等」の「学位又は学科の分野」欄は、当該学科等において授与する学位の分野について、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示第39号）の別表第1又は別表第2に定める学位の分野のうち該当する分野を記載すること。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記載すること。学位の分野が特定できない学際領域の場合は、「学際領域」と記載すること。
- ⑤ 「異動先」及び「異動元」欄について、「異動先」欄は、「届出時における状況」に記載した学部学科等の教職専任教員について、改組又は統合後の学部学科等の開設時における所属名を記載すること。学科等の基幹（専任）教員であるが、教職専任教員ではなくなる場合の所属については「(教職専任教員削除)」、退職する場合は「(退職)」と記載すること。「異動元」欄は、改組又は統合後の学部学科等及び「届出時における状況」に記載した学部学科等（学生募集を停止するものを除く）に所属する教職専任教員について、設置前の所属（異動のない場合も含む。）を記載すること。学科等の基幹（専任）教員であるが、教職専任教員ではなかった者が新たに教職専任教員となる場合の所

属については「(教職専任教員追加)」、新規に採用する教職専任教員の所属については、「(新規採用)」と記載すること。

- ⑥ 「**教職専任教員**」欄については、「**届出時における状況**」欄は、届出時における教職専任教員について、改組又は統合後の学部学科等の開設時における異動先ごとの数を記載すること。「**開設時における状況**」欄は、改組又は統合後の学部学科等の開設時における教職専任教員数を異動元ごとに記載すること。なお、専ら当該学科等の教育研究に従事する教職専任教員数を記載することとし、みなし教職専任教員や共通開設により他学科等に籍を有する教職専任教員、ただし書教職専任教員については、本表に記載しないこと。

※「**助教以上**」欄は、教授、准教授、講師、助教の合計数を記載し、「**うち教授**」欄に記載する教授数は「**助教以上**」の数の内数となるよう記載すること。

viii) 学則・履修規程等（開設年度から適用するもの、及び従前適用していたもの）

免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）ごとに、教職課程の科目と、教職課程の科目ではないが認定を受けている免許状に関連する科目等が明確になるように、以下の例に従って、学則・履修規程等を着色して提出すること（色の種類は問わない）。着色した場合は、欄外に凡例を示すこと。

（例）同一学科等において中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）の教職課程認定を受けている場合

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（情報）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関連する科目：黄色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

また、学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法、授与を行う学位の専攻分野の名称が規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（履修規程や学位規程など）を提出すること。

(2) 教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）

認定在外教育施設（在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）に基づき認定された在外教育施設）において教育実習を開始する最初の年度の前年度中に、下記様式及び教職課程認定申請における様式第5号により教育実習実施計画書を提出すること。

<作成例>

(様式第1号 在外実習届出（かがみ）－令和元年度以降入学者用）

文書番号
① 令和〇〇年〇月〇〇日

②
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

届出者（設置者）名
届出者（設置者）の長の職名及び氏名
③
④

〇〇大学の認定課程における学科等の
教育課程の変更について（届出）

この度、令和〇〇年〇〇月〇〇日より、〇〇年度以降入学生に適用する下記の課程における教育実習実施計画を変更したいので、別紙のとおり届け出いたします。

記

- ・ 〇〇学部〇〇学科 小一種免
- ・ 〇〇学部××学科 中一種免（国語）
高一種免（国語）
高一種免（書道）
- ・ ●●学部■学科 幼一種免

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること
② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- ・ 国立大学→国立大学法人名
- ・ 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・ 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- ・ 国立大学→当該国立大学法人の長
- ・ 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・ 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

(3) 大学、設置者、学科等の名称変更届

学科等の改組・再編を伴わずに学科等の名称を変更する場合は、下記様式を名称変更する年度の前年度中に報告すること。

大学名や設置者(法人)名を変更する場合においても、本様式を適宜書き換えの上、提出すること。

なお、学科等の改組・再編を伴い学科等名称を変更する場合は、課程認定申請を行わなければならないが、申請とは別に、学科等の名称変更届を報告する必要はない。

<作成例>

(Ⅲ 学科等の名称変更届)		
文書番号		
① 令和〇〇年〇月〇〇日		
② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿		
届出者(設置者)名 ③ 届出者(設置者)の長の職名及び氏名 ④		
〇〇大学の認定課程を有する学科等の名称の変更について(報告)		
この度、令和〇〇年度より、認定課程を有する学科等の名称を変更したいので、下記のとおり、報告します。		
記		
学科等の名称	免許状の種類	学科等の新名称
〇〇学部〇〇学科	中一種免(国語) 高一種免(国語)	〇〇学部××学科

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、課程認定を有する学科等の名称の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「**届出者(設置者)名**」及び「**届出者(設置者)の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者(設置者)名

- ・国立大学→国立大学法人名
- ・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者(設置者)の長の職名及び氏名

- ・国立大学→当該国立大学法人の長
- ・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

(4) 学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合は、下記様式を定員変更する年度の前年度中に報告すること。

※学科等の名称変更と同時に行う場合には、新学科名称を記載し、学科名称変更届も提出すること。

<作成例>

(IV 学科等の入学定員変更届)			
文書番号 ① 令和〇〇年〇月〇〇日			
② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿			
届出者（設置者）名 ③ 届出者（設置者）の長の職名及び氏名 ④			
〇〇大学の認定課程を有する学科等の入学定員の変更について（報告）			
この度、令和〇〇年度より、認定課程を有する学科等の入学定員を変更したいので、 下記のとおり、報告します。			
記			
学科等の名称	免許状の種類	旧入学定員	新入学定員
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇人	〇〇人

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- ・ 国立大学→国立大学法人名
- ・ 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・ 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- ・ 国立大学→当該国立大学法人の長
- ・ 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・ 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

(5) 学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げ場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告すること。

例えば、令和8年度以降の入学生の課程からは教職課程を置かないとする場合や、認定課程を有する学科等が令和8年度以降は学生募集を停止する場合は、令和7年度中に報告することが必要である。

なお、学科等の課程認定を取り下げることにより、当該課程を有する全学年の課程が直ちに廃止されるわけではなく、課程認定を取り下げる年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続する。

取り下げ後、継続する課程については、大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意すること。なお、取り下げた課程についても、卒業生の免許状の取得状況及び就職状況に関する調査は対象となるので留意すること（4年制大学の学部の場合は取り下げ後3年間、2年制の短期大学・大学院の場合は1年間）。

※ 取り下げた課程において、教育課程の変更や教職専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、145 ページ（6）旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること（114 ページ参照）。

<作成例>

(V 学科等の課程認定取下届)

文書番号
① 令和〇〇年〇月〇〇日

②
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

届出者（設置者）名 ③
届出者（設置者）の長の職名及び氏名 ④

〇〇大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための
課程の認定取り下げについて（報告）

文部科学大臣の認定を受けた教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程につ
いて、下記のとおり、認定を取り下げたいので、報告します。

記

1 認定を取り下げる課程の名称及び免許状の種類

学科等の名称	免許状の種類	文書番号	文書日付
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇文科初第〇〇号 ⑤	〇〇年〇月〇日

2 認定取り下げ時期
令和〇〇年度入学生の課程より取り下げる。なお、これより以前の在学生の課程に
ついては、当該課程の学生が卒業するのを待って、教職課程を廃止する。

3 認定取り下げ理由 ⑥
令和〇〇年度に、〇〇学科及び××学科を廃止し、△△学科へ改組するため。

＜記載上の注意＞

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、学科等の課程認定取下届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。
 - 届出者（設置者）名
 - ・ 国立大学→国立大学法人名
 - ・ 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
 - ・ 私立大学→私立大学を設置する学校法人名
 - 届出者（設置者）の長の職名及び氏名
 - ・ 国立大学→当該国立大学法人の長
 - ・ 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
 - ・ 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 押印は不要とする。
- ⑤ 「**文書番号**」欄は、認定書に記載された文書番号を転記すること。
- ⑥ 「**取り下げ理由**」欄は、学科等の課程認定を取り下げる理由を記載すること。

（６）旧法に基づく変更届

平成30年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。

（ア）変更届の提出が必要な場合

（１）教育課程の変更届（117 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）及び（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）のみ提出が必要となる。

（イ）変更届提出期限

（１）教育課程の変更届（117 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）については、変更後の教育課程を実施する前に、（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）については、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに提出すること。

（ウ）変更届提出方法

146 ページを参照し、PDF ファイルにより提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

（エ）必要提出書類

様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）』によるが、「**専任教員氏名・職名**」欄は空欄とすること。

(7) 変更届等の作成・提出方法

<作成方法>

- ・提出する課程の種類 (23 ページ参照) に応じて、提出する変更届の種類 (以下 (1) ~ (8) の別) ごとにそれぞれ別葉で作成し、それぞれを 1 つの PDF ファイルにまとめること。
- ・提出する変更届の種類
 - (1) 教育課程の変更届①~⑥
 - (2) 教育課程の変更届⑦
 - (3) 教育課程の変更届⑧
 - (4) 教育課程の変更届 [在外教育施設での教育実習]
 - (5) 学科等の名称変更届
 - (6) 学科等の入学定員変更届
 - (7) 学科等の課程認定取下届
 - (8) 旧法に基づく変更届
- ・「教育課程の変更届⑦」「教育課程の変更届⑧」に「教育課程の変更届①~⑥」の内容が含まれている場合は、1 つの PDF ファイルにまとめること。
- ・また、大学学部学科等の中で複数の教職課程の変更がある場合であっても、それぞれの教職課程ごとに作成するのではなく、大学学部学科等の全体をまとめて作成すること。
- ・全ての書類は、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を PDF ファイルに変換して作成すること。
- ・ファイル名は、以下のとおりとすること。
【提出する課程の種類 (23 ページ参照)】(提出する変更届の種類) 大学名
例：【学部学科等の課程】(教育課程の変更届①②⑤) 文部大学
【学部学科等の課程】(教育課程の変更届 [在外教育施設での教育実習]) 科学大学
【学部学科等の通信課程】(学科等の名称変更届) 文科大学
【学科等の課程】(学科等の入学定員変更届) 虎ノ門短期大学
【研究科専攻等の課程】(教育課程の変更届①⑤⑦) △△大学
【学部学科等の課程】(旧法に基づく変更届) □□大学
- ・書類の順番は、117 ページの表に示す必要提出書類の順とすること。なお、教員の履歴書・教育研究業績書は、1 人の教員につき、履歴書及び教育研究業績書をセットで並べること。
例：A 教員の履歴書→A 教員の教育研究業績書→B 教員の履歴書→B 教員の教育研究業績書
また、複数の科目区分の新旧対照表を提出する場合、20 ページ II. 1. (5) 申請書の作成・提出方法 ⑥の※1 のとおりの順に並べること。
- ・仕切りページや白紙ページの挿入は不要。
- ・117 ページの表に示す必要提出書類の種類ごとに「しおり」を付すこと。
- ・通し番号をページ右肩に付すこと。
- ・PDF ファイルの表示設定を、以下①~③のとおり設定すること。
 - ①ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること
 - ②ページレイアウトは「連続」
 - ③表示比率は「幅に合わせる」

<提出方法>

令和 8 年 4 月 1 日より変更する場合

- ・当省の「クラウドストレージサービス B o x」にて提出すること。なお、メールでの提出報告の連絡は不要である。
- ・提出する変更届の種類により「クラウドストレージサービス B o x」の提出先が異なるため、必ず確認の上、アップロードすること。

教育課程の変更届①～⑥

<https://mext.ent.box.com/f/babc50f7b697470693526876a419d67c>

教育課程の変更届 [在外教育施設での教育実習]

<https://mext.ent.box.com/f/4f25ca720470413f923ecd62cd6371c8>

学科等の名称変更届

<https://mext.ent.box.com/f/812371fb90444be8887227cfce2e84df>

学科等の入学定員変更届

<https://mext.ent.box.com/f/02d45175192a49baab76a89582579fd5>

学科等の課程認定取下届

<https://mext.ent.box.com/f/5c0dc417d7824e4a96ace0d73478b9ef>

旧法に基づく変更届

<https://mext.ent.box.com/f/49d3d49f58fe4ac3b59dee7f2431eb19>

令和 8 年 4 月 2 日以降より変更する場合（例えば、令和 8 年度後期から変更する場合）

- ・当省より指示があるまでは、メールにて提出すること。
- ・大学学部、大学院等の変更届を、まとめて一回のメール等で提出しても構わない。
- ・メールの宛先、メールのタイトルは以下のとおりとする。
宛先：kyo-men@mext.go.jp
件名：【提出】 令和○年度変更届（○○○○の変更届）（○○大学）
※（○○○○の変更届）の部分は 146 ページを参照し、提出する変更届の種類に応じて記載する。
※（○○大学）の部分は 23 ページを参照し、変更届を提出する課程の種類に応じて記載すること。
- ・当省のメールサーバの設定上、メール本文、添付ファイル合わせて 25MB 以上のデータの受信はできないため、送信データが超える場合は、以下のいずれかにより対応すること。
 - i) 複数のメールに分けた上でメールタイトルに通数を追記
 - ii) 当省の「クラウドストレージサービス B o x」を利用。
※「クラウドストレージサービス B o x」の利用を希望する場合は、上記件名にてメールを送信し、メール本文にてその旨依頼すること。

IV. 審査基準等

1. 教職課程認定基準

教職課程認定基準

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正	平成16年6月23日
一部改正	平成18年7月31日
全部改正	平成19年5月10日
一部改正	平成20年6月10日
一部改正	平成20年12月24日
一部改正	平成21年5月18日
一部改正	平成26年11月7日
一部改正	平成27年11月24日
一部改正	平成29年11月17日
一部改正	令和3年5月7日
一部改正	令和3年8月4日
一部改正	令和3年12月22日
一部改正	令和4年7月28日
一部改正	令和4年11月25日
一部改正	令和5年9月28日

1 総則

(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。

(2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。

(3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

2 教育上の基本組織

(1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。

また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。

さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連係協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等

の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連係協力量科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

- (2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第55条第1項、専門職短期大学設置基準第52条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。
- (3) 複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。
- (4) 教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。
- (5) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。
- (6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (7) (4)にかかわらず、栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。
- (8) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

3 教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）

- (1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。なお、短期大学の専攻科にあつては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。
ただし、大学設置基準第57条第1項、専門職大学設置基準第76条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項又は短期大学通信教育設置基準第12条第1項の規定による認定（以下、「教育課程特例認定」という。）を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。
- (2) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

- (3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

- (4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

- (5) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。
- (6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
- (7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

- ① 専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者
- ② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者
- ③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者
- ④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者

- (8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

- (9) 以下に掲げる科目のそれぞれの教職専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

- ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）

- ② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

(10) 教職専任教員は、3（9）の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。

4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2（8）より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

(1) 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。

また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

「領域に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
①幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人 合計3人以上	②教育の基礎的理解に関する科目において1人 ③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

(※2) 「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。

(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

(※4) 3（7）の規定にかかわらず、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ

備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、3(7)②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。

（※5）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

（1）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

（2）「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

（3）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（4）小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人、②～④のいずれかに1人とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

なお、3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する1人（短期大学の専攻科にあっては①の1人及び②～④の1人）については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。

①「教科に関する専門的事項」

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④「各教科の指導法」

⑤「複合科目」

（5）同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

（1）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位

以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

- (2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (3)「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては8単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

- (4)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

- (5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i)「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

(※3)「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

(※5)(※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。

ii)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ～ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ～	4人以上

(※1) 教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人
- ・ 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)において1人

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、(※1)のそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目(「 」内の事項)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)「各教科の指導法」は、4単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(4)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する

科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

(※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3(5) ii)に定めるとおりとする。

ただし、(※1)の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。

(6) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第5条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に

関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- (1) 特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目（特別支援教育の基礎理論に関する科目など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。
- (2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第2欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならない。当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第3欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。
 なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。
- (4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目		視覚障害者 に関する教育	聴覚障害者 に関する教育	知的障害者 に関する教育	肢体不自由 者に関する 教育	病弱者に関 する教育
特別支援教育の基礎理論に関する科目		1人以上				
特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害ある 幼児、児童又は 生徒の心理、生 理及び病理に関 する科目	1人以上	1人以上	1人以上		
	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課程 及び指導法に関 する科目	1人以上	1人以上	1人以上		

(※) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

4-6 養護教諭の教職課程の場合

- (1) 養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第9条表備考第1号に規定する科目ごとに開設されなければならない。
 なお、施行規則第9条表備考第1号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目

(教育の基礎的理解に関する科目など) ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

養護に関する科目の必要教職専任教員数は3人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち1人は、看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)に置かなければならない。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3(5) ii) に定めるとおりとする。

ただし、(※1)の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人
- ・ 教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。)において1人

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(1) 栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第10条表備考第1号に規定する事項(栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など)が含まなければならない。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、4-6(3) ii) に定めるとおりとする。

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

① 「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

② 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 中学校(国語)・高等学校(国語)と高等学校(書道)
- (ロ) 中学校(社会)と高等学校(地理歴史)
- (ハ) 中学校(社会)と高等学校(公民)

- (二) 中学校 (社会)・高等学校 (公民) と中学校 (宗教)・高等学校 (宗教)
- (ホ) 中学校 (数学)・高等学校 (数学) と高等学校 (情報)
- (ヘ) 中学校 (美術)・高等学校 (美術) と高等学校 (工芸)
- (ト) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と高等学校 (看護)
- (チ) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と養護教諭
- (リ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と高等学校 (看護)
- (ヌ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭
- (ル) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)
- (ヲ) 中学校 (技術) と高等学校 (情報)
- (ワ) 中学校 (技術) と高等学校 (工業)
- (カ) 高等学校 (看護) と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 小学校の国語と中学校 (国語)・高等学校 (国語)
- (ロ) 小学校の社会と中学校 (社会)・高等学校 (地理歴史)・高等学校 (公民)
- (ハ) 小学校の算数と中学校 (数学)・高等学校 (数学)
- (二) 小学校の理科と中学校 (理科)・高等学校 (理科)
- (ホ) 小学校の音楽と中学校 (音楽)・高等学校 (音楽)
- (ヘ) 小学校の家庭と中学校 (家庭)・高等学校 (家庭)
- (ト) 小学校の体育と中学校 (保健)・中学校 (保健体育)・高等学校 (保健)・高等学校 (保健体育)
- (チ) 小学校の外国語 (英語) と中学校 (英語)・高等学校 (英語)
- (リ) 小学校の図画工作と中学校 (美術)・高等学校 (美術)・高等学校 (工芸)

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (イ) 中学校 (国語)・高等学校 (国語) と高等学校 (書道)
- (ロ) 中学校 (社会) と高等学校 (地理歴史)
- (ハ) 中学校 (社会) と高等学校 (公民)
- (二) 中学校 (社会)・高等学校 (公民) と中学校 (宗教)・高等学校 (宗教)
- (ホ) 中学校 (数学)・高等学校 (数学) と高等学校 (情報)
- (ヘ) 中学校 (美術)・高等学校 (美術) と高等学校 (工芸)
- (ト) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と高等学校 (看護)
- (チ) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と養護教諭
- (リ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と高等学校 (看護)
- (ヌ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭
- (ル) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)
- (ヲ) 中学校 (技術) と高等学校 (情報)
- (ワ) 中学校 (技術) と高等学校 (工業)
- (カ) 高等学校 (看護) と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科

について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）
- (ロ) 小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）
- (ハ) 小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）
- (ニ) 小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）
- (ホ) 小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）
- (ヘ) 小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）
- (ト) 小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）
- (チ) 小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）
- (リ) 小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

- ④ ①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、4－3（2）及び4－4（2）により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあつては施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあつては施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。

(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

- i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

- ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

- ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭においては総合的な探究の時間の指導法。養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に係る部分に限る。）

- ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）

- ③ 生徒指導の理論及び方法

- iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及び

キャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。)については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

v) 教育実践に関する科目(教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。)及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。

vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

- ① 中学校(国語)の教科の指導法の一部(書道)と高等学校(書道)の教科の指導法
- ② 中学校(社会)の教科の指導法の一部(地理歴史)と高等学校(地理歴史)の教科の指導法
- ③ 中学校(社会)の教科の指導法の一部(公民)と高等学校(公民)の教科の指導法
- ④ 中学校(美術)の教科の指導法の一部(工芸)と高等学校(工芸)の教科の指導法
- ⑤ 中学校(保健体育)の教科の指導法の一部(保健)と中学校(保健)の教科の指導法
- ⑥ 高等学校(保健体育)の教科の指導法の一部(保健)と高等学校(保健)の教科の指導法

viii) 「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 小学校の国語と中学校(国語)
- ② 小学校の社会と中学校(社会)
- ③ 小学校の算数と中学校(数学)
- ④ 小学校の理科と中学校(理科)
- ⑤ 小学校の音楽と中学校(音楽)
- ⑥ 小学校の家庭と中学校(家庭)
- ⑦ 小学校の体育と中学校(保健)又は(保健体育)
- ⑧ 小学校の外国語(英語)と中学校(英語)
- ⑨ 小学校の図画工作と中学校(美術)

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8(2)vii)に準じて取り扱うものとする。

(4) 教職専任教員の配置

i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1(3)、4-2(4)の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
4－1（3）	（右欄） 合計3人以上	合計2人以上
4－2（4）	①～⑤で合計8人以上とする。	①～⑤で合計7人以上とする。

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

3（7）の規定にかかわらず、以下の場合、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

①「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員（ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4－3（5）i）表及び高等学校教諭の教職課程にあつては4－4（5）i）表に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。）

②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員

5 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

2（8）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

5－1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5－2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5－3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4－3（5）i）に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4－3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4－3（5）ii）（※1）は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4（5）i）に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-3（5）ii）（※1）は適用しない。

5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の教職専任教員を置かなければならない。

大学院等の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6（3）ii）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6（3）ii）ただし書は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年<sup>文部省
厚生省</sup>令第2号）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6（3）ii）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6（3）ii）ただし書は適用しない。

5-8 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例

（1）大学院等の1つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-8（1）ii）①②③を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-8（2）を準用する。

（2）大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

①「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目

（イ）中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8（1）i）①②③を準用する。

（ロ）養護に関する科目は、4-8（1）i）②を準用する。

②「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8（2）を準用する。

- (3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において、教職専任教員とすることができる。
- (4) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等有する教職課程と、大学院等の学科等有する教職課程の免許状の種類の学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の教職専任教員として取り扱うことができる。
- (5) 大学のための学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のための学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。
- (6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のための学科等有する教職課程と異なる免許状の種類の学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

- (1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。
ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。
ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目
- ⑥ 栄養に係る教育に関する科目

8 通信教育の課程への特例

- (1) 通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。

る。

9 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2（4）にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2（5）及び（6）は適用しない。

11 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2（4）、（5）及び（6）にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

12 連携教職課程を設置する場合の要件

2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

- （1）連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2（6）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。
- （2）連携教職課程については、各設置大学の教職専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。
 - ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
 - ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
 - ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項
- （3）連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

教職課程		単位数
中学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	5
高等学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8

特別支援学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2
養護教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	6
栄養教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2

(4) 連携教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。

(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

1.3 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

1.4 教育実習等

(1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。

(2) 教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

区分	必要学級数
幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
中学校教諭・高等学校教諭の教職課程	入学定員10人に1学級の割合
特別支援学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
養護教諭の教職課程	入学定員5人に1校の割合

(※) 10又は11に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。

(3) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。

なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。

- (4) 通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。
- (5) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

15 その他

- (1) 本基準は、令和7年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。

2. 教職課程認定基準に定める「共通開設科目」の開設可能範囲（参考）

同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例（4－8(1) i）及び(2)）

教科及び教科の指導法に関する科目			道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											教育実践に関する科目						
免許種別	教科(領域)に関する事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目		各教科(保育内容)の指導法		複合科目(複合科目)		道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											教育(養護・栄養教育)の実習	学校体験活動	教職実践演習
	道徳の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育実践に関する科目	教育(養護・栄養教育)の実習	学校体験活動	教職実践演習								
幼	×	×	×	○ ※4									×	○						
小		特定の教科等の場合○	特定の教科等の場合○	○ ※4											○	○ ※6				
中	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	○ ※2	○ ※3										○					
高	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○																	
養護															○	×	×			
栄養	×															×	×			

※1：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※2：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※3：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※4：幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」の教育の方法及び技術に関する内容部分のみであれば、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の「教育の方法及び技術」と併せて共通開設可。

※5：幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」の情報機器に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※6：小学校教諭、中学校教諭の課程で共通開設する授業科目は、幼稚園教諭又は高等学校教諭の課程における授業科目として共通開設することはできない。

※：上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)

※：灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。

※：専修免許状の場合は、5－8の基準のとおりである。

複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例(4-8(1) ii)及び(2))

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											教育実践に関する科目			
	教科(領域)に関する事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科)(複合科目)		道徳的・総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習				
幼	×	×	×			○ ※4					×	○							
小	以下の2つを満たす場合○ ①4-3(2)又は4-4(2)の場合	特定の教科等の組合せ○	×																
中	②特定の教科等の組合せの場合 以下の2つを満たす場合○ ①4-3(2)又は4-4(2)の場合	同一の教科又は特定の教科の組合せ○	同一の教科又は特定の教科の組合せ○	○	○ ※4														
高																			
養護	②同一の教科又は特定の教科の組合せの場合																		
栄養	×																		

※1: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の総合的な学習の時間に併せて併せて共通開設可。

※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※4: 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の教育の方法及び技術に関する内容部分のみであれば、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の「教育の方法及び技術」と併せて共通開設可。

※5: 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の情報機器に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※6: 小学校教諭、中学校教諭の課程で共通開設する授業科目は、幼稚園教諭又は高等学校教諭の課程における授業科目として共通開設することはできない。

※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前相談すること。)

※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。

※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。

3. 教職課程認定審査の確認事項

教職課程認定審査の確認事項

平成13年7月19日
課程認定委員会決定

一部改正	平成16年6月15日
一部改正	平成18年4月25日
一部改正	平成20年5月23日
一部改正	平成20年12月3日
一部改正	平成27年10月30日
一部改正	平成29年11月17日
一部改正	平成30年10月9日
一部改正	令和元年7月19日
一部改正	令和2年10月21日
一部改正	令和3年5月7日
一部改正	令和3年8月4日
一部改正	令和3年12月9日
一部改正	令和4年7月28日
一部改正	令和4年11月25日
一部改正	令和5年9月28日

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）1（4）に定める教職課程認定審査における確認事項については、以下のとおりとする。

1 教育上の基本組織関係

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教育研究実施組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。

ただし、以下の場合、新たに課程認定を行うことを要しない。

- ① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合
- ② 学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合
- ③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合
- ④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学においてこれに準ずる

手続きを含む。)のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

- (2) 既に認定を受けている大学が、大学設置基準第57条第1項、専門職大学設置基準第76条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項又は短期大学通信教育設置基準第12条第1項の規定による認定を受ける場合であって、教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第22条第6項に係る教育課程を編成するもののうち、読替後の施行規則第22条第3項又は第4項に該当する場合は、当該大学の教職課程を適正に実施できるものであるか確認するため、新たに課程認定を行うものとする。ただし、この場合の教員審査は行わないものとする。
- (3) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教育研究実施組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。
- (4) 既に認定を受けた教職課程に、内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくても差し支えないものとする。
- (5) 基準2（6）に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。
 - ① 学科等の名称及び設置理念、学位及び学位の分野（短期大学においては学科の属する分野）
 - ② 学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合
 - ③ 卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け
 - ④ その他課程認定委員会において必要とされる事項

2 教育課程関係

- (1) 施行規則第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。
- (2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。
- (3) 授業科目の名称は、施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用いているものにつ

いては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断した場合に認めることができるものとする。

- (4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く）。
- (5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。
 - ① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること
 - ② 各事項において(8)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと
 - ③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること
 - ④ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること
- (6) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のもの）の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。
 - ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること
 - ② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
 - ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと
- (7) 留学プログラム・海外研修等の科目や、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」に基づく介護等の体験における学修について、認定を受けようとする学科等の教員養成の目標やそれを達成するための計画に即し、教職課程の科目として位置付けることが相応しいと認められる内容の科目は、当該学科等の教職課程の科目に含めることができる。
- (8) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。
 - ① 教職課程コアカリキュラム
（令和3年8月4日 教員養成部会決定）
 - ② 外国語（英語）コアカリキュラム
（文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書）
 - ③ 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
（令和4年7月27日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）

3 教育研究実施組織関係

- (1) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。
- (2) 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあててを可能とする。

別表

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程（国語）	高等学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
中学校教諭免許課程（社会）	高等学校教諭免許課程（地理歴史） 高等学校教諭免許課程（公民） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
中学校教諭免許課程（数学）	高等学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（情報） 高等学校教諭免許課程（工業）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）

高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）
高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（情報）	中学校教諭免許課程（数学） 中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）
高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

4. 教職課程認定審査運営内規

教職課程認定審査運営内規

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正 平成20年6月10日改正
一部改正 平成28年7月4日改正
一部改正 令和3年11月15日改正
一部改正 令和4年11月25日改正

1 通則

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の認定の審査の運営は、この内規の定めるところによる。
- (2) 審査は、教員養成部会（以下「部会」という。）が定めた、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づいて行う。
- (3) 部会は、審査を課程認定委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行う。

2 審査方法

- (1) 委員会においては、書類審査、面接審査及び実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、保留（取り下げの勧告を含む。））を決する。
- (2) 部会においては、委員会からの報告を受け、最終判定（可・不可）を下す。
- (3) 審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに申請者に申請書の補充又は訂正を行わせることができる。
- (4) 面接審査及び実地審査は、書類審査で保留となった場合に必要に応じて行うものとする。
- (5) 委員会は、原則として、部会に報告するまでに保留の判定を残さないものとする。
- (6) 委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）は、利害関係のある大学の審査を行うことはできない。

3 書類審査

- (1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。
 - ① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係
 - ② 教育課程及びその履修方法
 - ③ 教育研究実施組織
 - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
 - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
 - ⑥ 学則
- (2) 書類審査において、保留となった申請課程については、必要により、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行い、補充・訂正において必要な改善がなされた場合には認定可とする。
- (3) 補充・訂正の指示による改善が不十分な場合には保留又は取り下げの勧告を行う。
- (4) 取り下げの勧告は、文部科学省から取り下げ勧告理由を明示して行い、取り下げがなされない場合には、保留のまま部会による最終判定を行う。

4 面接審査及び実地審査

- (1) 書類審査において保留となった申請課程については、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。
- (2) 面接審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び文部科学

省担当官が同席し、直接申請者と面接し、申請課程について説明を聴取することにより行う。

- (3) 面接審査の結果は、部会に報告する。
- (4) 実地審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び担当官が同席し、実地において、申請書に記載されている事実を確認し、申請課程の状況を審査する。
- (5) 実地審査の結果は、部会に報告する。

5 最終判定

- (1) 部会の最終判定は、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行った申請課程及び保留の申請課程を中心とする委員会からの報告に基づき、認定の可否（可、不可）について行う。
- (2) 委員会からの報告は委員会の主査がとりまとめて行い、主査が部会に出席できない場合は主査の指名する委員会の委員が報告する。
- (3) 最終判定における審査は、原則として、委員会で判定を保留とした申請課程の可否を決するために行うものとし、特別の事情を除き、委員会の審査を最終判定とする。
- (4) 最終判定において必要な場合には、部会長の許可により、申請者の説明を求めるものとする。
- (5) 部会は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。

6 会議の議事要旨等の公開

議事要旨、審査の経過及び結果並びに教職課程認定の申請書については、当該議事に係る認定手続が全て終了した後に公開する（教員個人に関する議事及び資料を除く）。

7 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて

- (1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。
 - ① 教職専任教員を変更する場合
 - ② ①に伴い、教職専任教員の担当授業科目を変更する場合
 - ③ ①に伴い、教職専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
- (3) 変更可否の結果は、部会に報告する。

8 その他

- (1) この審査運営内規は令和6年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) この内規に定めるもののほか、課程認定の審査運営に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

5. 教職課程認定大学実地視察規程

教職課程認定大学実地視察規程

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正 平成18年4月25日改正
一部改正 平成20年6月10日改正
一部改正 平成21年2月27日改正
一部改正 平成28年7月4日改正
一部改正 令和3年5月7日改正
一部改正 令和4年11月25日改正
一部改正 令和5年9月28日改正

1 趣旨

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。

2 実地視察方法

- (1) 実地視察は、教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。
 - ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
 - ② 教育課程及び履修方法
 - ③ 教育研究実施組織
 - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
 - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
 - ⑥ 学則
 - ⑦ 学生の教員への就職状況
- (2) 実地視察は教員養成部会（以下「部会」という。）及び課程認定委員会（以下「委員会」という。）に属する委員並びに文部科学省組織規則第34条に規定する視学委員（教職課程に関する専門的な知見を有する者に限る。）（以下これらを総称して「委員」という。）2名以上（うち1名以上は委員会の委員）で分担して行う。
- (3) 実地視察を行う委員は部会長が定める。
- (4) 委員は利害関係のある大学の実地視察はできない。
- (5) 実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (6) 実地視察にあたっては、必要に応じて、都道府県及び市区町村担当者を実地視察に参加させることができる。
- (7) 部会長は、実地視察大学に対し、実地視察調査表をあらかじめ提出させ、実地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察大学に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。
- (8) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

3 留意すべき事項を付した大学への実地視察

教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）5（5）に基づき、留意すべき事項を付した大学については、原則として、段階的整備期間中に、実地視察を行う。

4 連携教職課程を設置する大学への実地視察

基準2（3）に基づき、連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。

5 教育課程特例による先導的な取組を行う大学への実地視察

基準3（1）、（3）又は（4）のただし書に定める教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。

6 報告書の作成及び公表

- (1) 実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。
- (2) 報告書は部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察大学及び全ての課程認定大学に送付する。
- (3) 報告書をもとに、教育委員会や学生、保護者等が、当該大学の教職課程の特色や内容等を理解できるものとなるよう工夫し、文部科学省ホームページにおいて実地視察の結果を公表する。

7 教職課程の認定の取消についての意見

実地視察大学の教職課程が基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べることができる。

8 その他

- (1) この規程は令和7年度から適用する。
- (2) この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

6. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

平成23年1月20日

課程認定委員会決定

一部改正 令和元年12月12日改正

一部改正 令和4年11月25日改正

一部改正 令和5年 9月28日改正

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（5）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

- ① 学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。
- ② 学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。
- ③ 卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ④ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

2. 上記1に関して以下の点が達成されているか

（1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

- ① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。
- ② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（教職専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。
- ③ 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。
- ④ 免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

（2）十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

7. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（5）に規定する、「認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織」（以下、「学科等」という。）の「目的・性格と免許状との相当関係」に関する審査の基準として、平成23年1月20日課程認定委員会により、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（課程認定委員会決定）が定められた。

各審査基準の趣旨は、以下のとおりであるため、申請に当たっての参考とすること。

1. 各基準の趣旨

（1）学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

①学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。

学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状の種類との間に、十分な相当関係が認められることが必要である。相当関係の有無については、学科等における学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等を考慮して審査を行うこととする。

なお、以下のような学科等でも、審査において相当関係が十分に認められれば、認定可となる場合がある。

- 例） ・ 中高一種免（国語）：人間文化学科、日本語文化コミュニケーション学科、文化創造学科、国際教養学科
- ・ 中高一種免（英語）：比較文化学科、国際社会学科、コミュニケーション情報学科
- ・ 中一種免（技術）：デザイン工学科、環境科学科

また、以下については、過去において相当関係に疑義が生じた例である。

- 例） ・ 中高一種免（保健体育）：経営系学科
- ・ 中一種免（社会）：心理系学科
- ・ 高一種免（地理歴史）：法学系学科

②学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。

認定を受けようとする学科等において、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という）に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」が開設されていることは施行規則の規定により必要であるが、これらの科目以外にも、当該学科等のカリキュラムの中に認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要がある。

その理由としては、学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2～3年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、免許状についての教科（又は養護、栄養）に関する科目を一定数履修させることにより、当該教科等を担当する教員として求められる専門性を確保しようとするものであるからである。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目の開設数は、通常の場合と比して少ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

③卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。

卒業要件等において、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとされていることが必要である。この場合の「卒業要件等」とは、必ずしも認定を受けようとする免許状に関連する科目を当該学科等の卒業のための必修科目として設定することのみを指すのではなく、これら関連科目が卒業に必要な科目群に多分に含まれており、結果として卒業までにこれら関連科目を相当程度履修することとなるようなカリキュラムの編成がなされている場合も含む。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する十分な数の専門科目が開設されたとしても、4年間（短大の場合2、3年間）に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が実際に修得する、当該免許状に関連する科目の単位数は、通常の場合に比して少ないものとならざるを得ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

④学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

②のとおり、学科等のカリキュラムの中に、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要があるが、これらの科目と、当該学科等に開設されているその他の科目の内容との間に、密接な関連があることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目と、その他の科目の内容がかけ離れている傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

(2) 上記(1)に関して以下の点が達成されているか

1) 認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

①認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。

②認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（教職専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。

③認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。

④免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

上記の基準は、教職課程の認定を行うに当たり一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

2) 十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

上記の基準も、(1)と同様、教職課程の認定を行うに当たり、一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

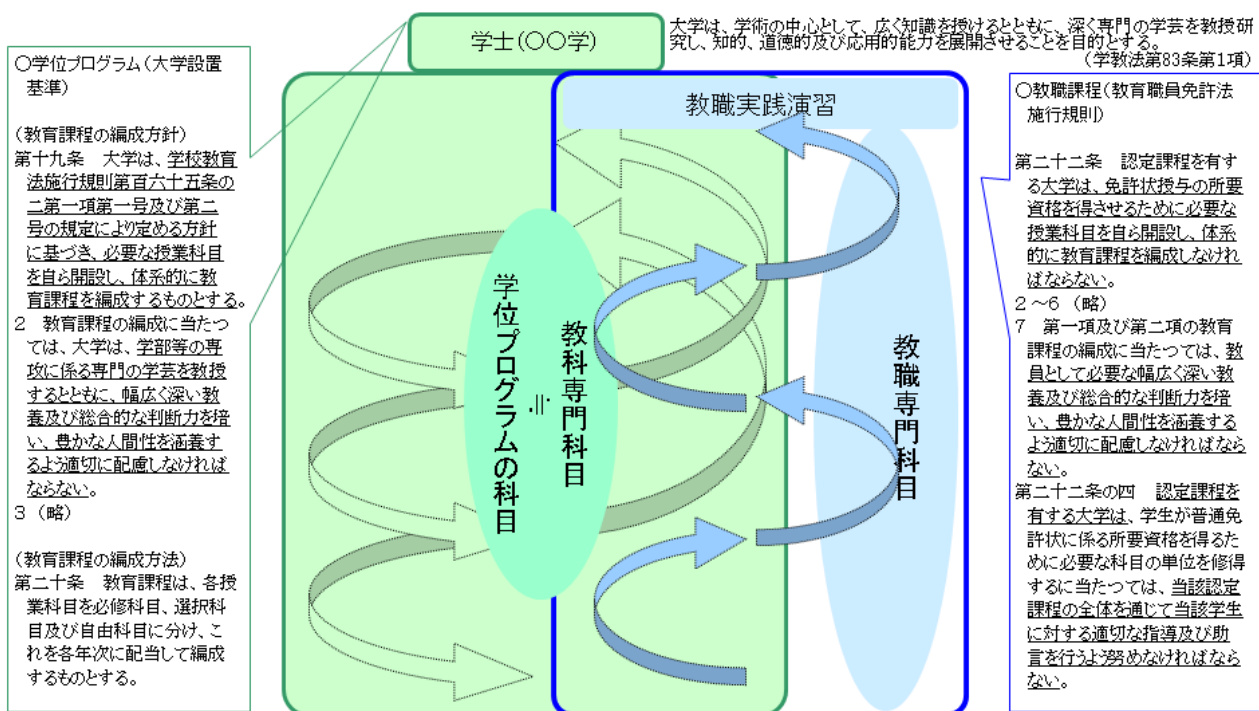
2. その他

○ 教職課程認定基準2(5)に規定するとおり、教職課程の認定を受けるためには学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要であるが、例えば、学科に学則上で定める組織を設置し認定を受けようとする場合でも、当該学科の目的・性格を歪めるものではないことが求められる点にも、改めて留意する必要があること。

【参考】学位プログラムと教職課程との相当関係

○ 教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、

教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。



8. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点

令和 5 年 9 月 28 日

課程認定委員会決定

教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）10 に規定する、特定の分野に強みや専門性を有する四年制大学の学科等が、二種免許状の教職課程を置く場合の審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

身に付ける強みや専門性に係る活動等とは、一種免許状の教職課程を履修することとの両立が困難であると想定される程度のものを指す。

また、当該強みや専門性が、認定を受けようとする二種免許状を取得しようとする者に対し、相乗効果を生み出すことが十分に期待できるものであり、単に既存の教職課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しない。

例えば、データ活用、STEAM 教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚等に関連する資格要件を踏まえた教育課程・教育プログラム等の履修、その他の一定程度の活動等が挙げられる。なお、これに限るものではない。

2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか

教育委員会等からの要望、地域や学校における課題等を踏まえた教員養成を行うことが期待できるものであるか。

3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を目的とした教育課程等であるか

免許状を取得しようとする者が、当該学科等において強みや専門性を身に付ける活動等を十分にを行いながら二種免許状を取得する際に無理のない教育課程が設定されているか。また、科目開設上の工夫や、履修指導の体制が十分に整備されているか。

4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

身に付ける強みや専門性に係る活動等は、当該学科等の学位プログラムを基礎として設定されたものであるか。当該学科等の目的・性格を歪めるものとなっていないか。

5. 二種免許状の課程認定基準等を満たしているものとなっているか

9. 教育又は研究上の業績及び実績の考え方

教育又は研究上の業績及び実績の考え方

平成 23 年 3 月 9 日
課程認定委員会決定
一部改正 令和元年 12 月 12 日改正
一部改正 令和 5 年 9 月 28 日改正

教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）3（6）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

1. 基本的な考え方

- 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。
例えば、教科及び教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。
- 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全くない場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

2. 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

- 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。
- 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

3. 担当教員の業績及び実績の考え方

- 「各教科（保育内容）の指導法」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の授業科目を担当する教員の業績については、大学生や成人を対象とした研究業績等のみでは不十分であり、原則として学校教育段階の研究業績等が必要である。
- 「教育に関する理念並びに教育に関する歴史及び思想」など、複数の要素を取り扱う事項の授業科目を担当する教員については、当該授業科目で中心となる要素に関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。
- 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」における発達及び学習の過程を両方含んだ授業科目を担当する教員については、発達心理学又は学習心理学のいずれかに関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。

（参考）

- 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）
3（6）教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）
認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
- 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）
3（1）教育研究実施組織関係
担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

10. 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方

平成30年10月9日

課程認定委員会決定

1. 教育課程（シラバス）の考え方

- (1) コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるように授業が設計されており、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。これが満たされる限り、各到達目標に示されている個々の障害種等の個別の要素をシラバスに含めることは必須ではない。
- (2) 保育士養成課程の「障害児保育」や小・中免の「介護等体験事前指導」等の科目と併せて科目を開設してもかまわないが、科目名称は3. のとおりにすること、及び、1単位分以上の内容が含まれていることが必要である。
- (3) 「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」の内容がシラバス（「授業の概要」、「授業のテーマ及び到達目標」又は「授業計画」のいずれか）に記載されていることが必要である。なお、「母国語」や「貧困」の問題等、特別の教育的ニーズへの対応の必要性を理解する上で取り扱う事例は限定しない（いずれの事例を取り扱ってもかまわない）。
また、「特別の教育的ニーズ」や「配慮が必要な子ども」などの、障害による「特別の支援」の内容を扱うのか、障害はないが「特別の教育的ニーズ」の内容を扱うのかが判別がつかないような標記は避け、「障害はないが特別の教育的ニーズ」とするか、「母国語」や「貧困」の問題等の具体事例をシラバスに明記すること。
- (4) 講義形式や演習形式などの開設形態を指定していないため、いずれの形式でも実施が可能である。

2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- (1) 授業内容を構成する一般目標が、
 - ① 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達の理解
 - ② 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解
 - ③ 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応の理解

となっており、このうち①及び②が授業内容を構成すべき主たる内容であると考えられることから、①や②に関連する業績*等があれば、担当「可」とする。

※ 知的障害、肢体不自由、発達障害等いずれかの障害種の、『教育（制度、理念等）』、『心理、生理、病理』、『教育課程・指導法』に関連するいずれかの業績を指す。

なお、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績（活字業績及び「教育上の能力に関する事項」、「職務上の実績に関する事項」）を網羅する必要はない。

（２） 医療・福祉関係のみの業績を有する場合においては、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の１人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。

（３） 過去１０年以内の審査会において、特別支援学校教諭養成課程の科目（特別支援教育に関する科目）の担当教員として単独担当「可」と判定されていることが確認できれば、その審査結果を尊重し、審査を行う。

３．科目名称の考え方

（１） 「特別支援教育（概論、総論、入門）」、「特別の教育的ニーズの理解とその支援」、「特別のニーズ教育の基礎と方法」等、障害の有無にかかわらず特別の教育的ニーズのある児童生徒等への支援・教育がイメージされる用語が含まれている必要がある。したがって、特定の障害名を付した名称（「発達障害（概論、総論、入門）」）や保育士養成課程の「障害児保育」は適切ではない。

なお、「インクルーシブ教育」は障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が共に学ぶ仕組みのことを指す教育の一形態であるので、「インクルーシブ教育論」等の名称は適切ではない。

11. 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方

「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方

平成30年10月9日

課程認定委員会決定

1. 教育課程（シラバス）の考え方

- ① 「総合的な学習の時間の指導法」のコアカリキュラムにおいて求められているのは「総合的な学習の時間」の年間指導計画や単元計画などの具体事例を学ぶことであるため、「各教科の指導法」のような、各単元の具体的な指導案等の作成、及び模擬授業を含めることは必須ではない。
- ② 「総合学習」と「総合的な学習の時間」の混同をさけるため、科目名称を「総合学習」とすることは適切ではない。ただし、シラバスにおける授業の概要や授業計画において、学習理論又は実践事例として「総合学習」という名称を使用することは差し支えない。

2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- ① 業績の論文名等に「総合的な学習の時間」という表記がなくても、学校内の授業における「総合的な学習の時間」のカリキュラム開発や授業実践の考察等を論じたものであれば、業績として記載が可能。（養護教諭・栄養教諭養成課程も小中高と同様の取扱いとする。）
- ② 「総合的な学習の時間」の実践を扱った研究（学術論文・教育実践記録いずれも可）であれば、担当する免許状の学校種と研究対象の学校種によらず業績として記載が可能。

3. 科目名称の考え方（複数事項を合わせて開設する場合を含む）

- ① 学習指導要領では小中学校が「総合的な学習の時間」、高等学校が「総合的な探究の時間」とされているが、免許校種によらず両方の用語を採用して差し支えない。ただし、「総合学習」の名称は1. ②のとおり、適切ではない。
- ② 各教科の学習指導における「探究的な学習」という意味と混同するため、「探究的な学習の指導法」や「探究学習論」の名称は適切ではない。
- ③ 複数事項を合わせて開設する場合であったとしても、原則として、科目名称に「総合的な学習（の時間）」という表記を含めることが必要。また、総合的な学習の時間に近い意味合い、あるいは複数の事項を包括した意味合いをもつ「教科外活動の指導」や「教科横断的学習の指導」、「合科的な指導」などの名称は適切ではない。

12. 外国語（英語）の審査の考え方

外国語（英語）の審査の考え方

平成30年11月29日
課程認定委員会決定

1. 教育課程（シラバス）の考え方【小学校の教職課程】

- (1) 「外国語（英語）の指導法」は『小学校における外国語活動（中学年）・外国語（高学年）の学習・指導・評価に関する基本的な知識・指導技術』を、「外国語（英語）に関する専門的事項」は『小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力と、英語に関する背景的な知識』を身に付けることが求められるため、各事項において含めるべき内容を踏まえ、「指導法」と「専門的事項」の内容のすみ分けを行うことが必要である。

2. 教育課程（シラバス）の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

- (1) 各教科の指導法（英語科の指導法）
- ① 英語科の指導法のシラバス作成に当たっては、外国語（英語）コアカリキュラムのみではなく、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の教職課程コアカリキュラムにおいて求める内容を含める必要がある。
- ② 外国語（英語）コアカリキュラムに記載している学習項目（英語科の指導法における「第二言語習得」など）を英語科の指導法の最低修得単位（中一種免の場合は8単位、中二種免の場合は2単位、高一種免の場合は4単位）に含めずに別に科目を設定する場合、コアカリキュラムを満たすためには、当該科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（英語科の指導法）」又は「複合科目」の必修科目に位置付ける必要がある。
- (2) 英語コミュニケーション
学習項目及び各到達目標に定める「聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと」及び「領域統合型の言語活動」の全てを含めることが求められるため、コアカリキュラムに定める各到達目標ごとに適切な授業時間数が確保されていることが必要。
- (3) 英語学
英語学の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける」、英語科の指導法の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける」とされていることを踏まえ、英語学の科目で含めるべき内容と、英語科の指導法で含めるべき内容のすみ分けを行うことが求められる。
- (4) 英語文学
学習項目が「文学作品から見る多様な文化」や「英語で書かれた代表的な文学」であることを踏まえると、作品が異なっていたとしても、特定の作家を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

また、英語文学のシラバス作成に当たっては、「英語で書かれた代表的な文学」の具体の作品の名称若しくは作家名をシラバスに明示することが求められる。

(5) 異文化理解

- ① 全体目標が「社会や世界との関わりの中で、他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から、外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ」であることを踏まえると、英米の政治や歴史、美術・環境問題など特定の題材を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。
- ② 到達目標で「多様な文化的背景を持った人々との交流を通して、文化の多様性及び異文化交流の意義について体験的に理解」する必要があるため、当該内容を含む科目は、様々な文化的背景を持った人々（交換留学生や近隣に在住・勤務している外国人等）と実際に交流する機会を持つことが求められる。インターネットを利用して、テレビ会議、電子メール、SNSによるやり取りなどを行うことも考えられる。「当該授業科目の担当教員（外国籍）」との交流のみで当該コアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

また、異文化理解の科目外において、受講者全員が、多様な文化的背景を持った人々との交流を体験的に実施している場合は、その交流活動の事前・事後指導を異文化理解の科目に位置付けるなどしていれば、コアカリキュラムの内容を満たすことが可能。
- ③ コアカリキュラムの内容を満たす科目については、英米など英語母語話者が多数を占める国を中心に、英語が使われている国・地域に関する異文化理解の内容を扱うことが必要。
- ④ 「文学作品を通じた異文化理解」を扱う場合は、英語文学の学習項目「文学作品から見る多様な文化」にふさわしいため、英語文学の科目として位置付けることが適切である。

3. 担当教員の業績及び実績の考え方【小学校の教職課程】

- (1) 「外国語（英語）の指導法」の審査に当たっては、小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績を有している者を充てることも可能とする。
- (2) 「外国語（英語）に関する専門的事項」の審査に当たっては、「小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力」の育成に関する活字業績、若しくは『英語に関する背景的な知識』に関する活字業績を有していることが求められる。（例えば、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「英語圏の異文化理解」、「第二言語習得」等に関する業績が考えられる。）

4. 担当教員の業績及び実績の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

- (1) 各教科の指導法（英語科の指導法）の科目に関する研究業績においては、原則として中学生若しくは高校生を対象とする指導法に関する研究業績が求められる。（研究対象が大学生以上であっても、英語科の指導法に関する研究業績であれば記載が可能。）

5. 科目名称の考え方

- (1) 小学校教員養成課程の「外国語（英語）の指導法」の科目名称として、「外国語活動」を含めてもよいが、「外国語活動」のみの名称は適切でない。
- (2) 各教科の指導法の必修科目と教科に関する専門的事項の一般的包括的内容を含む科目（小学校教員養成課程においてはコアカリキュラムを満たす科目）において教職課程の教科専門科目における基礎的な内容を学ぶことが求められることから、「〇〇研究」の名称を付すことは適切ではない。
- (3) 中学校・高等学校の教職課程の「英語コミュニケーション」の科目名称として、「対人コミュニケーション論」、「伝達能力論」などのコミュニケーションの理論を示すものは適切でない。また、英語コミュニケーション以外の内容を英語で扱うことによって、英語運用能力の向上を図る場合、その内容を科目名称に含めることは適切でない（例えば、イギリスの政治史を英語で授業をすることによって英語運用能力の向上を目的とする授業科目として、「イギリスの政治史」を科目名称とするのは適切ではない）。

13. 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

令和元年12月12日
課程認定委員会決定
一部改正 令和4年7月28日改正

担当教員の業績及び実績の考え方

1. 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」について

- (1) 教員の業績には、教育職員免許法施行規則に規定された五つの特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者）を包含するような業績（五つの領域それぞれの専門業績を網羅する必要はなく、特別支援教育に係る概論的な業績であれば良い。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした研究業績である必要がある。）があれば、担当「可」とする。
- (2) 医療・福祉関係のみの業績は、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の1人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。

2. 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」について

- (1) 教員は担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない）。
- (2) 一人の教員が生理と病理を担当する場合においては、生理又は病理に関するいずれかの業績があれば、担当「可」とする。
- (3) 一人の教員が心理、生理、病理全てを担当する場合においては、心理に加え、生理又は病理の業績があれば、担当「可」とする。

3. 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について

- (1) 教員は担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない）。
- (2) 自立活動の業績のみを有する教員は、「自立活動」の内容のみ担当することができる。「教育課程」及び他の「指導法」の内容については、教育課程及び指導法についての業績を有する教員が担当し、複数又はオムニバスとすることが必要である。

4. 「心理、生理、病理」と「教育課程及び指導法」を合わせた科目について

- (1) 教員の業績は、心理、生理、病理及び教育課程、指導法全てを網羅する必要はなく、当該領域に関する業績が確認できれば担当「可」とする。ただし、成年を対象とした

業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした業績である必要がある。

なお、授業内容に明らかな偏り（指導法が大半を占めているなど）がある場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切であり、その場合、担当教員は当該区分の内容に対応した業績が必要である。

14. 教職実践演習について

教職実践演習の実施に当たっての留意事項

〔平成20年10月24日〕
課程認定委員会決定

一部改正 令和3年8月4日

一部改正 令和5年9月28日

1. 教育研究実施組織

- 当該科目の実施に当たっては、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月）（以下、「18年答申」という。）に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教科及び教職に関する科目の担当教員が協力して行うこと。

2. 履修時期

- 履修時期は、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施すること。

3. 授業方法

- 授業の方法は演習を中心とし、ICTを積極的に活用すること。
- 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。
- 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。
- 役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。また、その際、学生がICTを活用し取り組む内容とすることが望ましい。
- 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。
- 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。
- その他18年答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
- 学級経営案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
- 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
- 模擬授業
- 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

※ 養護教諭・栄養教諭の教職課程の場合は、各職務内容に応じて適宜追加等を行う。

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（養護教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の養護に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- インTRODクシヨN・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 児童生徒等の現代的な健康課題についての討議
- 学校保健計画案・保健室経営計画案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、保健室経営についてのグループ討論
- 健康相談活動の指導力についての講義・グループ討論
- 学校内外の関係者のコーディネートについてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（栄養教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や食に関する課題についての講義・グループ討論
- 学校現場（共同調理場を含む。）の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解についてのグループ討論
- 学校給食管理についての講義・グループ討論
- 食に関する指導力についての講義・グループ討論
- 校内の教職員や家庭、地域との連携のためのコーディネートについてのグループ討論
- 模擬授業
- 資質能力の確認、まとめ

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

15. 履修カルテについて

○履修カルテの例

〇〇〇〇〇大学教職課程 履修カルテ① <教職関連科目の履修状況>

学籍番号・所属・氏名 等

1. 教職関連科目目の履修状況

区分	授業科目名	単位	修得年度	教員名	評価	履修者の具体的な傾向・特徴
(※各大学で分類)	国語科指導法	2	H23	〇〇 〇〇		小学校国語科に関する基礎的な知識・技能は身に付いているが、教材の開発・作成能力については不十分な部分が見られる。

2. 教職に関する学外実習・ボランティア経験等の状況

〇〇〇〇大学教職課程 履修カルテ② <自己評価シート>

<〇〇専修・コース> ※教員免許取得のためのコース毎に作成

(1) 必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標					自己評価		
項目	項目	指標	H18審申との対応	2年次	3年次	4年次	
学校教育についての理解	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。	使命感や責任感、 教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。	使命感や責任感、 教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	使命感や責任感、 教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	心理・発達論的な子ども理解	子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得していますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	子どもについての理解	学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
		子どもの状況に応じた対応	いじめ、不登校、特別支援教育などについて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
		他者意見の受容	他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
		保護者・地域との連携・協力	保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	他者との協力	共同授業実施	他者と共同して授業を企画・運営・展開することができますか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
		他者との連携・協力	集団において、他者と協力して課題に取り組むことができますか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
コミュニケーション	役割遂行	集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	発達段階に対応したコミュニケーション	子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	子どもに対する態度	気軽に子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	公平・受容的態度	子どもの声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	社会人としての基本	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についていますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	社会科	これまで履修した社会科教育分野の科目の内容について理解していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	教科書・学習指導要領	教科書や中学校学習指導要領(社会編)の内容を理解していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識	教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	道徳教育・特別活動	道徳教育・特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	総合的な学習の時間	「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
教科・教育課程に関する基礎知識・技能	情報機器の活用	情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	学習指導法	学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
			教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	

教育実践	教材分析能力	教材を分析することが出来ますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	授業構想力	教材研究を生かした社会科の授業を構想し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教材開発力	教科書にある題材や單元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	授業展開力	子どもの反応を生かし、皆で協力しながら授業を展開することができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	表現技術	板書や発問、的確な話し方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	学級経営力	学級経営案を作成することができますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	課題認識と探究心	自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っていますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができているか。	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5

(2) 教職を目指す上で課題と考えている事項

○履修カルテの活用方法

（１）履修カルテの作成【教員養成カリキュラム委員会】

教員養成カリキュラム委員会（教職課程の運営や教職指導を全学的に行う組織の仮称）等において、履修カルテを作成。

（２）履修カルテの記入

① 教職関連科目の履修状況についての記入【大学又は学生】

教職関連科目についての履修状況を記入

…（例）履修カルテ①＜教職関連科目の履修状況＞

※ 履修状況の把握は、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生に記入を行わせることも考えられる。

この点の取扱い（大学側で記入するか、学生に記入させるか）については大学の判断で実施することとなる。

② 必要な資質能力に関する評価についての記入【担当教員及び学生】

各年度の終わり（教職実践演習実施年度には、教職実践演習開始の直前）に、以下の事項について記入。

- ・ 各学生が、必要な資質能力についての自己評価を記入

…（例）履修カルテ②＜自己評価シート＞

- ・ 担当教員が、各学生について、必要な資質能力が身についているかについての評価を記入

…（例）履修カルテ①＜教職関連科目の履修状況＞の「履修者の具体的な傾向・特徴」欄

※ 教員評価については、

- ・ 各教職科目毎に科目の担当教員（非常勤講師も含む。）が評価を行うこと
- ・ 教職担当教員が、対象学生について総合的に評価を行うこと

等が考えられるが、どのような方法をとるかは大学の判断で実施することとなる。

なお、教職担当教員が、学生について総合的な評価を行う場合には、教職科目の成績等をもとに、以下のような観点から実施することが適当と考えられる。

＜観点（例）＞

- 教職の意義、教育の理念・教育史・思想、学校教育の社会的・制度的・経営的理解等、学校教育に関する理解が身についているか。
- 子どもに関する心理・発達論的な理解や子どもの状況に応じた対応方法等、子どもに関する理解が身についているか。
- 教科・教育課程に関する基礎知識・技能が身についているか。

- 自らの役割を見つけ、与えられた役割をきちんとこなし、他者と協力して課題に取り組むことができるか。
 - 子どもや保護者に対応できるコミュニケーション能力が身についているか。
 - 教材開発、授業の構想・展開等の実践的な能力が身についているか。
- など

（３）履修カルテの管理【教員養成カリキュラム委員会】

履修カルテの管理は、教員養成カリキュラム委員会等で行う。

※ 履修カルテは、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生も教員評価等の欄を参照できるようにすることも考えられる、具体的には、大学の判断で実施することとなる。

（４）教職指導への活用【大学】

履修カルテを学生の教職指導に活用。

- ・ 必要に応じた苦手分野の補完的な指導の実施
 - ・ クラス毎の指導計画の策定
- など

（５）教職実践演習への活用【教職実践演習担当教員】

- ・ 教職実践演習の実施に当たり、担当教員が、履修カルテを参照して学生の履修状況を把握。
- ・ 教職実践演習の進め方についての参考とすることや、個別の補完的な指導等に活用。

16. 教職課程の新たな基準に基づく認定課程の実施に当たって

教職課程の新たな基準に基づく認定課程の実施に当たって

平成 30 年 12 月 17 日

中央教育審議会初等中等教育分科会

教員養成部会課程認定委員会

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月）を受けて、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「施行規則」という。）の改正、教職課程コアカリキュラムの作成など教職課程の基準の見直しが行われた。特別支援学校を除く教職課程については、これらの新たな基準に則って実施することが必要であることから、本委員会では、これまで認定を受けた全ての教職課程を対象として、再課程認定の審査を行ってきた。

今回認定を受けた課程においては、平成 31 年度から新たな基準に基づく教職課程が実施される。本委員会として、今回の審査を踏まえ、各大学における教職課程の実施や今後の課程認定申請の際に特に留意していただきたいと考える点を、下記のとおり示すこととする。

教育職員免許法をはじめとした教職課程の基準を踏まえつつ、各大学の創意工夫を生かした認定課程の実施があつてこそ、中央教育審議会答申等のねらいの実現や、教職課程の質の維持・向上が達成される。各大学においては、下記の点に留意しつつ、教職課程の不断の見直しや改善充実に取り組んでいただきたい。

また、本委員会においても、認定後のフォローアップを通じて各大学への助言を行うとともに、課程認定基準等についても不断の見直しを行い、教職課程の質のさらなる向上に努めていく。

記

1. 今回の再課程認定の教育課程の審査の過程において、施行規則に規定する英語の教科に関する専門的事項の区分（「英語学」や「英語コミュニケーション」など）と授業科目の内容が適合しないことや、今回の施行規則改正で各教科の指導法に含めることとなった情報機器の活用の趣旨を取り違えていること（大学の授業方法として情報機器の活用を取り入れることなく、各教科の特性に応じた情報機器の効果的な活用の理解が必要）など、法令で各事項の履修が求められている趣旨が必ずしも十分に反映されていないシラバスが散見された。

「教職課程コアカリキュラム」及び「外国語（英語）コアカリキュラム」（以下「コアカリキュラム」という。）は、教員免許状取得のために履修すべき事項として法令に規定する各事項について、全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示したものである。各大学においては、コアカリキュラムの内容を参照し、法令で各事項の履修が求められている趣旨を十分に踏まえて授業内容の改善充実を図ることが求められる。

また、地域や学校現場のニーズを踏まえるとともに、大学の自主性や独自性を発揮して、体系的を持ったカリキュラムとなるよう、不断の見直しを行うことが求められる。

2. 教職課程の授業科目を担当する教員は、教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）3(3)に基づき、担当授業科目に関連する著書や学術論文等のいわゆる「活字業績」、教育上の能力や職務上の実績等を総合的に勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。課程認定の教員組織の審査においては、10年以内の「活字業績」を有することを前提として、教育上の能力や職務上の実績等を踏まえて総合的に判断を行っている。

再課程認定においては、既に認定を受けている課程であることを前提に審査を行うため、申請書類の一部を省略することとし、教員組織の審査に当たっては、教育研究業績書等の提出対象となる科目を担当する教員（以下「対象教員」という。）を審査の対象とした。

対象教員以外の教員も含め、教職課程の授業科目を担当する全ての教員が、担当する授業科目に関連する「活字業績」等を備えるとともに、現在関連する「活字業績」を有する場合でもあってもより時代に即した業績を備えていくことが適当であり、各大学においては、各教員が常に研鑽に努めていくよう支援することが求められる。

なお、今後、課程認定申請を行う場合には、全ての教員について、担当する授業科目に関連する「活字業績」等が備えられることが必要である。

3. 再課程認定においては既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、以下の事項については、審査を省略した。このため、以下の点については、各大学において自己点検を行い、改善充実に努めるとともに、今後、課程認定申請を行う場合には、改めて基準を満たしているかどうかを確認することが必要である。

- (1) 教職課程は、教職課程認定基準2(3)に基づき、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないことが必要である。

各大学においては、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成23年1月20日課程認定委員会決定）に照らし、教育課程、教員組織等について、学科等の目的・性格と免許状との相当性を確保することが必要である。

- (2) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教職課程認定基準2(5)に基づき、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

各大学においては、教員養成を主たる目的とする学科等であることの審査の観点を示した教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）1(4)に基づき、教育課程、教員組織等について、教員養成を主たる目的とする学科等としてふさわしい教職課程の水準を確保することが必要である。

- (3) 中学校教諭一種免許・二種免許又は高等学校教諭一種免許の「教科に関する専門的事項」に関する授業科目は、施行規則第4条第1項表備考第2号に基づき、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

各大学においては、教職課程認定審査の確認事項2(1)に基づき、「教科に関する専門的事項」に関する授業科目について、一般的包括的な内容が担保されるようにすることが必要である。その際、中学校学習指導要領又は高等学校学習指導要領も参考として（英語については「外国語（英語）コアカリキュラム」も参考として）、「教科に関する専門的事項」に関する授業科目の内容に偏りがなくどうかを確認することが求められる。

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方

「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」

(平成 29 年 11 月 17 日) より抜粋

(1) 作成の背景

国民は、公教育の担い手である教員に対して、その職への適性と高い資質能力を期待している。それに応えるためには、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた不断の改善努力が求められるが、その中でも教員資格の付与に当たる教職課程の在り方は、最も重要視されなければならない。

我が国の教員養成においては、将来、知識基盤社会を生きることになる幼児・児童・生徒の教育に、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた高度専門職である教員が当たることを目的として、教員養成の基幹部分をなしている教職課程は原則として大学における教育研究の一環として学芸の成果を基盤に営まれることになっている。同時に、教員は教職に就いたその日から、学校という公的組織の一員として実践的任務に当たることとなるため、教職課程には実践性が求められている。このため教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。

しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、戦後発足した「大学における教員養成」を巡る様々な議論や批判は、基本的にはこの課題に起因するものであった。従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から、例えば初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていない等の批判を受けてきたところである。一方、近時においては、教職課程のあり方、内容、方法について、大学側において反省的検討が進められる動向があり、さまざまな提言や実践的成果の報告が行われるようになってきている。

こうした状況において、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、平成 13 年の「国立の教員養成系大学・学部のある在り方に関する懇談会」の報告以降、幾度となく同様の趣旨の提言や試案が審議会や関係団体等においてなされてきた。直近では、平成 27 年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」との提言を受けている。この答申を契機に、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催され検討を行うこととなった。

(2) 教職課程コアカリキュラム作成の目的

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。

各大学においては、教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させたうえで、これに加えて、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることが当然である。したがって、教職課程コアカリキュラムは地域や学校現場のニーズや

大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質保証を目指すものである。

（３） 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点

教職課程は、医学教育、獣医学教育、法科大学院教育等の既にコアカリキュラムが作成されている専門職業人養成課程と異なり、取得を目指す教員免許の学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）、教科（国語、社会、数学、理科等）、職種（教諭、養護教諭、栄養教諭等）、免許状の種類（二種免許状、一種免許状、専修免許状）など多岐にわたる。

このため、各々に対応したコアカリキュラムを作成するのではなく、まず、学校種や職種の共通性の高い、現行の「教職に関する科目」について作成することとし、学校種や職種に応じた留意が必要な点についてはその旨を補足することとする。なお、教職実践演習については平成 18 年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」において授業内容例や到達目標等が示されており、多くの大学で答申の内容に基づきながら独自に、また多様な形態により授業等が行われていることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断した。

また、このコアカリキュラムでは対象としなかった現行の「教科に関する科目」については、小学校・中学校・高等学校の英語科に関する内容を定めた「英語教育コア・カリキュラム¹」や、幼稚園の主に領域に関する専門的事項についてのモデルカリキュラム²の調査研究が行われているが、その他の学校種・教科におけるコアカリキュラムについても今後順次整備されることを求めたい。

なお、先行する分野のコアカリキュラムに倣い、教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すこととした。なお、これらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではない。

さらに、教職課程で修得すべき資質能力については、学校を巡る状況の変化やそれに伴う制度改正（教育職員免許法施行規則、学習指導要領等）によって、今後も変化しうるものであるため、今回作成する教職課程コアカリキュラムについては、今後も必要に応じて改訂を行っていくことが望まれる。

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法施行規則に規定する各事項について修得すべき資質能力を示すものであるが、教員には、使命感や責任感、教育的愛情、総合的人間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない総合的な資質能力が求められていることは、これまでの累次の答申等で示されている通りである。このため、教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会や学校法人等の関係者は相互に連携して学習機会や研修機会を設けることにより、養成・採用・研修の各段階を通じて、教員に求められる資質能力を常に向上させることが望まれる。

（４） 教職課程コアカリキュラムの活用について

教職課程の質保証や教員の資質能力の向上のためには、教員を養成する大学、教員を採用・研修す

¹ 平成 27～28 年度「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」により国立大学法人東京学芸大学に委託され実施された研究による。

² 平成 28 年度「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」により一般社団法人保育教諭養成課程研究会に委託され実施された研究による。

る教育委員会や学校法人、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を進める必要がある。教職課程コアカリキュラムを活用した教員養成の質保証を実現するために、教員の養成・採用・制度に関わる各関係者においては以下の点に留意し、教職課程コアカリキュラムを活用することが求められる。

（大学関係者）

- ・ 各大学において教職課程を編成する際には、教職課程コアカリキュラムの内容や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意すること。
その際、例えば、幼稚園教育においては、各教科等の授業を通じた学習ではなく遊びを通しての総合的な指導を中心とすること等、学校種や職種の特性を踏まえて創意工夫を行うことが必要であること。
- ・ 教職課程の担当教員一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する教職課程コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。
- ・ 教職課程を履修する学生に対して、教職課程コアカリキュラムや教育委員会が定める「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」等の内容も踏まえ、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までには修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。

（採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者等））

- ・ 教員養成を担う全国の大学で教職課程コアカリキュラムの内容を反映させた教育が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教員採用選考の実施や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」の検討を行うこと。

（国（文部科学省））

- ・ 大学や教育委員会等の関係者に対して、教職課程コアカリキュラムの内容や活用方法が理解されるよう広く周知を行うこと。
教職課程コアカリキュラムが各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること。

今後、教職課程コアカリキュラムが各関係者において、広く、効果的に活用され、教職課程の質保証や教員の資質能力、ひいては我が国の学校教育の質の向上に寄与することを期待する。

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

全体目標： 当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

（１）当該教科の目標及び内容

一般目標： 学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

到達目標： 1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。
2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。
4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。
※中学校教諭及び高等学校教諭

（２）当該教科の指導方法と授業設計

一般目標： 基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標： 1) 子供の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。
2) 当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。
5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。
※中学校教諭及び高等学校教諭

保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標: 幼稚園教育において育みたい資質・能力を理解し、幼稚園教育要領に示された当該領域のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深めるとともに、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

(1)各領域のねらい及び内容

一般目標: 幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。

到達目標: 1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。
2) 当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。
3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。
4) 領域ごとに幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。

(2)保育内容の指導方法と保育の構想

一般目標: 幼児の発達や学びの過程を理解し、具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

到達目標: 1) 幼児の認識・思考、動き等を視野に入れた保育の構想の重要性を理解している。
2) 各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育の構想に活用することができる。
3) 指導案の構成を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。
4) 模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。
5) 各領域の特性に応じた保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。

教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標： 教育の基本的概念は何か、また、教育の理念にはどのようなものがあり、教育の歴史や思想において、それらがどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの教育及び学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1) 教育の基本的概念

一般目標： 教育の基本的概念を身に付けるとともに、教育を成り立たせる諸要因とそれら相互の関係を理解する。

到達目標： 1) 教育学の諸概念並びに教育の本質及び目標を理解している。
2) 子供・教員・家庭・学校など教育を成り立たせる要素とそれらの相互関係を理解している。

(2) 教育に関する歴史

一般目標： 教育の歴史に関する基礎的知識を身に付け、それらと多様な教育の理念との関わりや過去から現代に至るまでの教育及び学校の変遷を理解する。

到達目標： 1) 家族と社会による教育の歴史を理解している。
2) 近代教育制度の成立と展開を理解している。
3) 現代社会における教育課題を歴史的な視点から理解している。

(3) 教育に関する思想

一般目標： 教育に関する様々な思想、それらと多様な教育の理念や実際の教育及び学校との関わりを理解している。

到達目標： 1) 家庭や子供に関わる教育の思想を理解している。
2) 学校や学習に関わる教育の思想を理解している。
3) 代表的な教育家の思想を理解している。

教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)

全体目標: 現代社会における教職の重要性の高まりを背景に、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について身に付け、教職への意欲を高め、さらに適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解する。

(1)教職の意義

一般目標: 我が国における今日の学校教育や教職の社会的意義を理解する。

到達目標: 1) 公教育の目的とその担い手である教員の存在意義を理解している。
2) 進路選択に向け、他の職業との比較を通して、教職の職業的特徴を理解している。

(2)教員の役割

一般目標: 教育の動向を踏まえ、今日の教員に求められる役割や資質能力を理解する。

到達目標: 1) 教職観の変遷を踏まえ、今日の教員に求められる役割を理解している。
2) 今日の教員に求められる基礎的な資質能力を理解している。

(3)教員の職務内容

一般目標: 教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒への指導及び指導以外の校務を含めた教員の職務の全体像を理解している。
2) 教員研修の意義及び制度上の位置付け並びに専門職として適切に職務を遂行するため生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。
3) 教員に課せられる服務上・身分上の義務及び身分保障を理解している。

(4)チーム学校運営への対応

一般目標: 学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する。

到達目標: 1) 校内の教職員や多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、チームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解している。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)

全体目標： 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的な知識も身に付ける。

*(1-1),(1-2),(1-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。

(1-1)教育に関する社会的事項

一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標： 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
3) 近年の教育政策の動向を理解している。
4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

(1-2)教育に関する制度的事項

一般目標： 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的な知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

到達目標： 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

(1-3)教育に関する経営的事項

一般目標： 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標： 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

(2)学校と地域との連携

一般目標： 学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

到達目標： 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

(3)学校安全への対応

一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標： 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程

全体目標 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程について、基礎的な知識を身につけ、各発達段階における心理的特性を踏まえた学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解する。

(1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程

一般目標： 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程及び特徴を理解する。

到達目標： 1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。
2) 乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について、その具体的な内容を理解している。

(2) 幼児、児童及び生徒の学習の過程

一般目標： 幼児、児童及び生徒の学習に関する基礎的な知識を身に付け、発達を踏まえた学習を支える指導について基礎的な考え方を理解する。

到達目標： 1) 様々な学習の形態や概念及びその過程を説明する代表的理論の基礎を理解している。
2) 主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解している。
3) 幼児、児童及び生徒の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解している。

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標： 通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標： 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

到達目標： 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

(2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標： 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

到達目標： 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。
2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別的教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標： 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

到達目標： 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)

全体目標： 学習指導要領を基準として各学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意義を理解する。

(1)教育課程の意義

一般目標： 学校教育において教育課程が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標： 1) 学習指導要領・幼稚園教育要領の性格及び位置付け並びに教育課程編成の目的を理解している。
2) 学習指導要領・幼稚園教育要領の改訂の変遷及び主な改訂内容並びにその社会的背景を理解している。
3) 教育課程が社会において果たしている役割や機能を理解している。

(2)教育課程の編成の方法

一般目標： 教育課程編成の基本原理及び学校の教育実践に即した教育課程編成の方法を理解する。

到達目標： 1) 教育課程編成の基本原理を理解している。
2) 教科・領域を横断して教育内容を選択・配列する方法を例示することができる。
3) 単元・学期・学年をまたいだ長期的な視野から、また幼児、児童及び生徒や学校・地域の実態を踏まえて教育課程や指導計画を検討することの重要性を理解している。

(3)カリキュラム・マネジメント

一般目標： 教科・領域・学年をまたいでカリキュラムを把握し、学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。

到達目標： 1) 学習指導要領に規定するカリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解している。
2) カリキュラム評価の基礎的な考え方を理解している。

道徳の理論及び指導法

全体目標： 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神を踏まえ、自己の生き方や人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する教育活動である。
道徳の意義や原理等を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科の目標や内容、指導計画等を理解するとともに、教材研究や学習指導案の作成、模擬授業等を通して、実践的な指導力を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1)道徳の理論

一般目標： 道徳の意義や原理等を踏まえ、学校における道徳教育の目標や内容を理解する。

到達目標： 1) 道徳の本質(道徳とは何か)を説明できる。
2) 道徳教育の歴史や現代社会における道徳教育の課題(いじめ・情報モラル等)を理解している。
3) 子供の心の成長と道徳性の発達について理解している。
4) 学習指導要領に示された道徳教育及び道徳科の目標及び主な内容を理解している。

(2)道徳の指導法

一般目標： 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科における指導計画や指導方法を理解する。

到達目標： 1) 学校における道徳教育の指導計画や教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
2) 道徳科の特質を生かした多様な指導方法の特徴を理解している。
3) 道徳科における教材の特徴を踏まえて、授業設計に活用することができる。
4) 授業のねらいや指導過程を明確にして、道徳科の学習指導案を作成することができる。
5) 道徳科の特性を踏まえた学習評価の在り方を理解している。
6) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

総合的な学習の時間の指導法

全体目標： 総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。各教科等で育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究する学びを実現するために、指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)(2)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1) 総合的な学習の時間の意義と原理

一般目標： 総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。

到達目標： 1) 総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。
2) 学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。

(2) 総合的な学習の時間の指導計画の作成

一般目標： 総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。

到達目標： 1) 各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性と、その具体的な事例を理解している。
2) 主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性とその具体的な事例を理解している。

(3) 総合的な学習の時間の指導と評価

一般目標： 総合的な学習の時間の指導と評価の考え方および実践上の留意点を理解する。

到達目標： 1) 探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。
2) 総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。

特別活動の指導法

全体目標： 特別活動は、学校における様々な構成の集団での活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。
学校教育全体における特別活動の意義を理解し、「人間関係形成」・「社会参画」・「自己実現」の三つの視点や「チームとしての学校」の視点を持つとともに、学年の違いによる活動の変化、各教科等との往還的な関連、地域住民や他校の教職員と連携した組織的な対応等の特別活動の特質を踏まえた指導に必要な知識や素養を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を単独の科目として開設する場合は、(1)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1) 特別活動の意義、目標及び内容

一般目標： 特別活動の意義、目標及び内容を理解する。

- 到達目標：
- 1) 学習指導要領における特別活動の目標及び主な内容を理解している。
 - 2) 教育課程における特別活動の位置付けと各教科等との関連を理解している。
 - 3) 学級活動・ホームルーム活動の特質を理解している。
 - 4) 児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の特質を理解している。

(2) 特別活動の指導法

一般目標： 特別活動の指導の在り方を理解する。

- 到達目標：
- 1) 教育課程全体で取り組む特別活動の指導の在り方を理解している。
 - 2) 特別活動における取組の評価・改善活動の重要性を理解している。
 - 3) 合意形成に向けた話し合い活動、意思決定につながる指導及び集団活動の意義や指導の在り方を例示することができる。
 - 4) 特別活動における家庭・地域住民や関係機関との連携の在り方を理解している。

教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標: 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)では、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法、教育の技術、情報機器及び教材の活用に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1)教育の方法論

一般目標: これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解する。

到達目標: 1) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している。
2) これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方(主体的・対話的で深い学びの実現など)を理解している。
3) 学級・児童及び生徒・教員・教室・教材など授業・保育を構成する基礎的な要件を理解している。
4) 学習評価の基礎的な考え方を理解している。
※幼稚園教諭は「育みたい資質・能力と幼児理解に基づいた評価の基礎的な考え方を理解している。」

(2)教育の技術

一般目標: 教育の目的に適した指導技術を理解し、身に付ける。

到達目標: 1) 話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている。
2) 基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価規準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる。

(3)情報機器及び教材の活用

一般目標: 情報機器を活用した効果的な授業や情報活用能力の育成を視野に入れた適切な教材の作成・活用に関する基礎的な能力を身に付ける。

到達目標: 1) 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
※幼稚園教諭は「子供たちの興味・関心を高めたり学習内容をふりかえったりするために、幼児の体験との関連を考慮しながら情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。」
2) 子供たちの情報活用能力(情報モラルを含む)を育成するための指導法を理解している。

教育の方法及び技術

全体目標： 教育の方法及び技術では、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法及び教育の技術に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1)教育の方法論

一般目標： これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解する。

到達目標： 1) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している。
2) これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方(主体的・対話的で深い学びの実現など)を理解している。
3) 学級・児童及び生徒・教員・教室・教材など授業・保育を構成する基礎的な要件を理解している。
4) 学習評価の基礎的な考え方を理解している。

(2)教育の技術

一般目標： 教育の目的に適した指導技術を理解し、身に付ける。

到達目標： 1) 話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている。
2) 基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価規準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる。

生徒指導の理論及び方法

全体目標： 生徒指導は、一人一人の児童及び生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して教育活動全体を通じ行われる、学習指導と並ぶ重要な教育活動である。他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めていくために必要な知識・技能や素養を身に付ける。

(1) 生徒指導の意義と原理

一般目標： 生徒指導の意義や原理を理解する。

到達目標： 1) 教育課程における生徒指導の位置付けを理解している。
2) 各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導の意義や重要性を理解している。
3) 集団指導・個別指導の方法原理を理解している。
4) 生徒指導体制と教育相談体制それぞれの基礎的な考え方と違いを理解している。

(2) 児童及び生徒全体への指導

一般目標： すべての児童及び生徒を対象とした学級・学年・学校における生徒指導の進め方を理解する。

到達目標： 1) 学級担任、教科担任その他の校務分掌上の立場や役割並びに学校の指導方針及び年間指導計画に基づいた組織的な取組の重要性を理解している。
2) 基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成等の日々の生徒指導の在り方を理解している。
3) 児童及び生徒の自己の存在感が育まれるような場や機会の設定の在り方を例示することができる。

(3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導

一般目標： 児童及び生徒の抱える主な生徒指導上の課題の様態と、養護教諭等の教職員、外部の専門家、関係機関等との校内外の連携も含めた対応の在り方を理解する。

到達目標： 1) 校則・懲戒・体罰等の生徒指導に関する主な法令の内容を理解している。
※高等学校教諭においては停学及び退学を含む。
2) 暴力行為・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題の定義及び対応の視点を理解している。
3) インターネットや性に関する課題、児童虐待への対応等の今日的な生徒指導上の課題や、専門家や関係機関との連携の在り方を例示することができる。

幼児理解の理論及び方法

全体目標： 幼児理解は、幼稚園教育のあらゆる営みの基本となるものである。
幼稚園における幼児の生活や遊びの実態に即して、幼児の発達や学び及びその過程で生じる
つまずき、その要因を把握するための原理や対応の方法を考えることができる。

(1) 幼児理解の意義と原理

一般目標： 幼児理解についての知識を身に付け、考え方や基礎的態度を理解する。

到達目標： 1) 幼児理解の意義を理解している。
2) 幼児理解から発達や学びを捉える原理を理解している。
3) 幼児理解を深めるための教師の基礎的な態度を理解している。

(2) 幼児理解の方法

一般目標： 幼児理解の方法を具体的に理解する。

到達目標： 1) 観察と記録の意義や目的・目的に応じた観察法等の基礎的な事柄を例示することができる。
2) 個と集団の関係を捉える意義や方法を理解している。
3) 幼児のつまずきを周りの幼児との関係やその他の背景から理解している。
4) 保護者の心情と基礎的な対応の方法を理解している。

教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法

全体目標: 教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。
幼児、児童及び生徒の発達状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的な知識(カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的な知識を含む)を身に付ける。

(1)教育相談の意義と理論

一般目標: 学校における教育相談の意義と理論を理解する。

到達目標: 1) 学校における教育相談の意義と課題を理解している。
2) 教育相談に関わる心理学の基礎的な理論・概念を理解している。

(2)教育相談の方法

一般目標: 教育相談を進める際に必要な基礎的な知識(カウンセリングに関する基礎的な事柄を含む)を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒の不応適や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している。
2) 学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。
3) 受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。

(3)教育相談の展開

一般目標: 教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取り組みや連携の必要性を理解する。

到達目標: 1) 職種や校務分掌に応じて、幼児、児童及び生徒並びに保護者に対する教育相談を行う際の目標の立て方や進め方を例示することができる。
2) いじめ、不登校・不登園、虐待、非行等の課題に対する、幼児、児童及び生徒の発達段階や発達課題に応じた教育相談の進め方を理解している。
3) 教育相談の計画の作成や必要な校内体制の整備など、組織的な取り組みの必要性を理解している。
4) 地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性を理解している。

進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

全体目標： 進路指導は、児童及び生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、その後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。それを包含するキャリア教育は、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことを目的としている。
進路指導・キャリア教育の視点に立った授業改善や体験活動、評価改善の推進やガイダンスとカウンセリングの充実、それに向けた学校内外の組織的体制に必要な知識や素養を身に付ける。

(1) 進路指導・キャリア教育の意義及び理論

一般目標： 進路指導・キャリア教育の意義や原理を理解する。

到達目標： 1) 教育課程における進路指導・キャリア教育の位置付けを理解している。
2) 学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の視点と指導の在り方を例示することができる。
3) 進路指導・キャリア教育における組織的な指導体制及び家庭や関係機関との連携の在り方を理解している。

(2) ガイダンスとしての指導

一般目標： 全ての児童及び生徒を対象とした進路指導・キャリア教育の考え方と指導の在り方を理解する。

到達目標： 1) 職業に関する体験活動を核とし、キャリア教育の視点を持ったカリキュラム・マネジメントの意義を理解している。
2) 主に全体指導を行うガイダンスの機能を生かした進路指導・キャリア教育の意義や留意点を理解している。

(3) カウンセリングとしての指導

一般目標： 児童及び生徒が抱える個別の進路指導・キャリア教育上の課題に向き合う指導の考え方と在り方を理解する。

到達目標： 1) 生涯を通じたキャリア形成の視点に立った自己評価の意義を理解し、ポートフォリオの活用の在り方を例示することができる。
2) キャリア・カウンセリングの基礎的な考え方と実践方法を説明することができる。

情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

全体目標： 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法では、情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方並びに児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1) 情報通信技術の活用の意義と理論

一般目標： 情報通信技術の活用の意義と理論を理解する。

到達目標： 社会的背景の変化や急速な技術の発展も踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、

- 1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の必要性など、情報通信技術の活用の意義と在り方を理解している。
- 2) 特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する情報通信技術の活用の意義と活用にあたっての留意点を理解している。
- 3) ICT支援員などの外部人材や大学等の外部機関との連携の在り方、学校におけるICT環境の整備の在り方を理解している。

(2) 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進

一般目標： 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方について理解する。

到達目標：

- 1) 育成を目指す資質・能力や学習場面に応じた情報通信技術を効果的に活用した指導事例(デジタル教材の作成・利用を含む。)を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。
- 2) 学習履歴(スタディ・ログ)など教育データを活用して指導や学習評価に活用することや教育情報セキュリティの重要性について理解している。
- 3) 遠隔・オンライン教育の意義や関連するシステムの使用法を理解している。
- 4) 統合型校務支援システムを含む情報通信技術を効果的に活用した校務の推進について理解している。

(3) 児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法

一般目標： 児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための基礎的な指導法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間(以下「各教科等」という。)において、横断的に育成する情報活用能力(情報モラルを含む。)について、その内容を理解している。
- 2) 情報活用能力(情報モラルを含む。)について、各教科等の特性に応じた指導事例を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。
- 3) 児童に情報通信機器の基本的な操作を身に付けさせるための指導法を身に付けている。
※小学校教諭

教育実習(学校体験活動)

全体目標: 教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。
一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実践を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

*教育実習の一部として学校体験活動を含む場合には、学校体験活動において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、(3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

(1) 事前指導・事後指導に関する事項

一般目標: 事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。

到達目標: 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。
2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。

(2) 観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

一般目標: 幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。
2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実に基づいて記録することができる。
3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。
4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。

(3-1) 学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標: 大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。

到達目標: 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。
2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。
3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。
4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わる事ができる。

(3-2) 保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭

一般目標: 大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。

到達目標: 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。
2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。
3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。
4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わる事ができる。

外国語（英語）コアカリキュラムについて

1 全体の構成と各項目の位置づけ

外国語（英語）コアカリキュラムは、「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」で構成され、それぞれにおいて、「全体目標」「一般目標」「学習項目」「到達目標」が示されている。「全体目標」は、「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」において達成すべき包括的な目標である。「一般目標」は、学習すべき内容のまとまりごとに設定された目標である。「学習項目」は、それぞれの内容のまとまりにおいて扱うべき具体的な項目であり、「到達目標」は、個々の学習項目において達成すべき目標である。

2 基本的な考え方と留意点

- (1) 小学校教員養成コアカリキュラムは、全ての小学校教員養成課程での活用が想定されており、小学校教員免許の取得希望者全員が対象となる。また、中・高等学校教員養成コアカリキュラムは、中・高等学校の外国語（英語）教員免許の取得希望者全員が対象となる。
- (2) コアカリキュラムに記載している学習項目は、「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」の中に全ての内容を盛り込むことを想定したものである。ただし、内容のまとまりや項目を独立させて必修科目で扱う場合には、必ずしも当該項目を「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」で扱う必要はない。例えば、「第二言語習得」「英語教育評価論」「英語教材開発論」などを独立した必修科目として設定している場合、その内容は「外国語／英語科の指導法」では扱わないということもあり得る。
- (3) コアカリキュラムに記載している学習項目は、「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」において扱うべき必要最低限の項目を示したものであり、これら以外にも各大学において独自に学習項目を設定することができる。
- (4) 「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。
- (5) 個々の学習項目を1回の授業で扱う必要があるわけではない。1つの項目を複数回の授業で扱うことも、複数の項目を1回の授業で扱うことも可能である。
- (6) 学習項目は内容のまとまりごとに記載されており、記載の順序は、学習すべき順序を示すものではない。
- (7) 記載の順序は、学習内容の重要度を示すものではない。

I. 小学校教員養成課程 外国語（英語）コアカリキュラム

【1】外国語の指導法【2単位程度を想定】

【全体目標】

小学校における外国語活動（中学年）・外国語（高学年）の学習，指導，評価に関する基本的な知識や指導技術を身に付ける。

【学習内容】

1. 授業実践に必要な知識・理解

(1) 小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

◇一般目標

小学校外国語教育に係る背景知識や主教材，小・中・高等学校の外国語教育における小学校の役割，多様な指導環境について理解する。

◇学習項目

- ①学習指導要領
- ②主教材
- ③小・中・高等学校の連携と小学校の役割
- ④児童や学校の多様性への対応

◇到達目標

- 1) 小学校外国語教育の変遷，小学校の外国語活動や外国語科，中・高等学校の外国語科の目標，内容について理解している。
- 2) 主教材の趣旨，構成，特徴について理解している。
- 3) 小・中・高等学校の連携と小学校の役割について理解している。
- 4) 様々な指導環境に柔軟に対応するため，児童や学校の多様性への対応について，基礎的な事柄を理解している。

(2) 子供の第二言語習得についての知識とその活用

◇一般目標

児童期の第二言語習得の特徴について理解する。

◇学習項目

- ①言語使用を通じた言語習得
- ②音声によるインプットの内容を類推し，理解するプロセス
- ③児童の発達段階を踏まえた音声によるインプットの在り方
- ④コミュニケーションの目的や場面，状況に応じた意味のあるやり取り
- ⑤受信から発信，音声から文字へと進むプロセス

⑥国語教育との連携等による言葉の面白さや豊かさへの気づき

◇到達目標

- 1) 言語使用を通して言語を習得することを理解し、指導に生かすことができる。
- 2) 音声によるインプットの内容の類推から理解へと進むプロセスを経ることを理解し、指導に生かすことができる。
- 3) 児童の発達段階を踏まえた音声によるインプットの在り方を理解し、指導に生かすことができる。
- 4) コミュニケーションの目的や場面、状況に応じて意味のあるやり取りを行う重要性を理解し、指導に生かすことができる。
- 5) 受信から発信、音声から文字へと進むプロセスを理解し、指導に生かすことができる。
- 6) 国語教育との連携等による言葉の面白さや豊かさへの気づきについて理解し、指導に生かすことができる。

2. 授業実践

(1) 指導技術

◇一般目標

実践に必要な基本的な指導技術を身に付ける。

◇学習項目

- ①英語での語りかけ方
- ②児童の発話の引き出し方、児童とのやり取りの進め方
- ③文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方

◇到達目標

- 1) 児童の発話につながるよう、効果的に英語で語りかけることができる。
- 2) 児童の英語での発話を引き出し、児童とのやり取りを進めることができる。
- 3) 文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方について理解し、指導に生かすことができる。

(2) 授業づくり

◇一般目標

実際の授業づくりに必要な知識・技術を身に付ける。

◇学習項目

- ①題材の選定、教材研究
- ②学習到達目標に基づいた、指導計画（年間指導計画、単元計画、学習指導案等）や1時間の授業づくり
- ③外国語指導助手（ALT）等とのティーム・ティーチングによる指導の在り方
- ④ICT等の活用の仕方
- ⑤学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）

◇到達目標

- 1) 題材の選定、教材研究の仕方について理解し、適切に題材選定・教材研究ができる。

- 2) 学習到達目標に基づいた指導計画（年間指導計画，単元計画，学習指導案，短時間学習等の授業時間の設定を含めたカリキュラム・マネジメント等）について理解し，学習指導案を立案することができる。
- 3) A L T等とのティーム・ティーチングによる指導の在り方について理解している。
- 4) I C T等の効果的な活用の仕方について理解し，指導に生かすことができる。
- 5) 学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）について理解している。

【学習形態】

上記の内容を学習する過程においては，教員の講義にとどまることなく，以下の学習形態を必ず盛り込むこととする。

- ① 授業観察：小・中・高等学校の授業映像の視聴や授業の参観
- ② 授業体験：授業担当教員による指導法等の実演（学生は児童役として参加する等）
- ③ 模擬授業：1 単位時間（45分）の授業あるいは特定の活動を取り出した模擬授業の実施
手順例：（授業）計画→準備→実施→振り返り→改善→再計画……

【2】外国語に関する専門的事項 【1 単位程度を想定】

【全体目標】

小学校における外国語活動・外国語科の授業実践に必要な実践的な英語運用力と英語に関する背景的な知識を身に付ける。

【学習内容】

1. 授業実践に必要な英語力と知識

(1) 授業実践に必要な英語力

◇一般目標

小学校における外国語活動・外国語科の授業を担当するために必要な実践的な英語運用力を、授業場面を意識しながら身に付ける。

◇学習項目

- ①聞くこと
- ②話すこと [やり取り・発表]
- ③読むこと
- ④書くこと

◇到達目標

- 1) 授業実践に必要な聞く力を身に付けている。
- 2) 授業実践に必要な話す力 [やり取り・発表] を身に付けている。
- 3) 授業実践に必要な読む力を身に付けている。
- 4) 授業実践に必要な書く力を身に付けている。

(2) 英語に関する背景的な知識

◇一般目標

小・中学校の接続も踏まえながら、小学校における外国語活動・外国語科の授業を担当するために必要な背景的な知識を身に付ける。

◇学習項目

- ①英語に関する基本的な知識（音声，語彙，文構造，文法，正書法等）
- ②第二言語習得に関する基本的な知識
- ③児童文学（絵本，子供向けの歌や詩等）
- ④異文化理解

◇到達目標

- 1) 英語に関する基本的な事柄（音声，語彙，文構造，文法，正書法等）について理解している。
- 2) 第二言語習得に関する基本的な事柄について理解している。
- 3) 児童文学（絵本，子供向けの歌や詩等）について理解している。
- 4) 異文化理解に関する事柄について理解している。

Ⅱ. 中・高等学校教員養成課程 外国語（英語）コアカリキュラム

〔1〕英語科の指導法【8単位程度を想定】

【全体目標】

中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける。

【学習内容】

(1) カリキュラム／シラバス

◇一般目標

中学校及び高等学校の英語教育の基軸となる学習指導要領及び教科用図書（教科書）について理解するとともに、学習到達目標及び年間指導計画、単元計画、各時間の指導計画について理解する。
また、小学校の外国語活動・外国語科の学習指導要領並びに教材、教科書について知るとともに、小・中・高等学校の連携の在り方について理解する。

◇学習項目

- ①学習指導要領
- ②教科用図書
- ③目標設定・指導計画
- ④小・中・高等学校の連携

◇到達目標

- 1) 中学校及び高等学校の外国語（英語）の学習指導要領について理解している。
- 2) 中学校及び高等学校の外国語（英語）教科書について理解している。
- 3) 学習指導要領の「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力（以下、「3つの資質・能力」という）とともに、領域別の学習到達目標の設定、年間指導計画、単元計画、各授業時間の指導計画について理解している。
- 4) 小学校の外国語活動・外国語科の学習指導要領や教科書等の教材、並びに小・中・高等学校を通じた英語教育の在り方の基本について理解している。

(2) 生徒の資質・能力を高める指導

◇一般目標

中学校及び高等学校における3つの資質・能力を踏まえた「5つの領域」（「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」及び「書くこと」）の指導及び各領域を支える音声、文字、語彙・表現、文法の指導について基本的な知識と技能を身に付けるとともに、複

数の領域を統合した言語活動の指導方法を身に付ける。また、教材や I C T の活用方法を知るとともに、英語による授業展開や A L T 等とのティーム・ティーチングの方法について理解する。さらに、生徒の特性や習熟度に応じた指導について理解する。

◇学習項目

- ①聞くことの指導
- ②読むことの指導
- ③話すこと〔やり取り・発表〕の指導
- ④書くことの指導
- ⑤領域統合型の言語活動の指導
- ⑥英語の音声的な特徴に関する指導
- ⑦文字に関する指導
- ⑧語彙・表現に関する指導
- ⑨文法に関する指導
- ⑩異文化理解に関する指導
- ⑪教材研究・I C T等の活用
- ⑫英語でのインタラクション
- ⑬A L T等とのティーム・ティーチング
- ⑭生徒の特性や習熟度に応じた指導

◇到達目標

- 1) 聞くことの指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 2) 読むことの指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 3) 話すこと〔やり取り・発表〕の指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 4) 書くことの指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 5) 複数の領域を統合した言語活動の指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 6) 英語の音声的な特徴に関する指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 7) 文字の指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 8) 語彙、表現に関する指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 9) 文法に関する指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 10) 異文化理解に関する指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 11) 教材及びI C Tの活用について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 12) 英語でのインタラクションについて理解し、授業指導に生かすことができる。
- 13) A L T等とのティーム・ティーチングについて理解し、授業指導に生かすことができる。
- 14) 生徒の特性・習熟度への対応について理解し、授業指導に生かすことができる。

(3) 授業づくり

◇一般目標

中学校及び高等学校の学習到達目標に基づく各学年や科目（高等学校）の年間指導計画、単元計画、各時間の指導計画及び授業の組み立て方について理解するとともに、学習指導案の作成方法を身に付ける。

◇学習項目

- ①学習到達目標に基づく授業の組立て
- ②学習指導案の作成

◇到達目標

- 1) 学習到達目標に基づく授業の組立てについて理解し、授業指導に生かすことができる。
- 2) 学習指導案の作成について理解し、授業指導に生かすことができる。

(4) 学習評価

◇一般目標

中学校及び高等学校における年間を通した学習到達目標に基づく評価の在り方、観点別学習状況の評価に基づく各単元における評価規準の設定、さらに、評定への総括の仕方について理解する。また、言語能力の測定と評価の方法についても併せて理解する。特に、「話すこと〔やり取り・発表〕」及び「書くこと」については、「パフォーマンス評価」（生徒が実際に話したり書いたりする活動の過程や結果を評価する方法）について理解する。

◇学習項目

- ①観点別学習状況の評価、評価規準の設定、評定への総括
- ②言語能力の測定と評価（パフォーマンス評価等を含む）

◇到達目標

- 1) 観点別学習状況の評価とそれに基づく評価規準の設定や評定への総括について理解し、指導に生かすことができる。
- 2) 言語能力の測定と評価（パフォーマンス評価等を含む）について理解し、指導に生かすことができる。

(5) 第二言語習得

◇一般目標

学習者が第二言語・外国語を習得するプロセスについて基礎的な内容を理解し、授業指導に生かすことができる。

◇学習項目

- ①第二言語習得に関する知識とその活用

◇到達目標

- 1) 第二言語習得理論とその活用について理解し、授業指導に生かすことができる。

【学習形態】

上記の内容を学習する過程においては、教員の講義にとどまることなく、次の学習形態を必ず盛り込むこととする。

- ①授業観察：授業映像の視聴や授業の参観
- ②授業体験：授業担当教員による実演を生徒の立場で体験
- ③模擬授業：1 単位時間（50分）の授業あるいは特定の言語活動を取り出した模擬授業の実施
手順例：（授業）計画→準備→実施→振り返り→改善→再計画……

【2】英語科に関する専門的事項【20単位程度を想定】

1. 英語コミュニケーション

【全体目標】

中学校及び高等学校において、生徒の理解の程度に応じた英語で授業を行うための英語運用能力を身に付ける。英語運用能力としては C E F R¹ B 2 レベル以上を目標とする。また、生徒に対して理解可能な言語インプットを与え、生徒の理解を確かめながら英語でインタラク션을進めていく柔軟な調整能力を身に付ける。

【学習内容】

◇学習項目

- ①聞くこと
- ②読むこと
- ③話すこと [やり取り・発表]
- ④書くこと
- ⑤領域統合型の言語活動

◇到達目標

- 1) 様々なジャンルや話題の英語を聞いて、目的に応じて情報や考えなどを理解することができる。
- 2) 様々なジャンルや話題の英語を読んで、目的に応じて情報や考えなどを理解することができる。
- 3) 様々な話題について、目的や場面、状況等に応じて英語で話すこと [やり取り・発表] ができる。
- 4) 様々な話題について、目的や場面、状況等に応じて英語で書くことができる。
- 5) 複数の領域を統合した言語活動を遂行することができる。

2. 英語学

【全体目標】

中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける。

¹ 国際的な基準：C E F R（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、20 年以上にわたる研究を経て、2001 年に欧州評議会が複言語主義の理念の下、発表した。C E F R は、学習者、教授する者、評価者が共有することによって、外国語の熟達度を同一の基準で判断しながら「学び、教え、評価できるよう」開発されたものである。

【学習内容】

◇学習項目

- ①英語の音声の仕組み
- ②英文法
- ③英語の歴史的変遷，国際共通語としての英語

◇到達目標

- 1) 英語の音声の仕組みについて理解している。
- 2) 英語の文法について理解している。
- 3) 英語の歴史的変遷及び国際共通語としての英語の実態について理解している。

3. 英語文学

【全体目標】

英語で書かれた文学を学ぶ中で，英語による表現力への理解を深めるとともに，英語が使われている国や地域の文化について理解し，中学校及び高等学校における外国語科の授業に生かすことができる。

【学習内容】

◇学習項目

- ①文学作品における英語表現
- ②文学作品から見る多様な文化
- ③英語で書かれた代表的な文学

◇到達目標

- 1) 文学作品において使用されている様々な英語表現について理解している。
- 2) 文学作品で描かれている，英語が使われている国や地域の文化について理解している。
- 3) 英語で書かれた代表的な文学について理解している。

4. 異文化理解

【全体目標】

社会や世界との関わりの中で，他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から，外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ。あわせて，英語が使われている国や地域の文化を通じて，英語による表現力への理解を深め，中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する知見を身に付ける。

【学習内容】

◇学習項目

- ①異文化コミュニケーション
- ②異文化交流
- ③英語が使われている国や地域の歴史，社会，文化

◇到達目標

- 1) 世界の文化の多様性や異文化コミュニケーションの現状と課題を理解している。
- 2) 多様な文化的背景を持った人々との交流を通して，文化の多様性及び異文化交流の意義について体験的に理解している。
- 3) 英語が使われている国や地域の歴史，社会，文化について基本的な内容を理解している。

19. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」

(令和4年7月27日)より抜粋

(1) 作成の背景

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告(以下、「有識者会議報告」という。)が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(以下「中教審答申」という。)が取りまとめられた。

これらの会議においては、特別支援教育を担う教師の専門性の向上について、

- ・特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実を図ることが重要であること
- ・特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要があること
- ・このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、自立活動、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付け、その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮すること
- ・加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること
- ・その際、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し取得する単位数を軽減して取得する場合も多いことから、新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意すること

等の提言がされたところである。

こうした提言を契機に、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)が開催され、同検討会議の下に、「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置し検討を行うこととなった。

(2) 作成の目的

「教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日教員養成部会決定)」(以下「基礎免コアカリキュラム」という。)は、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で

共通的に修得すべき資質能力を示すものである。

各大学においては、基礎免コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させた上で、これに加え、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることが当然である。したがって、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（以下「本コアカリキュラム」という。）についても、地域や学校現場のニーズ、大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質の保証を目指すものである。

（３） 本コアカリキュラムの作成方針・留意点

有識者会議報告及び中教審答申の提言を踏まえ、教員養成段階で現状以上の単位の取得を求めることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現行の教育職員免許法施行規則第７条に規定する各欄の各科目や総単位数及び備考各号の事項並びに検討会議が指揮する方向性を踏まえて作成した。

また、実際の作成に当たっては、次のことに留意した。

- ・先行する「基礎免コアカリキュラム」の構成等を参考にすること。
- ・基礎免コアカリキュラムの目標との系統に留意すること。
- ・教育職員免許法施行規則第７条に規定する各欄の各科目や総単位数及び備考各号の事項の間の関連に留意すること。
- ・有識者会議報告等の提言を踏まえ、特別支援学校学習指導要領等（平成 29 年 4 月公示・平成 31 年 2 月公示）及びその解説、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和 3 年 6 月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)等を根拠としながら、学生が共通的に理解すべき基礎的な範囲でミニマムエッセンシャルとなるよう検討すること。

本コアカリキュラムの構成は、先行する基礎免コアカリキュラムに倣い、教職課程の各欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すものとした。なお、これらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではない。さらに、学生が教育内容を修得する上で有効である等との理由から、大学の実際の授業において、授業科目に該当する欄とは別の欄の教育内容を、実際に実施する授業科目において関連付けて扱うことを制限するものでもない。

また、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習については、基礎免コアカリキュラムにおける「教育実習（学校体験活動）」の目標を参照することができることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断した。

ワーキンググループにおいては、第２欄及び第３欄に含まれる各障害領域の「心理、生理及び病理」並びに「教育課程及び指導法」の事項に関する目標を設定する際、次のことに留意した。

- ・基礎免コアカリキュラムに示す目標との重複は避け、資質能力の関連を踏まえながら、広がりや深まりの観点から検討すること。
- ・全体目標を教育内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」と「到達目標」については、横断的な視点で整理に努めること。
- ・基礎免コアカリキュラムに倣い、「到達目標」の目標水準は「理解すること」を基本とすること。なお、基本的な目標水準を踏まえた発展的な目標を設定する場合は、基礎免コアカリキュラムの目標水準の範囲とすること。
- ・「指導法」など大学によって想起する教育内容やその範囲が異なるような曖昧な用語の使用は控えること。なお、特別支援学校の教育において適用できると思われる指導法及びその裏付けとなっている理論は多様に想定されるため、特定の方法論の表記は避けるとともに、全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すという本コアカリキュラムの作成の目的を踏まえ、一般的で、統一感のある表現の工夫に努めること。
- ・「等」の使用については、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すものとするところから、できる限り達成してほしい目標を具体的に示すよう努めること。

教職課程で修得すべき資質能力については、学校を巡る状況の変化やそれに伴う制度改正（教育職員免許法施行規則、学習指導要領等）によって、今後も変化するものであるため、本コアカリキュラムについては、今後も必要に応じて改訂を行っていくことが有り得るものとする。

（４） 本コアカリキュラムの活用について

教職課程の質の保証や教師の資質能力の向上のためには、教師を養成する大学、教師を採用・研修する教育委員会や学校法人等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を進めていく必要がある。本コアカリキュラムを活用した教員養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修、又人事異動やキャリアパス等に関わる各関係者においては、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを活用することが求められる。

【大学関係者】

- ・各教員養成大学において教職課程を編成する際には、本コアカリキュラムの教育内容や該当欄に示している留意事項等を十分踏まえるとともに、教育委員会等が定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を参照し、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるように留意すること。
- ・教職課程の担当教師一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する本コアカリキュラムの「全体目標」、「一般目標」、「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位設定を行うこと。
- ・教職課程を履修する学生に対して、本コアカリキュラムや教育委員会が定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等の内容も踏まえ、早い段階から教師としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時まで修得すべき資質能力についての見通しをもたせたりして学べるように指導すること。

【採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者等）】

- ・ 教員養成を担う全国の大学で本コアカリキュラムの教育内容を反映させた教員養成が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教員採用選考や免許法認定講習の実施や「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の検討を行うこと。

【国（文部科学省）】

- ・ 大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムやその活用について理解されるよう広く周知を行うこと。
- ・ 本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

今後、本コアカリキュラムが各関係者において、広く、効果的に活用され、基礎免コアカリキュラムとの関連において、更なる教職課程の質保証につなげていくとともに、教師の資質能力、ひいては我が国の学校における特別支援教育の質の向上に寄与することを期待する。

特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標： 特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある幼児、児童又は生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

（１）特別支援教育の理念

一般目標： 特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する。

到達目標：

- 1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。
- 2) 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

（２）特別支援教育の歴史

一般目標： 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方及び特別支援学校の変遷を理解する。

到達目標：

- 1) 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。
- 2) 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史や障害者施策の視点から理解している。

（３）特別支援教育の思想

一般目標： 特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

到達目標：

- 1) 障害のある幼児、児童又は生徒に関わる教育の思想を理解している。
- 2) 特別支援学校や学習に関わる教育の思想を理解している。

特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標： 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかに
ついて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

（１－１）特別支援教育に関する社会的事項

一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから
生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標： １）特別支援学校を巡る近年の様々な状況の変化及び子供の生活の変化を踏まえた指導上の
課題を理解している。
２）近年の特別支援教育政策の動向を理解している。

（１－２）特別支援教育に関する制度的事項

一般目標： 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そ
こに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理
解する。

到達目標： １）特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解し
ている。
２）特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害
者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科、重複障害者等に関する教
育課程の取扱いの基礎的な考え方を理解している。

（１－３）特別支援教育に関する経営的事項

一般目標： 特別支援学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解す
る。

到達目標： １）特別支援学校の目的や教育目標を実現するための学校経営の望むべき姿を理解してい
る。
２）幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた学級経営
の基本的な考え方を理解している。
３）教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

－ 視覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

（１）視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 視覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（視覚障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（視覚障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： １）生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（視覚障害）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- １）視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- ２）各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- ３）自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- ４）個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 視覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要で確かな概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
- 2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通して空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
- 3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
- 4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やＩＣＴ及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
- 5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

－ 聴覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
- 3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 聴覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（聴覚障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（聴覚障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： １）生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（聴覚障害）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- １）聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- ２）各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- ３）自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- ４）個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 聴覚障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要なとなる聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
- 2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要なとなる言語概念の形成を図り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
- 3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とＩＣＴ及び教材・教具を活用することについて理解している。
- 4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

－ 知的障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

（１）知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 知的発達の遅れ及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 知的障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（知的障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（知的障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： １）生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校（知的障害）の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- １）特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。
- ２）知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- ３）各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- ４）児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
- ５）自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- ６）個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることにについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 知的障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。
- 2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。
- 3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なＩＣＴ及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。
- 4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

－ 肢体不自由者に関する教育の領域 －

全体目標： 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

（１）肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 肢体不自由の起因疾患（脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患）となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 肢体不自由の起因疾患（脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患）となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 肢体不自由者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（肢体不自由）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（肢体不自由）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： １）生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（肢体不自由）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- １）肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- ２）各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- ３）自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- ４）個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 肢体不自由者に関する教育の領域 －

全体目標： 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要となる体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
- 2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
- 3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
- 4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

－ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 －

全体目標： 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

（１）病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気（身体疾患や精神疾患）や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気（身体疾患や精神疾患）や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（病弱）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（病弱）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（病弱）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域 －

全体目標： 病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
- 2) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ＩＣＴの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
- 3) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
- 4) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

－ 発達障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標：

- 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
- 2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 発達障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校のセンター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準として、発達障害の幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

（１）特別の教育課程の編成の意義

一般目標： 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

到達目標： １）通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

（２）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

到達目標：

- １）学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。
- ２）学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。
- ３）個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 指導法 —

－ 発達障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

＊ 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

（１）各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：

- 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようにするため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
- 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、ＩＣＴや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
- 3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けている。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法

— 教育課程 —

－ 重複障害者に関する教育の領域 －

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

（１）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
- 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織 に関するガイドライン

令和3年5月7日

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議

I. 策定の背景

Society5.0時代の到来など社会の在り方そのものが劇的に変化している中であって、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である。

こうした人材育成の中核を担う学校教育がその期待に応えていくためには、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図らなければならない。教員としての職能の成長は、養成段階のみならず採用後の研修段階も含めて、教職生活全体を通じて行われるものであるが、その中でも教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修を担う各大学の教職課程が果たす役割の重要性は言うまでもない。

各大学の教職課程の質を向上していくためには、何よりも大学自身の主体的な取組が重要である。特に、自らの責任で自大学の教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証するという内部質保証体制を確立することが必要である。このため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）が改正され、令和4年4月より、教職課程の自己点検・評価が義務化されることが予定されている。

教職課程における自己点検・評価の導入の義務化を提言した「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）においては、「評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価（以下「学校教育法に基づく自己点検・評価」という。）の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき」とされているところであり、教職課程の自己点検・評価の実施に当たっても、大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとすることが求められる。

この点については、学修者本位の教育を実現する観点から、各大学の教学面での改革・改善に係る取組を促していくために、各大学における取組に際してどのような点に留意し充実を図っていくべきか等について大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルごとに網羅的にまとめた「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）が策定されたことを踏まえ、教職課程における内部質保証体制を確立する上でも、その内容は十分意識することが適当である。既に「教学マネジメント指針」に基づく各大学の教学面での改革・改善に係る取組が各大学において進められているところであるが、教職課程の自己点検・評価についても、各大学が現状のシステムを追認するのではなく、各大学がその自主性・自律性を生かしながら、学生が必要な資質・能力を身に付

ける観点から教職課程が最適化できているかという「学修者目線」で行われていくことが強く期待されるものである。

また、引き続き、複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが教職課程の質の向上を図る上では必要不可欠である。これまでもこうした調整等を中心的に担う存在として、教職課程を設置する多くの大学において、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきたところであるが、今般、教育職員免許法施行規則が改正され、令和4年4月より、複数の教職課程を設置する大学においては全学的に教職課程を実施する組織体制の整備が義務化されることとなった。今後は、この全学的に教職課程を実施する組織体制が有効に機能し、教職課程を継続的に改善していくための役割を果たしていくことが必要である。

本ガイドラインは、こうした背景も踏まえて、教職課程における自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理し提示するものである。

Ⅱ. 教職課程の自己点検・評価

1. 基本的考え方

教職課程の自己点検・評価は、各大学の教職課程が教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教育職員免許法施行規則第22条の6第1号）に照らして成果をあげることができたのかを中心に行うことが求められ、その際、達成すべき質的水準と具体的実施方法についてあらかじめ定めておく必要がある。加えて、教員養成を主たる目的とする大学又は学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」（3つの方針）がその目的に対応するものとして定められていることが想定される。このため、教職課程の自己点検・評価も、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして、行うことが求められる。

また、教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく、その後、一定の時間の中で様々な取組を積み重ねることを通じて教職課程の改善につなげてこそ意味がある。その観点からは、教職課程の自己点検・評価を通じて、教職課程の課題が明らかになることはむしろ望ましいことであるといえる。

教職課程の自己点検・評価の結果を教職課程の改革・改善に実際に結び付けていくため、例えば、教職課程の改善に向けたアクションプランの策定や、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施などの方策について、各大学において検討し、具体化を図っていくことが重要である。特に、FD・SDについては、教職課程の自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて教職員の意識の向上を図るとともに、教育課程や授業科目に関する改善方策の立案につなげていく活動として位置付け、実施することが望まれる。また、教職課程の自己点検・評価の在り方自体についても不断に検証を図り、適切なものとしていくことが求められる。

一方で、教職課程の自己点検・評価は、多くの大学においては新たな取組であり、相応のコストを要するものである。こうした活動はあくまで教職課程の改革・改善のために行われる取組であって、いわゆる「評価のための評価」となることがないよう、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に行うことを旨とすることに留意しなければならない。

大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学

学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことが考えられる。また、これら2つの自己点検・評価の関係性を整理の上、明確かつわかりやすく示すことが望ましい。

①教職課程の自己点検・評価の基本的な手順

教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、教職員や教職課程の学生、さらには所在する地域の学校や教育委員会等に対するアンケートやヒアリング、定量的なデータの収集等を通じて、各教職課程の状況を正確に把握する必要がある。その上で、Ⅲで示す観点の例示も踏まえつつ各大学が設定した項目に照らして、

- ・法令等により求められている事項の遵守状況
- ・積極的に評価することができる点
- ・改善を要する点

等进行分析することを通して、自らの設置する教職課程が適切な状況にあるかどうかを評価するという手順が考えられる。

最終的には、根拠となる資料やデータ等を示しつつ、評価をとりまとめ、公表することが必要である。公表に当たっては、教員養成を主たる目的とする大学の場合は、学校教育法に基づく自己点検・評価の報告書と一体的に公表されることが想定される一方で、それ以外の大学は、教職課程の自己点検・評価に特化した報告書を別途とりまとめることも考えられるが、大学の状況に応じて適切に判断することが期待される。

公表を契機として教職課程の自己点検・評価の結果について学生を含む学内や外部からフィードバックを受けるとともに、この結果を基に第三者評価を実施することなども期待される。

また、教職課程の自己点検・評価を行う際には、大学団体等が作成したガイドライン等を参考にすることも考えられる。

②教職課程の自己点検・評価の実施間隔

学校教育法に基づく自己点検・評価について、その実施間隔は法定されているものではなく、どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられている。

教職課程の自己点検・評価について、いたずらにその実施間隔が長期化することは望ましくなく、学生の入学・卒業や大学における教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば、毎年度行うことも考えられるものの、その実施間隔は各大学がその責任において自らの特性を踏まえつつ適切に判断すべきものである。

なお、教職課程の自己点検・評価の実施が行われない間においても、日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行っておくことが必要である。

③教職課程の自己点検・評価の実施単位

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに、①学科等の目的・性格と免許状との相当関係、②教育課程、③教員組織、④施設・設備、⑤教育実習等について審査を受けた上で認定されるものであるから、自己点検・評価の実施単位は学科等とすることが原則であるとも考えられるが、

学校教育法に基づいて行われている自己点検・評価が、学部・研究科単位で行われていることが多い実態や、大学の評価に係る体制の充実状況も異なることから、複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。

ただし、大学における改革・改善の取組は、「教学マネジメント指針」において、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルの相互の関連性を意識した上で、効果的に機能しなければならないとされている。これを踏まえれば、例えば、学科等を自己点検・評価の実施単位とした場合であっても、単に学科等のレベルにおける取組状況のみを自己点検・評価の対象とするだけでなく、学科等を横断する大学全体のレベルにおける取組状況や、学科等が組織としてその改善に主体的に関与する授業科目のレベルについても自己点検・評価の対象とするなど、こうした3つのレベルの関連性に十分留意する必要がある。

④教職課程の自己点検・評価の実施体制

後述するように、「全学的に教職課程を実施する組織」には、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能が期待されることになるが、教職課程の自己点検・評価の実施体制については、既に大学として学校教育法に基づく自己点検・評価を担う組織が設けられているなど体制が整えられている場合は、効率的な評価の実施という観点から、「全学的に教職課程を実施する組織」が連携を図りつつ、その体制を活用することが有力な選択肢となる。

各大学の実情に応じ、役割分担を明確にした上で、教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが望ましい。

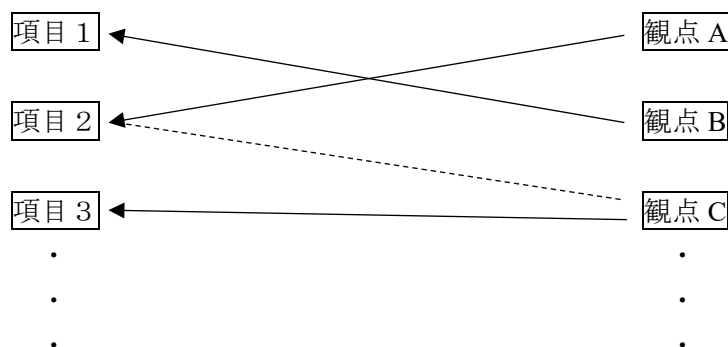
2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示

教職課程の自己点検・評価の観点としては、以下のような観点が考えられる。ここに示すものは観点であり、実際に評価を行う際の項目であることを直ちに意味しない。実際に教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこうした観点を取り込みつつ行うことが考えられる。

【項目と観点の関係（イメージ）】

学校教育法に基づく自己点検・評価の項目

教職課程の自己点検・評価の観点



以下の観点は、適切に教職課程を運営する上で、最低限必要と考えられるものを想定した例示にすぎず、各大学において教職課程の自己点検・評価を行う際は、各大学の理念、強み・特色、教員養成を主たる目的とする学科等であるか、それ以外の学科等であるか等の実情に応じ、各大学の判断により適切な観点を取り入れた項目を設定することが望ましい。

①教育理念・学修目標

[大学全体レベル※1] [学科等レベル]

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教員養成を主たる目的とする大学又は学科等の場合は当該目標及び計画に加え「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つの方針）。以下同じ。）の策定状況
 - ：具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか 等
- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
 - ：学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか 等
- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
 - ：一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか 等

※1：大学単位で教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が策定されている場合

②授業科目・教育課程の編成実施

[大学全体レベル]

- ・複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
 - ：複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか 等
- ・教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
 - ：ICT（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか 等

[学科等レベル]

- ・教育課程の体系性
 - ：法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか 等
- ・ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
 - ：例えば、教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか 等
- ・いわゆるキャップ制の設定状況

- ：1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか 等
- ・教育課程の充実・見直しの状況
 - ：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等

[授業科目レベル]

- ・個々の授業科目の到達目標の設定状況
 - ：法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか 等
- ・シラバスの作成状況
 - ：教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか 等
- ・アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況
 - ：授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか 等
- ・個々の授業科目の見直しの状況
 - ：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等
- ・教職実践演習及び教育実習等の実施状況
 - ：教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか 等

③学修成果の把握・可視化

[大学全体レベル]

- ・成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況
 - ：成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか 等

[学科等レベル]

- ・成績評価に関する共通理解の構築
 - ：同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか 等
- ・教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況
 - ：教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報※2が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか 等

※2：例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ各大学において設定することが考えられる。

[授業科目レベル]

- ・成績評価の状況

：各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか 等

④教職員組織

[大学全体レベル※3]

[学科等レベル]

- ・教員の配置の状況

：教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか 等

- ・教員の業績等

：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況 等

- ・職員の配置状況

：教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか 等

- ・FD・SDの実施状況

：いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容※4が実施できているか、実際に参加が確保できているか 等

※3：例えば全学的な教職課程センター等でFD・SD等が実施されている場合

※4：例えば、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「教学マネジメント指針」（Ⅳ）を参考としつつ内容を検討することも考えられる。

[授業科目レベル]

- ・授業評価アンケートの実施状況

：個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか 等

⑤情報公表

[大学全体レベル]

- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況

：法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか 等

- ・学修成果に関する情報公表の状況

：大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか 等

- ・教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

：根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか

⑥教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

[大学全体レベル※5]

[学科等レベル]

- ・教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

：教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 等

- ・学生に対する履修指導の実施状況

：必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか 等

- ・学生に対する進路指導の実施状況

：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 等

※5：例えば全学的な教職課程センター等で履修指導や進路指導が実施されている場合

⑦関係機関等との連携

[大学全体レベル]

- ・教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか 等

- ・教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか 等

- ・学外の多様な人材の活用状況

：学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか 等

Ⅲ. 全学的に教職課程を実施する組織体制について

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制の必要性について

これまでも、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間で、授業科目の共通開設や専任教員の共通化が限定的に行われてきたところであるが、今後、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間、さらには複数の大学の間において、授

業科目や専任教員を共通化できる範囲を拡大する制度改正を行うことが予定されている。

しかし、自らの学科等の教員が携わらない授業科目が教職課程の中で増加すること等により、各授業科目間の役割分担などを含め、カリキュラムの体系性が失われたりすることや、各学科等の教職課程全体として運営の責任の所在が不明確になることで、教職課程の改革・改善の契機が失われること等により、教職課程の質が低下することがあっては本末転倒である。

また、教職課程の運営において他の大学や教育委員会、学校法人など関係機関等との連携の必要性は高まる一方である。各学科等が、個別の戦略と判断に基づき、関係機関等と連携・交流を行うことは想定されるものの、対応の如何によっては、各学科等間で重複した取組が実施されることや各学科等の取組間の整合性の喪失などを招きかねない。このようなことは、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から防がなければならない。

このため、複数の教職課程を設置する大学においては、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備えるとともに、当該組織体制の中核となる組織（以下「中核組織」という。）が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要となっている。

2. 全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能

この全学的に教職課程を実施する組織体制が果たすべき役割・機能は、大学の規模等に応じて多様なものとなり得るが、期待される役割・機能のうち主たるものを例示すれば以下のとおりである。

- ①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整
- ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整
- ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）
- ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）
- ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施
- ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整
- ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施
- ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施
- ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整
- ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

これらの役割・機能の全てを中核組織が果たすこともあり得るが、例示された役割について、特定の学部だけを対象に担う組織又は、それらの一部分を担う組織が既に各大学で整備されている場合は、当該既存の組織が、中核組織と連携しつつその実施機能を担うことも考えられる。

その場合であっても、

- ・各組織の所掌と責任を明確にすること
- ・組織間の指揮命令系統が明らかになっていること（どの組織から指示を受け、どの組織に対して指示ができるのか）
- ・特定のテーマについてリーダーシップを発揮すべき組織を明らかにしておくこと

- ・組織間で必要な情報共有が図られるようにすること

に留意することが必要であり、教職課程の運営に関しては、中核組織がリーダーシップを発揮することが期待される。その際、中核組織が実効性を持ってリーダーシップを発揮できるように、あるいは、中核組織が与えられた所掌と責任に比して過剰な役割を負わされることがないように、大学として全学的な視点の下で中核組織の位置づけを明確にしつつ、その活動を支援することが求められる。

3. 中核組織の形態

中核組織がいかなる形態を採るかについて、例えば、

- ・2で例示した役割・機能の多くを自ら実施することを想定したセンター的組織（例えば「教職課程センター」）
- ・2で例示した役割・機能のうち、全体的な戦略の企画や各学科等又は各既存の組織間などの調整の機能に重点を置いた委員会的組織

などが考えられるが、大学の規模、学内の既存の組織の有無等に応じて、その在り方は多様なものであり、場合によっては、既存の組織が中核組織となることもあり得る。

いずれの組織形態を採用する場合も、

- ・いわゆる教科専門、教職専門双方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画を得ること
- ・事務職員の確保その他必要な運営体制を確立すること
- ・最終的に各教職課程の実施を担う学科等の代表者の参加を十分確保すること

が期待される。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

背景

- 教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要(教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定)
- 教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)の内容を十分意識することが適当
- 複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが必要(教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定)
- 本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの

教職課程の自己点検・評価

- 自己点検・評価の基本的考え方
各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)
その際、達成すべき質の水準と具体的方法をあらかじめ決めておくことが必要
また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要
・基本的な手順 ・実施間隔 ・実施単位 ・実施体制
 - 自己点検・評価の観点の例示
①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導(学生の受け入れ、学生支援) ⑦関係機関等との連携
- ※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

全学的に教職課程を実施する組織体制

- 必要性
授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織(中核組織)が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要
- 役割・機能(例示)
①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む) ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む) ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応
- ※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる
- 中核組織の形態
センター的組織(果たすべき役割・機能を自ら実施)や、委員会的組織(既存の組織間の調整機能を重視)等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要

V. 参考（教職課程の申請・運営にあたって）

1. 各科目の名称例について

○ 教科及び教職に関する科目

※印は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の科目を併せ行う場合の科目名称例を示す。

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第2欄	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・領域及び保育内容の指導法に関する科目	幼児と健康
		幼児と人間関係
		幼児と環境
		幼児と言葉
		幼児と表現
	各教科の指導法（情報通信機器の活用を含む。）	国語科教育法
		教科教育法（国語）
		初等教科教育法（国語）
		初等科教育法（国語科）
		社会科・地歴科教育法
		社会科・公民科教育法
		社会科・地歴科指導法
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	社会科・公民科指導法
		中等教科教育法（社会・地歴）
		保育内容指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
		保育内容指導法
		保育内容総論
		保育内容指導法（健康）
		保育内容「人間関係」の指導法
		領域（環境）の指導法
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教育原論
		教育原理
		教育基礎論
		学校と教育の歴史
		教育学概論
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
		教職概論
		教職原論
		教職論
		教職入門
		※ 保育者論
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
		教育行財政
		教育行財政論
		教育制度論
		学校制度論
		学校の制度
		教育の制度と経営
		教育行政学
		教育社会学
		学校教育社会学
		教育経営論
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
		教育心理学
		心身の発達と学習過程
		学習心理学
		学校教育心理学
		学習・発達論
		発達心理学
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
		特別支援教育概論
		特別支援教育総論
		特別支援教育入門
		特別的教育的ニーズの理解とその支援
		特別のニーズ教育の基礎と方法
		※ 特別支援教育・保育概論
		※ 特別支援教育概論（障害児保育を含む）
		※ 特別な支援を要する子どもの理解と支援

教育職員免許法施行規則に定める区分			科目名称例
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論
			教育課程編成論
			カリキュラム論
			教育課程総論
			教育課程の意義と編成
			※ 保育カリキュラム論
			※ 保育・教育課程論
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	※ 教育・保育課程論
			道徳教育の理論と実践
			道徳教育の理論と方法
			道徳教育指導論
			学校教育における道徳指導
		総合的な学習の時間の指導法	道徳教育の指導法
			総合的な学習の時間の指導法
			総合的な学習の指導法
			総合的な学習の理論と方法
		特別活動の指導法	総合的な探究の時間の指導法
			特別活動論
			特別活動の指導法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	特別活動の理論と方法
			教育の方法と技術
			教育方法論
			教育方法学
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育方法の理論と実践
			教育方法・技術論
			情報通信技術の活用
			情報通信技術活用論
		生徒指導の理論及び方法	教育とICT活用
			ICT活用の理論と方法
			ICT活用の理論と実践
			教育におけるICT活用
		幼児理解の理論及び方法	教育現場でのICT活用
			生徒指導論
			生徒・進路指導論
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法
			生徒指導の理論と方法
			幼児理解
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	幼児理解の理論と方法
			教育相談
			教育相談の基礎
			教育相談の基礎と方法
第5欄	教育実践に関する科目	事前及び事後の指導	教育相談の理論と方法
			進路指導論
		教育実習	進路指導
			進路指導・キャリア教育の理論と方法
		学校体験活動	事前及び事後の指導
			教育実習指導
		教職実践演習	教育実習Ⅰ～Ⅳ
			学校体験活動
			学校インターンシップ
			教職実践演習(幼稚園)
			教職実践演習(中・高)
			教職実践演習(養護教諭)
			教職実践演習(栄養教諭)
			※ 保育・教職実践演習(幼稚園)

○栄養に係る教育に関する科目（栄養教諭の課程）

教育職員免許法施行規則に定める区分	科目名称例
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育法
	学校栄養教育の理論と方法
	学校栄養指導論
	食育指導論
	食育指導の理論と方法
	食育実践論

○特別支援教育に関する科目（特別支援学校教諭の課程）

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論
		障害児教育総論
		障害者教育概論
		障害者教育論
		障害者発達教育論
		特別支援教育総論
		特別支援教育概論
		特別支援教育基礎理論
		特別支援教育論
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
		視覚障害者の心理・生理・病理
		視覚障害児の心理・生理・病理
		聴覚障害者の心理・生理・病理
		知的障害者の心理・生理・病理
		肢体不自由者の心理・生理・病理
		病弱者の心理・生理・病理
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
		視覚障害者教育論
		視覚障害児教育論
		視覚障害者教育課程論
		視覚障害者指導法
		視覚障害者指導論
		視覚障害者教育方法論
		視覚障害教育
		聴覚障害者教育論
		知的障害者教育論
		肢体不自由者教育論
		病弱者教育論
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
		視覚障害者教育総論
		聴覚障害者教育総論
		知的障害者教育総論
		肢体不自由者教育総論
		病弱者教育総論

第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	※ 第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要(シラバス)で確認した上で判断することが望ましい。
			重複障害・LD等の心理・生理・病理
			重複障害児等の心理・生理・病理
			言語障害者の心理・生理・病理
			発達障害者の心理・生理・病理
			情緒障害者の心理・生理・病理
			学習障害者の心理・生理・病理
			LDの心理・生理・病理
			学習障害(LD)者の心理・生理・病理
			注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理
			ADHDの心理・生理・病理
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育論
			重複障害児教育論
			重複障害者教育課程論
			重複障害者指導法
			重複障害者指導論
			重複障害者教育方法論
			重複障害・LD等教育
			発達障害者教育論
			言語障害者教育論
			情緒障害者教育論
			学習障害者教育論
			LD教育論
			学習障害(LD)者教育論
			注意欠陥多動性障害者教育論
			ADHD教育論
			注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育総論
			言語障害者教育総論
			情緒障害者教育総論
			学習障害教育総論
			注意欠陥多動性障害教育総論
			重複障害等教育総論
			LD等教育総論
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		教育実習
			障害者教育実習
			特別支援教育実習
			教育実習事前事後指導
			教育実習指導
			障害者教育実習事前事後指導
			障害者教育実習指導
			特別支援教育実習事前事後指導
			特別支援教育実習指導

2. Q & A（よくある質問と回答）

課程認定申請に当たって、特に多い質問及びその回答について以下に記載する。

また、「3. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について（最終改定：令和3年11月2日）」についても参考にされたい。

なお、免許法改正に伴う経過措置の解釈や科目等履修生の取扱い等、法解釈及び免許状の取得・申請に関する質問については、教育職員政策課法規係（menkyo@mext.go.jp）へ問い合わせること。

●教職課程認定基準関係

No.	Q & A
○教職課程認定の単位及び学科等の目的・性格と免許状の相当関係について	
1	Q それぞれの学部で開講する科目を利用して1つのカリキュラムを作成し、大学として課程認定申請をし、認定を受けることはできるか。 A 現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科など（以下、「学科等」という。)) に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格（学科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学科の分野）など）と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。このため、「大学」全体として認定を受けることはできない。 【参照】 「教職課程認定基準」2（1）、（4） 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」
2	Q 小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、当該課程を有する学科等が、教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないとあるが、何をもって教員養成を主たる目的とする学科等と判断するのかが分からない。 また、小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、附属学校を置かなければならないのか。 A （前段） 教職課程を置こうとする学科等の教育課程全体における教員養成に関する授業科目の占める割合、卒業要件における教員免許状取得のための必修科目の位置付け（単に含まれているだけではなく、卒業要件の必修科目として大きな割合を占めているかどうか）などの観点で判断する。開設すべき授業科目数の割合について、明確な基準があるわけではないが、少なくとも当該学科において開設される授業科目の半数以上が教員養成に関する授業科目でなかったり、教員養成に関する授業科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっていたりする場合には、教員養成を主たる目的とする学科等とはいえないと判断される。そのほか、学科等名称、学科等の設置理念、学位（又は学科の分野）及び教員養成に対する理念等を総合的に勘案して判断することになる。 （後段） 大学設置基準第39条における「教員養成に関する学部又は学科」である場合は、附属学校を置かなければならないが、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程認定を受ける上の要件ではない。 【参照】 「教職課程認定基準」2（6） 「教職課程認定審査の確認事項」1（5）

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」	
○科目の開設及び修得方法について	
3	Q 教職課程において開設すべき授業科目は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める最低単位数分さえ開設していれば問題ないか。 A 大学は教職課程認定を受けようとする免許状の種類に応じて、法令に定める単位数以上の授業科目を開設しなければならない。また、教職課程認定基準や教職課程認定審査の確認事項において、校種に応じてそれぞれ開設すべき科目数が規定されているため、留意すること。 【参照】 「教職課程認定基準」 3 (1)、4-1 (1)、(2)、4-2 (1)、(2)、(3)、4-3 (1)、(3)、4-4 (1)、(3)、4-6 (1) など 「教職課程認定審査の確認事項」 2 (4)
4	Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。 A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがなくどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。） 【参照】 「教職課程認定基準」 4-3 (1)、4-4 (1) 「教職課程認定審査の確認事項」 2 (1) 「教育職員免許法施行規則」 第4条第1項表備考第2号
5	Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるとの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。 A 施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。 例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、 ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」 の5つの事項が規定されており、5の半数は2.5であるため、これを超えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。

	なお、このほか、教科に関する専門的事項に関する科目の合計単位数で基準を満たすことも可能である。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－3（2）、4－4（2）、4－8（1）
6	Q 昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合に、昼間の課程（一部）において開設する授業科目を夜間の課程（二部）における「教育の基礎的理解に関する科目等」などに含めることはできるか。また、通学課程と通信課程の場合についてはどうか。 A （前段） 教職課程認定基準7には、必要教職専任教員数の観点から、一部・二部を1つの課程とみなして必要教職専任教員数を充足させることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通常の教職課程と同様に、一部・二部それぞれにおいて授業科目を開設することが原則となる。 なお、昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）はそれぞれ個別に教職課程認定を受けるものであるため、教職課程認定基準4－8により科目を共通開設することは可能である。 （後段） できない。教職課程認定基準8では、必要教職専任教員数の観点では、通信課程の教職専任教員について、通学課程の教職専任教員をもってあてることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通学課程、通信課程それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－8、7、8
7	Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目等」などとして開設されている授業科目を教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目としても差し支えないのか。 A それぞれの趣旨に応じた内容であるのであれば、重複することについて問題はない。
8	Q 今まで、「学位を取得するための授業科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」などを、全て別に開設して履修させていたが、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを教養科目などに位置付けて、「学位を取得するための授業科目群」に位置付けてもよいか。 A 幼稚園又は小学校の教職課程においては、教員養成を主たる目的とする学科等に置かれていることから、「教育の基礎的理解に関する科目等」などは、「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めることが原則となっている。一方で、中学校及び高等学校等の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などについては、それを要件としていないが、教職課程認定の観点においては、このような位置付けに変更することは可能である。
9	Q 教育学部で開設している小免の「各教科の指導法」に開設する授業科目を他学部の小免の「各教科の指導法」と共通開設することは可能か。 A できない。教職課程認定基準上「各教科の指導法」に開設する授業科目を共通開設することができるのは、4－8（2）vii）又はviii）に挙げている組み合わせのみであり、複数の小免の教職課程において「各教科の指導法」に開設する授業科目を共通開設することはできない。「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目も同様に共通開設できない。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－8（1）（2）
10	Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（例えば、数学と工業）、1つの授業科目を数学と工業の「教科に関する専門的事項」として使用することはできるか。

	A 原則できない。ただし、教職課程認定基準に定められている場合に限り、「教科に関する専門的事項」を複数の課程において共通開設できる。 質問にある数学と工業の場合については、教職課程認定基準において認められている組み合わせではないため、1つの授業科目を数学と工業の両方の教職課程における「教科に関する専門的事項」として共通開設することはできず、いずれか一方の授業科目とすることが必要である。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－8（1）
11	Q 「教科に関する専門的事項」を共通に開設できる場合の特例（課程認定基準 4－8（1）i)②等）について、例えば数学の「代数学」と情報の「情報社会・情報倫理」のように科目区分が異なっている場合でも共通開設は可能か。 A 免許法施行規則上の科目区分が異なることから、それぞれの科目区分で求められる内容も異なるため、上記の組み合わせの場合は共通開設ができない。一方で、例えば、数学の「コンピュータ」と情報の「コンピュータ・情報処理」や、社会の「日本史・外国史」と地理歴史の「日本史」又は「外国史」等、科目区分が同様である部分において、授業科目の共通開設が可能である。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－8（1）
12	Q 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号により、工業の高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって充てることができるが、大学が工業の教職課程認定を受ける場合に、この規定を前提にして、「教科に関する専門的事項」の単位で、所要資格のうち修得すべき単位の全部又は一部を満たすような構想で教育課程を編成することは可能か。（すなわち、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」については、全ての授業科目を開設しないような教育課程で申請することは可能か。） A そのような教育課程を編成することは認められない。 教職課程認定基準に定められているとおり、高等学校の工業の教職課程についても、教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」は施行規則第5条第1項表に定める科目ごとに開設することが必要となっている。（工業の教職課程に限らず、教職課程認定基準において、大学は認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、法令に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならないと定められているところ。） 【参照】 「教職課程認定基準」 4－4（6）
13	Q 施行規則に規定されている、各科目において含めることが必要な事項の1項目に対して1科目を割り当てる必要があるのか。 A 改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。また、「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。ただし、最低修得単位数が規定されている事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対す

	る理解」など（「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を除く。)) については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」においては1単位以上）開設しなければならない。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－1（2）、4－2（3）、4－3（4）、4－4（4）、4－6（2）、4－7（2） 「教職課程認定審査の確認事項」 2（4）
14	Q 中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目について、課程認定基準において開設単位数が規定されているが、その中に「複合科目」を含めることは可能か。 A 「教科に関する専門的事項」の必要開設単位数に複合科目を含めることはできない。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－3（1）、4－4（1）
15	Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法について、例えば中1種免（28単位修得）の場合、「各教科の指導法」を4単位必修かつ4単位選択必修とした場合においては、「教科に関する専門的事項」は、20単位以上必修と設定すればよいのか。 A そのとおりに設定しても構わない。 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、施行規則に定める免許状取得において含むべき事項と単位数を満たした上で、残りの単位数の修得方法を大学により設定することが可能。 また、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」は課程認定基準において最低開設単位数を規定しており、施行規則において最低修得単位数を規定している。 幼稚園の「領域及び保育内容の指導法」においても同様。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第3条第1項表備考第1号及び第3号、第4条第1項表備考第1号及び第6号、第5条第1項表備考第1号 「教職課程認定基準」 4－1（1）、4－2（1）（2）、4－3（1）（3）、4－4（1）（3）
16	Q 「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。 A 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできない（「教育課程の意義及び編成の方法」を除く。）。 また、同一科目区分の一つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、科目名称や含める事項の取扱いに留意いただきたい。 【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」 2（5）
17	Q 中一種免においては「各教科の指導法」の必修単位数が8単位となるが、教育実習に行く要件としてこの8単位を全て修得する必要があるのか。 A 教育実習を行う上では、学校現場の教壇に立つにあたって必要な事項（教科専門や指導法に関する内容）を修得する必要がある、「各教科の指導法」についても学修しておくことが望ましいが、「各教科の指導法」を8単位全て修得することは必須ではない。

○通信教育課程について	
18	Q 通学課程と通信教育課程の科目・教員の同一性は、どこまで合致が必要か。 A 課程認定基準8（2）を適用する場合においては、原則として、通学課程と通信課程の教育課程及び教育研究実施組織は完全に同じであることが必要となる。 一方、通学課程と通信課程の教育課程及び教育研究実施組織が「同一」とみなされる範囲内においては、通信課程の特色上必要な修正を加えた場合であっても、課程認定基準8（2）の適用の範囲内となる。 【参照】 「教職課程認定基準」8（2）
19	Q 通信教育の課程におけるシラバスの授業計画については、通信教育課程の実態に即して、15回にかかわらず記載してよいか。 A 通信教育の課程における授業方法及び単位の計算方法は、大学通信教育設置基準第3条及び第5条において定められており、このうち「放送授業」「面接授業」「メディアを利用して行う授業」については、通学教育の課程と同様に、授業計画に授業回を記載することが必要。その際、授業回数については15回という制限はなく、学則などで大学通信教育設置基準に定める1単位当たりの時間数を満たすことを明記していれば、15回に限られない。 また、「印刷教材等による授業」については、授業計画の授業回に代わるものとして、教科書の章立てなどの印刷教材について、ある程度の学修のまとまり毎に記載し、回数については実情に応じて記載していただきたい。 コアカリキュラム対応表は、上記のシラバスに記載する授業回又は学修のまとまりに基づいて作成する。
○教職課程コアカリキュラムについて	
20	Q コアカリキュラムに示す「一般目標」又は「到達目標」を満たす上で、 ① 単独の事項において、到達目標1）（または一般目標（1））を科目Aに、到達目標2）（または一般目標（2））を科目Bに分けて設定することは可能か。 ② 単独の事項において、到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容を、科目Aと科目Bに分けて設定することは可能か。 ③ 事項AとBの両方を扱う科目Cにおいて、Aの到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容と、Bの到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容を両方含めた授業回を設定することは可能か。 A ①～③いずれについても、「一般目標」または「到達目標」いずれの場合も可能である。ただし、それらの科目は必修又は選択必修科目として位置づけ、免許状取得の要件を満たす上で必ず修得するように位置付ける必要がある。
21	Q コアカリキュラムに示す内容は必修科目で扱う必要があるのか。選択科目も含めてもよいか。 A 教員免許状の取得に必要な必修科目、選択必修科目において満たすことが必要である。なお、選択必修科目の履修により、コアカリキュラムに対応する授業の組み合わせが複数ある場合は、それぞれにおいてコアカリキュラムで扱うべき内容を満たす必要がある。
22	Q 各事項の括弧書きの部分（「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。」など）は、何回程度授業に含める必要があるのか。

	A 括弧書きの部分に関し、シラバスにおいて当該事項に関する内容を明記し取り扱うのであれば、授業回数を指定するものではない。
23	Q 外国語（英語）コアカリキュラムの「教科に関する専門的事項（英語）」に記載のある【20単位程度を想定】について、カリキュラム（申請書）上において明確にする必要があるか。 A コアカリキュラムに示す単位数はあくまで「想定」のため、必ずしも20単位で構成する必要はない。なお、外国語（英語）の「教科に関する専門的事項」のコアカリキュラム対応表には「一般的包括的科目」について各到達目標に記載している内容が含まれているか確認の上、記載する。
24	Q 「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の到達目標の合計数は17個となるが、到達目標数が授業回数を上回っていても、目標を達成するための授業内容に無理がない構成であると大学が判断する場合において1科目(1回90分全15回)の中で、生徒指導と進路指導の複数事項を取り扱っても差支えないか。 A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、複数事項をまとめて1科目で開設しても差し支えない。なお、1科目で複数事項をまとめて開設する場合の留意点については、Q&Aの13を参照のこと。 【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2（5）
25	Q 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」として各教科共通にメディアリテラシーを扱う科目を置くことは可能か。 A 小学校の「各教科の指導法」における「情報通信技術の活用」を取り扱う科目として、国語、算数などの各教科をまたがった、メディアリテラシーを扱う科目を設置することは可能。（幼稚園の「保育内容の指導法」も同様に、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目として領域をまたがった科目を設置することが可能） そのような科目を設定する場合においては、教職課程コアカリキュラムに記載のとおり「当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法」について取り扱う必要があるため、留意していただきたい。（「保育内容の指導法」も同様） なお、「当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法」を取り扱うことが必要となることから、中学校及び高等学校の「各教科の指導法」については、教科を横断した「情報通信技術の活用」を取り扱う科目の設置はできない。
26	Q 教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）において、「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習（教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。）」について各到達目標を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」印を記載すること。」とあるが、「全ての教育実習」に養護実習は含まれるのか。 A 養護実習については教職課程コアカリキュラムにおける「教育実習」とは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。
27	Q 4年制の大学で一種免許状の認定を受けている課程において、二種免許状の授与要件だけを満たして卒業時に免許状を取得する場合がある。このような場合にも対応できるように、二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておく必要があるか。 A 二種免許状の授与要件に係る科目でコアカリキュラムの内容を満たせるように履修す

	ることが望ましいが、一種免許状の課程認定においては二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておくことを求めるものではない。
28	Q 他大学の新課程で科目の単位を修得した学生を新課程の大学が受入れ、免許状取得に不足する単位を履修させる場合、既修得単位とコアカリキュラムの対応を確認した上で履修指導を行う必要があるか。 A 免許法及び同法施行規則において、教職課程コアカリキュラムの内容を履修することは免許状授与の要件として定められていないため、既修得単位と教職課程コアカリキュラムの対応関係を受け入れた大学が確認する必要はない。
29	Q 専修免許状の課程について、「教職課程コアカリキュラム対応表」の提出は必要か。 A 不要である。
30	Q 同一教科のクラス分け科目について、シラバスの内容が同一であれば、一方のクラスは教職専任教員、もう一方は兼任教員等の別の担当者であってもコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わないか。 A 同一科目のクラス分け科目について、教員が異なってもシラバスが同一であれば、シラバス及びコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わない。 同一科目で担当教員によりシラバスの内容が異なる場合においては、シラバス及びコアカリキュラム対応表はそれぞれ提出する必要がある。
31	Q 教職課程コアカリキュラムと外国語（英語）コアカリキュラムの両方が適用となる「各教科の指導法（英語）」は、どのようにして対応表を作成するのか。 A 外国語（英語）コアカリキュラムにより確認を行うため、対応表も外国語（英語）コアカリキュラムのみ作成する。
32	Q 「保育内容の指導法」の事項に、複数の領域について取り扱う授業（「保育内容総論」など）を開設しコアカリキュラムの内容を満たす際において、コアカリキュラム対応表にはどのように記載すればよいか。 A 当該科目に含まれる事項それぞれの「対応授業科目」欄に記載する。（5領域全ての内容を含む科目であれば、5領域全ての欄にそれぞれ記載する。）
33	Q 1コマ90分半期15週実施している講義科目について、例えば1コマ105分半期13週とし、現状（1350分）より学習時間数は増加する（1365分）場合には、15回を下回る授業回数でシラバスを作成して構わないか。 A 学則などにより、大学設置基準第21条などで定める単位認定に必要な学修時間を満たしていることが明記されていれば、15回を下回る授業回数でもシラバスを作成することは可能。ただし、1回あたりの授業回の時間が90分～105分の範囲から極端に異なる場合は、シラバス中の授業計画欄にも1授業回あたりの時間（○分）を記載すること。
34	Q シラバス作成において、各学習指導要領に掲げる主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点を取り入れていることを明記する必要があるか。 A アクティブ・ラーニングに関する文言をシラバスに明記することは必須ではない。 授業内容の構成にあたっては、各学習指導要領及びコアカリキュラムの内容を踏まえて行うことが求められており、アクティブ・ラーニングについてはこれらの審査を通じて確認される。

○幼稚園の教職課程について	
35	Q 「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」について、5 領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないと解してよいか。 A 「領域に関する専門的事項」については、5 領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないが、課程認定基準において最低開設科目数を規定している。 「保育内容の指導法」については、「幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むこと」が免許状授与の要件とされているため、5 領域それぞれについての学修が必要である。一方、科目開設については規定されていないため、個別の科目の開設は必須ではない。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第2号 「教職課程認定基準」4－1（1）
36	Q 領域に関する専門的事項について、「環境と言葉」という「複合領域」の科目を開設した場合、課程認定基準における2領域の科目を開設したことになるか。 A 領域ごとに授業科目を開設する必要があるため、「複合領域」科目の開設により2領域を1科目で開設したことにはならない。 【参照】 「教職課程認定基準」4－1（1）
37	Q 幼稚園教職課程において、「領域に関する科目」として開設していた科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合、当該科目を担当する教職専任教員を「必要教職専任教員数」に含めることが可能か。 A 「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当教職専任教員を幼稚園の教職課程における必要教職専任教員数に算入することはできない。
38	Q 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、該当する全科目のシラバスの内容に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。 A 「保育内容の指導法」の区分に開設する必修科目及び選択必修科目全体として、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導法」のみを扱う科目と分けて開設することができる。また、5 領域それぞれについて教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めることは必須ではない。
39	Q 幼稚園の教職課程をもつ大学は保育士資格課程を併せ持つ場合が多いが、コアカリキュラムの内容を含めた上で、それぞれの科目を紐づけ、相互に科目の読み替えや名称統一・共用を図ってよいか。 A 当該科目の名称・内容及び担当教員の業績が教職課程の科目として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。 また、「保育内容の指導法」についても、少なくとも教職課程コアカリキュラムで必要とする事項を満たしている限りにおいては、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。 なお、幼稚園の教職課程と保育士養成課程の科目を併せて行う場合の科目名称例は、「2. 各科目の名称例について」に※印付きで記載しているので、参照いただきたい。
40	Q 幼稚園の教職課程において「領域に関する専門的事項」の科目を開設する場合、幼稚園

	及び小学校の教職課程において教科と領域の共通開設はできないが、それぞれの課程において教職専任教員を確保しなければならないのか。 A 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」を取り扱う科目の共通開設はできない。 ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」（又は「複合領域」）を担当する教職専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」（又は「複合科目」）の両方を担当する教職専任教員については、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。なお、その場合においては、当該担当教員が両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－1（3）（※3）、4－2（5）
41	Q 「領域に関する専門的事項」について、どのような内容を含めるべきか。 A 「領域に関する専門的事項」の内容については、幼稚園教育要領を踏まえるとともに、「平成 28 年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究－幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える－」報告書も参考にしつつ、各大学において検討いただきたい。なお、同モデルカリキュラムは審査において活用されるものではない。（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm）
○特別支援学校教諭の教職課程について	
42	Q 「特別支援教育に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第 7 条表第 2 欄及び第 3 欄の授業科目は、特別支援教育を内容とするものであれば、どのような授業構成でも問題ないか。 A 第 2 欄の「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育領域（以下、「5 領域」という。）のうち、いずれか一つの教育領域を中心として教授する授業科目でなければならない。また、「中心となる教育領域」以外の教育領域を含む場合には、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要である。 また、第 3 欄の「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」についても、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要であり、さらに「中心となる教育領域」があれば、明確にすることが必要である。 なお、第 2 欄及び第 3 欄において、それぞれ「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の 2 種類の科目区分があるが、それぞれの科目で扱うべき内容は異なっており、各授業科目において、障害種に応じた適切な内容を取り扱うことが必要である。各授業科目の授業計画はもとより、教育課程全体において学生が体系的に学修できるように編成すること。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－5（2）、（3）
43	Q 上記質問にある「中心となる教育領域」と「含まれる教育領域」は具体的にどのように判断すれば良いか。 A 授業科目のシラバスにおける授業計画で、半分以上の時間において一の教育領域の内容を取り扱うこととなっている場合には、その教育領域を「中心となる教育領域」として取り扱うことが適当である。「含まれる教育領域」については、授業計画中取り扱われている「中心となる教育領域」以外の教育領域を指す。

44	Q 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、具体的にどのように授業科目を開設すればよいのか。同項表備考第5号における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とはどのような内容を指しているのか。
	A 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の単位は、同項表備考第5号に基づき、5領域のうち、免許状に定められることとなる教育領域以外と複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項について単位を修得することが必要となっている（全ての事項に関して「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の内容を取得することが必要である。）。 免許状に定める特別支援教育領域によって、第3欄の科目として修得すべき内容が異なるため、各大学においては、教職課程認定を受けようとする特別支援教育の領域に応じて、必要な事項を含めた授業科目を開設すること。 授業内容については、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを参照の上、作成すること。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第7条第1項表備考第5号
45	Q 免許状に定められることとなる特別支援教育領域が、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の3領域で教職課程認定を受けており、その後に、視覚障害者に関する教育領域の認定を追加で受ける場合、授業科目の開設及び教職専任教員の追加はどうなるのか。 A 授業科目については、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち、視覚障害者に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」を1単位以上、「教育課程等に関する科目」を2単位以上含む計8単位について新たに授業科目を開設することが必要である。追加で必要となる教職専任教員数については、「視覚障害者に関する教育」の「心理等に関する科目」で1人以上、「教育課程等に関する科目」で1人以上を追加で置かなければならない。 【参照】 「教職課程認定基準」4－5（4）
46	Q 特別支援学校教諭専修免許状の取得に関して、以下のとおりの解釈でよいか。 （例）特支専免（視・聴）2領域の認定課程において、24単位を修得した場合 （1）特支一種免（視・聴）の取得者は、特支専免（視・聴）の取得が可能。 （2）特支一種免（知・肢・病）の取得者は、特支専免（知・肢・病）の取得は不可能。 A いずれも貴見のとおりである。
47	Q 平成18年度課程認定審査における経過措置として、「平成18年度に申請を行う大学については、学部・学科等に基礎を置く特別支援教育に関する特別専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合は、学部、学科等の教職専任教員をもって代えることができる」との事務連絡があったが、当該経過措置は現在でも有効か。

	A 上記経過措置は、平成18年度教職課程認定申請時においてのみ有効であり、現在は有効ではない。 そのため、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けている大学の専攻科においては、学部、学科等の教職専任教員を変更届によって変更する場合、変更後の教職専任教員については、専攻科の教職専任教員にあてることができないことに注意すること。 なお、平成18年度教職課程認定を受けた大学の専攻科について、現行基準に照らした際に、専攻科における必要教職専任教員数を満たしていない場合には、新たに専攻科における教職専任教員を採用すること。
○「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について	
48	Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と合わせて1科目として開設してもよい。 A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、施行規則において1単位以上の修得が必要と定められているため、他の事項と併せての開設はできない。（養護教諭及び栄養教諭の教職課程も同様。） 【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2（4）
49	Q 「（3）障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の授業内容は、授業全体のどれだけの比重を要するか。一時的な疾病、アレルギー、ジェンダー、宗教・文化による配慮等も対象になるか。 A 教職課程コアカリキュラムにおける全ての一般目標及び到達目標を満たす限りにおいては、授業全体における各事項の割合は大学の裁量によるところであり、「（3）障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の項目において、特定の分野に偏らない限りにおいては、個々の分野の設定は大学の裁量で設定することは可能。
50	Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、一般目標の（1）と（2）を満たす単独の科目（1単位）を開設した上で、既存科目（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項）の一部分で（3）を満たすように授業科目を開設することは可能か。 A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、単独で1単位以上の科目を開設することが必要であるため、他の事項と組み合わせて内容を構成することはできない。一方、一般目標の（1）（2）を満たす単独の科目（1単位）を開設したうえで、別途（3）を満たす科目を「教育の基礎的理解に関する科目」の区分に開設し、必修又は選択必修科目として位置づけることは可能。
○「総合的な学習の時間」について	
51	Q 「総合的な学習（探究）の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の事項を含んだ科目を開設することは可能か。 A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法など）と組み合わせて開設することは可能である。 ただし、その場合においては、両方の事項を適切に表した科目名称であること、及び、両事項のコアカリキュラムを踏まえた科目内容であることが求められる。 【参照】 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方
52	Q 小・中学校の「総合的な学習の時間の指導法」に関する業績は高等学校における「総合

	的な探究の時間の指導法」の業績として認められるか。 A 「総合的な学習の時間の指導法」の業績における対象学校種は問わないが、認定を受けようとする免許状の学校種又は隣接校種の業績が望ましい。
○「学校体験活動」について	
53	Q 「学校体験活動」の取扱いについて、 ① 「教育実習」と一体のものとして、単位認定しなければならないか。 ② 「学校インターンシップ」を「大学が独自に設定する科目」に小・中免の選択科目として設置することは可能か。 ③ ②で設置した場合にも、実習計画書及び実習校の受入承諾書を提出する必要があるか。 A ① 教育実習と分けて科目を開設する必要がある。(事前事後指導のように、教育実習の単位数の中に学校体験活動を含めることはできない。) ② 可能である。 ③ 「大学が独自に設定する科目」に開設する場合には計画書及び実習校の受入承諾書の提出は必要ない。
54	Q 学校体験活動を教育実習の一部とする場合において、通常の実習と同様に、例えば2週間連続など短期集中型とすることは可能か。あるいは、通常の実習と異なり長期間に渡って継続的に実施する必要があるのか。 A 実施期間については制限はないため、大学及び実習校との調整により、短期集中型の実施としても差し支えない。
55	Q 学校体験活動の実習先について制限はあるのか。 A 学校体験活動においては、当該免許種の学校種に実習に行くことが望ましいが、学校体験活動を行うべき学校の要件は定められていない。また、教育実習における実習先と一致させることは必須ではない。なお、学校体験活動は基準に定める範囲において共通開設をすることが可能である。 【参照】 「教職課程認定基準」4－8
56	Q 学校体験活動は体験とはいえ、設定する場合には事前・事後指導が必要と思うが、事前・事後指導の時間数を含めて1単位としてよいのか。その場合、体験活動そのものの時間は1単位分を下回ることとなる。 A 学校体験活動における事前事後の指導についても学校体験活動の単位認定に係る一部分であると考えられるため、事前事後の指導時間も含めて1単位とすることは可能である。 また、教育実習の事前事後指導（1単位）の中に学校体験活動の事前事後指導を含めても構わない。
57	Q 既存科目を、教育実習の一部として実施する学校体験活動として改めて認定を受ける場合において、承諾書の日付は当初承諾を得た日付でも差し支えないか。また、様式第5号は作成する必要があるか。 A 教育実習の一部として既存の学校体験活動を移設する場合においても、教育実習と同様に、改めて受入承諾書を提出する必要がある。

58	Q 教育実習の一部として学校体験活動を行う場合において、同一教科の中高免許を取得する際は中高それぞれの活動に参加する必要があるのか。 A 学校体験活動は、現行の教育実習と同様の基準により共通開設が可能であるため、学校体験活動が中学校及び高等学校で共通開設されている場合においては、中高両方の免許状の科目として使用することが可能である。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－8
59	Q 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」の解釈は以下のどちらになるか。 ① 例えば、A免許状取得のための教育実習に必要な単位（5単位）について、教育実習3単位（事前事後指導1単位含む。）及び学校体験活動2単位を修得する場合、当該教育実習3単位及び学校体験活動2単位のいずれについても、他校種のB免許状取得のための教育実習の単位として流用することができない。 ② 例えば、C免許状取得のための教育実習に必要な単位（4単位）について、学校体験活動2単位を修得する場合、不足する2単位分については、他校種のD免許状取得のための教育実習に必要な単位を流用することができない。 A 教育実習に係る必要単位を他校種免許状からの単位流用と組み合わせて構成する場合において、不足分の単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要がある。（不足分を学校体験活動で充てることはできない。）その場合において、 ①の場合は、教育実習の3単位分については他校種への単位流用が可能である。 ②の場合は、他校種からの単位流用を組み合わせる必要単位数を構成する場合においては、不足分を学校体験活動で充てることはできない。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第8号
○「大学が独自に設定する科目」について	
60	Q 「大学が独自に設定する科目」について、改正前の「又は科目」のように、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができるのか。 A 「大学が独自に設定する科目」の考え方については、基本的には従前の「教科又は教職に関する科目」等のいわゆる「又は科目」の考え方と同じであり、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができる。また、「大学が独自に設定する科目」には、教科（領域）に関する専門的事項に準ずる科目として、理科や数学の免許状における「理数探究」のような教科を横断した科目や、幼小連携などの学校種の連携に主眼を置いた科目の設定も可能である。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号
61	Q 「大学が独自に設定する科目」は、開設しないこととしても差し支えないか。 A 「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設している科目がそれぞれの最低修得単位数を満たしており、かつそれぞれの最低修得単位数を超える単位数の合計が「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を超えている場合においては、「大学が独自に設定する科目」を開設しないこととして差し支えない。

62	Q 専修免許状の教職課程の科目の開設にあたって、「教科に関する専門的事項」のみ開設し「教育の基礎的理解に関する科目等」は開設しないこととして差し支えないか。
	A 差し支えない。
63	Q 社会福祉などの保育士養成課程の専門科目や特別支援学校教諭免許状の教職課程の科目を「大学が独自に設定する科目」に位置付けることは可能か。
	A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号
64	Q 小中一種免の課程における「道徳の理論及び指導法」の科目について、高一種免においては法令の規定がないが、「大学が独自に設定する科目」として申請すれば、高一種免の単位として使用することが可能か。 また、「大学が独自に設定する科目」に、教員養成を行う上で重要となる教養系の授業科目を配置することは可能か。（例、「科学者・技術者の倫理」「科学文化概論」等）
	A 前段は可能。後段は施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば可能である。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号、第3条第1項表、第4条第1項表、第5条第1項表
○「複合科目」について	
65	Q 「複合領域」とは何か。「領域に関する専門的事項」における複数の領域を統合した内容を取り扱う科目なのか、または「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を統合した科目を指すのか。
	A 例えば「環境」と「表現」領域に関する専門的事項を融合した科目や「保育内容の指導法（環境）」と「環境」領域に関する専門的事項を融合した科目を開設する場合は、「複合領域」の区分に開設が可能である。 なお、小学校、中学校及び高等学校の教職課程における「複合科目」についても考え方は同様であり、「教科に関する専門的事項」の複数の事項を取り扱う科目や「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を融合した科目を「複合科目」の区分に開設が可能である。
66	Q 「複合科目」の修得及び開設にあたって、いわゆる教科専門科目と各教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。
	A 施行規則に定める、「教科（領域）に関する専門的事項」と「各教科（保育内容）の指導法」の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目（領域）」区分の単位数を「教科及び教科（領域及び保育内容）の指導法に関する科目」の総修得単位数に含めることができる。ただし「教科（領域）に関する専門的事項」や「各教科の指導法」は課程認定基準により最低開設単位（科目）数が定められており、「複合科目（領域）」の単位数はこの最低開設単位（科目）数に含めることはできないため、留意いただきたい。 【参照】 「教職課程認定基準」4-1（1）（2）、4-2（1）（2）、4-3（1）（3）、4-4（1）（3）
67	Q 「複合科目」の開設は必須なのか。
	A 必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、「専門的事項」と「指導法」の架橋科目（複合科目）の積極的な開設が期待される。

68	Q 一般的包括的内容を含む科目を「複合科目」に設定することができるか。
	A できない。一般的包括的内容を含む科目は、「複合科目」とは別に開設する必要がある。
69	Q 例えば、中学校教諭一種免許状（国語）の授与を受けるために、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の内容を含めた複合科目のみ14科目28単位開設した場合、「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」のそれぞれの区分において授業科目を開設しないことも可能か。
	A 中一種免においては「各教科の指導法」を8単位、「教科に関する専門的事項」を20単位以上開設するよう、課程認定基準4-3で規定しているため、課程認定上においては「複合科目」のみの開設はできない。また、免許状取得要件を満たす上で、複合科目を「各教科の指導法」や「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数に含めることはできない。 【参照】 「教職課程認定基準」4-3（1）（3）、4-4（1）（3）
70	Q 幼稚園や小学校の教職課程において「複合領域（科目）」を担当する教職専任教員は、必要教職専任教員に含めることが可能なのか。
	A 課程認定基準4-1及び4-2に定めるとおり、「領域（教科）に関する専門的事項」の各領域（教科）における最低必要教職専任教員数を満たした上で、教職専任教員数に含めることができる。（例えば、幼稚園教諭養成課程の場合においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」領域のうち3領域以上にわたり、各領域それぞれに1人以上（最低3名）の教職専任教員を配置した上で、4人目以降の教職専任教員として「複合領域」を担当する教職専任教員を必要教職専任教員数に含めることができる。） 【参照】 「教職課程認定基準」4-1（3）、4-2（4）
71	Q 大学において共通開設する「複合科目」を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能なのか。
	A 課程認定基準4-8に定めるとおり、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。ただし、課程認定基準4-3及び4-4に定めるとおり、必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の教職専任教員とする必要がある。 【参照】 「教職課程認定基準」4-3（5）（※3）（※5）、4-4（5）（※3）（※5）、4-8（4）
○教育実習について	
72	Q 課程認定を受ける場合に必要となる教育実習協力校の承諾書は、個別の実習校の承諾書ではなく、教育委員会の承諾書でもかまわないか。
	A 教育実習の受け入れ窓口が教育委員会になっているような場合は差し支えない。 なお、栄養教諭養成の場合には、都道府県市の教育委員会の実習受入証明書を添付することを原則とする。 【参照】 「教職課程認定基準」14（3）
73	Q 学科等の下に専修やコース（学則上に定められていない組織）を設け、そのうちの専修やコースの学生のみが教職課程を履修できると定めた場合、実習校として当該専修・コースの定員に応じた学級数を確保することで足りるか。
	A 実習校の確保にあたっては、実際の履修人数にかかわらず、課程認定を受けた組織（こ

	の場合は「学科等」の定員に応じて確保しなければならない。 【参照】 「教職課程認定基準」 14 (2)
74	Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める旨の規定があるが、これに基づき、小学校教諭の教職課程における教育実習先を幼稚園のみ又は小学校と幼稚園の選択制とすることは可能か。また、その場合には、あらかじめ教職課程認定申請時に明記するとともに、後者の場合には、授業科目を分けて開講することが必要と思われるがいかがか。 A 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める規定があるものの、教職課程認定にあたっては、置こうとする教職課程の学校種における教育実習の授業科目を開設することが望ましい。 履修指導において、教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号に基づき、授与を受けようとする学校種とは異なる隣接種の学校における教育実習のみで、教育実習の単位を充足することについて妨げる規定はないものの、教員養成の質の向上の観点に照らして、大学が責任をもって適切な教育課程を編成することが必要である。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」 第2条第1項表備考第6号
75	Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、教育実習の実習校種は明示されているが、教科についての記載がない。 例えば、高等学校教諭（免許教科「情報」）の場合、商業科・工業科などでは、専門教育に関する科目の履修をもって教科「情報」の履修に替えている場合があり、情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習の受け入れについて、学生の母校等の高等学校側の理解を得ることが難しい状況がある。このような場合の教科の考え方について、教えてほしい。 A 情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習であれば、情報の教科指導を行っている高等学校を実習校とすることが望ましい。
76	Q 母校実習の考え方について教えてほしい。 A 教育実習については、大学の教職課程の一環として行われるものであり、大学は教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。 学生が自ら教職に就くことを希望する出身地の母校をはじめとする学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で有意義である一方、母校実習は、比較的大学から遠隔地の学校で行われることが多く、このような場合の大学の指導体制をどのように確保するか、教育実習を行う卒業生に対する実習校の評価の客観性をどのように確保するかといった課題もある。 従って、母校実習を行う場合は、 ① 大学と実習校とが十分に連携して指導を行うなど、大学が責任を持って教育実習に関わる体制を構築すること ② 実習校側も適切な評価に努めることが必要である。
○教育研究実施組織について	
77	Q 学部共通科目を複数学科の「教科に関する専門的事項」としてあてる場合、当該科目を担当する教職専任教員は、それぞれの学科における「教科に関する専門的事項」の教職専任教員数に含めることができるか。 A 教職課程認定基準4-8(4)により、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員をそれぞれの課程において教職専任教員数に含めることができる。ただし、中

	学校・高等学校の課程にあつては、必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は当該学科の教育研究に従事する者でなければならないため、留意すること。） 【参照】 「教職課程認定基準」 4－8（4）
78	Q 学科等ではなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の教職専任教員として含めてもよいか。 A 教職センターに所属している教員であっても、教職課程認定基準 3（7）①～④を満たしていれば、学科等の教職専任教員として含めてもよい。 【参照】 「教職課程認定基準」 3（7）
79	Q 申請学科等の教職専任教員であれば、「教科に関する専門的事項」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」などの両方の教職専任教員として扱ってもよいのか。 A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科（領域）に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか一つの科目においてのみ教職専任教員として扱うことが可能となっている。このため、例えば申請学科に所属する教職専任教員であっても、「教育の基礎的理解に関する科目等」などの教職専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する専門的事項」の教職専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する専門的事項」も担当する場合には、兼任教員として整理することになる。 【参照】 「教職課程認定基準」 3（9）（10）
80	Q 「みなし教職専任教員」などを必要教職専任教員数として含めた場合でも、定められている数のうち、半数以上は、自学科の教職専任教員の配置が必要である。必要教職専任教員数が3人と定められている教科の場合、半数はどのように計算するのか。 A 例えば国語の教職課程における「教科に関する専門的事項」の必要教職専任教員数は、3人以上と定められており、半数以上は自学科の教職専任教員でなくてはならないと規定されている。3人の半数は1.5人であるが、1.5人以上の人数、すなわち必要教職専任教員数3人のうち2人以上は自学科の教職専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし教職専任教員」として認められるのは1人となる。 【参照】「教職課程認定基準」 4－3（2）、（5）i）（※2）（※5）、4－4（2）、（5）i）（※2）（※5）
81	Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などの必要教職専任教員数について、教職課程認定基準において「大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて」とあるが、一の学科において開設している科目を他の学科でも履修するようにしている場合、必要教職専任教員数を算出するにあたっては、科目を開設している学科の定員を基準とするのか、科目を履修する学科すべてを合計した定員を基準として算出するのか。また、一の学科に所属する教職専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要教職専任教員数を満たしているといえるのか。 A 共通に履修することとなる教職課程を置いている学科等すべての入学定員の合計数を基準として算出する。なお、学則上は一の学科にのみ位置付けられている「教育の基礎的理解に関する科目等」などを他学科でも履修させるようにしている場合であっても、教職課程認定上は、複数の課程で共通の授業科目を開設していると考えため、教職課程認定基

	準４－８（４）より、一の学科に所属する教職専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要教職専任教員数を満たすことは可能である。 【参照】 「教職課程認定基準」４－３（５）ii）、４－４（５）ii）、４－８（４）
82	Q 大学において同一の学科等で小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、必要教職専任教員数は低減されないのか。 A 教職課程認定基準４－８（４）前段に基づき、同一の学科等において、小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、共通開設することが認められている授業科目を担当する教職専任教員については、それぞれの課程の必要教職専任教員数に含めることが可能となっている。 また、４－１（３）（※３）及び４－２（５）により、それぞれの課程で教職専任教員とすることができる。 【参照】 「教職課程認定基準」４－８（４）
83	Q 大学院におけるいわゆる独立研究科（基礎となる学部を持たない研究科）の教職専任教員が、学部学科等の課程の授業科目も担当している場合、当該学部学科等の教職専任教員として取り扱ってもよいのか。 A 当該学部学科等の教職専任教員とすることはできない。 原則として、教職専任教員は、当該課程を有する学科等の教育研究に従事する者でなければならないところ、特例として、大学の学科等と大学院の研究科専攻等が同一の教育研究分野を有する場合で、同一の学校種の教職課程を置く場合には、大学院の当該研究科における教職課程において、大学の学科等の教職課程の教職専任教員をあてることが可能となっているが、質問の場合はこれにあてはまらない。 【参照】 「教職課程認定基準」５－８（４）、（５）、（６）
84	Q 通信教育の課程における教職課程の場合、必要教職専任教員数は低減されるのか。 A 通学教育の課程と通信教育の課程が同一である場合には、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることが可能となっているが、原則として、通信教育の課程における教職専任教員は、通学教育の課程の場合の規定に準じて配置する必要がある、必要教職専任教員数に差異はなく、通信教育の課程において必要教職専任教員数を低減する規定はない。 【参照】 「教職課程認定基準」８（１）、（２）
85	Q 教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員（特任教授・特任准教授など）は、同課程上における教職専任教員とすることができるか。 A 教職専任教員の定義は、教職課程認定基準３（７）に規定しており、該当するかどうかを判断するに当たって特任教員などの学内における呼称に制限はない。 【参照】 「教職課程認定基準」３（７）
86	Q １つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（たとえば、数学と工業）、ある１人の教職専任教員が、数学の授業科目と工業の授業科目の両方の授業科目を担当することになった場合、両方の教職課程において教職専任教員として必要教職専任教員数に含めることができるか。

	A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」など、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されているが、ここでいう「教科に関する専門的事項」については、『免許教科ごとの「教科に関する専門的事項」』という意味も包含されている。 このため、共通に開設することが認められていない教科の「教科に関する専門的事項」の担当教員を両方の教職専任教員として取り扱うことはできず、どちらか一方の課程の教職専任教員とし、もう一方の課程については教職課程認定上の「兼任教員」として取り扱うこととなる。 【参照】 「教職課程認定基準」 3（9）、4－8（4）
87	Q 必要教職専任教員数や教育実習校の必要学級数について、入学定員によって数が異なると思われるが、この入学定員には編入学生数も含まれるか。 A 編入入学定員、科目等履修生定員及び臨時定員等は含まず、学則に定める入学定員を指す。
○その他	
88	Q 論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。 A 卒業論文、修士論文等の作成に関連した論文執筆や研究指導を目的とした科目などでは、学生によって扱う研究テーマ等が異なり、学校教育に資する教科又は教職の専門性にどのようなつながるか不明であることから、教員免許取得のために必要な単位として適当とは言えない。
89	Q 施設・設備について、教職課程認定基準において「…十分に備えられていなければならない」とあるが、施設数、図書の冊数等に基準があるのか。 A 明確な数的基準はないが、カリキュラムや学生数なども踏まえて、十分な環境となっているかどうかを適切に判断すること。特に小学校教諭の教職課程においては、理科実験室や体育施設等、開設する授業科目に応じて備えておくべき施設・設備が幾つか考えられる。学外の施設の利用も可能であるが、学外の施設を利用する場合には、授業開講スケジュールも勘案し、実質的に活用できるかどうかを検討の上、利用計画を立てること。
90	Q 既に教職課程認定を受けている課程において、教職課程認定基準等に照らし、適切でない形態をとっていることが判明した場合、どのように対応すればよいか。 A 教職課程認定基準において、「大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定している。 教職課程認定基準等に照らし、適切でない状態となっていることが判明した場合には、速やかに適切な形態になるように是正すること。なお、是正した内容に応じて、変更届の提出を要する場合には、適時変更届を提出すること。

●手続き関係

○教職課程認定申請について	
91	Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後4年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。

	A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば4年間、短期大学であれば2年間）を計画的に記載することとなる。
92	Q 課程認定申請書を提出してから認定を受けるまでの間で、大学（学部）設置の申請における指摘や教職課程の担当教員が、やむをえない理由（例：死亡・病気退職など）により変更する場合、どのように対応すればよいか。 A 判明後、すみやかに文部科学省へ連絡すること。
93	Q 認定課程を有する学科が、改組となった場合に、再度課程認定を受ける必要があるか。届出設置の場合には、変更届の提出でよいのか。例えば、以下のような場合には、再度の課程認定申請が必要か。 （例） 認定課程を有する学部学科と認定課程： ○外国語学部 英語学科 = 中一種免（英語） 日本語学科 = 中一種免（国語） 改組後： ○外国語学部 多言語多文化学科 英語専攻 = 中一種免（英語） 日本語専攻 = 中一種免（国語） A 届出設置であるか否かに関わらず、教職課程認定審査の確認事項1（1）より、学科等の組織の設置、廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受けなければならない。例の場合は、外国語学部において、既存の学科を廃止し、新たな学科の設置が行われていることから、新たに教職課程認定を受けなければならない。 ただし、同基準1（1）①～④に該当する場合は、新たに教職課程認定を受ける必要がない。いずれにせよ、教職課程認定を受けた際と異なる組織や教育課程等に変更を予定している場合には、文部科学省に相談すること。
94	Q 公立大学が法人化し改組を伴わない場合、名称変更のみでよいか。 A 法人化により設置者や名称が変更になる場合には、あらかじめ文部科学大臣に報告すること。また、教育課程（教育研究実施組織を含む。）に変更が生ずる場合には変更届を提出しなければならない。
95	Q 学部等の改組により、申請を行った場合、旧課程について取下げ届は必要か。 A 必要である。なお、提出のタイミングについては、申請課程の認定が決まった後とする。課程認定申請書において、申請課程以外の情報も記載されているところではあるが、認定年度に、新たに認定を受けた課程以外の認定課程において入学定員や学科等名称の変更がある場合には、申請書とは別に変更届を提出する必要があるため、注意すること。
96	Q 現在教職課程認定を受けている学科の入学定員を増員したいが、その場合に再度教職課程認定を受ける必要があるか。また、学科名称のみを変更する場合はどうか。

	A 原則として、学科の改組等を伴わない入学定員及び学科名称のみの変更であれば、改めて課程認定申請をする必要はないが、変更の届出が必要である。なお、当該学科等の教育課程の内容（教職課程に限らずに学科等全体の教育課程）が変更となる場合には、再度課程認定を受けることが必要になる場合があるため、特に、学科名称変更を行う場合には留意すること。 また、変更の届出のみで済む場合であっても、入学定員に応じて必要教職専任教員数が変わることなどに留意し、変更に伴って、教職課程認定基準を下回ることがないようにすること。<u>（担当教員等を増員（変更）する場合には、適切な業績を有する者であるかどうかを確認することが重要である。その他、変更内容について大学が責任をもって確認し、変更の届出を行うこと。）</u>
97	Q 小学校及び中学校の教職課程認定申請をする際に、介護等体験を行う社会福祉施設の一覧等の書類の提出が必要か。 A 教職課程認定の申請時に、介護等体験特例法に係る書類の提出は求めている。ただし、当該学校種の教職課程を置く場合には、学生が介護等体験を適時に経験することができるように、大学は関係機関と連携し、学生へ適切に指導することが必要である。
○教育研究業績書について	
98	Q 音楽や美術関係でのコンクール発表等を「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載することはできないのか。 A 演奏会や展示会のみをもって「活字の業績」とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。演奏会や展示会の実績は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することとなる。
99	Q 活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。 A 業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、（あくまで目安であるが）活字の総執筆分量が一桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が高いため、留意いただきたい。
100	Q 活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。 A 論文数や論文の形態（著書、論文、教育実績記録等）及び単著共著の別、執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。
101	Q 学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、インターネット上での論文集のみを掲載している場合があるが、「活字業績」として扱ってよいのか。 A 活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。
102	Q 授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付しインターネット上に公開しているが、「活字業績」として扱ってよいのか。 A 広く一般的に閲覧が可能な状態でインターネット上に公開しているのであれば、当該業績は「公刊」されているとみなされるが、自作のテキストを研究業績とみなすことはできないため、「担当授業科目に関する研究業績等」欄への記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。

103	Q 自作のテキストを冊子媒体にして授業中に配付しているが、(著書)の「活字業績」として扱ってよいのか。
	A 出版社を通じて流通し、書店などにおいて販売されている書籍についてのみ(著書)として記載可能であるため、冊子化されていても流通・販売されていない場合は(著書)として記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。
104	Q 「学校経営計画」や「年次指導計画」など、実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットを「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載できるか。
	A 実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットは内容により、「担当授業科目に関する研究業績等」の(その他)又は「教育上の能力に関する事項」若しくは「職務上の実績に関する事項」の「5. その他」に記載可能である。
105	Q 科学研究費助成事業の報告書を、「担当授業科目に関する研究業績等」の(学術論文等)として記載できるか。
	A 科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)の報告書は、「担当授業科目に関する研究業績等」の(その他)として記載すること。
106	Q 実務家教員の定義について、例えば、大学設置基準のように「実務経験〇年」、「離職後〇年以内」といった具体的な年数や、一般教諭と校長経験者の違い等があるのか。
	A 教職課程認定においては実務家教員についての定義は特に定めていない。大学設置基準上の実務家教員ではなくても「職務上の実績に関する事項」への記載は可能である。
107	Q 「職務上の実績に関する事項」は、いわゆる「実務家教員」のみが記載可能な項目なのか。
	A 実務家教員でなくても、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。
108	Q 「職務上の実績に関する事項」は当該免許状の学校種に基づくもののみ記載可能なのか。
	A 「職務上の実績に関する事項」については担当授業科目と関連のある内容を記載する。記載する学校種は限定されないが、当該免許状の学校種に基づいている方が望ましい。
109	Q 「職務上の実績に関する事項」について、何らかの記載が必須となるのか。
	A 「職務上の実績に関する事項」への記載は必須ではない。
110	Q 活字業績がない場合でも、職務上の実績において顕著な業績があれば「総合的に判断して」授業科目担当「可」となる場合があるのか。
	A 職務上の実績を有している場合であっても、活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。
111	Q 「直近10年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、「直近10年以内に教員審査を通過している教員については、教員審査は行わない」あるいは「業績書の提出は必要ない」と同義であると理解してよいのか。
	A 同義ではない。「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施するため、直近10年以内に教員審査を通過している教員であっても業績書の提出は必要であり、また、課程認定委員会の審査において指摘をされる可能性はあるため、留意いただきたい。
112	Q 業績不足が懸念される場合において、諮問前に業績を追加することは可能か。
	A 申請書提出後に公刊された業績を追加することはできない。
○その他書類の作成・提出方法について	

113	Q シラバスや業績書を英語で作成してもよいのか。
	A 英語（日本語以外の外国語）で作成する場合においては、併せて日本語訳を添付する必要がある。業績書については、各業績の「概要」欄の日本語訳を記載する。
114	Q 「複合科目」を開設しない場合は、行そのものを削除する必要があるか。
	A 行を残して空欄とする。
115	Q 「各教科の指導法」を大学において共通開設する場合はどのように記載をするのか。
	A それぞれの学科の様式において、共通開設欄に「他」と記載し、備考欄（変更届においては履修方法等欄）に開設元の学科等を記載する。（「複合科目」も同様）
116	Q 学則は、当該学科の開設科目と履修方法が記載された箇所のみ提出で足りるか。
	A 学則の提出に当たっては、開設科目一覧と履修方法に加えて、「学科等の名称」、「卒業要件」、「入学定員」と「学位の名称」が記載されている箇所以外については省略をすることができる。また、学位規程など、上記を定める規程を学則とは別に設けている場合は、その規程も併せて提出する必要がある。
○変更届について	
117	Q 教職専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。
	A 教職課程認定から何年か経過した後は、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、<u>当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に確認することが必要である。</u> なお、教員変更にあたっては、施行規則第21条第2項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること（いわゆる「変更届」を提出すること）となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。
118	Q 教職課程における教職専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに教職専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。
	A 海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも教職専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、教職専任教員と同等の役目を果たす代わりの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。 なお、その際、教職専任教員を新たに雇用する場合や既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合など、変更届が必要な場合に該当する対応を行うのであれば変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。
119	Q いわゆる「旧課程」の科目を「新課程」の科目と併せて行う場合において、変更届の提出は必要か。
	A 当該年度の在学生在が全て卒業することをもって廃止となる「旧課程」の科目であっても、教育課程の変更を行うのであれば『平成30年度以前の教職課程用』の変更届の提出が必

	要となる。 なお、旧課程と新課程の科目を併せて行うことは可能だが、当該科目が新課程・旧課程両方において適切な科目名称及び内容であることが前提となるため、各大学等において適切に取り扱うこと。
120	Q 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（通知）（4 文科初第 9 6 9 号 令和 4 年 7 月 2 8 日付）」において、高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等が「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に改められたことに伴い、中高で共通開設をしている授業科目「総合的な学習の時間の指導法」の科目名称を変更する必要があるのか。 A 変更する必要はないが、「総合的な探究の時間の指導法」の内容についても学習指導要領に照らして適切に扱うこと。また授業科目名称を「総合的な学習（探究）の時間の指導法」等と変更する場合には変更届を提出すること。
121	Q 単位数の変更を伴わず、授業科目 1 単位あたりの時間や授業回数や授業科目の開講時期を変更しようとする場合、教職課程の各科目について、変更届を提出する必要があるのか。 A 届出を必要とする変更にあたらないため、変更届の提出は不要である。 【参照】教職課程認定の手引き（令和 8 年度）＜本体＞I 3（2）
122	Q 教職課程認定審査の確認事項 1（1）③及び④に規定する「従前の学科等の教職課程と概ね同一である」とあるが、「概ね同一」とはどの程度を指すか。 A 学科等の改組については大学によって状況が異なるため総合的な判断になるが、学科等の廃止及び新設により、従前の学科等と比較して半数を上回るような授業科目数や教職専任教員数の変更がある場合は概ね同一とは言いがたい。
○教職課程を置く大学における事務等について	
123	Q 教員免許状の授与を受けるために、授与権者（都道府県教育委員会）へ提出する授与申請書類のうち、大学が作成する「学力に関する証明書」において、「教科に関する専門的事項」の各科目の「一般的包括的な内容」を有する科目を修得しているかどうかをどのように記載すればよいのか。 A 授与権者が、大学の授業科目のうちどれが「一般的包括的な内容」を有する科目であるかを知るためには、大学に照会しない限り特定できないため、大学が作成する「学力に関する証明書」において、該当する科目に○や下線を付して記載するなど、表記を工夫してほしい。
124	Q ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。 A ホームページ上に掲載してある「学力に関する証明書」は、あくまで記載例であるため、必ずしもこのとおりに作成する必要はない。 ただし、施行規則に規定されている文言は原則として「学力に関する証明書」に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等を行うことは構わない。また、大学の所在する都道府県教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会の定める授与申請手続きに則って書類を作成すること。
125	Q 教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目について、大学において証明をしなければならないのか。

	A 教育職員免許法第7条に基づき、教職課程の有無に関わらず、大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、希望者に対して学力に関する証明書を発行しなければならない。
126	Q 課程認定を受けるには、教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数を満たさなければならないが、やむを得ない事由により、急遽、教職専任教員が退職し、基準に定められている必要教職専任教員数を満たさなくなる場合が生じた際にはどうすればよいのか。 A 教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数を満たすように、速やかに教職専任教員を補充すること。また、補充までの期間に空白がないように努めることはもとより、空白期間が生じるとしても、当該教職課程の実施において支障のないようにすること。なお、兼任教員を補充するのみで対応するなど、恒常的に必要教職専任教員数を満たさない状況を作らないこと。
127	Q 平成10年4月1日以前に大学に在学した者で、卒業するまでに小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状に係る所要資格を得た者が、これらの免許状の授与を受けるにあたって、介護等体験を行うことが必要か。 A 不要である。 「小学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）は、平成10年4月1日から施行となっているが、同法附則第2項において、施行の日よりも前に教職課程を置く大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに普通免許状に係る所要資格を得たものについては、介護等体験を要しない旨が定められている。
128	Q 介護等体験の証明書において、“施設の長の名”の欄において、指定管理者制度関係で「管理者」との表記が増えてきている。各都道府県教育委員会への免許申請をするにあたり、一律に受付をしてもらえるとの確約があるのか。介護等体験の制度として、各都道府県において申請や対応に大きな開きがあり、現場での取りまとめが厳しい現状がある。 A 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（いわゆる「介護等体験特例法施行規則」）第4条より、介護等の体験を行った学校又は施設の長が、介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。 この証明書において、指定管理者制度上の管理者を施設の長とすることの是非については、各地方自治体における条例において定められている管理業務の範囲による。条例により、管理者が施設の長と同等の職務を有する者とされているのであれば、管理者を施設の長として証明書を発行することは適当と解する。
129	Q 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（26文科初第630号 平成26年9月26日付）」において、教員の養成の状況についての情報の公表を行うこととされているが、どの程度、詳細に公表する必要があるのか。また、今後、公表に関して様式や方法を定める予定はあるか。 A 公表する内容の範囲については、情報公開の意義を踏まえつつ各大学において適切に判断することとなるが、教員に関する情報については、常勤、非常勤の別を問わず、教職課程の授業科目を担当する教員全てについて公表すること。なお、様式等を定める予定はないが、教職課程を志望する学生等が情報収集を行いやすくなるよう留意すること。（ホームページにおいて教職課程に関する情報を1箇所集約する等）

●その他

○他の資格科目と教職課程の科目との併用について	
130	Q 公認心理師の資格科目と教職課程の科目を併せて開設している場合において、公認心理師の資格審査の際に名称や内容変更の指示があった場合においてはどのように対応すればよいか。 A 公認心理師に係る科目の名称については、公認心理師法施行規則（平成 29 年 9 月 15 日施行）により定められているため、教職課程の科目と併せて開設する場合においては、同規則にも適合する科目名称とした上で申請書を提出する。 なお、公認心理師に係る科目と教職課程の科目を併せて開設することは可能であるが、課程認定における審査においては、他の科目と同様に教職課程の科目として適切な名称及び内容であるか確認を行うので、授業内容の変更や科目名称の変更を指摘される可能性があるため、留意いただきたい。（例えば、公認心理師法施行規則に規定する科目名称を括弧書きで付記しつつ、教職課程の科目として適切な名称を設定することなども考えられる。） また、公認心理師以外の資格科目と教職課程の科目を併せて開設する場合においても同様の考え方となる。

3. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について（最終改定：令和3年11月2日）

事務連絡
令和3年11月2日

教職課程を置く各国公私立大学教職課程認定担当課
各指定教員養成機関教職課程担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について

日頃から、教員養成の充実に御尽力いただきありがとうございます。

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」及び教職課程認定基準等の改正に関し、これまでお寄せいただいた質問を踏まえ、別添のとおり質問回答集をまとめましたので、参考に送付いたします。

各大学等におかれましては、本回答集を参照いただき、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則に関すること
免許係

TEL：03-5253-4111（内線 3969）

Email：menkyo@mext.go.jp

○ICT事項科目、教職課程に関すること
教職課程認定係

No.	カテゴリ	問合せ内容	回答
1	ICT事項科目	幼稚園課程の各科目に含める必要事項は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」となっており、小・中・高のICT事項科目とは事項名が異なるが、授業科目名称を小・中・高と同じ「教育方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)」とし、幼と小で共通開設することは可能でしょうか。	幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状における「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」は、小・中・高の事項名と異なるが、従前の事項においては事項名・コアカリキュラムともに同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の内容を満たした上で、ICT事項に係る内容の1単位以上の授業時間の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高と共通開設が可能。
2	ICT事項科目	本学は幼稚園二種免許のみの課程認定を受けているが、ICT事項科目の開設は可能か。	幼稚園教諭免許状の必要事項である「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムの内容を満たした上で、ICT活用等の内容を充実するなど科目を変更することは可能ですが、あくまで当該事項での開設となります。
3	ICT事項科目	ICT事項科目の新設等について、既存の「教育方法論」の科目名称は変更せずに、コアカリキュラム及びシラバスにおいて「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」事項が追加で記載されていれば良いか。	どの事項の内容を含めて開設しているのか、科目名称で明確にする必要があるため、例えば「教育方法・情報通信技術活用論」や「教育方法論（ICT活用含む）」など、科目名称を工夫することが望ましい。
4	ICT事項科目	ICT事項科目は、教職課程履修者のみならず多くの学生に学んでもらいたいと考えているため、一般教養的な広く多くの学生が履修できる科目群に開講してもよいか。	教員養成を主たる目的とした学科でない場合、ICT事項科目は教職専門科目であるため、大学のどの科目群に開設するのは大学の判断によるが、科目の内容はコアカリキュラムにあるとおり、一般的なICTの技術のみを学ぶものではなく、それらを活用した教育の理論と方法を学ぶものである。このため、教職課程の履修者以外の学生の履修を妨げるものではないが、教職専門科目としての質を担保する必要があることに御留意いただきたい。
5	ICT事項科目	(1)「教育の方法及び技術」を従来の情報機器及び教材の活用を含む内容で2単位開設すれば、「教育の方法及び技術（小学校用）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（幼稚園用）の共通開設は可能か。（なお、ICT事項科目は1単位で別途新設し、小必修、幼選択を想定） (2) 中・高と養護においても（1）と同様にすることは可能か。	(1)(2)ともに可能ですが、共通開設とするならば授業科目名・シラバスを共通にする必要があります。
6	ICT事項科目	ICT事項科目について、①開講授業における1単位分の科目（授業）時間数はどのようなようになるか。②開講授業における授業形態（演習または講義等）はどのような形態が望ましいか。	①大学の時間数の換算により1単位分の時間が確保されていれば良い（講義であれば通常は7～8コマ程度を想定）。 ②授業形態については特段定めていないため、大学の判断によりシラバスの内容に即し教育効果の高い方法で実施いただきたい。実践的な内容とするため、適宜演習等を含めることが考えられる。
7	ICT事項科目	ICT事項科目改正に伴い、中高免許の課程に新科目を追加するが、従来の「教育方法論」はそのまま開設したい。その場合の「教育方法論」は、中・高、養護教諭、栄養教諭で共通開設することは可能か。	ご質問の場合、「教育方法論」の授業内容が従来の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムを満たすものとして開設され、かつ、中高の課程には新たな授業科目（ICT事項科目）の履修を追加で求めるのであれば、「教育方法論」は中・高・養・栄で共通開設が可能。
8	ICT事項科目	現在課程認定申請の審査中であるが、ICT事項科目に関し、①認定後、令和4年4月に開始するまでの間に、ICT事項関連科目の名称変更等はできるか。②もし、①ができない場合、令和5年2月までに行うICT事項科目変更届において変更は可能か。（適用は令和4年度入学者の2年次以降）	ICT事項関連科目の開始が、令和5年4月以降であれば、①、②いずれも可能（①②いずれも、ICT事項科目変更届により、各年度の2月末日までに提出のこと）。
9	ICT事項科目	ICT事項科目を令和4年度入学者のカリキュラムにおいて、3年次対象の科目（開講年度は令和6年度）とした場合であっても、令和4年度に入学する編入学生や科目等履修生に対応するために、令和4年度から、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を開講する必要がありますでしょうか。	原則、令和4年度の入学者向けのカリキュラムからの対応になる（編入学生、科目等履修生向けに開設することを妨げないが任意）。
10	ICT事項科目	①ICT事項科目の開設年度について、令和5年度開設の場合、令和4年度生に対して2年次配当という理解で間違いはないか。 ②ICT事項科目の教員カウントについて、ICT新設科目と、教育方法の科目について、同一の教員をカウントすることは可能でしょうか。もしくは、新科目について非常勤講師を担当者とすることも可能なのでしょうか。	①ICT事項科目は令和4年度入学者から適用するため、令和5年度から開設（開始）される場合は、2年次以降の履修になる。 ②専任教員の配置基準は学校種により異なるため、各基準を参照いただきたい（小学校は新基準4-2（4）、中高は4-3（5）ii）。なお、ICT事項科目と他の科目を兼ねて担当することは可能である。また、担当者の、専任・兼任・兼任の別は問わない。
11	ICT事項科目	①幼稚園教諭の場合は、ICT事項科目は必須ではないが、令和4年度よりICT事項科目と同様の内容を取り入れる場合、授業科目名の変更は必要か。 ②中・高の場合はICT事項科目は必須だが、令和4年度より「教育方法」という授業科目にICT事項を取り入れる場合、授業科目名の変更が必要か。	①ICT事項科目と同様の内容を含めるのであれば科目の名称もそれに即したものが望ましいが、幼稚園教諭については当該事項の修得が必須ではないため、名称の変更は任意（ただし、小・中・高と共通科目とする場合は授業科目名・シラバスを統一するなど必要）。 ②「教育方法」の名称では「教育の方法及び技術」のみを含む科目との誤解が生じる可能性がある。ICT事項を含むのであれば、授業科目名でそれを明確にするため、授業科目名の変更をすることが望ましい。

12	ICT事項科目	ICT事項科目の担当教員について、「当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてを可能とする。」とある。課程認定審査で「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」の担当者としての審査は受けていなくても、これらに関する業績があり、かつICT教育についての業績がある者であれば、担当は可能という認識でよいのか。	ご認識のとおり。
13	ICT事項科目	幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の科目については「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1単位を必修化する必要はないと理解してもよいのか。	幼稚園、養護教諭、栄養教諭については、今回のICT事項科目に係る改正は適用されないため、従来のままで構いません。
14	ICT事項科目	今回改正されましたICT事項科目等を複数大学で共同開設することは可能か。	ICT事項科目に限らず、連携開設科目等の制度にのっとって所定の手続を踏まえた上で開設をするなど、複数大学での科目開設が可能な場合がある。
15	ICT事項科目	既存の科目の内容等を見直し、ICT事項科目に対応した授業科目とする予定だが、もともと4年次前期の履修科目となっている。このまま4年次の履修科目としてよいのか。	ICT事項科目として免許状授与資格を得るための必修科目として位置づけるのであれば、教育実習を履修する前に修得することが望ましいため（「教職課程コアカリキュラム」策定時の参考資料「カリキュラム・マップ（イメージ）」を参照）、履修年次についてご検討いただきたい。
16	ICT事項科目	①課程認定申請書を提出する場合、「ICT事項科目」に係る第4号様式（履歴書・教育研究業績書）について、身分が専任教員、兼任・兼任に拘わらず「ICT事項科目」のほか「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」のいずれかの業績が必要であるか。 ②現在、「教育の方法及び技術」に関する業績を保有しているが、別の教員が「教育の方法及び技術」の事項科目を担当している場合でも、ICT事項科目の担当教員として届出が可能か。また、「各教科の指導法」の業績により申請する場合、本学開設の免許教科科目以外の「各教科の指導法」の業績で届出が可能か。	①ICT事項科目の担当者の業績は、当該事項の業績があれば足りる。それがない場合は、当分の間、「教育の方法及び技術」又は「各教科の指導法」の活字業績で担当可能という趣旨。 ②当該業績を有していれば、現在それに該当する授業科目を担当していなくてもICT事項科目の担当となることは可能。また、各教科の指導法の業績で届出をする場合、教科は問わない。
17	ICT変更届	教職課程認定審査の確認事項3に『当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者を持って充てることが可能とする。』とあるが、現在「教育方法(含情報機器及び教材の活用)」を担当している教員も変更届で履歴書・教育研究業績書を提出する必要があるか。	専任教員については提出が必要。
18	ICT変更届	変更届新旧対照表(中高)について、対照表の右下に「専任教員数(各教科の指導法)」の人数を記入する欄がある。例えば、「社会科・地歴科教育法」の専任教員がいる場合、この表内には氏名の記載はしないが、人数として計上してもよろしいか。	本件新旧対照表には各教科の指導法の専任教員名は記載しませんが、当該事項に専任教員が配置されている場合は、人数を記載してください。
19	ICT変更届	ICT変更届は開設の前年度の2月末に提出することになるが、「開設」というのは、その科目が具体的に「開始される」前年度の2月ということか。それともそのカリキュラムが適用される入学者のカリキュラム開始の前年度ということか。	前者を指す。
20	ICT変更届	① 説明会資料3のP15の2-4①の記載に対応する場合、在学生での変更届は旧課程の変更届様式・科目・必要事項にて提出することになると考えるがよろしいか。（必要事項が異なるため、在学生用と新入生用の2種類が必要となる） ② 上記のとおりであれば、在学生用の変更届にて、「ICT事項科目」の新設科目を追加する場合、「教育の方法及び技術」に位置付けるべきか。	① 在学生用カリキュラムと令和4年度入学者用カリキュラムで内容が異なると考えられるため、在学生にICT事項科目の開設を適用する場合は在学生用の変更届を提出してください。 ② 旧規則適用であればご認識のとおり。経過措置を適用せず、新規制に対応した科目として修得させるのであれば、新事項での記載でも構わない。
21	ICT変更届	本学は、ICT事項変更届を「大学学部学科等の課程」と「大学学部学科の通信の課程」で分けて提出するが、この変更届を別々の年度で提出することは可能か。	通学課程と通信課程でICT事項科目の開設時期が異なる場合は、それぞれの期限（令和4年度開設：令和4年2月末、令和5年度以降開設：令和5年2月末）に間に合うようにご対応ください。
22	ICT変更届	①キャンパスによって、ICT事項科目の授業科目名が異なってもよいのか。 ②1大学で1つの変更届で提出するとのことだが、複数キャンパスが遠方に分かれており、開設する時期が異なる。変更届の提出時期が異なってもよいのか。	①学部やキャンパスによって、開設状況が異なることが考えられるため、必ずしも授業科目名を大学で統一する必要はない。 ②原則、1つの大学において、ICT事項科目の変更届は開設年度の早い学科等に合わせた提出をお願いしており、学科ごとに五月雨での提出は想定していない。ただし、大学によってはキャンパスが遠方（50Km以上）にまたがり、実態として別の開設体制をとっている場合もありますので、そのような大学については、異なる年度での届出について、必要に応じてご相談ください。
23	ICT変更届	ICT事項科目の変更届時に、小・中・高の免許状における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に係る変更も手続を行うのか。	「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に伴う変更は、ICT事項科目の変更届での対応は不要です。ただし、授業科目名の変更、担当の専任教員の変更等、通常の変更届の対象となる事由が発生した場合は、通常の変更届と同様、変更が生じる前までに変更届の提出が必要です。
24	ICT変更届	ICT事項科目の変更届時に学則変更の届出は必要か。	学則については、ICT事項科目の変更届時は不要（通常の変更届においても学則は提出を求めている（手引P89⑦⑧除く））。
25	ICT変更届	ICT事項科目の変更届の新旧対照表において、兼任教員や兼任教員を追加する場合、専任教員ではないので「専任教員氏名・職名」欄は空欄になるが、それでも「教員追加」と記載する必要があるのか。	ご認識のとおり。兼任・兼任教員の場合は、新旧対照表では氏名を記載しないが、変更理由欄には「教員追加」と記載してください。教員の氏名が空欄になっていても、（2）変更一覧表において状況が確認できるため特段問題はありません。

26	ICT変更届	ICT事項科目以外の科目の変更は、ICT事項科目とは別に変更届（通常の変更届）が必要となるか。その場合は、令和4年3月末までに届出を行えばよいのか。	ご認識のとおり。
27	ICT変更届	教職課程認定審査の確認事項1（1）③、④に該当する変更届（手引P89の⑦⑧）の提出時において、ICT事項科目も対応する必要があるか。	確認事項1（1）③又は④に係る変更届の提出時点においては、ICT事項科目に係る改正の内容を含めていただく必要はない。ICT事項科目に関しては令和3年8月27日事務連絡に基づき変更届の提出をお願いします。
28	各教科の指導法	「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されますが、シラバスの内容のみを変更し、変更届の提出は不要という手続きでよろしいでしょうか。	各教科の指導法は（ ）書きの文言変更のみの改正であるため、今回はシラバスの変更のみで構わない。このため、変更届は不要（授業科目名や教員の変更等する場合は通常の変更届を提出してください）。
29	各教科の指導法	「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の授業科目名について、規則の改正に伴い（ ）の文言が変更になったが、既存の科目の名称（現行：「教科教育法」「教科教材論」）についても、科目名の末尾に（情報通信技術…）を含めるなどの対応は必要か。	シラバスにおいて情報通信技術の活用が確認できれば、情報通信技術の活用を含む旨の名称変更の必要はない。
30	各教科の指導法	今回「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のコアカリ改正が示されたが、「外国語（英語）コアカリキュラム」は改正がないため、「英語科の指導法」のコアカリについては「変更なし」という認識でよいのか。	英語の各教科の指導法のコアカリキュラムの内容自体は変更はないが、事項名の（ ）の文言の変更に伴うシラバス変更等は必要に応じて行ってください。
31	66条の6科目	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請手続きスケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいても、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。	当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和3年8月4日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。
32	66条の6科目	本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は1単位の科目である。この1単位の科目と「情報機器の操作」1単位を併せて2単位の修得とすることは可能か。	免許法施行規則において、「数理科目2単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。
33	66条の6科目	今回の改正により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」は必ず開設しなければならないのか。	ご認識のとおり、「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」（以下、「数理科目」）のいずれかを2単位分修得することとなるため、「数理科目」を必ず開設する必要はない。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することをお願いしたい。
34	66条の6科目	「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位＋「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどういうにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。	学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。
35	66条の6科目	本学は、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に採択されたが、プログラムの対応科目が、学科により異なり複数科目であることから、従来の「情報機器の操作」の対応科目をそのまま必須科目とし、「数理科目」は履修が望ましい科目として取り扱いたいと考えているが可能か。	「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれかを2単位分修得することとしているため、「情報機器の操作（2単位）」を必修とすることも可能。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することをお願いしたい。
36	66条の6科目	施行規則第66条の6の「数理科目」に、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を充てる場合、AI戦略で挙げられている「応用基礎レベル」は対象となるか。	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要項細目」（令和3年2月24日文部科学省高等教育局）においては、リテラシーレベルの認定プログラムのみ定められているため、現時点ではリテラシーレベルのプログラムを想定している。今後、応用基礎レベルのプログラムについても認定制度が実施されることになれば、それを踏まえ対象とするか検討することとなる。
37	66条の6科目	本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に対応した科目を第66条の6に定める科目として、昨年度3月に提出済みです。この科目について今年度は第66条の6の科目として認められるか。	昨年度の3月に変更届を提出されているのであれば、認定プログラムの認定前の提出となること、また施行規則の改正前であるため、その時点での科目の位置付けは「情報機器の操作」になります。現時点では認定プログラムの認定を受けているものと推察しますので、その場合は令和4年3月末までに施行規則第66条の6の「数理科目」として変更届を提出していただければ、それ以降は当該科目として扱うことができます。
38	66条の6科目	免許法施行規則第66条の6の科目も必ず変更届が必要か。その場合、ICT事項科目の開設等に関する変更届の方法と同じでよいのか。	免許法施行規則第66条の6については、従来通りの授業科目にて対応される場合は変更届をご提出いただく必要はございません。また、変更される場合は、通常の変更届で行ってください。

39	66条の6科目	免許法施行規則第66条の6に「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を追加するにあたり、数理・データサイエンス・AI教育プログラムを5科目10単位で構成している場合、プログラムを構成する一部の授業科目であっても、「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含され、2単位以上あれば良いか。（プログラムを構成する全ての授業科目の履修を求めるものではないと考えて良いか。）	ご認識のとおり。大学において適切に包括的な科目を設定いただきたい。
40	66条の6科目	「数理科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（令和3年2月24日。文部科学大臣決定。）により認定がなされたものであることを証明する書類の提出が必要とのことだが、既に科目を開設し、同授業科目について課程認定を受けている場合は、「証明する書類」のみを提出することで差し支えないか。	「数理科目」の認定を受けている大学については、積極的に当該科目を規則第66条の6の「数理科目」として活用することを奨励している。大学における「数理科目」への対応状況の把握の観点からも、「数理科目」の位置付けに変更することが望ましい（現在既に当該科目を開設して課程認定を受けているとあるが、「情報機器の操作」としての認定科目と思われる）。このため、科目の位置付けを変更する変更届及び証明する書類を提出ください。証明する書類は認定書の写しで構わない。
41	66条の6科目	令和4年度入学生からは、カリキュラム上、「数理科目」のみを開設し、「情報機器の操作」の科目は開設しないことは可能か。	可能（変更届の提出をお願いします。また、その際、認定を受けたことが分かる資料も提出してください）。
42	経過措置	経過措置について、令和4年度以前の入学者、例えば令和2年度の卒業生が「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にあたる本学開講科目「教育方法論」を在学中に修得済みの場合、ICT事項科目の修得は必要ないという認識でよいのか。	ご質問の場合、令和2年度の卒業時に既に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得されているので、令和4年3月31日までに既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む）」の科目を修得した者として経過措置により、改正後の「教育の方法及び技術」及びICT事項科目を修得したものとみなすことができる。
43	経過措置	令和4年度以前の入学者が改正前のICT事項科目を修得せずに卒業し、科目等履修生になった場合は、改正後のICT事項科目の修得が必要になるか。下記①・②のパターンそれぞれについてご教示いただきたい。 ①卒業後、間をおかず科目等履修生になった学生 ②卒業後、間を空けて科目等履修生になった場合	ご質問からは、卒業の時点が不明であるが、令和4年3月31日時点で在学関係がある者の場合、①、②いずれにおいても、令和4年3月31日に卒業しているため、間を置かず科目等履修生になった場合にも、新規により修得する（新規のICT事項科目の修得必要）。ただし、令和4年3月31日までに既に修得した旧科目は、新規の科目に読み替えることが可能（例えば、旧「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」→新「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」）
44	経過措置	再課程認定時には、法律の切り替えの前後（平成31年3月31日と4月1日）で大学の規定等により科目等履修生の身分が途切れないような扱いができれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるということでしたが、今回はどう解釈してよろしいか。	今回の改正においても、改正省令附則第2項により、令和4年3月31日に在学している者が学籍関係が継続している間にICT事項科目を修得する場合は経過措置の対象となります。
45	経過措置	①科目等履修生として今年度（令和3年度）に在籍している学生が、今年度末までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得の場合、令和4年度にも科目等履修生として在籍するが、ICT科目は必修となるのか。（継続性があると認められるのか） ②上記①において、継続性が有となった場合、令和2年度まで科目等履修生として在籍していたが、令和3年度は科目等履修生にならず、令和4年度から再度、科目等履修生に在籍予定の場合でも継続性はあるのか。 ③令和4年度から「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得で、新規に科目等履修生となる場合、正規学生向けでは3年次（R6年度）開講予定のICT科目を、科目等履修生のみ対象で令和4年度から開設をする必要があるのか。（上記1・2の継続性が無い場合も含む）	①令和4年3月31日と令和4年4月1日で間で学籍関係が継続していれば、経過措置の対象となる。 ②令和4年3月31日において在学している者ではないため、経過措置の対象ではない。 ③令和4年度入学者の所定の時期に開設すればよいため必要ない（ただし、在学者にもICT事項科目を修得させたい場合に、大学が所定の手続を経た上で在学者に当該新規科目を開設し、それを科目等履修生が修得するというケースは考えられる）。
46	経過措置	令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規の学力に関する証明書を発行することになるか。	改正省令については令和4年4月1日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。
47	経過措置	①令和4年3月31日において、課程認定大学等に在籍している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得せず、卒業後に教員免許の修得をする者は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いなのか。 ②2022（令和4）年4月に3年次に編入学する者で（2020年度入学生の3年次に合流）、編入学前の大学の教職課程で、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得し、その科目を本学の科目として認定すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を修得する必要はなく、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目が未修得であった場合には、令和4年度入学生と同様に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いなのか。	①ご認識のとおり。 ②免許法施行規則附則第2項により、令和4年3月31日までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得している場合は、経過措置の対象となるため、新たな修得は不要。それまでに修得していない場合は、改正後の規則の対象となる。

48	経過措置	令和4年3月31日までに、中2種免の課程認定のある短期大学で、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得せずに、令和4年4月1日に同一教科の中1種免の課程認定のある4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をした場合は、編入学後の大学で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば良いのか。それとも編入学をしたことで、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。	短期大学を卒業しており、編入学をした大学とは学籍関係が継続していないため、編入学後の大学で改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要がある。
49	経過措置	令和4年3月31日に、短期大学で中2種免を取得（所要資格を得た場合を含む。）した者が、令和4年4月1日に4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をし、免許法施行規則第10条の3を活用して同一教科の高1種免の免許を取得しようとする場合、短期大学で修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を、大学の判断で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容とみなせば（認定すれば）、改めて改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。その場合、短期大学において修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を、編入学後の大学の判断により、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（又はどちらか一方）に関する内容としてみなす（認定する）ことは可能か。可能である場合、編入学時に編入学後の大学において、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」や「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容が開設されていることが必要になるのか。（変更届を提出しているだけではなく、実際に開講されている必要があるのか。）改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も同様か。	○事例では、既に令和3年3月31日までに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みであることから改正省令附則第2項の規定により短期大学において「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とみなすことができる。 ○また、免許法施行規則第10条の3の規定により、短期大学でみなされた上記2つの単位を大学の判断により貴学の同科目の単位としてみなすこともできる。なお、編入学の際に短期大学を卒業していることから当該学生については改正後の免許法施行規則が適用される。 ○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も基本的に同様であるが（経過措置対象）、この場合は一種と二種で求められる修得単位数が異なることに留意。
50	経過措置	令和4年4月1日に、4年生大学「A大学」から別の4年生大学「B大学」の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に転学をした場合は、卒業までに「A大学」又は「B大学」で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があると理解して良いか。	事例の場合、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり（短大や高等専の卒業・修了をしていない）、令和4年3月31日と同年4月1日で、教職課程のある大学等との在学関係が引き続きしていれば、経過措置の対象となる（在籍する大学が変わっても構わない）。
51	経過措置	令和3年度以前にA大学α学科に入学し、令和4年4月1日以降に小1種免の課程認定があるA大学β学科に転学部・転学科（改正前の免許法施行規則が適用される学年）をし、小1種免の取得を目指す場合は、卒業までにβ学科で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があると理解して良いか。	ご認識のとおり
52	経過措置	旧法（平成10年改正法）下において修得した「教科の指導法」は平成29年改正免許法施行規則附則第3項に基づく、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」にしか読み替えることができないと思われるが、旧法下において「教科の指導法」を取得済みの場合は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を再度取得する必要があるという認識でよいのか。	ご認識のとおり
53	共通開設（複数学科）	中学・高校の教科専門科目についての他学科等開設科目の活用可能な範囲が、教育職員免許法施行規則の科目の半数までか、自学科等が開設する科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれか、に変更になったが、大学全体（全ての課程認定）で統一して選択するのではなく、課程認定や年度により、どちらかを選択することができるという理解でよいのか。	大学全体での統一は不要であるが、教職課程を置く学科等の課程ごとに、いずれかの基準を満たす必要がある（学科等によりどちらを満たすかは大学の判断）。なお、「年度により選択」の意味が不明であるが、ある年度から本基準の適用範囲を変えることにより授業科目の開設方法等科目変更が生じる場合は、事前に科目の変更届が必要となるため、適切に手続を行ってください。
54	共通開設（複数学科）	教職課程認定基準改正前においては、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例は組み合わせて適用することはできないと定められていたが（改正前教職課程認定基準4-8と4-9は組み合わせて適用することができない）、改正後は、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例を組み合わせて適用できると解してよいのか。	これまでは、教職専門科目の共通開設については、同一学科で共通開設できる特例（旧基準4-8（2））と、複数学科で共通開設できる特例（旧基準4-9（2））が別の基準として設定されていたため、特例を重ねて適用することは不可としていましたが、今回の改正で、これを一本化した（新基準4-8（2））ため、同一学科・複数学科に関わらず共通開設が可能となっています。4-8（2）に基づき、共通開設が可能な範囲で実施していただくことが可能です。
55	共通開設（複数学科）	複数学科等間での共通開設について、幼稚園教諭と養護教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」での共通開設を考えているが、本学の幼稚園の教職課程の科目は、保育士養成課程の科目を併せ行う科目が含まれている。そのような科目についても養護教諭と共通開設及び専任の共通化が可能か。	当該保育士養成課程の科目と併せ行う科目が、教職専門科目に位置付けられる科目であれば可能です。

56	共通開設（複数学科）	2つの学科等があり、それぞれ別の教職課程を有している場合、一方は通信教育課程のみの学科等でも、複数の学科等における教職専門科目の共通開設の範囲に含まれるか。 (例) ・A学科（通学課程）（通信教育課程） ①幼稚園教諭二種 ・B学科（通信教育課程） ②幼稚園教諭二種 上記の場合も、①②間で共通開設が可能と考えてよろしいか。	共通開設は可能であるが、A学科において課程認定基準10を適用し、通学課程の専任教員を通信教育課程にあてている場合は、課程認定基準4-8(4)の特例を重ねて適用する(A学科の教職課程で通学課程及び通信課程で専任教員とし、さらにB学科の教職課程において専任教員とする)ことはできませんので留意ください。
57	共通開設（複数学科）	「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施することが必要なのか。どのように捉えたらよいか。	同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合(学科によって科目名が異なる等)は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。
58	共通開設（複数学科）	①現状、既に複数の学科等がそれぞれの学科等で同じ内容の科目を開設している場合、その状態を維持したままの共通開設ということは可能か。 ②例えば、A学科が開設する中学校(社会)の科目を、B学科の高校(地理歴史)の免許申請のための科目として使用することができるか。	①上記No57を満たした上で、同一の共通科目を、複数クラス開設(各学科等の所属学生それぞれに対して開設)するということもあり得る。 ②社会と地理歴史で重なる事項について可能。それを共通開設として行うことも可能であるし、他学科開設科目を自学科開設科目にあてるとすることも可能。
59	共通開設（複数学科）	今回の基準の改正を踏まえ、共通開設等変更をする場合、在学生にも適用は可能か。	在学生についても新基準の適用は可能である。その場合、在学生用の科目の変更届を提出してください。
60	共通開設（複数学科）	基準4-8(2)viで「各教科の指導法に関する科目」の共通開設について、小・中間で可能で、中・高間で可能ということは小・中・高間で可能ということでしょうか(基準4-8(2)v)の教育実習の箇所では、ただし書きによる打ち消しがあるが、vi)ではないので可能と読むこともできる)。	中高の各教科の指導法の特例(vii)と、小中の各教科の指導法の特例(viii)はそれぞれ別の取扱いであり、かつ、共通で実施できる内容として科目内容を構成した場合である(このため、既存科目をどちらにも使えるという趣旨ではなく、共通開設にふさわしいシラバスの内容に見直すことが必要)。今回の改正においては、小中学校での各教科の指導法の共通開設までは認めていない。
61	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例は、中学校の課程認定はあるが小学校の課程認定のない学科(A学科)が、小学校一種の課程認定のあるを受けている学科(B学科)と教科に関する専門的事項や教職専門科目を共通開設するなどして、他の小学校一種免許に必要な科目はB学科で他学科履修をし、中学校一種の教員免許に加えて他学科履修で小学校一種の教員免許を取得することができるという趣旨の改正か。	本改正の趣旨としては、小学校の教職課程と中学校の教職課程の科目の開設方法の弾力化により、大学が両方の教職課程を設置することがより可能となることを目的としているが、結果的に学生にとって両方の免許状取得がしやすくなることが想定される。一方で、他学科間での学生の履修の乗り入れが生じることになるため、科目の開設方法での工夫や、全学的に質を担保するための体制の整備等について、十分留意する必要がある。
62	共通開設（義務教育特例）	①教育学科中等教育コースにおいて、卒業までに中一免と小一免(または小二免)の両方の取得に必要な単位の修得が実質的に可能である場合、大学の広報媒体で、「本学が指定する条件を満たした上で、コースを越えて所定の単位を修得することにより、小学校教諭二種免許状が取得できる場合もあります。」などと注記することは差し支えないか。 ②教育学科のコース共通科目として「小中教育実習」を開設し、小一免及び中一免の教職課程に共通に開設する教育実習の科目とした場合、教員養成を主たる目的としていない他学科の学生が当該科目を履修することは可能か。	①所属する学科やコース外の履修であること等を明確にした上で、そのような履修指導をすることも考えられる。ただし、履修上の負担等、学生側に誤解が生じない伝え方に留意が必要。 ②可能である(教員養成を主たる目的とした学科と他学科とで、複数学科の共通開設として扱う場合)
63	共通開設（義務教育特例）	中高の教職課程のあるA学科で、小学校免許の取得を可能とする場合に、B学科(教育学科)の小学校教諭養成課程と共通に科目開設するなどによりA学科の小学校課程の教員養成カリキュラムを編成し、A学科として小学校課程認定の申請をすることになる、という理解でよろしいか。	A学科で小学校免許の課程認定を受けたい場合は、まずはA学科が教員養成を主たる目的とする学科等であることの要件を満たす必要がある。その上で、課程認定を受ける際のカリキュラムの編成において、今回の基準改正で認められた範囲でA学科内の中高の科目や、B学科と共通開設科目を含めて申請することが可能となる。A学科で小学校の課程認定を受けない場合であれば、科目レベルでのB学科との連携(共通科目の設定等)することが可能。
64	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例を適用した場合の教員養成カリキュラムの教育実習(小中教育実習)の共通化の例を具体的にお示しいただきたい。	中学校の教職課程のある学科等は、高校の教職課程も併せて有するケースが多いと思われるため、例えば、実習本体部分の4単位のうち、2単位ずつ共通化を図ることが考えられる(例:小・中共通を2単位、中・高共通を2単位、小単独2単位)。
65	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例に係る基準改正について、①変更届を提出して適用を受ける場合、最短で「令和5年4月1日入学者(令和5年3月末日までに変更届提出)」から適用となるのでしょうか。②令和5年4月1日から組織再編を行うため、本年度(令和4年)3月下旬までに課程認定申請手続を行う予定。この場合、義務教育特例を想定した専任教員配置で書類を作成し申請することになるか。	①最短で令和4年4月1日から適用となります。この場合、令和4年3月31日までに変更届の提出が必要です。 ②義務教育特例を適用した基準で申請いただくことが可能(特例を使うかどうかは、任意。)

66	共通開設（義務教育特例）	免許の小中併有を実現するためには、課程認定は学科ごとに受けるものであるため、例えば、小学校の課程認定のあるA学科で中学校教諭1種（理科）を追加する場合、あるいは、中高の課程認定のあるB学科で小学校教諭1種を追加する場合には、改めて課程認定を受ける必要があり、また、小学校教諭の課程認定については、課程認定基準2-（6）により教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないことから、学科の目的等を変更する必要、すなわち、改組等の申請の必要がある、という理解でよいのか。	義務教育特例を活用し、A学科とB学科の科目の共通開設等をするだけであれば変更届で可能であるが、新たな教職課程の認定を追加するのであれば、課程認定が必要。また、小学校の課程認定の場合はご認識のとおり、教員養成を主たる目的とした学科等である必要があることから、認定を受ける学科等の目的等変更に伴う所定の手続が必要。
67	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例を活用し、例えば、国語の各教科の指導法について、「初等中等国語科教育法」（小1種免・中1種免（国語））の開設し、この授業科目を高1種免（国語）の「大学が独自に設定する科目」として変更届を提出することは可能か。	可能である。
68	小学校課程要件緩和	4-8（2）Vにおいて、小学校教諭と中学校教諭で共通に開設した教育実習の授業科目は直接的には高等学校教諭には利用できないが、単位の流用（施行規則第2条表備考第11号）により教育実習の単位は3単位まで流用可能と思います。この場合、流用により小学校教諭・中学校教諭用の教育実習の単位を5単位取得した学生は高等学校免許取得のためにこの単位を3単位流用して高等学校免許の教育実習単位（3単位）を満たせるという理解でよろしいか。	幼稚園、小学校、中学校については、記載のとおり教育実習のうち3単位を他校種の教育実習の科目から流用できますが、高校の場合は、規則第5条表備考第4号において、他校種の教育実習の科目を2単位まで流用できるとしています。
69	共通開設（義務教育特例）、小学校要件緩和	小学校教科の開設がこれまでの10教科より、1教科からの開設が可能となったが、教員養成学部で10教科を開設しているような学部の場合であっても、例えば国語専攻に所属している学生は、教科専門科目を「初等国語（書写含む）」「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」の計10単位を取得し、各教科の指導法科目で「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「英語」の各指導法、計20単位を取得し、合計30単位を取得するような履修の仕方はできるか。	免許法施行規則上（第3条表備考第1号）では、小学校の教科専門科目は1以上の科目の修得となっていること、また、今回の基準改正で教科専門科目の開設の条件が緩和されたことから可能である（質問で記載されているような科目が、小学校の教科専門科目としての課程認定（又は変更届手続）を受けることが必要）。
70	自己点検等	本学では、教職課程の全学組織設置に向けた検討を今年度から着手しているが、令和4年4月1日の設置は難しく、令和5年4月1日の設置を目指している。上記のような検討状況であっても改正施行規則に抵触しないと考えてよろしいでしょうか。つまり、施行日時点では全学的な組織設置に向けた準備に着手してはいるものの、設置までには至っていない状況であるが問題ないか。	「免許法施行規則第22条の7においては、「大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」とされており、令和4年度から、このような体制が整備される必要がある。必ずしも教職課程の全学組織の設置日が令和4年4月1日であることを求めるものではないが、複数の学科等の教職課程間が連携し全学的な観点から教職課程の運営が実施できる体制を備えていただきたい。
71	自己点検等	改正後の施行規則の施行日が令和4年4月1日のため、施行後最初の自己点検・評価については、令和3年度の状況について行い、報告書も令和4年度内に公表するべきか。または、大学全体の自己点検・評価に合わせて実施するものと大学が機関決定した場合、報告書の公表は令和5年度以降になることもあり得るが、必ずしも令和4年度内に公表してなくても差支えないか。	○施行が令和4年4月1日であるため、それまでに体制を整え、それ以降から評価ができるようにすれば良い。 ○大学の教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば毎年度行うことも考えられるが、その実施間隔や公表の時期等は各大学の状況に応じ適切に判断すること。
72	連携開設	連携開設等に関する基準等の改正について、本学は大学と短大を併設しているが、「大学」「短大」間でも、この基準が適応できるのか。	連携開設科目の活用（連携開設科目制度を活用し自大学の教職課程の科目にみなすこと（新基準3（3）））のみであれば、この制度を活用可能である大学連携推進法人の認定を受ける等の条件を満たし、かつ教職課程の科目の変更届を提出することで可能です。一方、連携開設科目の活用にとどまらず、「連携教職課程」（新基準2（3））としての認定を受ける場合は、同一の免許種での課程認定を同時に受ける必要があるため（新基準9）、大学と短大では免許種が異なるため可能でないことに留意。
73	フラッグシップ大学	教員養成フラッグシップ大学構想について、本学は、教員養成フラッグシップ大学の申請を考えている大学（責任校）との「連携協力校」として、参加することを検討している。その場合、「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とするという学部段階の特例措置を「連携協力校」である本学が必ず活用しなければならないか。	フラッグシップ大学の公募要領に記載のとおり、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力措置については、教員養成フラッグシップ大学として指定された大学が、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくための牽引（けんいん）役としての役割を果たすことを踏まえて、当該教員養成フラッグシップ大学に限って認められるものであり、取組の実施に当たって連携する大学はその対象とはならない。共同実施制度や連携開設制度を活用して実施する場合には、関係大学が共同で申請の上で、それぞれの大学が指定要件を満たすものとして教員養成フラッグシップ大学の指定を受けることが必要。
74	変更届（通常）	通常の教育課程の変更届を提出する予定であるが、その場合、新旧対照表の第四欄部分の「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の欄には新設した「教育方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）」のみ記載すればよいのか。	ICT事項科目の変更届を届出済みであれば、ご認識のとおり。

75	単位の流用	改正後の免許法施行規則で小1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して幼1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、幼1種免の課程で「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を必ずしも修得する必要はないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した小1種免の「教育の方法及び技術」の単位を幼1種免の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位に流用することができる。
76	単位の流用	幼1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免の課程で「教育の方法及び技術」に関する内容を修得する必要はないが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容は小1種免の課程で修得しなければならないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする際に、幼1種免を取得した際の単位を流用する場合、小1種「教育の方法及び技術」の単位のうち2単位までは幼1種「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を持ってあてることができるが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」にはあてることができない。
77	単位の流用	改正後の免許法施行規則で中1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第11号（単位の流用）を適用して小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免取得に必要な「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した中1種の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を流用すれば改めて修得する必要はない。

4. 教職課程認定等に係る質問等に関する留意事項及び令和7年度中の変更届等の提出等について（令和7年9月22日事務連絡）（抄）

事 務 連 絡

令和7年9月22日

教職課程を置く各国公私立大学担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室教職課程認定係

教職課程認定等に係る質問等に関する留意事項及び 令和7年度中の変更届等の提出等について（依頼）

平素より円滑な教職課程認定事務の実施に御尽力くださりありがとうございます。

教職課程認定事務については、各大学等から、課程認定の要否、課程認定基準についての解釈、教職課程の運用等について、都度質問等を頂戴しているところです。

この度、質問等に対する回答を円滑かつ正確に行う観点から、質問等を送付される際に留意いただきたい事項について整理しましたので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、令和7年度中に提出される変更届等（令和9年度開設 教職課程認定審査の確認事項1（1）③又は④（変更届⑦又は⑧）を含む。）について、例年、提出誤りや提出漏れがあることから、別添のとおり提出いただくこととしましたので、該当のある大学においては、御確認いただき、手続き漏れや手続き忘れがないよう御対応ください。

なお、当課においては、令和7年10月1日に、組織変更により、初等中等教育局教育職員政策課となります。これに伴う電話番号・メールアドレス等の変更はございません。

記

（1）質問等の前に、教職課程認定の手引きの手続き関連ページ、過去の説明会資料、基準等改正時の施行通知又は事務連絡、過去に示した Q&A などを必ず確認いただき、自己解決に努めていただきたいこと。

（2）質問事項等に関し、組織内の他の担当者や前任者に確認するなど、組織内で知識を継承し、解決に努めていただきたいこと。

（3）教職員個人による個別の問合せは受け付けないため、大学において質問事項を取りまとめた上で問合せを行うこと。

(4) 質問等を行う際は、末尾に記載のメールアドレス宛にメールにて送付いただきたいこと。電話での問合せは、回答に当たって考慮すべき事項や、前提となる情報等について必ずしも正確に聞き取り等ができない場合があるほか、聞き間違い等により不正確な回答になる恐れもあることから、原則として受け付けしかねること。

特に、課程認定申請の要否等については慎重に回答する必要があるため、必ずメールでの問合せを行うこと。(電話での回答は一切行わない。)

(5) 万一にも誤った回答や誤解を生ずる回答となることを避け、円滑かつ正確に回答を行うため、質問等を送付する際は、少なくとも以下の事項を明確に記載いただきたいこと。

- ① 質問等の発端となった事実関係 (※1)
- ② 質問等に関する組織としての見解
- ③ ②の見解に至った根拠 (基準、過去の説明会資料、Q&A 等)
- ④ ①～③を踏まえ、解釈等において疑義のある点及びその理由 (※2)

※1 回答に当たって必要な情報が不足している場合には、文部科学省から追加の情報提供等を求める場合がある。

※2 例：「課程認定基準○(○)について、～～～の理由から、□□と解釈とすべきか、△△と解釈とすべきか判断しかねている」など。

(6) 当省では、多様な質問等を恒常的に受けており、順次での回答となることから、回答希望日の指定には必ずしも対応できないこと。

(本件担当)

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 ※
教員免許・研修企画室 教職課程認定係

Tel : 03-5253-4111 (内線 : 2451、2453)

Mail : kyo-men@mext.go.jp

※令和7年10月より、初等中等教育局 教育職員政策課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局教育職員政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp